



B.LEAGUE

**B.LEAGUE
OFFICIAL
RULE BOOK
2025-26**

規約・規程集

B1会員

レバンガ北海道

法人名 株式会社レバンガ北海道

実行委員名 横田 陽

所在地 〒004-0041

北海道札幌市厚別区大谷地東2丁目5-60 イーグルタウン大谷地店2F

仙台89ERS

法人名 株式会社仙台89ERS

実行委員名 志村 雄彦

所在地 〒982-0001

宮城県仙台市太白区八本松2-2-32

秋田ノーザンハピネット

法人名 秋田ノーザンハピネット株式会社

実行委員名 水野 勇気

所在地 〒010-0001

秋田県秋田市中通7丁目1番2-3号 秋田ノーザンゲートスクエア2F

茨城ロボッツ

法人名 株式会社茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント

実行委員名 川崎 篤之

所在地 〒310-0851

茨城県水戸市千波町2084番地2 茨城放送ビル2階

宇都宮ブレックス

法人名 株式会社栃木ブレックス

実行委員名 藤本 光正

所在地 〒320-0066

栃木県宇都宮市駒生二丁目10番28号

群馬クレインサンダーズ

法 人 名 株式会社群馬クレインサンダーズ
実行委員名 阿久澤 翼
所 在 地 〒373-0851
群馬県太田市飯田町894-2

越谷アルファーズ

法 人 名 株式会社アルファーズ
実行委員名 上原 和人
所 在 地 〒343-0808
埼玉県越谷市赤山本町6番地16

アルティーリ千葉

法 人 名 株式会社アルティーリ
実行委員名 新居 佳英
所 在 地 〒260-0025
千葉県千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー22F

千葉ジェッツ

法 人 名 株式会社千葉ジェッツふなばし
実行委員名 田村 征也
所 在 地 〒273-0011
千葉県船橋市湊町2丁目3-17 湯浅船橋ビル6F

アルバルク東京

法 人 名 トヨタアルバルク東京株式会社
実行委員名 林 邦彦
所 在 地 〒135-0064
東京都江東区青海1丁目3番1号

サンロッカーズ渋谷

法 人 名 株式会社サンロッカーズ
実行委員名 神田 康範
所 在 地 〒141-0033
東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー

川崎ブレイブサンダース

法 人 名 株式会社DeNA川崎ブレイブサンダース

実行委員名 川崎 渉

所 在 地 〒212-0013

神奈川県川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル14F

横浜ビー・コルセアーズ

法 人 名 株式会社横浜ビー・コルセアーズ

実行委員名 白井 英介

所 在 地 〒224-0003

神奈川県横浜市都筑区中川中央1丁目1-6

富山グラウジーズ

法 人 名 株式会社富山グラウジーズ

実行委員名 高堂 孝一

所 在 地 〒930-0906

富山県富山市金泉寺44-1

三遠ネオフェニックス

法 人 名 株式会社フェニックス

実行委員名 岡村 秀一郎

所 在 地 〒440-0076

愛知県豊橋市大橋通二丁目146番地

シーホース三河

法 人 名 シーホース三河株式会社

実行委員名 寺部 康弘

所 在 地 〒448-0029

愛知県刈谷市昭和町二丁目3番地

ファイティングイーグルス名古屋

法 人 名 豊通ファイティングイーグルス株式会社

実行委員名 成瀬 日出夫

所 在 地 〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅4-9-8 センチュリー豊田ビル

名古屋ダイヤモンドドルフィンズ

法 人 名 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ株式会社

実行委員名 東野 智弥

所 在 地 〒461-8670

愛知県名古屋市東区矢田南5-1-14

滋賀レイクス

法 人 名 株式会社滋賀レイクスターズ

実行委員名 原 穀人

所 在 地 〒520-0801

滋賀県大津市におの浜4-7-5 オプテックスにおの浜ビル3F

京都ハンナリーズ

法 人 名 スポーツコミュニケーションKYOTO株式会社

実行委員名 松島 鴻太

所 在 地 〒600-8862

京都府京都市下京区七条御所ノ内中町64番地1 OES BLDG. 5F

大阪エヴェッサ

法 人 名 ヒューマンプランニング株式会社

実行委員名 磯村 英孝

所 在 地 〒542-0081

大阪府大阪市中央区南船場4-3-2 ゼント心斎橋ビル9階

島根スサノオマジック

法 人 名 株式会社バンダイナムコ島根スサノオマジック

実行委員名 榎本 幸司

所 在 地 〒690-0826

島根県松江市学園南一丁目2番1号 くにびきメッセ4F

広島ドラゴンフライズ

法 人 名 株式会社広島ドラゴンフライズ

実行委員名 浦 伸嘉

所 在 地 〒733-8624

広島県広島市西区草津新町2-26-1 アルパーク東棟10F

佐賀バルーナーズ

法 人 名 株式会社佐賀バルーナーズ

実行委員名 田畠 寿太郎

所 在 地 〒840-0826

佐賀県佐賀市白山2丁目3-16 白山テラス2階

長崎ヴェルカ

法 人 名 株式会社長崎ヴェルカ

実行委員名 伊藤 拓摩

所 在 地 〒850-0046

長崎県長崎市幸町7番1号 STADIUM CITY NORTH 5F

琉球ゴールデンキングス

法 人 名 沖縄バスケットボール株式会社

実行委員名 仲間 陸人

所 在 地 〒904-0023

沖縄県沖縄市久保田3丁目11番1号 プラザハウスフェアモール2階

B2会員

青森ワッツ

法 人 名 青森スポーツクリエイション株式会社

実行委員名 渡邊 裕介

所 在 地 〒038-0012

青森県青森市柳川1丁目4-1 青森港旅客船ターミナルビル2F

岩手ビッグブルズ

法 人 名 株式会社岩手ビッグブルズ

実行委員名 水野 哲志

所 在 地 〒020-0851

岩手県盛岡市向中野字細谷地95-1

山形ワイヴァンズ

法 人 名 株式会社パスラボ
実行委員名 佐藤 洋一
所 在 地 〒990-0025
山形県山形市あこや町1-2-4

福島ファイヤーボンズ

法 人 名 福島スポーツエンタテインメント株式会社
実行委員名 西田 創
所 在 地 〒963-8834
福島県郡山市図景1丁目6-5 図景ACビル4F

横浜エクセレンス

法 人 名 株式会社横浜エクセレンス
実行委員名 桜井 直哉
所 在 地 〒231-0027
神奈川県横浜市中区扇町3-8-4 日神ビル関内2F

福井ブローウィンズ

法 人 名 株式会社福井ブローウィンズ
実行委員名 湯本 真士
所 在 地 〒910-2178
福井県福井市梅野町第15号1番地2

信州ブレイブウォリアーズ

法 人 名 株式会社NAGANO SPIRIT
実行委員名 木戸 康行
所 在 地 〒381-2226
長野県長野市川中島町今井384番地 土屋ビル2・3階

ベルテックス静岡

法 人 名 株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ
実行委員名 松永 康太
所 在 地 〒420-0822
静岡県静岡市葵区宮前町107番地

神戸ストークス

法 人 名 株式会社ストークス

実行委員名 渋谷 順

所 在 地 〒650-0041

兵庫県神戸市中央区新港町2-1 GLION ARENA KOBE

バンビシャス奈良

法 人 名 株式会社バンビシャス奈良

実行委員名 加藤 真治

所 在 地 〒630-8222

奈良県奈良市餅飯殿町5 奈良もちいどのビル2階

愛媛オレンジバイキングス

法 人 名 株式会社エヒメスポーツエンターテイメント

実行委員名 北野 順哉

所 在 地 〒790-0001

愛媛県松山市一番町1丁目4-1

ライジングゼファー福岡

法 人 名 ライジングゼファーフクオカ株式会社

実行委員名 古川 宏一郎

所 在 地 〒815-0082

福岡県福岡市南区大楠1-34-16

熊本ウォルターズ

法 人 名 熊本バスケットボール株式会社

実行委員名 湯之上 聰

所 在 地 〒862-0924

熊本県熊本市中央区帯山4丁目17-1

鹿児島レブナイス

法 人 名 株式会社鹿児島レブナイス

実行委員名 有川 久志

所 在 地 〒892-0853

鹿児島県鹿児島市城山町1-6 MBC城山ビル2階

※2025年10月1日時点

定 款

第1章 総 則	1
第1条〔名称〕	1
第2条〔事務所〕	1
第2章 目的および事業	1
第3条〔目的〕	1
第4条〔事業〕	1
第3章 会 員	2
第5条〔法人の構成員〕	2
第6条〔会員の資格の取得〕	2
第7条〔入会金および会費〕	3
第8条〔任意退会〕	3
第9条〔除名〕	3
第10条〔会員資格の喪失〕	3
第11条〔会費等の不返還〕	4
第4章 会員総会	4
第12条〔構成〕	4
第13条〔権限〕	4
第14条〔開催〕	4
第15条〔招集〕	4
第16条〔議長〕	5
第17条〔議決権〕	5
第18条〔決議〕	5
第19条〔決議の省略〕	5
第20条〔議事録〕	6
第5章 役員等	6
第21条〔役員の設置〕	6
第21条の2〔特任理事〕	6

第21条の3〔執行役員〕	6
第22条〔役員の選任〕	7
第23条〔理事の職務および権限〕	7
第24条〔監事の職務および権限〕	7
第25条〔役員の任期〕	7
第26条〔役員の解任〕	8
第27条〔役員の報酬等〕	8
第28条〔取引の制限〕	8
第29条〔責任の免除または限定〕	8
 第6章 理 事 会	 9
第30条〔構 成〕	9
第31条〔権 限〕	9
第32条〔招 集〕	9
第33条〔議 長〕	9
第34条〔決 議〕	9
第35条〔議事録〕	9
 第7章 実行委員会	 10
第36条〔実行委員会〕	10
 第8章 資産および会計	 10
第37条〔事業年度〕	10
第38条〔事業計画および収支予算〕	10
第39条〔事業報告および決算〕	10
第40条〔公益目的取得財産残額の算定〕	11
 第9章 定款の変更および解散	 11
第41条〔定款の変更〕	11
第42条〔解 散〕	11
第43条〔公益認定取消しに伴う贈与〕	11
第44条〔残余財産の帰属〕	11

第10章 公告の方法	12
第45条〔公告の方法〕	12
第11章 顧問	12
第46条〔顧問〕	12
第12章 法人の組織	12
第47条〔設置等〕	12
第13章 補則	12
第48条〔委任〕	12
Bリーグ規約	
第1章 総則	14
第1条〔Bリーグの目的〕	14
第2条〔本規約の目的〕	14
第3条〔遵守義務〕	14
第2章 組織	15
第1節 理事会	15
第4条〔理事会〕	15
第2節 チェアマン	16
第5条〔チェアマン〕	16
第6条〔チェアマンの権限〕	16
第3節 実行委員会・実行委員幹事会	16
第7条〔実行委員会の構成〕	16
第7条の2〔実行委員幹事会の構成〕	16
第4節 その他の委員会	17
第8条〔専門委員会〕	17

第 8 条の 2 〔裁定委員会〕	17
第 5 節 法人組織	17
第 9 条 〔法人組織の設置〕	17
第10条 〔法人組織の運営〕	17
第 3 章 B クラブ	18
第11条 〔クラブライセンス交付規則〕	18
第12条 〔B 1 クラブの資格要件〕	18
第12条の 2 〔B. PREMIER クラブの資格要件〕	18
第13条 〔B 2 クラブの資格要件〕	19
第13条の 2 〔B. ONE クラブの資格要件〕	19
第13条の 3 〔B. NEXT クラブの資格要件〕	20
第14条 〔入 会〕	20
第15条 〔準加盟クラブ〕	20
第16条 〔B 1・B 2 クラブの入れ替え〕	21
第17条 〔B 2・B 3 クラブの入れ替え〕	21
第18条 〔クラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕	21
第19条 〔入会金および会費〕	21
第20条 〔退 会〕	21
第21条 〔会員資格を喪失した会員の権利使用許可〕	21
第22条 〔B クラブのホームタウン（本拠地）〕	22
第23条 〔B クラブの権益〕	22
第24条 〔B クラブの健全経営〕	23
第25条 〔公式試合安定開催融資制度〕	23
第26条 〔B クラブの株主〕	24
第27条 〔B クラブの義務〕	25
第27条の 2 〔役職員等の禁止事項〕	25
第28条 〔名称および活動区域等〕	25
第 4 章 競 技	29
第 1 節 アリーナ	29
第29条 〔アリーナの維持〕	29
第30条 〔アリーナおよび付帯設備〕	29

第31条〔備品・競技器具〕	29
第32条〔広告看板等の設置〕	29
第33条〔アリーナの視察〕	29
第2節 公式試合	30
第34条〔公式試合〕	30
第34条の2〔カンファレンス方式〕	30
第35条〔参加義務等〕	31
第36条〔最強のチームによる試合参加〕	31
第36条の2〔チーム体制維持に関するBクラブの責任〕	31
第37条〔不正行為への関与の禁止／スポーツ振興投票券の購入禁止〕	31
第37条の2〔チアマンによる緊急措置〕	32
第37条の3〔対策会議〕	32
第37条の4〔緊急措置の種類〕	33
第37条の5〔チアマンによる試合結果の無効〕	33
第37条の6〔緊急措置等に伴う費用負担〕	34
第38条〔公式試合の主催等〕	35
第39条〔主管権の譲渡〕	36
第40条〔競技規則〕	36
第41条〔届出義務〕	36
第41条の2〔入場者数〕	36
第42条〔出場資格〕	37
第43条〔ユニフォーム〕	37
第44条〔試合球〕	37
第45条〔Bクラブの責任〕	37
第46条〔選手の健康管理およびドクター〕	38
第46条の2〔薬物〕	38
第3節 試合の運営	38
第47条〔公式試合の開催期間〕	38
第48条〔リーグ戦の開催〕	38
第49条〔試合日程の遵守〕	39
第50条〔試合の日時または場所の変更〕	39
第51条〔特別の事情による変更〕	39

第52条〔同日開催の制限〕	39
第53条〔抱き合せ開催の禁止〕	39
第54条〔ゲームディレクター〕	40
第55条〔試合の中止の決定〕	40
第55条の2〔試合の一時的な中断の決定〕	41
第56条〔不可抗力による開催不能または中止〕	41
第57条〔敗戦とみなす場合〕	42
第58条〔試合結果の報告〕	42
第58条の2〔大会ドクター〕	42
第59条〔試合実施要項〕	43
第60条〔規律委員会による処分〕	43
第60条の2〔競技規則上の抗議の採用〕	43
 第4節 非公式試合	44
第61条〔有料試合の開催〕	44
第62条〔外国チームとの試合等〕	44
第63条〔興行等への参加禁止〕	44
第64条〔救済試合〕	44
第65条〔引退試合〕	44
第66条〔救済試合および引退試合の開催手続等〕	44
第67条〔慈善試合〕	45
 第5節 試合の収支	45
第68条〔公式試合の費用負担〕	45
第69条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕	45
第70条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕	45
第71条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕	46
第72条〔納付金〕	46
第73条〔収支報告〕	46
第74条〔遠征費用〕	46
 第6節 表彰	46
第75条〔リーグ表彰〕	46
第76条〔功労者表彰〕	46

第77条〔表彰規程〕	47
第78条〔特別表彰〕	47
第5章 選 手	47
第79条〔誠実義務〕	47
第80条〔履行義務〕	47
第81条〔ドーピングの禁止〕	48
第82条〔禁止事項〕	48
第83条〔費用の負担および用具の使用〕	49
第84条〔疾病および傷害〕	49
第85条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕	50
第86条〔選手の報酬等〕	50
第87条〔支度金〕	50
第88条〔エージェント〕	50
第89条〔未成年者〕	51
第90条〔選手の肖像等の使用〕	51
第91条〔契約に関する紛争の解決〕	51
第6章 登録および移籍	52
第1節 登録	52
第92条〔協会の登録に関する規定の遵守〕	52
第93条〔選手等のBリーグ登録〕	52
第94条〔審判員のBリーグ登録〕	52
第95条〔登録の変更・拒否・抹消〕	52
第96条〔未登録の選手〕	53
第2節 移籍	54
第97条〔選手の移籍に関する規程の遵守〕	54
第7章 審判員	54
第98条〔資格要件〕	54
第99条〔指名〕	54
第100条〔審判員の服装および用具〕	54
第101条〔身分証〕	54

第102条〔手当等〕	54
第103条〔保険〕	54
第8章 付隨事業	55
第1節 各種の事業	55
第104条〔付隨事業〕	55
第105条〔リーグの事業〕	55
第106条〔収入の配分〕	55
第2節 商品化権に関する事項	55
第107条〔商品化権に関する事項〕	55
第108条〔定義〕	56
第109条〔Bクラブのマーク等〕	56
第109条の2〔商品化権等の帰属〕	56
第109条の3〔事前の申請〕	57
第109条の4〔Bリーグによる承認〕	57
第110条〔肖像等〕	57
第9章 紛争解決	57
第1節 (削除)	57
第111条～第116条 (削除)	57
第2節 チェアマンの決定	57
第117条〔チェアマンの決定を求める申立〕	57
第118条〔裁判委員会の答申〕	58
第119条〔チェアマンの決定〕	58
第120条〔和解〕	58
第10章 制裁	58
第1節 総則	58
第121条〔チェアマンによる制裁および調査〕	58
第122条〔制裁の種類〕	59
第123条〔裁判委員会への諮問〕	60
第124条〔制裁金の納付〕	60

第125条〔制裁金の合算〕	60
第126条〔他者を利用した違反行為〕	60
第127条〔監督責任〕	60
第128条〔違反行為の重複による加重〕	61
第129条〔酌量減輕〕	61
第2節 制裁金	61
第130条〔5,000万円以下の制裁金〕	61
第131条〔3,000万円以下の制裁金〕	61
第132条〔2,000万円以下の制裁金〕	61
第133条〔1,000万円以下の制裁金〕	62
第134条〔500万円以下の制裁金〕	62
第135条〔第3条第2項、第4項、第9項違反の制裁金〕	62
第3節 反則金	63
第136条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕	63
第11章 最終的拘束力	63
第137条〔最終的拘束力〕	63
第12章 改正	63
第138条〔改正〕	63
第13章 附則	63
第139条〔施行〕	63

入会金および会費規程

第1条〔趣旨〕	65
第2条〔入会金及び会費〕	65
第3条〔入会金及び会費の納入〕	65
第4条〔改廃〕	66

特定費用準備資金等取扱規則

第1条〔目的〕	67
第2条〔定義〕	67
第3条〔特定費用準備資金等の保有〕	67
第4条〔特定費用準備金等の要件〕	67
第5条〔特定費用準備資金等の管理・取崩し等〕	67
第6条〔特定費用準備資金等の公表〕	68
第7条〔特定費用準備資金等の経理処理〕	68
第8条〔改廃〕	68
第9条〔その他〕	68

寄附金等取扱規程

第1条〔目的〕	69
第2条〔寄附金の種類および募集〕	69
第3条〔寄附金の使途〕	69
第4条〔受領の制限〕	69
第5条〔受領書の送付〕	69
第6条〔情報公開〕	69
第7条〔補足〕	70
第8条〔改廃〕	70

倫理規程

第1条〔組織の使命および社会的責任〕	71
第2条〔社会的信用の維持〕	71
第3条〔法令等の遵守〕	71
第4条〔私的利害の禁止〕	71
第5条〔利益相反の防止および開示〕	71
第6条〔反社会的勢力の排除〕	71
第7条〔機密保持および個人情報の保護〕	71

第8条〔研 鑽〕	72
第9条〔規程遵守の確保〕	72
第10条〔改 正〕	72
第11条〔施 行〕	72

理事会規程

第1条〔目 的〕	73
第2条〔開 催〕	73
第3条〔構 成〕	73
第4条〔役員の任期等〕	73
第5条〔招集権者〕	74
第6条〔議 長〕	74
第7条〔権 限〕	74
第8条〔招集通知〕	75
第9条〔定足数および決議要件〕	76
第10条〔決議の省略〕	76
第11条〔報告の省略〕	76
第12条〔監事の出席〕	76
第13条〔関係者の出席〕	76
第14条〔特任理事の出席〕	76
第15条〔議事録〕	76
第16条〔議事録の配布〕	76
第17条〔理事の取引の承認〕	77
第18条〔責任の免除〕	77
第19条〔報告事項〕	77
第20条〔理事会に関する事務〕	78
第21条〔法令等の読み替え〕	78
第22条〔改 正〕	78
第23条〔施 行〕	78

監事監査規程

第1章 総 則	79
第1条〔目的〕	79
第2条〔基本理念〕	79
第3条〔職 務〕	79
第4条〔業務・財産調査権〕	79
第5条〔理事等の協力〕	79
第2章 監査の実施	79
第6条〔監査事項〕	79
第7条〔会議への出席〕	79
第3章 監事の意見陳述等	80
第8条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕	80
第9条〔差止請求〕	80
第10条〔理事の報告〕	80
第11条〔会計方針等に関する意見〕	80
第12条〔総会への報告〕	81
第13条〔総会における説明義務〕	81
第14条〔監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述〕	81
第15条〔監事の選任に関する監事の同意等〕	81
第4章 監査の報告	81
第16条〔計算書類等の監査〕	81
第17条〔監査報告〕	81
第5章 雜 則	82
第18条〔監査補助者〕	82
第19条〔改 正〕	82
第20条〔施 行〕	82

特任理事規程

第1条〔趣旨〕	83
第2条〔設置・権限等〕	83
第3条〔任期等〕	83
第4条〔報酬等〕	83
第5条〔改正〕	83
第6条〔施行〕	83

役員の報酬ならびに費用に関する規程

第1章 総則	85
第1条〔目的〕	85
第2条〔定義〕	85
第2章 役員報酬	85
第3条〔報酬〕	85
第4条〔費用〕	85
第5条〔報酬等の額の決定〕	85
第6条〔月額報酬〕	86
第7条〔支給日等〕	86
第8条〔費用の支払い〕	86
第3章 役員退職慰労金	86
第9条〔退職慰労金〕	86
第10条〔算出方法〕	86
第11条〔役員在任年数〕	86
第12条〔役位係数〕	87
第13条〔功労加算金〕	87
第14条〔特別減額〕	87
第15条〔支給時期および方法〕	87
第16条〔使用者兼務役員の扱い〕	87

第4章 補 則 87

第17条〔公表〕	87
第18条〔改廃〕	87
第19条〔補則〕	88
第20条〔施行〕	88

役員候補者選考委員会規程

第1条〔目的〕	90
第2条〔定義〕	90
第3条〔役員候補者選考委員会の設置〕	90
第4条〔委員会〕	90
第5条〔委員会の目的〕	91
第6条〔委員会の開催〕	91
第7条〔役員候補者選考基準〕	91
第8条〔役員候補者の決定〕	92
第9条〔議事録の作成〕	93
第10条〔改廃〕	93
第11条〔施行〕	93

役員報酬委員会規程

第1条〔目的〕	94
第2条〔定義〕	94
第3条〔役員報酬委員会の設置〕	94
第4条〔委員会の構成〕	94
第5条〔委員会の目的〕	95
第6条〔役員報酬委員会の開催〕	95
第7条〔報酬基準の答申〕	95
第8条〔議事録の作成〕	95
第9条〔改廃補足〕	95
第10条〔施行〕	96

実行委員会規程

第1条〔目的〕	97
第2条〔実行委員〕	97
第3条〔実行委員幹事〕	97
第4条〔実行委員会等の構成〕	97
第5条〔実行委員および実行委員幹事の任期〕	98
第6条〔実行委員会等の招集〕	98
第7条〔実行委員会等の招集権者および議長〕	99
第8条〔実行委員会等の権限等〕	99
第9条〔実行委員会等の定足数および決議要件〕	100
第10条〔実行委員会等へのオブザーバー出席〕	100
第11条〔実行委員会等への関係者の出席〕	100
第12条〔実行委員会等の議事録〕	100
第13条〔実行委員会等の事務の統括〕	100
第14条〔改正〕	100
第15条〔施行〕	100

専門委員会規程

第1条〔趣旨〕	101
第2条〔組織・運営〕	101
第3条〔委員の登録〕	101
第4条〔任期〕	101
第5条〔各専門委員会の所管事項〕	101
第6条〔各専門委員会の職務〕	101
第7条〔議事録〕	102
第8条〔事務局〕	102
第9条〔細則〕	102
第10条〔改正〕	102
第11条〔施行〕	102
〔別表1〕所管事項	103

裁定委員会規程

第1章 総 則	104
第1条【趣 旨】	104
第2条【所管事項】	104
第3条【組織および委員】	104
第4条【委員の任期】	105
第5条【委員長】	105
第6条【会議および議決】	105
第7条【手続・審理の非公開】	105
第8条【言語】	105
第9条【代理人】	106
第10条【裁定委員会の事務】	106
第2章 制裁手続き	106
第11条【制裁手続の開始】	106
第12条【調査】	106
第13条【聴聞等】	106
第14条【答申書】	107
第15条【公表】	107
第3章 紛争解決手続き	107
第16条【申立手続き】	107
第17条【申立の受理および通知】	108
第18条【答 弁】	108
第19条【提出書類の部数】	108
第20条【申立内容の変更】	108
第21条【審理または調査のための権限等】	109
第22条【費用の負担】	109
第23条【裁 定】	109
第24条【和 解】	109

第4章 規約37条関連手続 109

第25条〔規約37条関連手続の開始〕	109
第26条〔調査〕	110
第27条〔答申書〕	110
第28条〔公表〕	110

第5章 雜 則 110

第29条〔裁定委員会の運営細則〕	110
第30条〔改 正〕	110
第31条〔施 行〕	111

公式試合安定開催融資規程

第1条〔目的〕	112
第2条〔本融資制度の趣旨〕	112
第3条〔本融資制度の限度額〕	112
第4条〔1クラブあたりの融資額〕	112
第5条〔融資可能期間〕	112
第6条〔融資の申請〕	112
第7条〔担保の設定〕	113
第8条〔融資の審査と決定〕	113
第9条〔融資実行にともなう制裁〕	113
第10条〔融資事実の公表〕	113
第11条〔融資審査申請クラブの管理〕	113
第12条〔返済できなかった場合の措置〕	113
第13条〔改 正〕	114
第14条〔施 行〕	114

配分金前倒し規程

第1条〔趣 旨〕	115
第2条〔目 的〕	115

第3条〔配分金前倒し手続き〕	115
第4条〔配分金前倒し対象および前倒しが可能となる期日〕	115
第5条〔配分金前倒し申請クラブへの調査〕	116
第6条〔改定〕	116
第7条〔施行〕	116

準加盟クラブ規程

第1条〔趣旨〕	117
第2条〔準加盟クラブの条件〕	117
第3条〔準加盟クラブの権利〕	118
第4条〔準加盟クラブの義務〕	118
第5条〔準加盟クラブの申請〕	119
第6条〔審査〕	119
第7条〔資格の停止および失格〕	119
第8条〔準加盟クラブからの脱退〕	120
第9条〔改正〕	120
第10条〔施行〕	120

りそなグループ B.LEAGUE 2025-26

B1・B2リーグ戦試合実施要項

第1章 試合	121
第1条〔試合の概要〕	121
第2条〔大会方式〕	121
第3条〔ハーフタイム〕	121
第4条〔オフィシャルタイムアウト〕	121
第5条〔ビデオ判定〕	122
第6条〔試合エントリー選手およびチームスタッフの人数〕	122
第7条〔外国籍選手等〕	122
第8条〔コート内のチームスタッフ〕	123
第9条〔Bリーグチャンピオンシップ・B2プレーオフ進出クラブの決定方法〕	123

第9条の2〔年間最終順位の決定方法〕	124
第9条の3〔審判員〕	124
第10条〔日程〕	124

第2章 運営 125

第11条〔試合の運営に関する事項〕	125
第12条〔運営責任〕	125
第12条の2〔チームおよび審判員等の安全確保〕	125
第12条の3〔ティップオフ時刻の設定〕	125
第12条の4〔緊急時対応計画の策定とEAPハドルの実施〕	126
第13条〔ティップオフ時刻の厳守〕	126
第14条〔チームの試合前日入り〕	126
第15条〔入場料金の払戻し〕	126
第16条〔退場処分等〕	126
第17条〔出場停止処分〕	127
第18条〔抗議の手続き〕	127

第3章 試合の収支 128

第19条〔試合の収支に関する事項〕	128
第20条〔収支報告〕	128
第21条〔改正〕	128

りそなグループ B.LEAGUE 2025-26 チャンピオンシップ試合実施要項

第1条〔趣旨〕	129
第2条〔大会の目的〕	129
第3条〔大会方式〕	129
第4条〔試合の主催等〕	130
第5条〔試合の日程および会場〕	130
第6条〔試合開始時間の間隔〕	130
第7条〔順位の決定および表彰〕	130
第8条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕	131

第9条〔遠征経費〕	131
第10条〔改正〕	131

りそなグループ B.LEAGUE 2025-26 B2プレーオフ試合実施要項

第1条〔趣旨〕	133
第2条〔大会の目的〕	133
第3条〔大会方式〕	134
第4条〔試合の主催等〕	134
第5条〔試合の日程および会場〕	134
第6条〔試合開始時間の間隔〕	134
第7条〔順位の決定および表彰〕	134
第8条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕	135
第9条〔遠征経費〕	135
第10条〔改正〕	135

旅 費 規 程

第1条〔目的〕	137
第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕	137
第3条〔審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費〕	138
第4条〔ヘッドコーチ・コーチ等の行事参加〕	139
第5条〔選手の行事参加〕	139
第6条〔団体割引等の適用〕	139
第7条〔協会の規程の準用〕	140
第8条〔改 正〕	140
第9条〔施 行〕	140

ユニフォーム要項

第1条〔趣 旨〕	141
----------	-----

第2条〔ユニフォーム〕	141
第3条〔ユニフォームの事前承認〕	141
第4条〔使用義務〕	141
第5条〔ユニフォーム色〕	141
第6条〔クラブロゴ〕	141
第7条〔選手番号〕	141
第8条〔指定ロゴ等〕	142
第9条〔メーカー名の表示〕	142
第10条〔広告の表示〕	142
第11条〔選手名の表示〕	143
第12条〔その他表示できるもの〕	143
第13条〔記念ユニフォーム等〕	144
第14条〔アンダーガーメント〕	144
第15条〔ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類〕	144
第16条〔マウスピース〕	144
第17条〔ソックス〕	145
第18条〔協会の規則の準用〕	145
第19条〔改　正〕	145

主管権譲渡規程

第1条〔趣　旨〕	146
第2条〔主管権の譲渡〕	146
第3条〔後援・協力〕	146
第4条〔譲渡の手続き〕	146
第5条〔譲渡金および純益の配分〕	146
第6条〔公衆送信権および送信可能化権〕	146
第7条〔試合の運営〕	147
第8条〔改　正〕	147
第9条〔施　行〕	147
主管権譲渡承認申請書〔様式1〕	148

選手契約および登録に関する規程

第1章 選手契約	150
第1節 総 則	150
第1条〔目的〕	150
第2条〔契約区分〕	150
第3条〔アマチュア選手〕	150
第4条〔プロ選手〕	150
第5条〔新人選手〕	150
第6条〔アマチュア選手誓約〕	151
第7条〔プロ選手契約〕	151
第8条〔プロ選手契約の原則〕	151
第9条〔契約年数〕	151
第10条〔選手の報酬等〕	152
第2節 契約更新	153
第11条〔契約更新通知期限〕	153
第12条〔自由交渉選手リスト〕	153
第13条〔契約交渉期限〕	154
第14条〔選手契約の締結〕	154
第15条〔自由交渉選手リストへの登録〕	154
第3節 移 簿	155
第16条〔移籍の手続き〕	155
第17条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕	155
第18条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕	155
第19条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕	156
第19条の2〔U22枠選手に係る移籍〕	156
第20条〔プロ選手の期限付移籍〕	156
第4節 支度金	157
第21条〔目的〕	157
第22条〔支度金支給上限額〕	157

第23条〔支給時期〕	158
第24条〔支払対象区分〕	158
第25条〔支度金該当費目〕	158
第26条〔その他〕	158
第2章 選手登録	158
第1節 選手登録	158
第27条〔選手登録〕	158
第28条〔再登録の禁止〕	159
第29条〔登録区分〕	159
第30条〔登録人数〕	159
第31条〔外国籍選手と帰化選手〕	159
第32条〔インジュアリーリスト〕	160
第2節 特別指定選手制度	160
第33条〔特別指定選手の目的〕	160
第34条〔特別指定選手の対象〕	161
第35条〔特別指定選手の条件〕	161
第36条〔特別指定選手の登録人数〕	161
第37条〔特別指定選手の契約区分〕	161
第3節 U22枠選手制度	161
第38条〔U22枠選手の目的〕	161
第39条〔U22枠選手の対象〕	161
第40条〔U22枠選手の条件〕	162
第41条〔U22枠選手の登録人数〕	162
第42条〔U22枠選手の契約区分〕	162
第4節 ユース育成特別枠選手制度	162
第43条〔ユース育成特別枠選手の目的〕	162
第44条〔ユース育成特別枠選手の対象〕	162
第45条〔ユース育成特別枠選手の条件〕	162
第46条〔ユース育成特別枠選手の登録人数〕	162
第47条〔ユース育成特別枠選手の契約区分〕	163

第 5 節 アジア特別枠選手制度	163
第48条〔アジア特別枠選手制度の目的〕	163
第49条〔アジア特別枠選手制度の対象国〕	163
第50条〔登録に関する宣誓〕	164
第51条〔アジア特別枠選手の契約運用〕	164
第 6 節 選手登録手続き	164
第52条〔選手登録の方法〕	164
第 7 節 その他	165
第53条〔選手でない者の取扱い〕	165
第54条〔選手の登録期間最終日〕	165
第 3 章 改正	165
第55条〔改　正〕	165
第 4 章 附則	166
第56条〔施　行〕	166
アマチュア選手誓約書	167
自由交渉選手リスト公示申請書	170
自由交渉選手リスト抹消申請書	171
自由交渉選手リスト公示申請書（英語版）	172
自由交渉選手リスト抹消申請書（英語版）	173
選手統一契約書	174
選手統一契約書（参考英訳）	181
期限付移籍契約書	188
期限付移籍補償金通知書	190
2025-26 B.LEAGUEメディカルチェック報告書	191

懲罰規程

第 1 条〔目　的〕	192
第 2 条〔懲罰の種類〕	192

第3条〔懲罰の決定〕	193
第4条〔規律委員会開催が困難である場合の対応〕	193
第5条〔懲罰の基準〕	193
第6条〔選手等に対する罰金〕	195
第7条〔管理監督関係者の加重〕	195
第8条〔Bクラブに対する懲罰〕	195
第9条〔差別的・侮辱的行為〕	196
第10条〔規律委員会決定までの出場停止〕	196
第11条〔両罰規定〕	196
第12条〔罰金の合算〕	196
第13条〔酌量減輕〕	197
第14条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕	197
第15条〔規律委員会の決定に対する再審査請求〕	197
第16条〔再審査請求可能な懲罰〕	197
第17条〔再審査請求時の発行済懲罰の適用〕	198
第18条〔その他処分における再審査請求の効果〕	198
第19条〔懲罰の確定〕	198
第20条〔通 知〕	198
第21条〔協会の規程の準用〕	198
第22条〔改 正〕	199
第23条〔施 行〕	199

反則金に関する規程

第1条〔目的〕	200
第2条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕	200
第3条〔反則ポイントの計算方法〕	200
第4条〔改 正〕	201
第5条〔施 行〕	201

表彰規程

第1条〔趣 旨〕	202
----------	-----

第2条〔クラブ表彰〕	202
第3条〔リーダーズ表彰〕	202
第4条〔個人表彰〕	203
第5条〔功労者表彰〕	203
第6条〔Bリーグアウーズ〕	203
第7条〔改正〕	204
第8条〔施行〕	204

U15チーム規程

第1条〔趣旨〕	205
第2条〔保有〕	205
第3条〔チーム名〕	205
第4条〔保有チーム数〕	205
第5条〔対象年齢〕	205
第6条〔選手登録〕	205
第7条〔選手募集等〕	206
第8条〔ヘッドコーチ〕	206
第9条〔アシスタントコーチ〕	207
第10条〔トレーナー〕	207
第11条〔育成方針〕	207
第12条〔活動〕	208
第13条〔報告書等の提出〕	208
第14条〔大会への参加〕	208
第15条〔Bライセンスが取得できなかった場合の取り扱い〕	208
第16条〔罰則〕	208
第17条〔改正〕	209

U18チーム規程

第1条〔趣旨〕	210
第2条〔保有〕	210
第3条〔チーム名〕	210

第4条〔保有チーム数〕	210
第5条〔対象年齢〕	210
第6条〔選手登録〕	210
第7条〔選手募集等〕	211
第8条〔ヘッドコーチ〕	211
第9条〔アシスタントコーチ〕	211
第10条〔トレーナー〕	212
第11条〔育成方針〕	212
第12条〔活動〕	212
第13条〔報告書等の提出〕	213
第14条〔大会への参加〕	213
第15条〔Bライセンスが取得できなかった場合の取り扱い〕	213
第16条〔罰則〕	213
第17条〔改正〕	213

2028-29シーズン

B. PREMIERクラブライセンス交付規則

第1章 総則	215
第1条〔趣旨〕	215
第2条〔定義〕	215
第3条〔遵守義務〕	215
第2章 ライセンス	216
第4条〔ライセンスの効果〕	216
第5条〔B. PREMIERライセンスの付与／譲渡〕	216
第6条〔B. PREMIERライセンスの有効期間/取消し等〕	216
第3章 ライセンス申請	216
第7条〔B. PREMIER申請者〕	216
第8条〔申請〕	217
第9条〔申請書類〕	217

第4章 審査機関	217
第10条〔審査機関〕	217
第11条〔ライセンスマネージャー〕	217
第12条〔ライセンス事務局〕	218
第13条〔ライセンス審査会・ライセンス審査部会〕	219
第5章 ライセンス審査	220
第14条〔B.PREMIERライセンス審査〕	220
第15条〔ライセンス交付数〕	220
第16条〔決定内容の通知〕	220
第6章 ライセンス審査基準	221
第17条〔ライセンス審査資料〕	221
第18条〔ホームアリーナ基準〕	221
第19条〔ホームアリーナ使用基準〕	223
第20条〔入場者数基準〕	223
第21条〔売上高基準〕	224
第22条〔連結等売上高基準〕	225
第23条〔純資産基準〕	226
第24条〔利益基準〕	226
第25条〔監査の基準〕	226
第26条〔資金繰り基準〕	227
第27条〔ユースチーム基準〕	227
第28条〔練習設備基準〕	228
第29条〔組織基準〕	228
第30条〔人事基準〕	228
第31条〔クロスオーナー等禁止基準〕	229
第7章 取消し・制裁	230
第32条〔ライセンスの取消し・制裁〕	230
第8章 雜則	231
第33条〔本規則に定めのない事項〕	231
第34条〔改正〕	232

第35条〔施 行〕	232
別紙「定義集」	233

2028-29シーズン

B. PREMIERクラブライセンス継続資格認定規則

第1章 総 則	234
第1条〔趣 旨〕	234
第2条〔定 義〕	234
第3条〔遵守義務〕	234
第2章 ライセンス	235
第4条〔ライセンスの効果〕	235
第5条〔B. PREMIERライセンスの付与／譲渡〕	235
第6条〔B. PREMIERライセンスの有効期間／取消し等〕	235
第3章 ライセンス申請	235
第7条〔B. PREMIER継続申請者〕	235
第8条〔申 請〕	236
第9条〔申請書類〕	236
第4章 審査機関	236
第10条〔審査機関〕	236
第11条〔ライセンスマネージャー〕	236
第12条〔ライセンス事務局〕	237
第13条〔ライセンス審査会・ライセンス審査部会〕	238
第5章 ライセンス審査	239
第14条〔B. PREMIER継続審査〕	239
第15条〔ライセンス交付数〕	239
第16条〔決定内容の通知〕	239

第6章 ライセンス継続審査基準 240

第17条〔ライセンス審査資料〕	240
第18条〔ホームアリーナ基準〕	240
第19条〔ホームアリーナ使用基準〕	241
第20条〔入場者数基準〕	242
第21条〔売上高基準〕	242
第22条〔連結等売上高基準〕	244
第23条〔純資産基準〕	245
第24条〔利益基準〕	245
第25条〔監査の基準〕	246
第26条〔資金繰り基準〕	246
第27条〔ユースチーム基準〕	247
第28条〔練習設備基準〕	247
第29条〔組織基準〕	247
第30条〔人事基準〕	247
第31条〔クロスオーナー等禁止基準〕	248

第7章 取消し・制裁 249

第32条〔ライセンスの取消し・制裁〕	249
--------------------	-----

第8章 雜 則 251

第33条〔本規則に定めのない事項〕	251
第34条〔改 正〕	251
第35条〔施 行〕	251
別紙「定義集」	252

2027-28シーズン

B. ONEクラブライセンス交付規則

第1章 総 則 253

第1条〔趣 旨〕	253
第2条〔定 義〕	253

第3条〔遵守義務〕	253
第2章 ライセンス	253
第4条〔ライセンスの効果〕	253
第5条〔B.ONEライセンスの付与／譲渡〕	254
第6条〔B.ONEライセンスの有効期間／取消し等〕	254
第3章 ライセンス申請	254
第7条〔B.ONE申請者〕	254
第8条〔申請〕	254
第9条〔申請書類〕	255
第4章 審査機関	255
第10条〔審査機関〕	255
第11条〔ライセンスマネージャー〕	255
第12条〔ライセンス事務局〕	256
第13条〔ライセンス審査会〕	256
第5章 ライセンス審査	257
第14条〔B.ONEライセンス審査〕	257
第15条〔ライセンス交付数〕	258
第16条〔決定内容の通知〕	258
第6章 ライセンス審査基準	258
第17条〔ライセンス審査資料〕	258
第18条〔ホームアリーナ基準〕	258
第19条〔ホームアリーナ使用基準〕	259
第20条〔入場者数基準・売上高基準〕	259
第21条〔利益基準〕	261
第22条〔純資産基準〕	261
第23条〔資金繰り基準〕	261
第24条〔ユースチーム基準〕	261
第25条〔組織基準〕	262
第26条〔人事基準〕	262

第27条〔クロスオーナー等禁止基準〕	263
第7章 取消し・制裁	264
第28条〔ライセンスの取消し・制裁〕	264
第8章 雜 則	265
第29条〔本規則に定めのない事項〕	265
第30条〔改 正〕	266
第31条〔施 行〕	266

2027-28シーズン

B.NEXTクラブライセンス交付規則

第1章 総 則	267
第1条〔趣 旨〕	267
第2条〔定 義〕	267
第3条〔遵守義務〕	267
第2章 ライセンス	267
第4条〔ライセンスの効果〕	267
第5条〔B.NEXTライセンスの付与／譲渡〕	268
第6条〔B.NEXTライセンスの有効期間/取消し等〕	268
第3章 ライセンス申請	268
第7条〔B.NEXT申請者〕	268
第8条〔申 請〕	268
第9条〔申請書類〕	269
第4章 審査機関	269
第10条〔審査機関〕	269
第11条〔ライセンスマネージャー〕	269
第12条〔ライセンス事務局〕	270

第13条〔ライセンス審査会〕	270
第5章 ライセンス審査	271
第14条〔B. NEXTライセンス審査〕	271
第15条〔ライセンス交付数〕	272
第16条〔決定内容の通知〕	272
第6章 ライセンス審査基準	272
第17条〔ライセンス審査資料〕	272
第18条〔ホームアリーナ基準〕	272
第19条〔ホームアリーナ使用基準〕	273
第19条の2〔基準の特例措置〕	273
第20条〔入場者数基準・売上高基準〕	274
第21条〔利益基準〕	275
第22条〔純資産基準〕	275
第23条〔資金繰り基準〕	275
第24条〔ユースチーム基準〕	275
第25条〔組織基準〕	276
第26条〔人事基準〕	276
第27条〔クロスオーナー等禁止基準〕	277
第7章 取消し・制裁	278
第28条〔ライセンスの取消し・制裁〕	278
第8章 雜則	279
第29条〔本規則に定めのない事項〕	279
第30条〔改正〕	279
第31条〔施行〕	279
日本バスケットボール協会 基本規程〔抜粋〕最新号	
第4章 選手	281
第92条〔趣旨〕	281

第93条〔選手の義務〕	281
第94条〔禁止事項〕	281
第95条〔日本代表チームへの招聘〕	281
第96条〔削除〕	281
第97条〔選手契約〕	281
第97条の2〔選手区分〕	282
第97条の3〔選手区分の適用〕	282
第98条〔エージェント等〕	282
第99条〔外国籍選手〕	282
第99条の2〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕	282
第5章 登録および移籍	283
第1節 総 則	283
第100条〔趣 旨〕	283
第2節 登 錄	283
第101条〔選手登録の義務〕	283
第102条〔重複登録の禁止〕	283
第103条〔削除〕	283
第104条〔選手登録の手続き〕	283
第105条〔登録料〕	283
第106条〔登録の変更・取消〕	283
第107条〔登録有効期間〕	283
第108条〔シーズン〕	284
第109条〔登録情報の管理〕	284
第110条〔外国籍選手の登録〕	284
第3節 移 種	284
第111条〔目 的〕	284
第112条〔移籍の定義〕	284
第113条〔移籍の手続き〕	284
第114条〔公式試合への出場資格〕	284
第115条〔規程違反〕	285
第116条〔移籍に関する異議等〕	285

第117条～第120条〔削除〕	285
第121条〔外国のチームへの移籍〕	285
第122条〔外国のチームからの移籍〕	285
第123条〔外国籍選手の移籍〕	285
第6章 競技会	286
第1節 総 則	286
第124条〔趣 旨〕	286
第125条〔定 義〕	286
第126条〔主催権〕	286
第127条〔競技会の名称の制限〕	286
第128条〔主管の委託〕	286
第129条〔競技会の賞品〕	286
第130条〔削除〕	287
第2節 国内競技会	287
第131条〔国内競技会の主催〕	287
第131条の2〔開催手続きに関する細則〕	287
第132条〔複数都道府県に亘る競技会の開催申請〕	287
第132条の2〔単独都道府県内における競技会の開催申請〕	288
第133条〔開催承認の条件〕	288
第134条〔予算および決算〕	288
第135条〔決算の修正〕	288
第136条〔報告義務〕	288
第137条〔JBA納付金〕	289
第137条の2〔都道府県協会納付金〕	289
第138条〔主催・共同主催・後援〕	289
第3節 国際競技会	289
第139条〔本協会の専属権限〕	289
第140条〔国際競技会の開催の制限〕	289
第141条〔本協会以外の団体による国際競技会〕	289
第142条〔海外における競技会への参加〕	289

第4節 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会	289
第143条〔目的〕	289
第144条〔主催〕	289
第145条〔実施要項〕	290
第10章 懲罰	291
第1節 総則	291
第162条〔趣旨〕	291
第163条〔違反行為に対する懲罰〕	291
第163条の2〔国外における違反行為に対する懲罰〕	291
第2節 懲罰の種類	291
第164条〔懲罰の種類等〕	291
第165条～第174条〔削除〕	291
第3節 懲罰の決定	291
第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕	291
第176条〔裁判委員会および規律委員会等の答申の尊重〕	291
第176条の2〔復権〕	292
第177条～第178条〔削除〕	292
第4節 〔削除〕	

規程

JBAユニフォーム規則	293
アンチ・ドーピング規程	303
エージェント規則	308
国内競技会の開催手続きに関する運用細則	313

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 定 款

第1章 総 則

第1条 [名 称]

この法人は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（略称Bリーグ）といい、英文ではJapan Professional Basketball League（略称B.LEAGUE）と表示する。

第2条 [事務所]

この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的および事業

第3条 [目 的]

この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会の傘下団体として、プロバスケットボール（この法人の正会員となった団体に所属するバスケットボールチームが業務として行うバスケットボールをいう。以下同じ）を通じて日本におけるバスケットボールの競技力の向上及びバスケットボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

第4条 [事 業]

- (1) この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - ① プロバスケットボールの試合の主催および公式記録の作成
 - ② プロバスケットボールに関する諸規約の制定
 - ③ プロバスケットボールの選手、指導者および審判員等の養成および登録
 - ④ プロバスケットボールの試合の施設の検定および用具の認定
 - ⑤ 放送等を通じたプロバスケットボールの試合の広報普及
 - ⑥ バスケットボールおよびバスケットボール技術に関する調査、研究および指導
 - ⑦ プロバスケットボールの選手、ヘッドコーチおよび関係者の福利厚生事業

の実施

- ⑧ バスケットボールに関する国際的な交流および事業の実施
- ⑨ バスケットボールをはじめとするスポーツの振興および援助
- ⑩ 機関紙の発行等を通じたプロバスケットボールに関する広報普及
- ⑪ その他目的を達成するために必要な事業

(2) 前項各号の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員

第5条 [法人の構成員]

- (1) この法人を構成する会員は、次のとおりとする。
 - ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、または法人で下記にあたるもの
 - (a) B1リーグ会員 (以下「B1会員」という)
B1リーグ (試合・練習環境、チームの運営能力等において総合的に最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ) に属するチームを保有する法人
 - (b) B2リーグ会員 (以下「B2会員」という)
B2リーグ (試合・練習環境、チームの運営能力等において総合的にB1リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ) に属するチームを保有する法人
 - (c) B3リーグ会員 (以下「B3会員」という)
B3リーグ (試合・練習環境、チームの運営能力等において総合的にB1リーグおよびB2リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ) に属するチームを保有する法人
 - (d) 特別会員
第22条第2項の規定により代表理事CEO (チェアマン) に選定された者
 - ② 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
 - ③ 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で会員総会の決議をもって推薦された者
- (2) 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般社団・財団法人法」という) 上の社員とする。

第6条 [会員の資格の取得]

会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事CEO (チェアマン) に提出し、

理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第7条【入会金および会費】

- (1) 正会員または賛助会員になろうとする者は、会員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- (2) 正会員または賛助会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (3) 個人である正会員または名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
- (4) 特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

第8条【任意退会】

- (1) 正会員は、退会しようとする場合、その退会希望日の1年以上前の6月30日までに、Bリーグに対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

第9条【除名】

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経て、代表理事CEO（チェアマン）が除名することができる。
 - ① この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - ② この法人の会員としての義務に違反したとき
 - ③ 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該会員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) 代表理事CEO（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

第10条【会員資格の喪失】

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 総正会員が同意したとき
- ② 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
- ③ B 1会員およびB 2会員については、B 1リーグおよびB 2リーグのいずれにも所属しなくなったとき
- ④ 特別会員については、代表理事CEO（チェアマン）を退任しまたは解職されたとき

第11条〔会費等の不返還〕

退会し、または除名され、あるいは資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第4章 会員総会

第12条〔構 成〕

会員総会は、すべての正会員をもって構成する。会員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第13条〔権 限〕

- 会員総会は、次の事項について決議する。
- ① 会員の除名
 - ② 名誉会員および顧問の推薦
 - ③ 理事および監事の選任または解任
 - ④ 理事および監事の報酬等の額
 - ⑤ 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
 - ⑥ 定款の変更
 - ⑦ 解散および残余財産の処分
 - ⑧ 理事会規程第4条第1項乃至第6項の変更
 - ⑨ その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第14条〔開 催〕

定時会員総会を毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を隨時開催する。

第15条〔招 集〕

- (1) 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代

表理事CEO（チェアマン）が招集する。ただし、代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事CEO（チェアマン）に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

第16条〔議長〕

- (1) 会員総会の議長は代表理事CEO（チェアマン）がこれに当たる。
- (2) 代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

第17条〔議決権〕

会員総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

第18条〔決議〕

- (1) 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
- ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- (3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- (4) 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事CEO（チェアマン）に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項および第2項の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。

第19条〔決議の省略〕

理事または正会員が会員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし

たときは、当該提案を可決する旨の会員総会決議があったものとみなす。

第20条〔議事録〕

- (1) 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）する。

第5章 役員等

第21条〔役員の設置〕

- (1) この法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 10名以上15名以内
 - ② 監事 2名以内
- (2) 理事のうち1名を代表理事CEO(チェアマン)とするほか、1名を代表理事COO、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
- (3) 前項の代表理事CEO(チェアマン)および代表理事COOをもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事その他理事会の決議によってこの法人の業務を執行する理事として選定された者をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第21条の2〔特任理事〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、5名以内の特任理事を置くことができる。
- (2) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (3) 前2項のほか、特任理事に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の定めるところによる。
- (4) 特任理事は一般社団・財団法人法上の理事には該当せず、この法人の業務を執行したまたはこの法人を代表する権限を有しない。

第21条の3〔執行役員〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、相当数の執行役員（理事会および代表理事の指示の下にこの法人の業務執行を行う責任者をいう。以下本条において同じ。）を置くことができる。

- (2) 前項のほか、執行役員に関する事項は、理事会が制定する「執行役員規程」の定めるところによる。
- (3) 執行役員は一般社団・財団法人法上の理事には該当せず、この法人の業務を執行したまはこの法人を代表する権限を有しない。

第22条〔役員の選任〕

- (1) 理事および監事は、会員総会の決議によって選任する。
- (2) 代表理事および業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (3) この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (4) この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）および会員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）、ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第23条〔理事の職務および権限〕

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 代表理事CEO（チェアマン）および代表理事COOは、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- (3) 代表理事および業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条〔監事の職務および権限〕

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第25条〔役員の任期〕

- (1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- (2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- (3) 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時

までとする。

- (4) 理事または監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第26条〔役員の解任〕

理事および監事は、いつでも、会員総会の決議によって解任することができる。

第27条〔役員の報酬等〕

理事および監事の報酬は、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第28条〔取引の制限〕

- (1) 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- (2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第29条〔責任の免除または限度〕

- (1) この法人は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理 事 会

第30条〔構 成〕

- (1) この法人に理事会を置く。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第31条〔権 限〕

- (1) 理事会は、次の職務を行う。
 - ① この法人の業務執行の決定
 - ② 理事の職務の執行の監督
 - ③ 代表理事および業務執行理事の選定および解職
- (2) 前項に定めるほか、理事会に関する事項は、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

第32条〔招 集〕

理事会は、代表理事CEO（チェアマン）が招集する。ただし、代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

第33条〔議 長〕

理事会の議長は、代表理事CEO（チェアマン）がこれに当たる。ただし、代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

第34条〔決 議〕

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第35条〔議事録〕

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。
- (2) 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）する。

第7章 実行委員会

第36条〔実行委員会〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の決議に基づき実行委員会を置く。
- (2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第8章 資産および会計

第37条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第38条〔事業計画および収支予算〕

- (1) この法人の事業計画書および収支予算書、ならびに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事CEO（チェアマン）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (2) 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

第39条〔事業報告および決算〕

- (1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事CEO（チェアマン）が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。
 - ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 正味財産増減計算書
 - ⑤ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - ⑥ 財産目録
- (2) 前項の承認を受けた書類のうち、第1号は、定時会員総会で報告し、第3号、第4号および第6号の書類については、定時会員総会で承認を受けなければならない。
- (3) 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事および監事の名簿
- ③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ④ 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第40条〔公益目的取得財産残額の算定〕

代表理事CEO（チェアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更および解散

第41条〔定款の変更〕

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

第42条〔解散〕

この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第43条〔公益認定取消しに伴う贈与〕

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第44条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第45条〔公告の方法〕

- (1) この法人の公告は、電子公告により行う。
- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章 顧問

第46条〔顧問〕

- (1) この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- (2) 顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により代表理事CEO(チェアマン)が委嘱する。
- (3) 顧問は、重要事項について代表理事CEO(チェアマン)または理事会の諮問に応じる。
- (4) 顧問は無報酬とする。

第12章 法人の組織

第47条〔設置等〕

- (1) この法人の業務を遂行するため、必要な職員を置く。
- (2) この法人の組織、内部管理に必要な規則、その他については、理事会が定める。

第13章 補則

第48条〔委任〕

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事CEO(チェアマン)が定める。

〔附則〕

- (1) 本定款は、公益認定を受けた日から施行する。
- (2) 第5条第1項第1号(C)の新設については、2026年1月1日から効力を生

じるものとする。

(3) 前項及び本項の附則は、2026年1月1日から3ヶ月を経過した日後にこれを削除する。

〔改 正〕

2015年4月21日	2018年9月26日	2021年9月29日
2015年6月24日	2019年6月26日	2022年9月28日
2015年7月30日	2019年9月26日	2023年9月27日
2015年11月25日	2020年9月23日	2023年12月31日

Bリーグ規約

第1章 総則

第1条 [Bリーグの目的]

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）は、日本におけるバスケットボールの競技力の向上およびバスケットボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発展に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第2条 [本規約の目的]

本規約は、「公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ定款」（以下「定款」という）に基づき、Bリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Bリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第3条 [遵守義務]

- (1) 以下に定める者（以下「Bリーグ関係者」という）は、Bリーグの構成員として、本規約および公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）の定款ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
 - ① Bリーグの役職員
 - ② Bリーグの会員及びその役職員
 - ③ Bクラブのトップチームに所属する選手
 - ④ Bクラブのトップチームに所属するヘッドコーチ、アシスタントコーチ、ドクター及びトレーナー等（以下「チームスタッフ」という）
 - ⑤ Bクラブが保有するユースチームに所属するユースチームヘッドコーチ、ユースチームアシスタントコーチ及びユースチームトレーナー（以下「ユースチームスタッフ」という）
 - ⑥ Bリーグに登録する審判員
 - ⑦ スコアラー、アシスタントスコアラー、タイマー及びショットクロックオペレーター（以下「テーブル・オフィシャルズ」という）
 - ⑧ ゲームディレクター
 - ⑨ 協会に登録するエージェント
 - ⑩ その他の関係者
- (2) Bリーグ関係者は、第1条のBリーグの目的達成を妨げる行為、公序良俗に

反する行為および社会的規範に反する行為を行ってはならない。

- (3) Bリーグ関係者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団、総会屋等の政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員などの反社会的勢力又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また、Bリーグ関係者は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしましたは交際してはならない。
- (4) Bリーグ関係者は、法律、条令および規則等を遵守しなければならない。
- (5) Bリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。
- (6) Bリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。
- (7) Bリーグ関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、BリーグまたはBクラブ（第12条1項で定義されるB1クラブおよび第13条1項で定義されるB2クラブを意味する）の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。
- (8) Bリーグの代表理事、業務執行理事および職員はBクラブの株式を自己（その子会社を含む）の計算において保有してはならない。また、Bクラブの親会社の株式を5%以上保有してはならない。なお、本規約にいう親会社とは、自己の計算において他の会社・法人の議決権の総数の50%超の議決権（一般社団法人にあっては社員たる地位）を保有している会社・法人をいい、子会社とは、かかる場合における当該他の会社・法人をいうものとする。
- (9) Bリーグ関係者は、暴力、暴言、ハラスメント行為を行ってはならない。

第2章 組織

第1節 理事会

第4条 [理事会]

- (1) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (2) 理事会の運営に関する事項は、定款および理事会が定める「理事会規程」に基づく。

第2節 チェアマン

第5条〔チェアマン〕

代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）は、Bリーグを代表するとともに、Bリーグの業務を管理統括する。

第6条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Bリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- ① Bリーグ全体の利益を確保するためのBリーグ所属の団体および個人に対する指導
- ② Bリーグ所属の団体および個人の紛争解決および制裁に関する最終決定
- ③ 理事会、実行委員会および実行委員幹事会の招集および主宰
- ④ その他定款、本規約および関連する諸規程に定める事項

第3節 実行委員会・実行委員幹事会

第7条〔実行委員会の構成〕

- (1) B1リーグ（以下「B1」という）およびB2リーグ（以下「B2」という）にそれぞれ実行委員会を設置する。それぞれの実行委員会は合同で開催することができる。
- (2) B1に設置する実行委員会を「B1実行委員会」、B2に設置する実行委員会を「B2実行委員会」、B1およびB2が合同で開催する実行委員会を「B1・B2合同実行委員会」、といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してB1実行委員会、B2実行委員会および/またはB1・B2合同実行委員会をいう。
- (3) 実行委員会の組織、権限および運営に関する事項は定款および理事会が別途定める「実行委員会規程」によるものとする。

第7条の2〔実行委員幹事会の構成〕

- (1) 実行委員会の委員の中から選任された実行委員幹事等により構成される実行委員幹事会を設置する。
- (2) 実行委員幹事会の組織、権限および運営に関する事項は理事会が別途定める「実行委員会規程」によるものとする。

第4節 その他の委員会

第8条〔専門委員会〕

- (1) チェアマンの下に次の専門委員会を置き、チェアマンがこれを直轄する。
 - ① 規律委員会
 - ② 法務委員会
 - ③ その他、理事会で定める委員会
- (2) 前項の各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が制定する「専門委員会規程」の定めるところによる。

第8条の2〔裁定委員会〕

- (1) Bリーグは、チェアマンによる本規約に関連する紛争の解決、本規約および関連する諸規程に基づくチェアマンによる制裁決定、本規約第37条の2に基づく緊急措置に係る帰責事由の判断ならびに本規約第37条の5に基づくチェアマンによる試合結果の無効決定の諮問機関として、裁定委員会を設置する。
- (2) 裁定委員会の組織、権限および運営等ならびに紛争解決、制裁決定、緊急措置に係る帰責事由の判断および試合結果の無効決定の手続きに関する事項等は、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「裁定委員会規程」によるものとする。

第5節 法人組織

第9条〔法人組織の設置〕

Bリーグの総会、理事会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Bリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される法人組織を置く。

第10条〔法人組織の運営〕

- (1) 法人組織の人事等に関する重要事項は、理事会の承認を得てチェアマンが定める。
- (2) 法人組織の機能、職務等、運営に関する事項は、チェアマンが制定する「法人組織細則」の定めるところによる。

第3章 Bクラブ

第11条 [クラブライセンス交付規則]

Bリーグは、Bリーグの参加資格としてクラブライセンス制度の構築および運用を行い、そのために別途クラブライセンスに関する交付規則、継続資格認定規則等を定める。

第12条 [B1クラブの資格要件]

- (1) B1会員たるクラブ（以下「B1クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。
- ① 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること
 - ② 所属選手との契約は原則としてプロ契約であって、アマチュア契約選手は2名以下であること
 - ③ ホームアリーナを確保していること
 - ④ B1クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
 - ⑤ バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること
- (2) B1クラブの数は、原則最大で18とするが、理事会による新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴うリーグ運営の特例的な措置の決議により、2020-21シーズンは20クラブ、2021-22シーズンは22クラブ、2022-23シーズン、2023-24シーズンおよび2024-25シーズンは24クラブを最大とする。さらに2026-27シーズンからの昇降格条件の変更に伴い2025-26シーズンは26クラブを最大とする。

第12条の2 [B.PREMIERクラブの資格要件]

B.PREMIER会員たるクラブ（以下「B.PREMIERクラブ」という）は、以下の要件を継続して具備するものでなければならない。

- ① 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること
- ② B.PREMIERライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ③ バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること
- ④ 初めてBリーグの会員として入会する場合には、第22条第1項第2号に定める自治体が、クラブを支援することを表明しBリーグに入会することに同意していること
- ⑤ 理事会で別途定める「B.LEAGUE商標ガイドライン」に従って、商標が登録済みであるかまたは出願中であることもしくは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること。

第13条〔B.2クラブの資格要件〕

- (1) B.2会員たるクラブ（以下「B.2クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。
- ① 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること
 - ② 5名以上の所属選手とプロ契約を締結していること
 - ③ ホームアリーナを確保していること
 - ④ B.1クラブライセンスまたはB.2クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
 - ⑤ 初めてB.2会員に入会する場合には、第22条第1項第2号に定める自治体が、クラブを支援することを表明しB.リーグに入会することに同意していること
 - ⑥ バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること
 - ⑦ 原則として理事会で別途定める「B.LEAGUE商標ガイドライン」に従った商標区分について商標が有効に登録できていること。
- (2) B.2クラブの数は、最大で18とする。

第13条の2〔B. ONEクラブの資格要件〕

B. ONE会員たるクラブ（以下「B. ONEクラブ」という）は、以下の要件を継続して具備するものでなければならない。

- ① 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること
- ② B. ONEライセンスまたはB. PREMIERライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと。または、当面の取り扱いとして、B. NEXTライセンスの交付を受け、それが取り消されておらず、2026-27シーズン「B. ONEクラブライセンス交付規則」第20条の入場者数基準に定める平均入場者数が2023-24シーズンもしくは2024-25シーズンにおいて1,500人以上のクラブ、または2024-25シーズンの3月末までに終了したホームゲームの公式試合の平均入場者数が1,500人以上のクラブのうち、理事会が選定したクラブであること。なお、震災や事故または国際大会が開催されるなど理事会がやむを得ない事情があると判断した場合には、本条の判定に使用する平均入場者数の算定において特別な取扱いを行うことができるものとする。
- ③ バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること
- ④ 初めてB.リーグの会員として入会する場合には、第22条第1項第2号に定める自治体が、クラブを支援することを表明しB.リーグに入会することに同意していること
- ⑤ 理事会で別途定める「B. LEAGUE商標ガイドライン」に従って、商標が登録済みであるかまたは出願中であることもしくは商標登録出願のための準備が

速やかに始められる状態であること。

第13条の3 [B. NEXTクラブの資格要件]

B. NEXT会員たるクラブ（以下「B. NEXTクラブ」という）は、以下の要件を継続して具備するものでなければならない。

- ① 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること
- ② B. NEXTライセンス、B. ONEライセンスまたはB. PREMIERライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- ③ バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること
- ④ 初めてBリーグの会員として入会する場合には、第22条第1項第2号に定める自治体が、クラブを支援することを表明しBリーグに入会することに同意していること
- ⑤ 理事会で別途定める「B. LEAGUE商標ガイドライン」に従って、商標が登録済みであるかまたは出願中であることもしくは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること。

第14条 [入会]

- (1) 2025シーズンまでの入会については、Bリーグは、第15条にいう「Bリーグ準加盟クラブ」（以下「準加盟クラブ」という）が、原則として、各シーズンの4月末日までにBリーグに対し所定の入会申込を行った場合、当該クラブを審査し、翌シーズンからB2会員として入会させることができる。
- (2) 2026シーズン以降の入会については、B. PREMIERライセンス、B. ONEライセンスまたはB. NEXTライセンスを保有するクラブが、Bリーグに対し所定の入会申込を行った場合、第12条の2、第13条の2または第13条の3に定めるいずれかの資格要件を充足しているかを理事会が審査し、Bリーグの会員として入会させることができるものとする。なお、入会の効力は、クラブが保有するクラブライセンスの対象シーズンが開始する年の7月1日から生じるものとする。
- (3) 入会が承認されたクラブは、原則として入会を辞退することはできないものとする。

第15条 [準加盟クラブ]

- (1) Bリーグは、理事会が定める「準加盟クラブ規程」の内容を満たすクラブを準加盟クラブとして認定することができる。
- (2) 第14条第1項に定める入会審査を受けるクラブは、同項に定める入会申込の日の前年の7月31日までに、Bリーグに準加盟クラブの認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。

第16条 [B 1・B 2 クラブの入れ替え]

2026-27シーズンからの昇降格条件の変更に伴い2025-26シーズン終了後はB 1・B 2 間の昇降格は行わない。

第17条 [B 2・B 3 クラブの入れ替え]

2026-27シーズンからの昇降格条件の変更に伴い2025-26シーズン終了後はB 2・B 3 間の昇降格は行わない。

第18条 [クラブライセンス不交付クラブ発生時の措置]

B リーグクラブライセンス不交付または取消しが決定したクラブが発生した場合、当該クラブに対する補欠等の処置については、理事会で審議決定する。

第19条 [入会金および会費]

入会金および会費については、会員総会で別途定める「入会金および会費規程」によるものとする。

第20条 [退会]

- (1) B 1 会員またはB 2 会員が、定款第10条第3号によらずに退会しようとする場合は、退会希望日の1年以上前の6月30日までに、B リーグに対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。
- (2) B. PREMIER会員、B. ONE会員またはB. NEXT会員が、定款第10条第3号によらずに退会しようとする場合は、B. PREMIER会員は退会希望日の2年以上前の6月30日までに、B. ONE会員またはB. NEXT会員は退会希望日の1年以上前の6月30日までに、B リーグに対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。

第21条 [会員資格を喪失した会員の権利使用許可]

B リーグは、除名されたまたは会員資格を喪失したB クラブに対して、何らの対価なくして、理事会の決議により、次の各号を要求できるものとする。

- ① チーム名称のうち、法人名称を除く部分（呼称および地域名称）の使用許可
- ② シーズン途中での除名または会員資格の喪失の場合、残存する公式試合を滞りなく運営するために必要な諸権利（施設・用具・器具の使用権等）のB リーグへの使用許可

第22条 [Bクラブのホームタウン (本拠地)]

- (1) Bクラブは、理事会の承認を得て特定の市区町村をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、理事会の承認を得た場合には、複数の市区町村または都道府県をホームタウンとすることができます。
- ① 自治体および都道府県バスケットボール協会から全面的な支援が得られること
 - ② 取りまとめ役となる自治体（ホームアリーナを有し、支援の中核をなす市区町村）を定めること
 - ③ 活動拠点となる市区町村を定めること
- (2) Bクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作り（社会貢献活動を含む）を行い、バスケットボールをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。
- (3) Bクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。ただし、理事会の承認を得ることにより、同一都道府県内の市区町村をホームタウンとして追加することはできる。
- (4) やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要が生じた場合には、原則として、変更の日の1年以上前までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、シーズンの途中における申請は原則として認められない。

第23条 [Bクラブの権益]

- (1) Bクラブは、原則としてホームアリーナを有する都道府県を活動区域とする。また、活動区域内等での活動については次のとおりとする。
- ① 第22条に定める取りまとめ役となる自治体内での他クラブの活動は、いかなる活動も原則として禁止とする。ただし、当該Bクラブ間において合意された活動についてはこの限りではない。
 - ② 活動区域外で行うBクラブの試合興行（プレシーズンゲーム・公式試合を含む）、継続的なスクール活動は原則として禁止とする。ただし、活動区域外で活動を希望するBクラブが、Bリーグおよび活動区域とするBクラブに対して事前に申し出を行い、チェアマンおよび活動区域とするBクラブの承認を得た場合にはこの限りではない。
- また、一時的なクリニック活動、スポンサーイベント、メディア出演、クラブ・試合情報の告知、コミュニティ活動を活動区域外で活動を希望するBクラブは、活動区域内とするBクラブに対して事前に報告を行わなければならない。なお、その他の活動区域外での活動については、活動を希望するBクラブが、Bリーグに事前に報告を行い、チェアマンが適宜決定するものとする。

- (3) 前号によるBクラブの活動区域外での活動が、活動区域とするBクラブにとって著しく支障をきたす場合や常識を逸脱する行為と認められた場合には、チアマンは当該クラブに対して活動区域外での活動の中止および縮小等を求めることができ、当該クラブはこれに従わなければならぬ。
- (2) Bクラブは、活動区域において主管した公式試合（第34条に定める意味を有する）に伴う広告料および公衆送信権料等につき、理事会の定めるところにより分配を受けることができる。
- (3) Bクラブは、活動区域におけるバスケットボールスクール、講演その他バスケットボールに関する諸行事の開催について、優先的にチアマンの公認を受けることができる。
- (4) Bクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している日には、その活動区域内では原則として協会または協会加盟団体の公式試合は行われないものとする。
- (5) Bクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している時間およびその前後2時間を含む時間帯には、原則としてその活動区域内においては、協会が主催または主管する試合のテレビ放送は行われないものとする。
- (6) 特別の事情により前2項の定めに抵触する公式試合またはテレビ放送を行う必要がある場合には、これにより不利益を受けるおそれのあるBクラブの補償について、Bリーグ、当該Bクラブおよび当該主催団体または協会間で別途協議の上決定するものとする。

第24条〔Bクラブの健全経営〕

- (1) Bクラブは、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならず、違反した場合、Bリーグによって指導が行われ、または制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Bクラブはそれらに従わなければならぬ。
- (2) Bクラブは、Bリーグに対し、Bリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならぬ。
- (3) Bクラブは、前項の書類に虚偽の記載をしてはならない。
- (4) Bリーグは、Bクラブの事前の同意がない限り、第2項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、BリーグおよびBクラブの状況を社会に告知するため、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のBクラブの運営に支障を来たさない限りにおいて開示することができる。

第25条〔公式試合安定開催融資制度〕

- (1) クラブの財政難等の事情により、公式試合の運営に支障を来たす事態の発生

を未然に防止するため、リーグ戦安定開催融資制度を設ける。

- (2) 公式試合安定開催融資制度の管理・運営に関する事項は理事会が制定する「公式試合安定開催融資規程」の定めるところによる。

第26条 [Bクラブの株主]

- (1) Bクラブは、Bリーグからの指示に基づき、Bリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（クラブが一般社団法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。
- (2) Bクラブは、発行済み株式の株主を変更し、または新たに株式を発行する場合には、変更後の株主または新規株式の割当先を決定する前にBリーグに書面にて届け出を行わなければならない。転換社債またはストックオプション等、株式に転化しうる権利を付与する場合も同様とする。
- (3) Bクラブは直近の理事会の承認を受けた発行済み株式総数および株主構成を基準として、以下のような株主変更または株式の新規発行を行う場合には、変更後の株主または新規株式の割当先を決定する前に理事会の承認を得なければならない。転換社債またはストックオプション等、株式に転化しうる権利を付与する場合も同様とする。
- ① 株式の引受人の数にかかわらず、増資によって増加する株式の数が、増資後の発行済み株式総数の5%を超える場合。ただし、株式の引受人が既に議決権の3分の2以上を保有する株主のみの場合は除く。
- ② 増資によって、増加する株式の数にかかわらず、増資後の発行済み株式総数に対する持株比率が5%を超える株主が新たに発生することとなる場合
- ③ 発行済み株式総数の5%を超える株式の株主を変更する場合。ただし、当該株式の譲受人が既に議決権の3分の2以上を保有する株主のみである場合を除く。
- ④ 発行済み株式の株主を変更した結果、変更する株式の数にかかわらず、変更後の発行済み株式総数に対する持株比率が5%を超える株主が新たに発生した場合
- ⑤ すでに存在する株主の持株比率が、増資または株主の変更によって5%を超えて増加する場合。ただし、既に議決権の3分の2以上を保有する株主における増加は除く。
- (4) Bクラブは、他のBクラブの株式を保有してはならない。なお、当該他のBクラブの子会社およびユースチーム、スクールを運営している法人の株式（一般社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。
- (5) Bクラブは、他のBクラブの株式を5%超保有している者に対し、自クラブの株式を5%超保有させてはならない。
- (6) Bクラブは、暴力団、暴力団員、暴力団員等が経営に実質的に関与している

団体等に、Bクラブの株式を保有させてはならない。なお、当該Bクラブの子会社およびユースチーム、スクールを運営している法人の株式（一般社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。

- (7) Bクラブは、Bリーグの代表理事、業務執行理事に自クラブの株式を保有させてはならない。

第27条〔Bクラブの義務〕

Bクラブは、本規約および協会の定款ならびにこれらに付随する諸規程の違反行為にあたり得る行為を認識した場合、ただちにBリーグに報告しなければならない。

第27条の2〔役職員等の禁止事項〕

- (1) Bクラブの役員または職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。
- ① 他のBクラブまたは当該他のBクラブの子会社およびユースチーム、スクールを運営している法人の役員（一般社団法人にあっては理事）または職員を兼務すること
 - ② 他のBクラブまたは他のBクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに類する契約を締結すること
- (2) Bクラブの役員または職員は、他のBクラブの株式を自己（その子会社を含む）の計算において保有してはならない。また、他のクラブの親会社の株式を5%以上保有してはならない。
- (3) Bクラブの役員、職員、チームスタッフおよびユースチームスタッフは、公の場において、協会（審判を含む）、Bリーグまたは自他のBクラブを中傷または誹謗してはならない。
- (4) Bクラブの役員、職員、チームスタッフおよびユースチームスタッフは、違法薬物を使用してはならず、正当な理由なくBリーグが指定する薬物検査の受検を拒否してはならない。

第28条〔名称および活動区域等〕

- (1) Bクラブは、法人名、チーム名および呼称（以下総称して「名称」という。ただしチーム名および呼称には地域名が含まれているものとする）ならびにホームタウンおよび活動区域を定めなければならない。
- (2) Bクラブは、ホームタウン内にBリーグが別途定める要件を充足するアリーナ（以下「ホームアリーナ」という）を確保しているものとする。
- (3) Bクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るものとする。

(4) Bクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、理事会の承認を得たときはこの限りではない。

【B 1会員】

地区	法人名称	チーム名	呼称	取りまとめ役となる自治体	活動区域	ホームアリーナ
東	株式会社レバンガ北海道	レバンガ北海道	レバンガ北海道	札幌市	北海道	北海きたえーる
	株式会社仙台89ERS	仙台89ERS	仙台89ERS	仙台市	宮城県	ゼビオアリーナ仙台
	秋田ノーザンハビネッツ株式会社	秋田ノーザンハビネッツ	秋田ノーザンハビネッツ	秋田市	秋田県	CNAアリーナ★あきた
	株式会社茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント	茨城ロボッツ	茨城ロボッツ	水戸市	茨城県	アダストリアみとアリーナ(東町運動公園体育館)
	株式会社栃木ブレックス	宇都宮ブレックス	宇都宮ブレックス	宇都宮市	栃木県	ブレックスアリーナ宇都宮
	株式会社群馬クレインサンダーズ	群馬クレインサンダーズ	群馬クレインサンダーズ	太田市	群馬県	オーブンハウスアリーナ太田
	株式会社アルファーズ	越谷アルファーズ	越谷アルファーズ	越谷市	埼玉県	越谷市立総合体育館
	株式会社アルティーリ	アルティーリ千葉	アルティーリ千葉	千葉市	千葉県	千葉ポートアリーナ
	株式会社千葉ジェッツふなばし	千葉ジェッツふなばし	千葉ジェッツ	船橋市	千葉県	La La arena TOKYO-BAY
	トヨタアルバルク東京株式会社	アルバルク東京	アルバルク東京	江東区	東京都	TOYOTA ARENA TOKYO
西	株式会社サンロッカーズ	サンロッカーズ渋谷	サンロッカーズ渋谷	渋谷区	東京都	青山学院記念館
	株式会社DeNA川崎ブレイブサンダース	川崎ブレイブサンダース	川崎ブレイブサンダース	川崎市	神奈川県	東急ドレッセとどろきアリーナ
	株式会社横浜ビー・コルセアーズ	横浜ビー・コルセアーズ	横浜ビー・コルセアーズ	横浜市	神奈川県	横浜国際プール
	株式会社富山グラウジーズ	富山グラウジーズ	富山グラウジーズ	富山市	富山県	富山市総合体育館
	株式会社フェニックス	三遠ネオフェニックス	三遠ネオフェニックス	豊橋市	愛知県	豊橋市総合体育館
	シーホース三河株式会社	シーホース三河	シーホース三河	刈谷市	愛知県	ウィングアリーナ刈谷
	豊通ファイティングイーグルス株式会社	豊通ファイティングイーグルス名古屋	ファイティングイーグルス名古屋	名古屋市	愛知県	名古屋市枇杷島スポーツセンター
	名古屋ダイヤモンドドルフィンズ株式会社	名古屋ダイヤモンドドルフィンズ	名古屋ダイヤモンドドルフィンズ	名古屋市	愛知県	IGアリーナ
	株式会社滋賀レイクスターズ	滋賀レイクスターズ	滋賀レイクスターズ	大津市	滋賀県	滋賀ダイハツアリーナ
	スポーツコミュニケーションKYOTO株式会社	京都ハンナリーズ	京都ハンナリーズ	京都市	京都府	かたおかアリーナ京都(京都市体育館)
	ヒューマンプランニング株式会社	大阪エヴェッサ	大阪エヴェッサ	大阪市	大阪府	おおきにアリーナ舞洲
	株式会社バンダイナムコ島根スサノオマジック	島根スサノオマジック	島根スサノオマジック	松江市	島根県	松江市総合体育館

株式会社広島ドラゴンフライズ	広島ドラゴンフライズ	広島ドラゴンフライズ	広島市	広島県	広島サンプラザホール
株式会社佐賀バルーナーズ	佐賀バルーナーズ	佐賀バルーナーズ	佐賀市	佐賀県	SAGAアリーナ
株式会社長崎ヴェルカ	長崎ヴェルカ	長崎ヴェルカ	長崎市	長崎県	HAPPINESS ARENA
沖縄バスケットボール株式会社	琉球ゴールデンキングス	琉球ゴールデンキングス	沖縄市	沖縄県	沖縄サンドリーアリーナ

【B2会員】

地区	法人名称	チーム名	呼称	取りまとめ役となる自治体	活動区域	ホームアリーナ
東	青森スポーツクリエイション株式会社	青森ワッツ	青森ワッツ	青森市	青森県	カクヒログループスーパー・アリーナ(青森市総合体育館)
	株式会社岩手ビッグブルズ	岩手ビッグブルズ	岩手ビッグブルズ	盛岡市	岩手県	盛岡タカヤアリーナ
	株式会社パスラボ	パスラボ山形ワイヴァンズ	山形ワイヴァンズ	天童市	山形県	山形県総合運動公園
	福島スポーツエンタテインメント株式会社	福島ファイヤーボンズ	福島ファイヤーボンズ	郡山市	福島県	宝来屋ポンズアリーナ
	株式会社横浜エクセレンス	横浜エクセレンス	横浜エクセレンス	横浜市	神奈川県	横浜武道館
	株式会社福井ブローウィンズ	福井ブローウィンズ	福井ブローウィンズ	福井市	福井県	セーレン・ドリームアリーナ(福井県営体育馆)
	株式会社NAGANO SPIRIT	信州ブレイブウォリアーズ	信州ブレイブウォリアーズ	長野市	長野県	ホワイトリング(長野市真島総合スポーツアリーナ)
西	株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ	ベルテックス静岡	ベルテックス静岡	静岡市	静岡県	静岡市中央体育馆
	株式会社ストークス	神戸ストークス	神戸ストークス	神戸市	兵庫県	GLION ARENA KOBE
	株式会社バンビシャス奈良	バンビシャス奈良	バンビシャス奈良	奈良市	奈良県	ロートアリーナ奈良
	株式会社エヒメスポーツエンターテイメント	愛媛オレンジバイキンギス	愛媛オレンジバイキンギス	松山市	愛媛県	松山市総合コミュニティセンター
	ライジングゼファーフクオカ株式会社	ライジングゼファーフクオカ	ライジングゼファーフクオカ	福岡市	福岡県	照葉積水ハウスアリーナ
	熊本バスケットボール株式会社	熊本ヴォルターズ	熊本ヴォルターズ	熊本市	熊本県	熊本県立総合体育馆
	株式会社鹿児島レブナーズ	鹿児島レブナーズ	鹿児島レブナーズ	鹿児島市	鹿児島県	西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)

※2025年10月1日時点

第4章 競技

第1節 アリーナ

第29条 [アリーナの維持]

Bクラブは、選手および観客にとって良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、アリーナを維持管理する責任を負う。

第30条 [アリーナおよび付帯設備]

- (1) 公式試合で使用するアリーナおよび付帯設備の条件は、理事会が別途定める「Bリーグクラブライセンス交付規則」で定めるものとする。
- (2) B1クラブがホームアリーナ以外のアリーナで公式試合を実施する場合には、当該アリーナは原則として入場可能者数が2,000人以上でなければならない。当該要件を充足しないアリーナを使用する場合には、公式試合開催日の3ヶ月以上前までに理事会の承認を得なければならない。

第31条 [備品・競技器具]

ホームゲームにおいて使用する必要な備品・競技器具およびその仕様等は、理事会が別途定める「Bリーグクラブライセンス交付規則」で定めるものとする。なお、ホームアリーナ以外のアリーナで公式試合を実施する場合においても、当該「Bリーグクラブライセンス交付規則」で定めるうち、空調設備、ゴール器具・ショットクロック器具・スコアボード器具のバックアップ設置、チーム用シャワーについては必須とする。

第32条 [広告看板等の設置]

- (1) アリーナには、Bリーグが指定する位置に、BリーグおよびBリーグオフィシャルパートナーが所定のサイズおよび枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
- (2) 前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にチアマンに届け出て承認を得なければならない。

第33条 [アリーナの観察]

- (1) Bリーグは、試合開催の可否を確認するためアリーナを観察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチアマンに報告しなければならない。
- (2) チアマンは、前項の報告を受けたときは、そのアリーナでの試合の実施を

中止する決定を下すことができる。

- (3) 前項の中止の決定およびその通知は、原則として試合開催日の2か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

第2節 公式試合

第34条【公式試合】

- (1) Bリーグにおける公式試合（本規約において「公式試合」という）とは、次の各号に定める競技会（以下「競技会」という）を構成する各試合並びにその他理事会が指定した試合をいう。
- ① B1リーグ戦（B1）
 - ② B2リーグ戦（B2）
 - ③ Bリーグチャンピオンシップ
 - ④ B2プレーオフ
 - ⑤ オールスター
- (2) B1クラブは、前項第1号のホームゲームの80%以上を、B2クラブは前項第2号のホームゲームの60%以上を、ホームアリーナで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 第1項第1号から第4号までの試合は、クラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）に限り参加できるものとする。
- (4) 前項にいうトップチームは、以下の要件を満たすものとする。
- ① B1クラブのトップチームは、シーズン中は常に選手10名以上13名以下を保有し、アマチュア選手は2名以下とすること
 - ② B2クラブのトップチームは、シーズン中は常に選手10名以上13名以下を保有し、プロ選手は5名以上とすること
- (5) 前2項にいうトップチームは、前項に規定する保有選手の制限人数内外に問わらず、特別指定選手、U22枠選手およびユース育成特別枠選手を各2名まで保有することができる。なお、特別指定選手、U22枠選手およびユース育成特別枠選手とは、それぞれ「選手契約および登録に関する規程」第2章第2節、第2章第3節および第2章第4節に基づきそれぞれ認定された選手を意味し、次項においても同様とする。
- (6) 第4項第1号の規定にかかわらず、特別指定選手およびユース育成特別枠選手においてはアマチュア選手の登録上限数を適用しない。

第34条の2【カンファレンス方式】

B1およびB2のカンファレンスの分け方は、いずれも、ホームアリーナが所在する市区町村を基準とし、総務省発行の都道府県コードにより47都道府県に固

有の番号を割り当て、B 1においては「東地区」「西地区」の2地区に、B 2においては「東地区」「西地区」の2地区に分割する。都道府県が同一の場合は、市区町村の東から順とし、同一市で区制の場合は北から順とし、さらに同一の場合はクラブ名の五十音順とする。

第35条〔参加義務等〕

- (1) Bクラブは、公式試合ならびに協会が開催する全日本バスケットボール選手権大会の本大会および本大会の出場権を得るための予選大会に参加しなければならない。
- (2) Bクラブは、所属選手が、代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。
- (3) Bクラブは、日本代表活動、全日本バスケットボール選手権大会ならびに公式試合その他のBリーグが指定した試合およびイベントについて、他の試合およびイベントに優先して所属選手を参加させる義務を負う。

第36条〔最強のチームによる試合参加〕

Bクラブは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって前条の試合に臨まなければならない。

第36条の2〔チーム体制維持に関するBクラブの責任〕

Bクラブは、公式試合に安定的かつトップチームの水準を維持した上で参加するため、生じうる選手やチームスタッフの負傷疾病に備え予め万全な人員数を確保し、さらに負傷疾病等により一時的な稼働不可が生じた場合においても参加に向け取りうる措置を講じなければならない。

第37条〔不正行為への関与の禁止／スポーツ振興投票券の購入禁止〕

- (1) Bリーグ関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為又は公式試合の公正を害すべき行為に一切関与してはならない。
- (2) Bリーグ関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、その担当する次の各号に定める業務に係る職務又はその関与する公式試合に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしてはならない。
 - ① Bクラブ相互間における公式試合を計画的かつ安定的に開催すること。
 - ② スポーツ振興投票の実施等に関する法律（以下「投票法」という）第12条の規定による試合の結果又は競技会の経過若しくは結果の確定及びその通知を行うこと。

- ③ B クラブの選手及びコーチ並びに公式試合の審判員について投票法第5条の規定による登録及び登録の抹消を行うこと。
 - ④ 公式試合の競技規則を定めること。
- (3) B リーグ関係者は、公式試合のスポーツ振興投票券（投票法に定める意味を有する）を購入し、又は譲り受けはならない。

第37条の2 [チェアマンによる緊急措置]

- (1) チェアマンは、前条第1項の違反の疑いがある場合には、当該違反が存在するとすればその影響があると合理的に判断される公式試合（ただし、オールスターを除く。以下「被疑試合」という）について、緊急措置を実施することができる。
- (2) チェアマンは、緊急措置を実施する場合には、その種類および内容を決定するにあたり、第37条の3に規定する対策会議の審議を経た上で、その審議結果を十分に尊重しなければならない。
- (3) チェアマンは、決定した緊急措置を、緊急措置の対象者および被疑試合に係るB クラブに対し、書面または電磁的方法により、以下の事項を記載して通知するものとする。
 - ① 緊急措置の対象となるB リーグ関係者の氏名および所属先（B クラブの場合は、名称および住所ならびに代表者の氏名）
 - ② 緊急措置の種類および内容
 - ③ 緊急措置の理由
 - ④ 作成年月日
- (4) 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合においては、前項に従った通知を事後的に行なうことを条件として、口頭による通知とすることができる。
- (5) B リーグは、第1項に基づきチェアマンが実施した緊急措置（ただし、第37条の4第1項第2号、第3号に限る）を公表するものとする。公表にあたっては、対象者その他関係者のプライバシー等に配慮するものとする。

第37条の3 [対策会議]

- (1) 対策会議は、次の各号の業務を管掌する部門における最上位の職位を有する者、裁定委員会委員長およびチェアマン（以下、合わせて「会議構成員」という）をもって構成する。ただし、チェアマンは任意の者を会議構成員に加えることができる。
 - ① 公式試合のスポーツ振興投票の企画運営に係る業務
 - ② B リーグの競技運営に係る業務
 - ③ B リーグのコンプライアンスに係る業務
- (2) 対策会議は、チェアマンが招集し、その議長となる。

- (3) 対策会議は、議長を含む3名以上の会議構成員の出席がなければ開催することができない。なお、電話、インターネット等の通信回線を通じて自己の意見表明が行え、相互に十分な議論を行うことができる仕組みを使用する場合は、当該仕組みを通じた出席および開催も可能とする。
- (4) 対策会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第37条の4【緊急措置の種類】

- (1) 第37条の2に定める緊急措置の種類は次のとおりとし、これらの措置を併せて実施することができる。
- ① 被疑試合の監視下での開催
 - ② 被疑試合の中止
 - ③ 被疑試合への出場停止
 - ④ 被疑試合に係るアリーナ等チアマンが指定する区域への立ち入り禁止
- (2) 前項第2号に基づき中止された被疑試合について、チアマンは40分間の再試合の決定をすることができる。当該決定に基づき再試合とする場合は第56条第2項を準用する。
- (3) 第1項第2号に基づき中止された被疑試合について、再試合を行わない旨の決定をした場合または前項に従って準用された第56条第2項の規定に基づき試合の不開催を決定した場合の被疑試合の取扱いについては次のとおりとする。
- ① 被疑試合に係るBクラブの双方またはいずれか一方に帰責事由があるときは第57条の規定を準用する。
 - ② 被疑試合に係るBクラブの双方に帰責事由がないときは試合不成立とし、試合結果および個人成績は公式記録化しないこととする。
- (4) Bクラブに所属する個人が第37条第1項に違反した場合、当該Bクラブには帰責事由があるものとみなす。
- (5) チアマンは、本条第3項および前項のBクラブの帰責事由の判断につき、裁定委員会に諮問することができる。

第37条の5【チアマンによる試合結果の無効】

- (1) チアマンは、第37条第1項の違反事実が、公式試合（ただし、オールスターを除く。本条および次条において以下同じ）の結果に影響を及ぼした場合、または公式試合の公正を害した場合、当該試合の試合結果を無効とすることができます。
- (2) チアマンは、試合結果を無効とする必要があると判断した場合には、当該試合結果の無効を決定するにあたり、裁定委員会に諮問し、その答申を十分に尊重しなければならない。

- (3) 第1項に基づき無効とされた試合（以下「無効試合」という）の取扱いについては、試合結果および個人成績を公式記録化しないこととした上で、次のとおりとする。
- ① 無効試合に係るBクラブの双方またはいずれか一方に帰責事由があるとき 第57条の規定を準用する。
 - ② 無効試合に係るBクラブの双方に帰責事由がないとき
試合不成立とし、チェアマンは40分間の再試合の決定をすることができる。
当該決定に基づき再試合とする場合は第56条第2項を準用する。第56条第2項に基づき試合の不開催を決定した場合は第56条第3項を準用する。
- (4) チェアマンは、決定した試合結果の無効を、当該無効試合に係るBクラブに對し、書面または電磁的方法により、以下の事項を記載して通知するものとする。
- ① 無効の対象となる試合
 - ② 判断の理由
 - ③ 作成年月日
 - ④ 第3項第2号に基づく再試合の決定の有無
- (5) Bクラブに所属する個人が第37条第1項に違反した場合、当該Bクラブには帰責事由があるものとみなす。

第37条の6【緊急措置等に伴う費用負担】

- (1) 緊急措置の場合
- ① すでに何らかの経費が発生している公式試合が、ホームクラブおよびアウェークラブの双方の帰責事由によることなく、第37条の4第1項の規定に基づき中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第68条所定の費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のクラブにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第2条の範囲に限る）はBリーグが負担する。
 - ② すでに何らかの経費が発生している公式試合の第37条の4第1項の規定に基づく中止につき、ホームクラブのみに帰責事由がある場合は、ホームクラブが、アウェークラブに発生した交通費・宿泊費、およびBリーグに発生した審判派遣に関する費用、公式映像・スカウティング映像の制作費用、ビデオ判定のオペレーター費用、公式記録作成費用その他諸費用（以下「Bリーグ必要経費」という）を補償しなければならない。また、アウェークラブのみに帰責事由がある場合は、アウェークラブが、ホームクラブに発生した第68条所定の費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費、ならびにBリーグ必要経費を補償しなければならない。ホームクラブおよびアウェークラブの双方に帰責事由がある場合、各クラブは各自にかかった費用をそれぞれ負担するとともに、帰責割合に応じてBリーグ必要経費を補償しな

ければならない。

③ 前号の場合において、第3条第1項第1号、第5号ないし第7号のいずれかのBリーグ関係者にも帰責事由がある場合、Bリーグは、帰責事由のあるクラブ（以下「有責クラブ」という）に対する当該関係者の帰責割合に応じて、前号所定の費用の一部を負担する。ただし、Bリーグ必要経費についてはBリーグが全て負担する。

(2) 試合結果の無効の場合

① すでに何らかの経費が発生している公式試合の結果が、ホームクラブおよびアウェークラブの双方の帰責事由によることなく、第37条の5第1項の規定に基づき無効となった場合には、双方のクラブにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第2条の範囲に限る）はBリーグが負担する。

② すでに何らかの経費が発生している公式試合の第37条の5第1項の規定に基づく結果の無効につき、ホームクラブまたはアウェークラブのいずれか一方のみに帰責事由がある場合は、有責クラブが、帰責事由のないクラブに発生した交通費・宿泊費およびBリーグ必要経費を補償しなければならない。ホームクラブおよびアウェークラブの双方に帰責事由がある場合、各クラブは各自にかかった費用をそれぞれ負担するとともに、帰責割合に応じてBリーグ必要経費を補償しなければならない。

③ 前号の場合において、第3条第1項第1号、第5号ないし第7号のいずれかのBリーグ関係者にも帰責事由がある場合、Bリーグは、有責クラブに対する当該関係者の帰責割合に応じて、前号所定の費用の一部を負担する。ただし、Bリーグ必要経費についてはBリーグが全て負担する。

第38条 [公式試合の主催等]

- 公式試合は、すべて協会およびBリーグが主催（自己の名義において試合を開催すること。以下同じ）し、Bリーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ）する。
- Bリーグは、リーグ戦におけるホームゲームの主管権をホームクラブに委譲する。
- 前項の規定にかかわらず、Bリーグは、ホームクラブの活動区域外のエリアで実施する公式試合を自ら主管することができる。
- ホームクラブの活動区域外で開催される試合については、事前にチアマンの承認を得た場合に限りその地方のマスコミが共催することを認める。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。

第39条〔主管権の譲渡〕

Bクラブは、理事会の事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を協会に所属する都道府県バスケットボール協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Bクラブは、当該ホームゲームに関する本規約上の義務を免れるものではない。

第40条〔競技規則〕

公式試合は、別段の定めのない限り、国際バスケットボール連盟（FIBA）および協会の競技規則に従って実施される。

第41条〔届出義務〕

- (1) Bクラブは、次の事項を所定の方法によりBリーグに届け出なければならぬ。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。
 - ① 選手
 - ② 実行委員、運営担当および広報担当等
 - ③ チームスタッフ
 - ④ 入場料金の体系（年間指定席券その他すべての入場券を含む）
- (2) 前項第4号の入場料金は、アウェークラブの観客に対してもホームクラブの観客と平等の条件で設定されなければならない。ただし、ホームクラブのファンクラブ会員または年間指定席券購入者に対する割引その他合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

第41条の2〔入場者数〕

- (1) ホームクラブのマーケティング担当者は、試合終了後に第2項に定める方法により算出した入場者数を、原則として試合日の翌日までに、Bリーグに報告しなければならない。
- (2) 入場者数とは、入場券を保有する者および入場券を保有していない次の各号に該当する者の合計をいう。原則として、入場券を保有する者の算定方法は、入場券を機器による読み込み、または入場券半券の枚数を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数によって算定してはならない。入場券を保有していない者の算定方法は、入場時にカウントし算定する。
 - ① 未就学児童
 - ② 車いす観戦者の介助者
 - ③ V.I.P、イベント出演者その他関係者のうちクラブが定める座席エリアで着席観戦する者

なお、入場者数には選手、審判員、Bクラブの役職員、T.O関係者、その他試合運営に関わる者、アリーナ管理者、売店関係者、取材メディア関係者およ

びフォトグラファーなど、観戦を目的としない者は含めてはならない。

- (3) Bクラブは、入場券の半券ならびに前項第3号に該当する者の算定根拠となる資料を当該シーズン終了後1年間保管しなければならない。

第42条〔出場資格〕

- (1) 協会の「基本規程」に基づき協会への選手登録を完了し、かつ第93条に定めるBリーグ登録を行った選手のみが、公式試合における出場資格を有する。
- (2) 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行した選手証を持参しなければならない。

第43条〔ユニフォーム〕

- (1) 公式試合においては、Bリーグが定める「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用しなければならない。
- (2) 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- (3) 前各項の定めのほか、ユニフォームに関する事項は、理事会が制定する「ユニフォーム要項」の定めるところによる。

第44条〔試合球〕

公式試合の試合球は、理事会が、協会検定球の中から認定する。

第45条〔Bクラブの責任〕

- (1) ホームクラブは、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員および観客等の安全を確保する義務を負う。
- (2) ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。
- (3) ホームクラブは、前2項の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限し、または即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務を負う。
- (4) アウェークラブは、実行委員をアウェーゲームに帯同し、第2項に基づくホームクラブの義務の履行に協力するとともに、アウェークラブのファンが試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。ただし、やむを得ない場合には実行委員についてはBクラブがその責務にあたることができると判断した者を代理人として帯同することができる。
- (5) Bクラブは、試合が開催されるアリーナに、暴力団員等を入場させないよう、努めるものとする。

第46条 [選手の健康管理およびドクター]

- (1) Bクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Bクラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。
- (2) 前項の健康管理における医学的検査の項目は、次のメディカルチェック項目とする。
 - ① 内科検査
 - ② 整形外科的検査
 - ③ 血液検査
 - ④ 尿検査
 - ⑤ レントゲン検査
- (3) ホームクラブは、すべての試合においてアリーナ内にAEDを備えなければならない。
- (4) Bクラブは、試合中およびチームが行うトレーニング・練習中に選手が怪我をした場合、可及的すみやかに「Bリーグ傷害報告書」をBリーグに提出しなければならない。なお、当該報告書の提出はリーグ所定の方法によるものとし、ドクターの所見を得たものを提出するものとする。ただし、既往歴のある同一部位への軽微な怪我の場合等はその限りではない。

第46条の2 [薬物]

- (1) Bクラブは、所属する選手、チームスタッフ、ユースチームスタッフ、役員および職員に対し、違法薬物に関して適切に指導および監督を行わなければならない。
- (2) Bクラブは、Bリーグが指定する薬物検査を適切な方法で実施しなければならない。
- (3) Bクラブは、前項の薬物検査の結果、陽性の判定となった場合、速やかにBリーグへ報告を行い、Bリーグの指示に従わなければならない。

第3節 試合の運営

第47条 [公式試合の開催期間]

公式試合は、原則として毎年9月から5月までの間に実施する。

第48条 [リーグ戦の開催]

- (1) リーグ戦の試合日程は、次の事項を考慮した実行委員会または実行委員幹事会の審議を経て、理事会が決定する。
 - ① 試合開催が特定の地域に集中しないこと
 - ② 同一大会でアウェーゲームが4節以上連続しないこと。

- (2) リーグ戦は、1節に2試合行う場合は原則として金曜日から月曜日の間で連日開催するものとし、1節に1試合のみを行う場合は水曜日に開催するものとする。なお、連日開催の場合の試合開始時間の間隔は、前後2試合の試合開始時間の間隔で原則19時間以上を設けることとする。
- (3) ホームクラブの責に帰すべき事由により、リーグ戦の試合開催が前項以外の日になる場合は、アウェークラブが交通費・宿泊費を負担する代わりに、ホームクラブはB1、B2ともに上限300,000円の運営補償金をアウェークラブに対して支払うものとする。ただし、運営補償金は双方クラブでの交渉により決定されるものとする。

第49条〔試合日程の遵守〕

Bクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、ティップオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第50条〔試合の日時または場所の変更〕

- (1) 公式試合の開催日、ティップオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
- ① ホームクラブがBリーグに対し、変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」により申請する
- ② チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびアウェークラブの双方に通知する
- (2) 前項の手続きが行われない場合、アウェークラブは、当該変更を拒否することができる。
- (3) やむを得ない特別の事情がある場合において、チェアマンは、前2項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

第51条〔特別の事情による変更〕

Bクラブは、協会またはBリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第52条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一アリーナで2試合以上行ってはならない。

第53条〔抱き合せ開催の禁止〕

公式試合は、Bリーグまたは協会以外の第三者が主催するバスケットボールその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合せで開催してはならない。た

だし、Bクラブが主催する地域振興のための試合・イベント、選手育成のための試合等および協会主催全国大会の各都道府県予選大会との抱き合わせについては、この限りではない。

第54条〔ゲームディレクター〕

- (1) ゲームディレクターはチアマンが任命し、公式試合に派遣される。
- (2) ゲームディレクターは、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 試合開始時刻の150分前までにアリーナに到着すること
 - ② 試合開始時刻の60分前に双方のクラブのヘッドコーチ、実行委員およびホームクラブの運営担当、ならびに審判員との間でミーティング（以下「ゲームディレクター・ミーティング」という）を開催すること。ただし、連日開催の2試合目のゲームディレクター・ミーティングについては、ヘッドコーチに代わり、チームマネージャーが出席するものとする。なお、第55条および第55条の2に規定する試合の中止および試合の一時的な中断後の再開においても、可及的速やかにゲームディレクター・ミーティングを開催すること
 - ③ 試合終了後24時間以内にBリーグに「Bリーグゲームディレクター報告書」を発信すること
 - ④ 試合の中止または競技中の悪質な違反による失格・退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「Bリーグゲームディレクター緊急報告書」をすみやかにチアマンに提出すること
 - ⑤ 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
 - ⑥ 前各号のほか、別途チアマンの定める事項を行うこと

第55条〔試合の中止の決定〕

- (1) 試合の中止は、審判員が、ゲームディレクター・ミーティングを経て、Bリーグとの協議のうえで決定する。ただし、審判員が到着する前その他審判員が本決定を行うことが困難な場合は、Bリーグが、双方のクラブのヘッドコーチ、実行委員およびホームクラブの運営担当との協議のうえで、決定する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、以下各号のいづれかに該当する場合、当該試合は中止される。
 - ① 審判員がその職務を遂行することができなくなった場合であって、リーグ戦試合実施要項第9条の3第3項の定めに従った協議にもかかわらず、公式試合を担当する審判員計2名を確保できないとチアマンが判断したとき。
 - ② リーグ戦試合実施要項第6条第2項に定める、試合にエントリーできる選手数が7名未満となったとき。

- ③ リーグ戦試合実施要項第6条第2項に定める、試合にエントリーできるコーチライセンスB級以上のコーチが不在となったとき。
- ④ 政府または各自治体により公式試合開催についての自肅要請があり、かつその開催について当該政府または自治体の了解が得られず、チアマンが試合を中止したとき。

第55条の2 [試合の一時的な中断の決定]

- (1) 試合の一時的な中断は、審判員が、ゲームディレクターおよびホームクラブの実行委員の意見を尊重して決定する。ただし、審判員が到着する前その他審判員が本決定を行うことが困難な場合は、ゲームディレクターが、ホームクラブの実行委員の意見を尊重して決定する。
- (2) 前項に定める試合の一時的な中断は次の各号のいずれかに該当する場合に決定することができる。
 - ① 進行に支障が生じる程度で緊急地震速報やJアラートが発せられた場合
 - ② 進行に支障が生じる程度で地震が発生した場合
 - ③ 来場者、関係者および選手等に心肺蘇生等の救護が必要な場合
 - ④ 会場で停電が発生した場合
 - ⑤ 会場で雨漏りが発生した場合
 - ⑥ 仮設物または会場から落下物が発生した場合
 - ⑦ 会場で火災が発生した場合
 - ⑧ 競技器具および用具が破損した場合
 - ⑨ 前各号に類する事象が発生した場合
- (3) 一時的な中断がされた試合の再開および開始時間の繰り下げは、審判員が、ゲームディレクター・ミーティングを経て、決定する。ただし、審判員が到着する前その他審判員が本決定を行うことが困難な場合は、ゲームディレクターが、双方のクラブのヘッドコーチ、実行員およびホームクラブの運営担当の意見を尊重して決定する。なお、一時的な中断がされた試合を再開しない場合は前条第1項に従い中止の決定を行う。

第56条 [不可抗力による開催不能または中止]

- (1) 公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他のいずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により開催不能または中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、次の各号からチアマンが決定する。
 - ① 40分間の再試合
 - ② 中止時点からの再開試合
 - ③ 中止時点での試合成立

- (2) 前項第1号の決定により再試合を行う場合においては、当該ホームクラブを引き続きホームクラブとして扱い、ホームクラブとリーグとの協議により試合開催可能な日程を調整し、原則として、当該中止より2週間以内に再試合の開催を決定する。このとき、再試合を行うべき試合が複数におよぶ場合は、当該試合の属する節数の若い順に実施を調整し、会場都合や試合実施可能日の残数により調整が成立しない場合は、リーグにより当該試合の不開催を決定する。
- (3) 不可抗力による開催不能または中止による試合不開催については、試合不成立とし、試合結果および個人成績は公式記録化しないこととする。

第57条【敗戦とみなす場合】

- (1) 公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、原則として0対20で敗戦したものとみなす。ただし、帰責事由のないチームにとって、中止時点の最終スコアにおける得失点差の方が有利となる場合は、当該最終スコアに基づく得失点差を有効なものとする。また、帰責事由のないチームの年間平均得点数の算定にあたっては、当該試合の得点結果を除外するものとする。
- (2) 公式試合が双方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、双方のチームとも0対20で敗戦したものとみなす。

第58条【試合結果の報告】

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および必要に応じて試合運営報告書をBリーグに提出しなければならない。

第58条の2【大会ドクター】

- (1) ホームクラブは、選手や来場者の傷病対応のため、開場時間から試合終了30分後までの時間帯において会場内にドクターを1名配置する。ただし、試合開始30分前までの時間帯においてはドクターの代わりに救急救命士または看護師資格保有者を配置することができる。なお、試合終了30分後までに来場者のすべてが会場を出た場合は、ホームクラブは、それ以降のドクター配置義務を免れる。
- (2) 選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。
- (3) 脳振盪と診断されるか、その疑いのある選手の活動再開に関する前項の医師の承認は、理事会が別途定める「頭部外傷に関する段階的復帰プログラム」に基づき判断されなければならない。

第59条〔試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が制定する「試合実施要項」の定めるところによる。

第60条〔規律委員会による処分〕

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者（Bクラブを含む）に対する懲罰は、理事会が定める「懲罰規程」に基づき規律委員会において審議し、決定する。
 - ① 失格・退場を命じられた者
 - ② テクニカル・ファウルまたはアンスポーツマンライク・ファウルを宣せられた者
 - ③ 前2号に相当する不正な行為を行った者（ただし、第37条第1項違反の行為者を除く）
- (2) 公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に前条に従って懲罰を決定することが困難である場合は、次の公式試合にかかる出場停止処分については、前条の規定にかかわらず、規律委員会の審議を経ることなく規律委員長が決定することができる。当該試合の出場停止処分以外の懲罰については、規律委員会が、その後可及的速やかに決定する。
- (3) 前項において、規律委員長に事故あるときその他前項の決定を行うことが困難な場合は、予め規律委員会が定めた順序により、その他の規律委員が懲罰を決定する。
- (4) 規律委員会または規律委員長が決定した懲罰について、当該懲罰を科された者は、懲罰規程の定めに従い、チェアマンに対し再審査請求を行うことができる。

第60条の2〔競技規則上の抗議の採用〕

- (1) 競技規則「C-抗議の手続き」に定められた抗議については、理事会が制定する「B1・B2リーグ戦試合実施要項」の定めるとおりとする。
- (2) 前項の抗議が適切に手続きされた場合、チェアマンはその認容または棄却を決定し、認容する場合、当該試合の取扱いについては、次の各号からチェアマンが決定する。
 - ① 40分間の再試合
 - ② 抗議事象時点からの再試合
 - ③ 終了時点での試合成立
 - ④ 当該抗議事象により影響を受けたと認められる記録を修正し、試合成立

第4節 非公式試合

第61条 [有料試合の開催]

- (1) すべての有料試合は、事前にBリーグに所定の申請書を提出し、Bリーグおよび協会の承認を得なければ開催することができない。
- (2) 前項の試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。
- (3) 第1項の開催申請書の提出期限は、原則試合が開催される月の2か月前の月の末日までとする。
- (4) 試合開催にあたっては、協会へ所定の納付金を納付すること。

第62条 [外国チームとの試合等]

Bクラブが外国のバスケットボールチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前にBリーグおよび協会の承認を得なければならない。また、「国際交流試合実施申請書」に準じ、申請料を納付すること。

第63条 [興行等への参加禁止]

Bクラブ、選手、ヘッドコーチおよびコーチは、事前にBリーグの承認を得ない限り、Bリーグ、協会および都道府県バスケットボール協会以外の第三者が主催するバスケットボールその他のスポーツの試合に参加してはならない。

第64条 [救済試合]

救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。

第65条 [引退試合]

引退試合は、選手が引退するにあたり当該選手の功績を称えることを目的として開催する。

第66条 [救済試合および引退試合の開催手続等]

- (1) 救済試合および引退試合は、当該選手の現所属クラブまたは元所属クラブが、事前に、Bリーグに所定の申請書を提出し、実行委員会の審議を経て理事会にて決議されなければ、開催することができない。
- (2) 救済試合および引退試合の開催地は、原則として当該試合の開催クラブのホームタウンとする。
- (3) 救済試合および引退試合は、前2条に定める理由がある場合に、選手1名につき1回に限り開催することができる。

第67条〔慈善試合〕

- (1) Bクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。
- (2) 前条第1項および第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第5節 試合の収支

第68条〔公式試合の費用負担〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。
 - ① 運営人件費
 - ② アリーナ使用料（付帯設備使用料を含む）
 - ③ アリーナ仮設設備設置費用（テント設営料等）
 - ④ 入場券・招待券の印刷費
 - ⑤ 入場券販売手数料
 - ⑥ 広告宣伝費
 - ⑦ クラブスポンサーの看板等の費用（アリーナへの掲出料を含む）
 - ⑧ その他運営に係わる費用
- (2) Bリーグオフィシャルパートナーの広告を掲出するために発生する付帯費用、Bリーグが制作する公式映像のために発生するアリーナ使用料およびBリーグの放映権行使に伴い発生するアリーナへの付帯費用についても、前項規定の必要経費としてホームクラブが負担する。ただし、いずれもその制作費は除く。

第69条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

- (1) 救済試合および引退試合の損益の配分については、Bリーグと当該試合の開催Bクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。
- (2) 慈善試合の損益の配分については、Bリーグと当該試合の開催クラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

第70条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費が発生している公式試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第68条第1号から第4号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第2条の範囲に限る）はBリーグが負担する。ただし、中止時点で試合が成立した場合は除く。

第71条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- (1) ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブは、アウェーチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- (2) アウェークラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、アウェークラブは、ホームクラブに発生した第68条第1号から第8号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第72条〔納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を原則として当該試合の属する大会が終了した後60日以内に、協会に納付しなければならない。

第73条〔収支報告〕

公式試合の収支報告は、その試合の属する大会が終了した後30日以内に、「試合収支決算書」および「大会収支決算書」をBリーグに送付することにより行う。

第74条〔遠征費用〕

- (1) チームの遠征に要する交通費・宿泊費をBリーグにおいて支出する場合には、理事会が制定する「旅費規程」の定めるところによる。
- (2) 公式試合を無事に終了したが、不可抗力など理事会が認める理由によりその日または翌日の帰路に影響が出た場合には、双方のチームにおいて発生した宿泊費をBリーグが負担する。ただし、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。

第6節 表彰

第75条〔リーグ表彰〕

Bリーグは、リーグ戦、チャンピオンシップおよびプレーオフに関し、チーム、選手、ヘッドコーチおよび審判員等の表彰を行う。

第76条〔功労者表彰〕

- (1) Bリーグは、Bリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

第77条〔表彰規程〕

前2条に基づく表彰に関する事項は、理事会が制定する「表彰規程」の定めるところによる。

第78条〔特別表彰〕

第75条および第76条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。

第5章 選 手

第79条〔誠実義務〕

- (1) 選手は、協会の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにBクラブの諸規則を遵守し、Bクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。
- (2) 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第80条〔履行義務〕

- (1) プロ契約選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
 - ① Bクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Bクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Bクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Bクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの着用
 - ⑤ Bクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
 - ⑥ Bクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動その他の行事への参加
 - ⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿、試合および行事への参加
 - ⑧ 協会およびBリーグの指定するドーピングテストの受検
 - ⑨ 協会およびBリーグの指定する薬物検査の受検
 - ⑩ 合宿、遠征等に際してのBクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
 - ⑪ 居住場所に関する事前のBクラブの同意の取得
 - ⑫ 副業に関する事前のBクラブの同意の取得
 - ⑬ その他Bクラブが必要と認めた事項

- (2) アマチュア選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
- ① Bクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Bクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Bクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Bクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの着用
 - ⑤ Bクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
 - ⑥ Bクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動その他の行事への参加
 - ⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿、試合および行事への参加
 - ⑧ 協会およびBリーグの指定するドーピングテストの受検
 - ⑨ 協会およびBリーグの指定する薬物検査の受検
 - ⑩ 合宿、遠征等に際してのBクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
 - ⑪ 就業に関する事前のBクラブへの報告
 - ⑫ その他Bクラブが必要と認めた事項

第81条 [ドーピングの禁止]

- (1) 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
- (2) 選手は、ドーピングテストの対象として指名された場合、これを拒否することはできない。

第82条 [禁止事項]

- (1) プロ契約選手は、次の各行為を行ってはならない。

 - ① Bクラブ、協会およびBリーグの内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
 - ③ 協会の「アンチ・ドーピング規程」に違反する行為
 - ④ Bクラブ、協会およびBリーグの承認を得ていない広告宣伝・広報活動への参加または関与
 - ⑤ Bクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
 - ⑥ Bクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するバスケットボールまたはその他のスポーツの試合への参加
 - ⑦ 試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為または公式試合の公正を害すべき行為への関与

- (8) 刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触する行為
 - (9) 公の場において、協会（審判を含む）、Bリーグまたは自他のBクラブを中傷または誹謗すること
 - (10) 違法薬物を使用すること、および協会またはBリーグの指定する薬物検査の受検を正当な理由なく拒絶すること
 - (11) その他Bクラブ、協会およびBリーグのいずれかにとって不利益となる行為
- (2) アマチュア選手は、次の各行為を行ってはならない。
- ① Bクラブ、協会およびBリーグの内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
 - ③ 協会の「アンチ・ドーピング規程」に抵触する行為
 - ④ バスケットボール活動の対価としての報酬（利益）等の受領
 - ⑤ 「選手契約および登録に関する規程」第3条で定める実費および手当以外の金銭および利益の受領
 - ⑥ 試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為または公式試合の公正を害すべき行為への関与
 - ⑦ 刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触する行為
 - ⑧ 公の場において、協会（審判を含む）、Bリーグまたは自他のBクラブを中傷または誹謗すること
 - ⑨ 違法薬物を使用すること、および協会またはBリーグの指定する薬物検査の受検を正当な理由なく拒絶すること
 - ⑩ その他Bクラブ、協会およびBリーグのいずれかにとって不利益となる行為

第83条〔費用の負担および用具の使用〕

- (1) 選手がBクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Bクラブが負担する。
- (2) 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Bクラブが支給したものを使用しなければならない。

第84条〔疾病および傷害〕

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにBクラブに通知し、Bクラブの指示に従わなければならない。

第85条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕

- (1) Bクラブと協会の「選手統一契約書」(以下「プロ選手契約」という)を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Bクラブに帰属する。
- (2) Bクラブは、プロ契約選手と締結したすべての契約書の写しをBリーグに提出しなければならない。
- (3) Bクラブは、アマチュア選手が署名(電磁的方法によるものを含む)した誓約書および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写しすべてを提出しなければならない。
- (4) Bリーグは、特段の定めがある場合を除き、Bクラブの事前の同意がない限り、前2項に記された書式の写しを第三者に開示しないものとする。

第86条〔選手の報酬等〕

- (1) Bクラブはプロ契約選手に対し、前条第2項に基づきBリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- (2) Bクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。
- (3) B1、B2クラブの選手年俸については、以下のとおりとする。
 - ① B1: 最低年俸は300万円(税抜)とする。新人選手(「選手契約および登録に関する規程」に定める意味を有する。以下同じ。)については、年俸は460万円(税抜)、出場給は5万円/試合(税抜)、勝利給8万円/試合(税抜)をそれぞれ上限とする。
 - ② B2: 最低年俸は240万円(税抜)とする。新人選手については年俸460万円(税抜)、出場給は5万円/試合(税抜)、勝利給は8万円/試合(税抜)をそれぞれ上限とする。
- (4) 前項に問わらず、U22枠選手の基本選手年俸については、最低年俸は300万円(税抜)とし、460万円(税抜)を上限とする。

第87条〔支度金〕

第86条第1項の規定にかかわらず、Bクラブは、新規契約した選手または移籍した選手に対し、理事会が定める「選手契約および登録に関する規程」に基づき、支度金を支払うことができる。

第88条〔エージェント〕

エージェントが選手またはチームスタッフとBクラブとの間の契約締結を目的として交渉その他行為を行う場合、当該契約に関与する選手、チームスタッフ、Bクラブおよびエージェントは、協会のエージェント規則を遵守しなければなら

ない。

第89条〔未成年者〕

- (1) 選手が契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
- (2) 選手が協会への選手登録時に未成年である場合には、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を提出しなければならない。

第90条〔選手の肖像等の使用〕

- (1) 選手は、選手契約の期間中であるか否かを問わず、第80条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名、似顔絵、アニメ、音声、署名、背番号および略歴等（以下本条において「選手の肖像等」という）が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- (2) 選手は、BリーグおよびBクラブから指名を受けた場合、Bクラブ、協会およびBリーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。
- (3) 選手は、次の各号について事前にBクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - ① テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて送信される番組等、イベントへの出演
 - ② 当該選手の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
 - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
 - ④ 第三者の広告宣伝等への関与
- (4) 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Bクラブと選手が協議して定める。

第91条〔契約に関する紛争の解決〕

Bクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Bクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Bクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

第6章 登録および移籍

第1節 登録

第92条 [協会の登録に関する規定の遵守]

Bクラブは、協会が定める選手登録に関する規程および別途理事会が定める「選手契約および登録に関する規程」を遵守し、これらに従い選手登録を行わなければならない。

第93条 [選手等のBリーグ登録]

- (1) Bリーグは第41条第1項に基づき、Bクラブから届出された事項に基づき、選手およびチームスタッフに関する「選手等登録簿」を作成することにより、Bリーグ登録を行う。
- (2) 「選手等登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとし、当該事項に変更が生じた場合はBクラブはBリーグへ内容変更を届け出ること。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 国籍（帰化）
 - ④ 所属Bクラブの正式名称
 - ⑤ 登録区分（日本人・外国籍・アジア特別枠）
 - ⑥ 前各号のほか、Bリーグが指定する事項
- (3) Bリーグは、公式戦の試合前日（ただし、その日がBリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）正午12時までに届出されたBリーグ登録事項に対して、同日中にその承認の是非を決定し、翌日より出場資格が与えられる。

第94条 [審判員のBリーグ登録]

- (1) Bリーグは第99条第1項により協会が指名した審判員を「審判員登録簿」に記載することにより、Bリーグ登録を行う。
- (2) 「審判員登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 審判員の級別
 - ④ 前各号のほか、Bリーグが指定する事項

第95条 [登録の変更・拒否・抹消]

- (1) Bリーグは、Bクラブから「選手等登録簿」の内容変更の届け出を受けた場

- 合、その届け出に従い「選手等登録簿」の変更を行う。
- (2) Bリーグは、協会から「審判員登録簿」の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い「審判員登録簿」の変更を行う。
- (3) Bリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に閥与した者、またはBリーグにとって著しい不利益となる行為を行った者のBリーグ登録を行わない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同様とする。
- (4) Bリーグは、Bリーグの指定する薬物検査を正当な理由なく受検を拒絶した者は、Bリーグ登録は行わない。
- (5) Bリーグは、Bリーグの指定する薬物検査の結果、違法薬物に関して陽性が確定した者は、Bリーグ登録は行わない。
- (6) Bリーグは、次の各号の者を、同一シーズン中は当該クラブの選手としてBリーグ登録を行わない。
- ① チームスタッフとしてBリーグ登録された者
 - ② 役職員、チームスタッフ、またはユースチームスタッフ等肩書の如何を問わずプロ選手契約およびアマチュア選手誓約以外によりBクラブと契約した者（ただし、協会の基本規程第99条所定の外国籍選手に限る）
- (7) Bリーグは、Bリーグ登録の可否を判断するため、当該クラブに対し、役職員名簿または在留資格に関する書面その他Bリーグが必要と判断する資料の提出を求めることができる。Bリーグより提出を求められたBクラブは、速やかに資料を提出しなければならない。
- (8) Bリーグは、Bリーグ登録を行った選手、チームスタッフおよび審判員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に関するBリーグ登録を抹消する。
- ① 第3項・第4項・第5項に該当するとき
 - ② BクラブがBリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき
 - ③ 死亡、または失踪宣告を受けたとき
- (9) 第3項乃至第5項の規定に基づきBリーグ登録を禁止された選手又は前項1号に基づき登録を抹消された者については、当該者に改悛の情が認められ、かつ、相当であるとチェアマンが判断した場合に限り、再登録を認めることができる。

第96条〔未登録の選手〕

Bクラブは、第92条の選手登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第2節 移籍

第97条〔選手の移籍に関する規程の遵守〕

選手の移籍は、協会の基本規程および別途理事会が定める「選手契約および登録に関する規程」に従って行わなければならない。

第7章 審判員

第98条〔資格要件〕

- (1) 公式試合の審判員は、協会の認定する審判員の資格を有し、協会へ登録した者でなければならない。
- (2) 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。

第99条〔指名〕

- (1) Bリーグは、協会に対し、B1およびB2の審判員の指名を要請するものとする。
- (2) 前項の指名は、1年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中における追加、変更を妨げない。

第100条〔審判員の服装および用具〕

審判員は、Bリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第101条〔身分証〕

審判員は、協会が交付する審判員証を携帯するものとする。

第102条〔手当等〕

審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費規程」の定めるところによる。

第103条〔保険〕

Bリーグは、審判員の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Bリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

第8章 付随事業

第1節 各種の事業

第104条 [付随事業]

Bリーグはバスケットボールの普及および振興を促進するため、バスケットボールの試合の開催に加え、各種の付随的事業を行うものとし、Bクラブはこれに積極的に協力するものとする。

第105条 [リーグの事業]

次の各号の権益はBリーグに属し、Bリーグが事業を行うものとする。

- ① 公式試合の公衆送信権・送信可能化権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信・送信可能化を行う権利を含む）に関する事業
- ② リーグオフィシャルパートナー（タイトルパートナー、トップパートナー、エクイップメントパートナー、チケットパートナーなど）を含む、公式試合に関するスポンサーシップに関する事業
- ③ オールスター、プレーオフ興業に関する事業
- ④ バスケットボール用具の認定および検定に関する事業
- ⑤ 商品化権に関する事業
- ⑥ 広報・出版に関する事業
- ⑦ 公式試合における公式記録および選手のトラッキングデータならびにバスケットボール活動における各種測定記録および外傷・障害統計情報等のデータ・スタッフに関する事業
- ⑧ その他理事会において定める事業

第106条 [収入の配分]

前条の事業に基づくBリーグの収入は、理事会によって予め定められた比率により、Bクラブに配分する。ただし、商品化権に関する事業については「商品化細則」に従ってBクラブに配分する。

第2節 商品化権に関する事項

第107条 [商品化権に関する事項]

商品化権に関する事項については、本節に定める他、理事会において定める。

第108条〔定義〕

用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ① マーク等…BリーグまたはBクラブの名称、エンブレム、ロゴ（プライマリーロゴを含む）、マスコット、チア、意匠、商標その他BリーグまたはBクラブを表示するもの
- ② 選手等…選手、ヘッドコーチ、アシスタントコーチおよびチア等
- ③ 肖像等…肖像、映像、氏名、似顔絵、アニメ、音声、署名、背番号および略歴等
- ④ 商品化権…BリーグもしくはBクラブのマーク等および／またはBクラブに所属する選手等の肖像等を使用して商品を製造・販売する権利

第109条〔Bクラブのマーク等〕

- (1) Bクラブは自己のマーク等を使用開始する前に、Bリーグに提出しなければならない。
- (2) Bクラブは自己のマーク等をBリーグが定める基準に従い、管理しなければならない。
- (3) Bクラブは自己のマーク等のうち、プライマリーロゴの変更を希望する場合、変更を希望するシーズンが開始する前の4月末までに開催される理事会の承認を得なければならない。
- (4) Bクラブは自己のマーク等を他種目のチームや団体に使用させることを希望する場合、事前に理事会の承認を得なければならない。

第109条の2〔商品化権等の帰属〕

- (1) Bリーグは、Bリーグに係るマーク等を専有する。
- (2) Bクラブは、当該Bクラブに係るマーク等及び当該Bクラブに所属する選手等の肖像等を専有する。Bクラブは、当該Bクラブのマーク等および／または当該Bクラブに所属する選手等の肖像等を使用した商品化権を専有する。
- (3) Bリーグが、Bリーグのマーク等とともに、单一のもしくは複数のBクラブのマーク等および／または单一のもしくは複数のBクラブに所属する選手等の肖像等を使用して商品を製造・販売する場合、特段の書面による手続き等を要することなく、当該Bクラブは、Bリーグに対し、当該Bクラブに係る商品化権をサブライセンス権付でライセンスする。かかる場合のBリーグからBクラブに対するロイヤルティの料率等は別途Bリーグが定める「商品化細則」に従う。
- (4) Bクラブが、Bリーグのマークとともに、自己のマーク等および／または当該Bクラブに所属する選手等の肖像等を使用して商品を製造・販売する場合、Bリーグは、次条の申請に基づきBリーグの承認を受けた当該Bクラブに対し

て、当該商品化目的でBリーグのマーク等を使用する権利をライセンスする(サブライセンス権利は含まない)。ただし、当該マーク等の利用態様がBリーグのブランド価値・イメージを毀損するとBリーグが判断する場合はこの限りでない。かかる場合の当該BクラブからBリーグに対するロイヤルティの料率等は別途Bリーグが定める「商品化細則」に従う。

第109条の3 [事前の申請]

Bクラブは、商品化に先立ち、商品ごとにその素材、形状、マーク等および選手等の肖像等の使用態様等をBリーグに申請しなければならず、また、Bリーグを除くライセンス先をしてそのようにせしめるものとする。

第109条の4 [Bリーグによる承認]

前条の申請についての承認の可否は、「商品化細則」に基づいてBリーグが決定する。

第110条 [肖像等]

- (1) 本規約の別段の規定にかかわらず、Bリーグは、Bクラブに所属する選手等の肖像等を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする(ここでいう「包括的に用いる」とは3名以上での利用をいう)。ただし、特定の選手等(選手の場合はプロ契約選手に限る)の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にBクラブと協議し、その承認を得るものとする。
- (2) Bリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第9章 紛争解決

第1節 (削除)

第111条～第116条 (削除)

第2節 チェアマンの決定

第117条 [チェアマンの決定を求める申立]

- (1) Bリーグに所属する団体および個人は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
 - ① 選手の契約に関するBクラブと選手との間の紛争
 - ② 選手の移籍に関するBクラブ相互間またはBクラブと選手との間の紛争

- ③ 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- (2) 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。

第118条 [裁定委員会の答申]

前条第2項による申立があったときは、まず裁定委員会が申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、書面により裁定案を答申するものとする。

第119条 [チェアマンの決定]

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Bリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。

第120条 [和解]

申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

第10章 制裁

第1節 総則

第121条 [チェアマンによる制裁および調査]

- (1) チェアマンは、Bリーグ関係者が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したとき（第60条に規定する競技および競技会に関する違反行為は除く）は、制裁を科すことができる。
- (2) チェアマンは、制裁対象となり得る行為を認識した場合には、自らまたはコンプライアンス事務局に指示して、事実関係の調査を行うことができる。
- (3) 前項の調査の対象となったBリーグ関係者は、当該調査に協力しなければならない。
- (4) チェアマンは、制裁を科す必要があると判断した場合には、制裁の種類および内容を決定するにあたり、裁定委員会に諮問し、その答申を十分に尊重しなければならない。
- (5) チェアマンは、決定した制裁を、Bリーグ関係者に対し、書面または電磁的方法により、以下の事項を記載して通知するものとする。
 - ① 制裁の対象となるBリーグ関係者の氏名および所属先（Bクラブの場合は、名称および住所ならびに代表者の氏名）
 - ② 制裁の種類および内容

- ③ 制裁の理由
- ④ 作成年月日

第122条 [制裁の種類]

- (1) Bリーグ関係者のうち団体に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - ① けん責 始末書をとり、将来を戒める
 - ② 制裁金 違反行為1件につき5,000万円以下の制裁金を科す
 - ③ Bリーグから配分される金銭（配分金）の減額・保留・返還
 - ④ 不正な利益の没収 取得した不正な利益を剥奪し、Bリーグに帰属させる
 - ⑤ 賞のはく奪 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
 - ⑥ 試合結果の無効 試合結果を無効とし、事情により再戦を命ずる
 - ⑦ 勝ち数の減 勝率の計算に際して違反行為1件につき勝ち数5を限度として減じる
 - ⑧ 試合の没収 得点を0対20として試合を没収し、敗戦扱いとする（ただし、帰責事由のないクラブにとって、中止時点の最終スコアにおける得失点差の方が有利となる場合は、当該最終スコアに基づく得失点差を有効なものとする。また、帰責事由のないクラブの年間平均得点数の算定にあたっては、当該試合の得点結果を除外するものとする。）
 - ⑨ 無観客試合の開催 入場者のいない試合を開催させる
 - ⑩ 下位リーグへの降格 所属するリーグより1つ以上下位のリーグに降格させる
 - ⑪ 昇格の停止 順位要件等を満たした場合でも、上位リーグへの昇格を認めない
 - ⑫ 2026-27シーズン以降における下位リーグへの降格 2026-27シーズン以降のシーズンにおいて同シーズンの参加資格として交付されたクラブライセンスに係るリーグより1つ以上下位のリーグに降格させる（降格が複数年度にわたる場合も含む。）
 - ⑬ 公式試合の出場停止 Bリーグが主催する公式試合または公式競技会に参加または出場することを一定期間または無期限停止する
 - ⑭ 除名 Bリーグから除名する（ただし、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による議決を要する）
- (2) Bリーグ関係者のうち個人に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - ① けん責 始末書をとり、将来を戒める

- ② 制裁金 違反行為 1 件につき5,000万円以下の制裁金を科す
- ③ 研修の受講 Bリーグが指定する研修を受講させる
- ④ 社会奉仕活動 Bリーグが指定する社会奉仕活動に従事させる
- ⑤ 不正な利益の没収 取得した不正な利益を剥奪し、Bリーグに帰属させる
- ⑥ 賞のはく奪 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
- ⑦ 公式試合の出場停止 Bリーグが主催する公式試合または公式競技会に参加または出場することを一定期間または無期限停止する
- ⑧ バスケットボール関連活動の停止・禁止 下記バスケットボール関連活動の全部または一部を、一定期間、無期限または永久的に停止または禁止する
 - ア BリーグまたはBクラブのためにバスケットボールに係る職務を行うこと
 - イ Bリーグが主催する各種イベント、研修会、会議等に参加すること
 - ウ Bクラブが主催する練習、各種イベント、研修会、会議等に参加すること
 - エ Bリーグ関係者との間で前各号（それらの準備活動も含む）に関連した直接または間接の接触を持つこと
- ⑨ 登録抹消 Bリーグのリーグ登録を一定期間または無期限抹消する

第123条〔裁定委員会への諮問〕

チェアマンは、前2条による制裁の種類および内容に関し裁定委員会または裁定委員長に諮問し、その答申に基づき制裁を決定する。

第124条〔制裁金の納付〕

制裁金は、チェアマンによる制裁金の決定後30日以内に、Bリーグの指定する方法により納付しなければならない。

第125条〔制裁金の合算〕

同時に複数の違反行為が制裁金の対象となったときは、各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

第126条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして、違反行為を行わせたBリーグ関係者である団体または個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の制裁を科するものとする。

第127条〔監督責任〕

Bクラブに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁

を科すほか、その個人が所属するBクラブに対しても制裁を科すことができる。ただし、当該Bクラブにおいて、個人の違反行為を防止するために相当の注意を尽くしたことの証明がなされた場合は、この限りではない。

第128条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の金額の2倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。

第129条〔酌量減輕〕

- (1) 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁金の金額を減額することができる。
- (2) 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第2節 制裁金

第130条〔5,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、5,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第37条〔不正行為への関与の禁止〕に、Bクラブが違反した場合
- ② 第45条〔Bクラブの責任〕各項の義務を怠り、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員または観客等を死傷させた場合

第131条〔3,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、3,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第27条の2〔役職員等の禁止事項〕第4項に違反した場合
- ② 第35条〔参加義務等〕第1項に違反した場合
- ③ 第37条〔不正行為への関与の禁止〕に、個人が違反した場合
- ④ 第42条〔出場資格〕第1項に違反した場合
- ⑤ 第82条〔禁止事項〕各項（第1項第9号および第2項第8号は除く）に違反した場合
- ⑥ 第46条の2〔薬物〕に違反した場合
- ⑦ 第87条〔支度金〕に違反した場合
- ⑧ 第96条〔未登録の選手〕に違反した場合
- ⑨ 第97条〔選手の移籍に関する規定の遵守〕に違反した場合

第132条〔2,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第3条〔遵守義務〕第3項、第4項または第9項に違反した場合（第135条に該当する場合を除く）
- ② 第24条〔Bクラブの健全経営〕第1項に違反した場合
- ③ 第26条〔Bクラブの株主〕第2項から第6項までのいずれかに違反した場合
- ④ 第27条の2〔役職員等の禁止事項〕第3項に違反した場合
- ⑤ 第29条〔アリーナの維持〕に違反した場合
- ⑥ 第32条〔広告看板等の設置〕各項に違反した場合
- ⑦ 第35条〔参加義務等〕第2項に違反した場合
- ⑧ 第36条〔最強のチームによる試合参加〕に違反した場合
- ⑨ 第41条の2〔入場者数〕第2項または第3項に違反した場合
- ⑩ 第45条〔Bクラブの責任〕第1項、第2項、第3項または第4項に違反した場合（第130条第2号に該当する場合を除く）
- ⑪ 第49条〔試合日程の遵守〕に違反した場合
- ⑫ 第53条〔抱き合せ開催の禁止〕に違反した場合
- ⑬ 第61条〔有料試合の開催〕各項に違反した場合
- ⑭ 第62条〔外国チームとの試合等〕に違反した場合
- ⑮ 第63条〔興行等への参加禁止〕に違反した場合
- ⑯ 第82条〔禁止事項〕第1項第9号または第2項第8号に違反した場合
- ⑰ 第85条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕第2項に違反した場合
- ⑱ 第88条〔エージェント〕に違反した場合
- ⑲ 第121条〔チエアマンによる制裁および調査〕第3項に違反した場合

第133条〔1,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第3条〔遵守義務〕第5項、第6項、第7項または第8項に違反した場合
- ② 第24条〔Bクラブの健全経営〕第3項に違反した場合
- ③ 第27条の2〔役職員等の禁止事項〕第1項または第2項に違反した場合
- ④ 第43条〔ユニフォーム〕に違反した場合

第134条〔500万円以下の制裁金〕

前4条に定められているもの以外の本規約の各規定に違反した場合は、500万円以下の制裁金を科す。

第135条〔第3条第2項、第4項、第9項違反の制裁金〕

第3条〔遵守義務〕第2項、第4項または第9項に違反し、刑罰法規に抵触する行為を行った場合の制裁金は次の各号のとおりとする。

① 生命・身体に対する行為	5,000万円以下
② 公益に対する行為	3,000万円以下
③ 名誉・財産に対する行為	2,000万円以下

第3節 反則金

第136条 [アンフェアなプレーに対する反則金]

- (1) リーグ戦における反則ポイントが一定数を超える場合には、クラブに対し反則金を科すものとする。
- (2) 反則ポイントおよび反則金の計算方法等に関する事項は、別途理事会で定める「反則金に関する規程」に従うものとする。

第11章 最終的拘束力

第137条 [最終的拘束力]

チェアマンの下す決定はBリーグにおいて最終のものであり、当事者およびBリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第12章 改正

第138条 [改正]

本規約の改正は、理事会の承認により、これを行う。ただし、第13条の3については、社員総会の決議にて、改正を行うものとする。

第13章 附則

第139条 [施行]

本規約は、2015年7月30日から施行する。ただし、第12条第1項及び第13条第1項は、2016年7月1日から施行する。

〔制定〕

2015年7月30日

〔改 正〕

2016年7月13日	2020年9月28日	2022年8月17日	2024年6月18日
2017年7月12日	2021年1月26日	2022年9月13日	2024年8月22日
2018年5月9日	2021年6月22日	2022年12月13日	2025年2月12日
2018年7月10日	2021年7月13日	2023年6月1日	2025年7月8日
2019年7月9日	2021年8月10日	2023年9月1日	2025年8月19日
2019年9月11日	2022年2月8日	2023年10月10日	2025年9月26日
2020年7月14日	2022年7月12日	2024年1月1日	

入会金および会費規程

第1条【趣旨】

この規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）定款第7条の規定に基づく入会金および会費に関する事項について定める。

第2条【入会金及び会費】

正会員の入会金および会費は、次のとおりとする。

① B1リーグ会員（以下「B1会員」という）

入会金	15,000,000円
年会費	10,000,000円

② B2リーグ会員（以下「B2会員」という）

入会金	7,500,000円
年会費	5,000,000円

第3条【入会金及び会費の納入】

（1）入会金および会費は、Bリーグが発行する納付通知書により、次の期限までに納入しなければならない。

① 入会金

B1会員およびB2会員は、当該会員承認の日から1ヶ月以内に入会金を納入しなければならない。

イ. B1会員は、初めてB1会員になったときに、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、金1,500万円の入会金を納入しなければならない。

ロ. B2会員は、初めてB2会員になったときに（ただし、B1会員が降格によって初めてB2会員になった場合を除く）、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、金750万円の入会金を納入しなければならない。

ハ. B2会員が昇格によって初めてB1会員になったときは、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、B1会員とB2会員の入会金の差額である金750万円の入会金を納入しなければならない。

ニ. B2会員が下部リーグに降格後、昇格によりB2会員になったときは、入会金を納入することを要しない。

ホ. 下部リーグから昇格によって、初めてB2会員になったときは、当該会員承認から1ヶ月以内に第2条に定めるB2会員の入会金を納入しなければならない。

② 会費

B 1会員およびB 2会員は、シーズン毎に年会費を、当該シーズンの9月末までに納入しなければならない。

③ 入会金および会費は、Bリーグ口座に払い込むものとする。

第4条 [改廃]

この規程の改廃は、社員総会の決議によらなければならない。

[附 則]

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

[改 定]

2016年7月13日

特定費用準備資金等取扱規則

第1条〔目的〕

この規則は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）における特定費用準備資金等の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条〔定義〕

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

① 特定費用準備資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金を言う。

② 資産取得資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金を言う。

③ 特定費用準備資金等

上記①および②を総称する。

第3条〔特定費用準備資金等の保有〕

Bリーグは、特定費用準備資金等を保有することができる。

第4条〔特定費用準備金等の要件〕

前条の特定費用準備資金等は、次の要件を満たすものでなければならない。

- ① その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- ② 積立限度額が合理的に算定されていること。

第5条〔特定費用準備資金等の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定費用準備資金等は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金等を含む）と明確に区分して管理する。
- (2) 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、代表理事CEO（チアマ

ン) は、取崩しが必要な理由を付して、理事会に付議し、その決議を得なければならない。

第6条〔特定費用準備資金等の公表〕

特定費用準備資金等の公表については、資金の取崩しに係る手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を事務所における書類の備え置きにより閲覧に供する。

第7条〔特定費用準備資金等の経理処理〕

- (1) 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。
- (2) 資産取得資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規程に基づき、経理処理を行う。

第8条〔改廃〕

この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第9条〔その他〕

この規則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事CEO（チェアマン）が定めるものとする。

〔附 則〕

この規則は、公益認定の承認を受けてから施行する。

〔改 定〕

2016年7月13日

2019年9月11日

寄附金等取扱規程

第1条〔目的〕

この規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条〔寄附金の種類および募集〕

- (1) この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。
 - ① 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - ② 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- (2) この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。
- (3) この法人は常時、寄附金を募ることができる。

第3条〔寄附金の使途〕

- (1) 一般寄附金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- (2) 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用するものとする。

第4条〔受領の制限〕

寄附金が、次の各号に該当するときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- ① 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるときおよびこの法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められるとき。
- ② 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

第5条〔受領書の送付〕

- (1) 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。
- (2) 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

第6条〔情報公開〕

この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号各号に定める事項について、事務所へ備え

置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

第7条〔補 足〕

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事CEO（チェアマン）が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第8条〔改 廃〕

この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

〔附 則〕

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

〔改 定〕

2016年7月13日

2019年9月11日

倫理規程

第1条〔組織の使命および社会的責任〕

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）の役職員は、この法人が、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

第2条〔社会的信用の維持〕

この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第3条〔法令等の遵守〕

この法人の役職員は、Bリーグ理念を共有し、関連法令ならびにこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規およびBリーグ活動方針を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

第4条〔私的利益の禁止〕

この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第5条〔利益相反の防止および開示〕

この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

第6条〔反社会的勢力の排除〕

この法人の役職員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

第7条〔機密保持および個人情報の保護〕

この法人の役職員は、業務上知り得た非公開の情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏洩してはならず、業務上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第8条〔研 鑽〕

この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第9条〔規程遵守の確保〕

この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第10条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施 行〕

本規程は、2015年7月30日から施行する。

〔制 定〕

2015年7月30日

理事会規程

第1条〔目的〕

この規程は、定款第31条第2項およびBリーグ規約第4条に基づき、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という）の理事会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔開催〕

- 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- 通常理事会は、原則として毎月1回開催する。
- 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。
- 理事会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第3条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第4条〔役員の任期等〕

- 理事および監事を役員といい、役員は総会において選任する。
- 理事会が理事の選任議案を総会に付議するにあたり、代表理事CEO（チアマン）（以下「チアマン」という。）の候補者を指定した場合には、招集通知にその旨を記載する。
- 役員は、就任する年（再任時を含む）の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。ただし、Bリーグ、協会、Bクラブおよびバスケットボール・コーポレーション株式会社のいずれにも属しない役員についてはこの限りでない。
- 役員の任期は定款第25条に定めるとおりとし、再任を妨げない。
- 前項の規定にかかわらず、チアマンの任期は通算で4期までとする。
- 第4項の規定にかかわらず、非常勤役員の任期は通算で4期までとする。
- 第21条の規定にかかわらず、前6項の変更は、理事会の決議のほか、総会の承認に基づきこれを行うものとする。

第5条〔招集権者〕

- (1) 理事会は、チェアマンが招集する。ただし、チェアマンが欠けたとき、またはチェアマンに事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。
- (2) 前項により現に招集権を持つない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。当該請求があつた日から5日以内に、当該請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- (4) 監事は、必要があると認めるときは、第1項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があつた日から5日以内に、当該請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第6条〔議長〕

- (1) 理事会の議長は、チェアマンがこれに当たる。ただし、チェアマンが欠けたとき、またはチェアマンに事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。

第7条〔権限〕

- (1) 理事会は、この法人の業務執行のために次の事項を決議する。
 - ① 金500万円以上の財産の処分および譲り受け
 - ② 金500万円以上の借財
 - ③ 重要な使用人の選任および解任
 - ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
 - ⑤ 代表理事および業務執行理事の選定及び解職
 - ⑥ 実行委員の選任
 - ⑦ 総会の招集
 - ⑧ 事業計画および収支予算に関する事項の承認
 - ⑨ 事業報告および計算書類ならびにこれらの附属明細書、財産目録の承認
 - ⑩ 理事の競業および利益相反取引の承認
 - ⑪ 債権放棄

- (12) 重要な会計方針の変更
 - (13) 重要な規程の制定および改廃
 - (14) 訴訟の提起、その取下、和解、調停、請求の放棄・認諾、上訴、その取下その他訴訟に関する事項
 - (15) 正会員の入会、退会および昇降格に関する事項
 - (16) リーグ運営の基本方針に関する事項
 - (17) 試合実施に関する事項
 - (18) スポンサー契約に関する事項
 - (19) 公衆送信権に関する事項
 - (20) 商品化権に関する事項
 - (21) 総会で理事会に決定を委任された事項
 - (22) 上記の他定款に規定する事項、Bリーグ規約に特段の定めのある事項およびこの法人の重要な業務執行に関する事項
- (2) 次の事項は、総会による決定に先立ち、理事会の審議を経るものとする。
- ① 会員の除名
 - ② 名誉会員の推薦
 - ③ 理事および監事の選任または解任
 - ④ 理事および監事の報酬等の額
 - ⑤ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - ⑥ 定款の変更
 - ⑦ 解散および残余財産の処分
 - ⑧ 第4条第1項乃至第6項の変更
 - ⑨ その他総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項
- (3) 理事会は、理事の職務の執行を監督する。

第8条〔招集通知〕

- (1) 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事および各監事に対して通知を発しなければならない。
- (2) チェアマンは、前項の書面による通知に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- (4) 第2項の電磁的方法とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」（平成19年法務省令第28号。以下「規則」という。）第92条に定めるものとする。

第9条〔定足数および決議要件〕

- (1) 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (2) 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

第10条〔決議の省略〕

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- (2) 前項の電磁的記録とは、規則第89条に定めるものとする。

第11条〔報告の省略〕

- (1) 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- (2) 前項の規定は、第18条第1項の規定による報告には適用しない。

第12条〔監事の出席〕

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第13条〔関係者の出席〕

チエアマンは、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第14条〔特任理事の出席〕

特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

第15条〔議事録〕

法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成された理事会の議事録には、出席した代表理事および監事が記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）する。

第16条〔議事録の配布〕

議長は、欠席した理事および監事に対し、遅滞なく、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。

第17条〔理事の取引の承認〕

- (1) 理事が定款第28条に規定するいづれかの取引をしようとする場合は、当該理事は当該取引につき次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - ① 取引をする理由
 - ② 取引の内容
 - ③ 取引の相手方・金額・時期・場所
 - ④ 取引がこの法人の利益を害するものではないことを示す参考資料
 - ⑤ その他必要事項
- (2) 当該理事は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

第18条〔責任の免除〕

- (1) 理事会は、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(2006年法律第48号。以下「法」という。) 第111条第1項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) 理事が前項の規定に基づき他の理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。
- (3) 理事会が第1項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、チェアマンは、遅滞なく法第113条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。
- (4) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が1か月以内に異議を述べたときは、理事会は第1項の定めに基づく免除をすることができない。
- (5) この法人は、理事会の決議によって、非業務執行理事との間で、法令に定める要件に該当する場合には第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいづれか高い額とする。

第19条〔報告事項〕

- (1) 代表理事および業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。
- (3) 理事が第17条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第20条〔理事会に関する事務〕

理事会に関する事務は、チアマンが指定した部署の長が統括する。

第21条〔法令等の読み替え〕

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

第22条〔改正〕

- (1) 本規程（第4条第1項乃至第6項を除く）の改正は、理事会の決議に基づきこれをを行うものとする。
- (2) 第4条第1項乃至第6項の改正は、会員総会の決議に基づきこれをを行うものとする。

第23条〔施行〕

本規程は、2015年7月30日から施行する。

〔制定〕

2015年7月30日

〔改定〕

2016年7月13日

2017年9月6日

2019年7月9日

2019年9月11日

2023年6月30日

2023年9月12日

2023年12月31日

2024年6月18日

監事監査規程

第1章 総則

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令および定款に定めるもののほかは本規程による。

第2条〔基本理念〕

監事は、この法人の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第3条〔職務〕

監事は、法令、定款および本規程に定めるところに従って、理事の職務執行を監査し、また、監査報告を作成するものとする。

第4条〔業務・財産調査権〕

監事は、いつでも、理事および関係部門に対し事業の報告を求め、またはこの法人の業務および財産の状況を調査することができる。

第5条〔理事等の協力〕

監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事または関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

第6条〔監査事項〕

監事は、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第7条〔会議への出席〕

(1) 監事は、理事会および総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述

べるものとする。

- (2) 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、または議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- (3) 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 監事の意見陳述等

第8条 [理事会に対する報告・意見陳述等]

- (1) 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令の定めるところに従い、理事に対し理事会の招集を請求し、または自ら理事会を招集することができる。
- (3) 監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等またはこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

第9条 [差止請求]

監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

第10条 [理事の報告]

監事は、理事がこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したことを知ったときは、当該理事に対し当該事実を直ちに報告するよう求めるものとする。

第11条 [会計方針等に関する意見]

- (1) 監事は、理事が会計方針および計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。
- (2) 監事は、会計方針および計算書類等の記載方法について疑義があるときは、意見を述べることができる。

第12条〔総会への報告〕

監事は、総会に提出される議案および書類について調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告するものとする。

第13条〔総会における説明義務〕

監事は、総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営および法令に従い説明する。

第14条〔監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述〕

監事は、監事の選任、解任、辞任または報酬等について、総会において意見を述べることができる。

第15条〔監事の選任に関する監事の同意等〕

- (1) 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。
- (2) 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第4章 監査の報告

第16条〔計算書類等の監査〕

監事は、理事から事業報告およびその附属明細書、貸借対照表および損益計算書およびこれらの附属明細書ならびに財産目録を受領し、これらの書類について監査を実施する。

第17条〔監査報告〕

- (1) 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。
- (2) 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印をするものとする。
- (3) 監事は前項の監査報告を、理事に提出する。

第5章 雜 則

第18条〔監査補助者〕

- (1) 監事の職務執行の補助機関としては、監事が代表理事CEO（チェアマン）と協議の上、決定した部署が当たる。
- (2) 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

第19条〔改 正〕

本規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

第20条〔施 行〕

本規程は、2015年7月30日から施行する。

〔制 定〕

2015年7月30日

〔改 正〕

2019年1月15日

2019年9月11日

特任理事規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、定款第21条の2に基づき、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という）の特任理事に関する事項について定める。

第2条〔設置・権限等〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、5名以内の特任理事を置くことができる。
- (2) 特任理事は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事には該当せず、この法人の業務を執行したまはこの法人を代表する権限を有しない。
- (3) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (4) 常勤の特任理事を置く場合は、その任務について別途理事会で定めるものとする。

第3条〔任期等〕

- (1) 特任理事は、いつでも、理事会の決議により選任し、解任することができる。
- (2) 特任理事は、就任する年の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。
- (3) 特任理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第4条〔報酬等〕

- (1) 特任理事は、無報酬とし、別に定める会議への出席の都度日当を支払う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、常勤の特任理事に対しては、この法人における勤務状況を勘案した上で、「役員の報酬並びに費用に関する規程」の別表の役員報酬表の範囲内でチェアマンが決定した額を報酬等として支給することができる。
- (3) この法人は、特任理事がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。

第5条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第6条〔施行〕

本規程は、2019年6月26日から施行する。

〔制 定〕

2019年6月18日

役員の報酬ならびに費用に関する規程

第1章 総 則

第1条〔目的〕

この規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等ならびに費用に關し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条〔定 義〕

- (1) この規程において、役員とは理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

第2章 役員報酬

第3条〔報 酬〕

この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- ① 常勤役員に支給する月額報酬および退職慰労金
- ② 非常勤役員に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当
- ③ この法人から役員に対して出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

第4条〔費 用〕

役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）および手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に區別しなければならない。

第5条〔報酬等の額の決定〕

常勤役員の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て代表理事CEO（チェアマン）が決定する。

第6条〔月額報酬〕

月額報酬を毎月支給する。支給日、支給方法ならびに本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、本規程に定める他、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

第7条〔支給日等〕

- (1) 月額報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その前勤務日とする。
- (2) 月の初日以外の日において就任または月の末日以外の日において退任した常勤役員の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員に対する当該月分の月額報酬は第6条に規定する額の全額を支給する。

第8条〔費用の支払い〕

- (1) Bリーグは、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。
- (2) 通勤手当については、Bリーグの職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3章 役員退職慰労金

第9条〔退職慰労金〕

常勤役員が理事を退任した場合に、Bリーグは退職慰労金を支払う。

第10条〔算出方法〕

- (1) Bリーグ常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。
(常勤理事退任時の第5条に定める月額報酬) × (第11条に定める役員在任年数) × (第12条に定める役位係数) = 退職慰労金
- (2) 支給額に10万円未満の端数が生じた場合は、10万円に切り上げるものとする。

第11条〔役員在任年数〕

- (1) 役員在任年数は、1か年を単位として、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- (2) 役員が在任中に死亡し、またはやむを得ない事由により辞任したときは、残存期間を在任年数に加算することができる。

- (3) 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除く。
ただし、特段の事情がある場合は、総会が別途決めることができる。

第12条〔役位係数〕

役位係数は常勤役員退任時の役職により次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|---------|------|
| ① 代表理事CEO (シェアマン) | ・・・ | 1.5 |
| ② 代表理事COO | ・・・・・ | 1.35 |
| ③ 理事 | ・・・・・・・ | 1.1 |
| ④ 監事 | ・・・・・・・ | 1.1 |

第13条〔功労加算金〕

理事会の決定により、在任中に特に功労のあった者に対しては、第10条により算定した金額に、その30パーセントを超えない範囲で功労加算金を支給することができる。

第14条〔特別減額〕

理事会の決定により、在任中に特に重大な損害をこの法人に与えた者に対しては、第10条により算定した金額を減額することができる。

第15条〔支給時期および方法〕

- (1) 退職慰労金は、会員総会の決議後2ヶ月以内にその金額を支給する。
(2) 経済界の景況、Bリーグの業績などにより、当該役員と協議のうえ、支給時期、分割支給回数、支給方法などについて別に定めることができる。

第16条〔使用人兼務役員の扱い〕

この規程により支給する退職慰労金は、使用人兼務役員に使用人として支給すべき退職金を含まない。

第4章 補 則

第17条〔公 表〕

Bリーグは、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第18条〔改 廃〕

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第19条 [補 則]

この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事CEO（チェアマン）が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第20条 [施 行]

この規程は、公益社団法人の認定を受けてから、施行する。

〔制 定〕

2015年7月30日

〔改 定〕

2019年10月1日

2021年7月13日

2025年9月26日

別表：役員報酬表 (単位：円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	800,000	31	3,800,000	61	6,800,000
2	900,000	32	3,900,000	62	6,900,000
3	1,000,000	33	4,000,000	63	7,000,000
4	1,100,000	34	4,100,000	64	7,100,000
5	1,200,000	35	4,200,000	65	7,200,000
6	1,300,000	36	4,300,000	66	7,300,000
7	1,400,000	37	4,400,000	67	7,400,000
8	1,500,000	38	4,500,000	68	7,500,000
9	1,600,000	39	4,600,000	69	7,600,000
10	1,700,000	40	4,700,000	70	7,700,000
11	1,800,000	41	4,800,000	71	7,800,000
12	1,900,000	42	4,900,000	72	7,900,000
13	2,000,000	43	5,000,000	73	8,000,000
14	2,100,000	44	5,100,000	74	8,100,000
15	2,200,000	45	5,200,000	75	8,200,000
16	2,300,000	46	5,300,000	76	8,300,000
17	2,400,000	47	5,400,000	77	8,400,000
18	2,500,000	48	5,500,000		
19	2,600,000	49	5,600,000		
20	2,700,000	50	5,700,000		
21	2,800,000	51	5,800,000		
22	2,900,000	52	5,900,000		
23	3,000,000	53	6,000,000		
24	3,100,000	54	6,100,000		
25	3,200,000	55	6,200,000		
26	3,300,000	56	6,300,000		
27	3,400,000	57	6,400,000		
28	3,500,000	58	6,500,000		
29	3,600,000	59	6,600,000		
30	3,700,000	60	6,700,000		

役員候補者選考委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）定款第22条および理事会規程第4条に基づく役員の選任にあたり、その候補者を選考する諸手続きについて定める。

第2条〔定義〕

本規程において、役員とは、Bリーグの理事および監事を指すものとする。

第3条〔役員候補者選考委員会の設置〕

- (1) Bリーグに、役員候補者を選考するため、「役員候補者選考委員会」（以下「委員会」という）を設置する。
- (2) 委員会は、第4条2項に基づく発足時から第5条に基づく理事会への答申時まで存続する。
- (3) 委員会の運営を円滑に行うため、代表理事CEO（チェアマン）が指定する部署に「役員候補者選考委員会事務局」（以下「事務局」という）を置き、その長が事務局長を務める。

第4条〔委員会〕

- (1) 委員会を構成する委員は以下の者の中から、理事会決議を以て選任する。第1号ないし第5号に定める委員については予め補欠者を定める。
 - ① 第7条第1項第10号に定める外部有識者である理事（以下「外部有識者理事」という）
 - ② 監事
 - ③ 実行委員（但し、B1実行委員、B2実行委員が含まれるものとする）
 - ④ 法務委員
 - ⑤ 代表理事CEO（チェアマン）を除く業務執行理事又は執行役員
 - ⑥ 前5号のほか、代表理事CEO（チェアマン）が委員として適任であるとして推薦した者
- (2) 理事会は役員の改選を行う定時会員総会の遅くとも12か月前までに委員会を発足させるものとする。
- (3) 委員は5名以上10名以下とし、このうち定款第21条第3項に定める業務執行理事およびその他、Bリーグの業務執行を行う者（以下単に「業務執行理事等」という）および第1項第6号に定める者の合計は過半数を超えてはならない。
- (4) 委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。

- (5) 委員は再任を妨げない。
- (6) 第1項第3号に定める実行委員の選任は、以下の各号の定めに従って推薦された委員候補者の中から行うものとする。
- ① 全ての実行委員による無記名での推薦を行う。
 - ② リーグカテゴリー毎に前号による推薦数の上位から順に委員候補者とする。
 - ③ 前号の委員候補者が委員への就任を辞退する場合、推薦数が次点の者を委員候補者とするものとし、以後同様とする。
 - ④ 推薦数が同数となった場合、当該実行委員間での互選により委員候補者を決定する。
 - ⑤ 委員候補者が決定された場合、リーグカテゴリー毎推薦数が次点の実行委員が補欠となる。補欠者が委員候補者となった場合または補欠者が委員候補者を辞退する場合、さらにその次点の者が補欠となるものとし、以後同様とする。推薦数が同数の者がいる場合は、当該実行委員間の互選で補欠者を決定する。
- (7) 任期途中での昇格等により、第1項第3号に定める実行委員の所属クラブのリーグカテゴリーが変更となった場合であっても、当該委員は引き続きその職を継続するものとする。
- (8) 委員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該事由が発生した時点をもって委員を退任する。
- ① 外部有識者理事がその職位を失ったとき
 - ② 監事がその職位を失ったとき
 - ③ 実行委員がその職位を失ったとき
 - ④ 法務委員がその職位を失ったとき
 - ⑤ 代表理事CEO(チェアマン)を除く業務執行理事又は執行役員がそのいずれの地位をも失ったとき
 - ⑥ 委員が常勤理事候補となる具体的な可能性が生じ、公正な立場からの審議参加が困難になるおそれがあると役員候補者選考委員会が判断したとき
- (9) 前項に基づき委員が退任した場合、当該委員の属性に応じて、その補欠者が新たに委員候補者になり、第1項の定めにかかわらず、役員候補者選考委員会の決定をもって委員候補者は委員に正式に就任するものとする。かかる場合、役員候補者選考委員会は、第5条に定める答申の際に理事会に対して当該選退任の報告を行えば足りるものとする。
- (10) 前項の定めに基づいて委員が選任された場合、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 [委員会の目的]

委員会は、役員の改選を行う定時会員総会に付議する議案を決定する理事会ま

でに、委員会の決定により選出された代表理事CEO（チェアマン）候補者及びその他の理事・監事候補者をそれぞれ理事会に答申する。

第6条〔委員会の開催〕

- (1) 委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第5条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- (4) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (5) 委員会への代理出席および書面による委任は、いざれも認めないものとする。

第7条〔役員候補者選考基準〕

- (1) 役員候補者の選考基準は以下のとおりとする。
 - ① 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という）および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）に定める要件を満たしていること。
 - ② Bリーグ定款、Bリーグ規約、およびこれらに付随する諸規程に定める資格要件を満たしていること。
 - ③ Bリーグ設立趣旨、Bリーグ理念、Bリーグ活動方針およびBリーグ将来構想に対する深い見識を有し、それらの推進にふさわしい人格を有すること。
 - ④ 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識や経験を有していること。
 - ⑤ 健康であり、業務に支障がないこと。
 - ⑥ 遵法精神に富んでいること。
 - ⑦ 一年度内の理事会におおむね3分の2以上、出席できる見通しがあること。
 - ⑧ 推薦対象者が公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）に属する者である場合は、上記各号に加え、協会の要職に就いていること。
 - ⑨ 推薦対象者がBクラブに属するものである場合は、第1号から第7号までの内容に加え、原則として取締役としてクラブの経営に2年以上携わっており、これに精通していること。

- ⑩ 推薦対象者がBリーグ、協会、Bクラブおよびバスケットボール・コーポレーション株式会社のいずれにも属しない者（いわゆる外部有識者）である場合には、第1号から第7号までの内容に加え、外部有識者としての独立性を保ちつつ、スポーツおよびバスケットボールの発展のための建設的な意見をすることことができ、当該意見を広く発信することができること。
- (2) 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、役員候補者になることができない。なお、委員についても同様とする。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という）または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者あるいはその他の反社会的勢力に属する者
- ② 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- イ. 一般社団・財団法人法に違反したこと
- ロ. 公益法人認定法の規定に違反したこと
- ハ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の第2項の規定を除く。）に違反したこと
- ニ. 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条または第247条の罪を犯したこと
- ホ. 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条または第3条の罪を犯したこと
- ヘ. 国税または地方税に関する法律中、偽りその他不正の行為により国税または地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとしてすることに関する罪を定めた規定に違反したこと
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の実行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

第8条【役員候補者の決定】

- (1) 委員会は、代表理事CEO（チェアマン）候補者を含むすべての役員候補者について審議のうえ、候補者を決定し、理事会に答申する。
- (2) 委員会は、役員候補者の決定にあたって必要と認める場合、委員会が適当と認めた者に対して、委員会への出席および意見を求めることができる。
- (3) 役員候補者の人数は、理事会が第4条第1項に基づいて委員を委嘱する際に、合わせて決定する。ただし、定款第21条第1項に定める理事および監事の定数の下限をいずれも下回らないものとし、理事会から別段の指示がない場合は、役員候補者選考委員会が人数を決定する。
- (4) 理事候補者には、Bクラブに属する者および外部有識者がそれぞれ候補者総

数の3分の1程度含まれているものとする。

- (5) 役員候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。
- (6) 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第9条〔議事録の作成〕

委員会の議事録につき、原則として事務局が書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、委員へ確認の上、委員長が記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）し、Bリーグに保管する。ただし、委員長に事故ある場合または委員長が欠席の場合は、出席委員が協議のうえ、押印者を定める。

第10条〔改廃〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施行〕

本規程は、2016年3月2日から施行する。

〔改定〕

2016年7月13日

2017年6月7日

2018年7月10日

2019年9月11日

2023年5月17日

2023年6月20日

2024年6月18日

2025年7月8日

2025年9月9日

役員報酬委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）の常勤役員の報酬の決定にあたり、その参考となる基準を決定する諸手続を定めることを目的とする。

第2条〔定義〕

- (1) 本規程において、常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする理事および監事をいう。
- (2) 本規程において、報酬とは、常勤役員に支給する月額報酬をいう。

第3条〔役員報酬委員会の設置〕

- (1) Bリーグに、常勤役員の報酬基準を答申するため、「役員報酬委員会」（以下「委員会」という）を設置する。
- (2) 委員会は、第4条2項に基づく発足時から第7条1項に基づく理事会への答申時まで存続する。
- (3) 委員会の運営を円滑に行うために「役員報酬委員会事務局」（以下「事務局」という）を設置するものとし、その構成員は代表理事CEO（チェアマン）が指名する。

第4条〔委員会の構成〕

- (1) 委員会を構成する委員は以下の者の中から、理事会決議を以て選任する。
 - ① 理事
 - ② 監事
 - ③ 法務委員長
 - ④ 前3号のほか、代表理事CEO（チェアマン）が委員として適任であると評価した専門家その他の者
- (2) 理事会は、委員会が役員の改選を行う定時会員総会後の理事会に常勤役員の報酬基準案を答申することができるよう、然るべき時期に委員会を発足させるものとする。
- (3) 委員は3名以上5名以下とし、このうち定款第21条第3項に定める業務執行理事およびその他Bリーグの業務執行を行う者（以下単に「業務執行理事等」という）は過半数を超えてはならない。
- (4) 委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。
- (5) 委員は再任を妨げない。

第5条〔委員会の目的〕

本委員会は、「役員の報酬ならびに費用に関する規程」第5条に基づき、代表理事CEO（チェアマン）が理事会の承認を得て常勤役員の報酬を決定するにあたり、独立した立場から、客觀性及び透明性を持ってその参考となる報酬基準を理事会に答申することを目的とする。

第6条〔役員報酬委員会の開催〕

- (1) 委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第7条1項に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- (4) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (5) 委員会への代理出席および書面による委任は、いざれも認めないものとする。

第7条〔報酬基準の答申〕

- (1) 委員会は、役員の改選を行う定時会員総会後の最初の理事会までに、常勤役員の報酬基準を答申する。
- (2) 委員会は、常勤役員の報酬基準の検討にあたっては、①役員個々の役割および職務に対し妥当性があり、かつ広く世間一般に理解を得られる水準であるか、②世間水準を視野に入れることで有能な人材を処遇できる報酬を確保し得るものであるか、につき考慮するものとする。
- (3) 常勤役員の報酬基準の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。

第8条〔議事録の作成〕

委員会の議事録につき、原則として事務局が書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、委員へ確認の上、委員長が記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）し、Bリーグに保管する。ただし、委員長に事故ある場合または委員長が欠席の場合は、出席委員が協議のうえ、押印者を定める。

第9条〔改廃補足〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第10条〔施行〕

本規程は、2017年6月7日から施行する。

〔改 定〕

2025年7月8日

実行委員会規程

第1条【目的】

本規程は、Bリーグ規約第7条および第7条の2に基づき、実行委員会及び実行委員幹事会（以下、併せて「実行委員会等」という）の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条【実行委員】

- (1) Bクラブは、その代表取締役（原則として常勤）の中から実行委員候補者1名を指名しBリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項に基づきBクラブから指名し届け出がなされた実行委員候補者は、理事会の承認をもって選任される。
- (3) 前項に基づき選任された実行委員は、本規程に基づき開催される実行委員会に出席する義務を負う。

第3条【実行委員幹事】

- (1) 実行委員幹事は、実行委員の中から代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）が6名以上10名以内の範囲で指名し、理事会の承認をもって選任する。
- (2) 実行委員幹事は、本規程に基づき開催される実行委員幹事会に出席する義務を負う。

第4条【実行委員会等の構成】

- (1) Bリーグ1部（B1）およびBリーグ2部（B2）にそれぞれ実行委員会を設置するほか、実行委員幹事等により構成される実行委員幹事会を設置する。なお、それぞれの実行委員会は合同で開催することができる。
- (2) B1に設置する実行委員会を「B1実行委員会」、B2に設置する実行委員会を「B2実行委員会」といい、B1およびB2が合同で開催する実行委員会を「B1・B2合同実行委員会」とい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してB1実行委員会、B2実行委員会および/またはB1・B2合同実行委員会を意味する。
- (3) 実行委員会の構成員は次のとおりとする。
 - ① B1実行委員会 代表理事、業務執行理事、執行役員およびすべてのB1クラブの実行委員
 - ② B2実行委員会 代表理事、業務執行理事、執行役員およびすべてのB2クラブの実行委員

- ③ B 1・B 2 合同実行委員会 代表理事、業務執行理事、執行役員ならびにすべてのB 1 クラブおよびB 2 クラブの実行委員
- (4) 実行委員幹事会の構成員は、代表理事、業務執行理事、執行役員および実行委員幹事とする。

第5条 [実行委員および実行委員幹事の任期]

- (1) 実行委員および実行委員幹事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結時までとする。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員または実行委員幹事の任期は、他の実行委員または実行委員幹事の任期が満了すべき時までとする。
- (2) 実行委員および実行委員幹事は、再任されることができる。
- (3) 実行委員および実行委員幹事は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 実行委員および実行委員幹事は、第1項に定める定時会員総会を招集する理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該定時会員総会を選任日および就任日として当該理事会において再任されたものとみなす。

第6条 [実行委員会等の招集]

- (1) B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会は、原則として2か月に1回、同一月にそれぞれ招集するものとする。実行委員幹事会は、原則として2か月に1回、B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会と交互に開催されるよう、B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会の招集月とは異なる月に招集するものとする。なお、いずれもその他必要があるごとに随時招集することができる。
- (2) B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会の各招集に代えて、B 1・B 2 合同実行委員会を招集することができる。
- (3) 第1項にかかわらず、実行委員幹事会の招集に代えて、B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会またはB 1・B 2 合同実行委員会を招集することができる。
- (4) チェアマンは実行委員会の招集通知発送後においても、当該招集に係る実行委員会を開催するまでの間、その自由裁量により、その開催する実行委員会の形態を変更することができる。
- (5) 実行委員会および実行委員幹事会は、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が同時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができる環境であることを要する。

第7条【実行委員会等の招集権者および議長】

- (1) 実行委員会および実行委員幹事会は、チェアマンがそれぞれ招集し、その議長となる。ただし、チェアマンが欠けたとき、またはチェアマンに事故があるときは、チェアマンが予め指名したものがこれにあたる。本項の定めにかかわらず、チェアマンは、その自由裁量により、議長を構成員の中から指名した者に委ねることができる。
- (2) 各実行委員会の実行委員のまたは実行委員幹事会の実行委員幹事の総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された実行委員会または実行委員幹事会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会および実行委員幹事会の招集は、予め各実行委員会または実行委員幹事会において定めた期日の場合を除き、第4条第3項および第4項に定める各実行委員会および実行委員幹事会の構成員に対し、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第8条【実行委員会等の権限等】

- (1) 実行委員会等は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員会の審議を経るものとする。
 - ① 事業計画および事業報告に関する事項
 - ② 予算および決算に関する事項
 - ③ 次項に実行委員幹事会の審議を経るものとして定められた事項のうち、B1クラブとB2クラブとの間の利害が現に相反するかまたはそのおそれがあると認められる事項
 - ④ その他リーグ運営の基本方針に関する重要な事項
- (3) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員幹事会の審議を経るものとする。ただし、B1クラブとB2クラブとの間に利害が現に相反するまたはそのおそれがある事項については、この限りでない。
 - ① リーグ運営の基本方針に関する事項（但し、重要な事項は除く。）
 - ② 試合実施に関する事項
 - ③ スポンサー契約に関する事項
 - ④ 公衆送信権に関する事項
 - ⑤ 商品化権に関する事項
 - ⑥ その他実行委員会から委嘱された事項
- (4) 実行委員幹事会の議長またはその指名する者は、実行委員幹事会における審議結果および理事会における決議内容を、実行委員幹事会後最初に開催される実行委員会において報告するものとする。

第9条 [実行委員会等の定足数および決議要件]

実行委員会および実行委員幹事会の決議は、各実行委員会または実行委員幹事会における構成員の現在数の3分の2以上が出席し、その出席構成員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、チエアマンの決するところによる。

第10条 [実行委員会等へのオブザーバー出席]

予め代表理事に届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会および実行委員幹事会に出席することができる。

第11条 [実行委員会等への関係者の出席]

- (1) 協会の役付理事は、実行委員会および実行委員幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会および実行委員幹事会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第12条 [実行委員会等の議事録]

実行委員会および実行委員幹事会の議事経過の要領および結果は、議事録に記載し、これをBリーグに保存する。

第13条 [実行委員会等の事務の統括]

実行委員会および実行委員幹事会に関する事務は、代表理事が指定した部署の長が統括する。

第14条 [改 正]

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第15条 [施 行]

本規程は、2015年10月28日から施行する。

〔制 定〕

2015年7月30日

〔改 定〕

2016年7月13日	2019年7月9日	2025年2月12日
2017年6月7日	2019年9月11日	
2017年9月6日	2020年4月24日	
2018年5月9日	2023年9月12日	

専門委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Bリーグ規約第8条に基づき、各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔組織・運営〕

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、バスケットボールに関する知識を有する者、または学識経験者の中から、代表理事CEO（チアマン）（以下「チアマン」という）が任命する。
- (3) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3条〔委員の登録〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、Bリーグが管理する「専門委員会名簿」に登録する。
 - ① 氏名および住所（連絡先）
 - ② 任期
 - ③ 職業および勤務先
 - ④ その他の必要事項
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合は、遅滞なくBリーグに届け出なければならない。

第4条〔任 期〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

第5条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

第6条〔各専門委員会の職務〕

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
 - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究

- ② その他チェアマンから特に指示された事項
- (2) 複数の専門委員会の所管事項に関する事項については、チェアマンがこれを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならぬ。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施行〕

本規程は、2015年7月30日から施行する。

〔制定〕

2015年7月30日

〔改定〕

2016年5月11日

2019年9月11日

〔別表1〕所管事項

専門委員会の名称	所 管 事 項
1. 規律委員会	<ul style="list-style-type: none">① 競技および競技会に関連する懲罰事由の調査および処分の決定② 競技および競技会における、Bリーグに対する社会一般の評価を悪化させるおそれのある事項の防止に関する検討・立案③ スポーツマンシップおよび秩序維持に関する事項の検討・立案④ その他規律および懲罰に関する事項の検討・立案
2. 法務委員会	<ul style="list-style-type: none">① 定款、Bリーグ規約および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案ならびに法的解釈・運用に関する事項② 選手契約の法的解釈・運用に関する事項③ バスケットボールに関する外国の制度、規程等の調査・検討④ 公式試合安定開催融資規程の運用に関する事項⑤ その他法務関連事項に関する検討・立案

裁定委員会規程

第1章 総 則

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Bリーグ規約」第8条の2第2項に基づき、裁定委員会の組織、権限および運営等ならびに紛争解決および制裁決定の手続きに関する事項等を定める。

第2条〔所管事項〕

- (1) 裁定委員会は、Bリーグ規約第121条第4項に基づくチアマンからの諮問があったときは、本規程に定めるところに従って、当該諮問に係る事項について調査の上、調査対象であるBリーグ関係者（Bリーグ規約第3条第1項に定める意味を有する。以下「対象者等」という）に対する制裁の可否及び制裁内容等について、チアマンに対して答申する。
- (2) 裁定委員会は、Bリーグに属する団体および個人が、Bリーグ規約第117条第1項に基づき、次の事項について、チアマンの決定を求めたときは、本規程に定めるところに従い、申立ての内容について調査・審理した上で、チアマンに対して答申する。
 - ① 選手の契約に関するBクラブと選手との間の紛争
 - ② 選手の移籍に関するBクラブ相互間またはBクラブと選手との間の紛争
 - ③ 前2号のほか、Bリーグ規約上の権利・義務に関する紛争
- (3) 裁定委員会は、Bリーグ規約第37条の4第5項またはBリーグ規約第37条の5第2項に基づくチアマンからの諮問があったときは、本規程に定めるところに従って、当該諮問に係る事項について調査の上、調査対象である緊急措置に係る帰責事由の判断または公式試合の試合結果の無効について、チアマンに対して答申する。
- (4) 第1項の手続を以下「制裁手続」といい、第2項の手続を以下「紛争解決手続」といい、第3項の手続を以下「規約37条関連手続」といい、全てを合わせて「裁定委員会の手続」と総称する。

第3条〔組織および委員〕

- (1) 裁定委員会は、3名以上5名以内の委員をもって構成する。
- (2) 委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有するかまたは学識経験を有する者であって、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、理事

会の同意を得てチェアマンが任命する。

第4条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- (2) 補欠または増員により任命された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第5条〔委員長〕

- (1) 裁定委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第6条〔会議および議決〕

- (1) 裁定委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 裁定委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、または議決をすることができない。
- (3) 裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 裁定委員会は、電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が同時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第7条〔手続・審理の非公開〕

裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第8条〔言語〕

- (1) 裁定委員会の手続及び当該手続において用いられる言語はすべて日本語によるものとする。
- (2) 裁定委員会の手続において対象者等を含む当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、当該当事者又は関係者は日本語の通訳を同行し、文書については、日本語の訳文を添付しなければならない。

第9条〔代理人〕

弁護士および裁定委員会が承認した者以外の者は、裁定委員会の手続において、対象者等、申立人および被申立人の代理人となることができない。

第10条〔裁定委員会の事務〕

裁定委員会の事務処理は、コンプライアンス事務局が担う。

第2章 制裁手続き

第11条〔制裁手続きの開始〕

裁定委員会は、Bリーグ規約第121条に基づきチェアマンから次の事項を記載した諮問書により諮問を受けたときは、答申を行うための手続きを開始する。なお、裁定委員会の調査・審議の対象は必ずしも諮問書の範囲に限定されるものではなく、対象者等が個人に限定されていたとしても、Bリーグ規約第127条に基づき当該個人が所属するBクラブに対する制裁を答申することを妨げず、また、裁定委員会が妥当と認めるときは、諮問書に記載されていない制裁根拠に基づく制裁を答申することができる。

- ① 対象者等が個人であるときは、氏名および所属先
- ② 対象者等がBクラブであるときは、その名称および住所ならびに代表者の氏名
- ③ 制裁対象となる具体的な事実および制裁根拠となる規約等の該当条項

第12条〔調査〕

- (1) 裁定委員会は、答申を行うため、自らまたは事務局に指示して、必要な調査を行うことができる。対象者等は、当該調査に協力しなければならない。
- (2) 裁定委員会は、チェアマンに対しBリーグ規約第121条第2項に基づくチェアマンまたはコンプライアンス事務局の調査結果の提出を求め、調査または答申においてこれを用いることができる。
- (3) 裁定委員会は、調査に必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第13条〔聴聞等〕

- (1) 裁定委員会は、原則として、対象者等に対し事情聴取を行いその意見および弁明を聴取するものとする。また、事情聴取等は、裁定委員会の判断により、電話、インターネット等の通信回線の使用または書面による方法で行うことができるものとする。事情聴取等については、対象者等の同意がある場合もしく

は対象者等が事情聴取を拒否、無断欠席した場合または対象者等からの書面の提出がなかった場合には、この限りではない。

- (2) 前項の規定にかかわらず、対象者等に科せられる制裁の内容がけん責である場合は、事情聴取に代えて、対象者等に対して書面提出による弁明の機会を付与すれば足りる。

第14条〔答申書〕

裁定委員会は、審議が終了したときは、その議決により次の事項を記載した答申書を作成し、委員長が署名押印してチェアマンに提出しなければならない。

- ① 対象者等が個人であるときは、氏名および所属先
- ② 対象者等がBクラブであるときは、その名称および住所ならびに代表者の氏名
- ③ 裁定委員会の判断の結論（制裁案の内容）
- ④ 判断の理由
- ⑤ 答申書の作成年月日

第15条〔公表〕

- (1) Bリーグは、チェアマンが決定した制裁を公表するものとする。ただし、公表にあたっては、対象者等、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮し、当該権利を侵害するおそれがある等の特段の事情がある場合においては、公表を差し控えることができるものとする。
- (2) Bリーグは、対象者等に制裁の内容を書面にて通知する。対象者等がBクラブに所属する場合は、所属するBクラブに、制裁の内容を書面にて通知することで足りるものとする。

第3章 紛争解決手続き

第16条〔申立手続き〕

- (1) Bリーグ規約第117条第1項に基づき裁定の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を書面または電磁的記録により提出しなければならない。
- ① 裁定申立書
 - ② 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
 - ③ 代理人により申立を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
- ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所

- ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 裁定の申立の趣旨
 - ④ 裁定の申立の理由および立証方法
- (3) 申立の手数料は1件につき金10万円（税抜）とし、申立後速やかにBリーグが指定する方法で納付しなければならない。

第17条〔申立の受理および通知〕

- (1) 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、その旨を通知する。
- (2) 前項の通知には、裁定申立書1部を添付しなければならない。

第18条〔答弁〕

- (1) 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を書面または電磁的記録により提出して答弁することができる。
 - ① 答弁書
 - ② 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
 - ③ 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 答弁の趣旨
 - ④ 答弁の理由および立証方法
- (3) 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。
- (4) 前項の通知には、答弁書1部を添付しなければならない。
- (5) 裁定委員会は、第1項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第19条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が書面により書類を提出する場合の部数は、委任状を除き3部（原本を提出するときは、その写しを含めて3部）とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

第20条〔申立内容の変更〕

申立人は、被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

第21条〔審理または調査のための権限等〕

- (1) 裁定委員会の審理は原則として書面審理とするが、裁定委員会が争点整理、証拠調べその他のために必要であると認めるときは、審問期日を開き、当事者に出席を命じることができる。
- (2) 裁定委員会は、当事者に対し、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第22条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第23条〔裁 定〕

- (1) 裁定委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が裁定書を作成し、委員長が署名押印してチアマンに提出しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人があるときは、その氏名および住所
 - ③ 主文（裁定委員会の判断の結論）
 - ④ 判断の理由
 - ⑤ 裁定書の作成年月日
 - ⑥ 委員長および審理に参加した委員の氏名
- (2) 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

第24条〔和 解〕

- (1) 申立後当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。
- (2) 前条第1項第1号、第2号および第5号ならびに第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第4章 規約37条関連手続

第25条〔規約37条関連手続の開始〕

- (1) 裁定委員会は、Bリーグ規約第37条の4に基づきチアマンから次の事項を記載した諮問書により諮問を受けたときは、答申を行うための手続きを開始する。なお、裁定委員会の調査・審議の対象は諮問書の範囲に限定される。
 - ① Bクラブの名称および住所ならびに代表者の氏名

- ② 帰責事由に係る具体的な事実
- (2) 裁定委員会は、Bリーグ規約第37条の5に基づきチェアマンから次の事項を記載した諮問書により諮問を受けたときは、答申を行うための手続きを開始する。なお、裁定委員会の調査・審議の対象は必ずしも諮問書の範囲に限定されるものではなく、諮問の対象とされなかった公式試合の無効を答申することができる。
 - ① 無効の対象とすべき試合
 - ② 試合結果を無効とすべき具体的な事実

第26条〔調査〕

- (1) 裁定委員会は、答申を行うため、自らまたは事務局に指示して、必要な調査を行うことができる。Bリーグ関係者は、当該調査に協力しなければならない。
- (2) 裁定委員会は、調査に必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第27条〔答申書〕

- 裁定委員会は、審議が終了したときは、その議決により次の事項を記載した答申書を作成し、委員長が署名押印してチェアマンに提出しなければならない。
- ① 裁定委員会の判断の結論
 - ② 判断の理由
 - ③ 答申書の作成年月日

第28条〔公表〕

- (1) Bリーグは、チェアマンが決定した試合結果の無効を公表するものとする。
公表にあたっては、関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。
- (2) Bリーグは、無効の対象となった試合に係るBクラブに決定の内容を書面にて通知する。

第5章 雜則

第29条〔裁定委員会の運営細則〕

裁定委員会は、裁定委員会の会議その他運営に関する細則を定めることができる。

第30条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第31条〔施 行〕

本規程は、2015年7月30日から施行する。

〔制 定〕

2015年7月30日

〔改 正〕

2019年9月11日

2021年7月13日

2022年12月13日

2023年9月1日

2024年6月18日

公式試合安定開催融資規程

第1条〔目的〕

本規程は、Bリーグ規約第25条に基づき、公式試合安定開催融資制度（以下「本融資制度」という）の運営について定める。

第2条〔本融資制度の趣旨〕

本融資制度は、Bクラブの資金難によってBリーグ規約第34条に定める公式試合の開催が危ぶまれる事態となった場合に、当該公式試合が属する大会の終了までの間、大会を無事に終了させる目的で、BリーグがBクラブに融資を行うものである。

第3条〔本融資制度の限度額〕

本融資制度に基づきBリーグが融資する金額は、融資残高3億円を上限とする。

第4条〔1クラブあたりの融資額〕

本融資制度に基づきBリーグが融資する金額は、原則として1クラブあたり1億円を上限として、第6条1号に規定された融資申請書に記載された融資申請額の範囲内でBリーグ理事会が必要と認めた額とする。

第5条〔融資可能期間〕

- (1) 本融資制度に基づきBリーグが融資できる期間の開始日は、10月1日とする。
- (2) 本融資制度における返済期日は、融資実行日の属するシーズンにおけるBリーグ規約第34条第1項第1号または第2号に定める融資申請クラブが所属するリーグ戦の最終日とする。ただし、当該申請クラブが第34条第1項第3号または第4号の公式試合に出場した場合には、当該公式試合の最終日まで延長できるものとする。なお、当該期日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日とする。
- (3) 前項に定める返済期日から9月30日までの間は、本融資制度による融資（以下「制度融資」という）は行わない。

第6条〔融資の申請〕

制度融資を希望するクラブは、以下の資料を提出のうえ、Bリーグに融資の審査を申請する。

- ① クラブが作成した「融資申請書」
- ② 制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について決議した取締役

会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、クラブが一般社団法人または公益社団法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする）

- ③ Bリーグが個別に指定する、融資申請クラブの財務状況を説明する資料

第7条【担保の設定】

Bリーグは、制度融資を申請したクラブに対し、担保を差し出すことを融資の条件とすることができます。Bリーグは、制度融資の申請に先立って、制度融資を申請する可能性がある財務状態のクラブが、担保に相応しい財産を保有しているか否か、当該財産の価額その他の必要事項について調査することができる。

第8条【融資の審査と決定】

- (1) 制度融資を申請したクラブへの融資実行の可否は、Bリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。
- (2) 前項に定める調査の過程において、Bリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。

第9条【融資実行にともなう制裁】

理事会は、融資の決定と同時に、制度融資を受けるクラブに対する制裁として、原則として勝率の計算に際して勝ち数を5減じるものとする。

第10条【融資事実の公表】

Bリーグは、制度融資の実行と同時に、以下の内容を公表する。

- ① 融資を受けたクラブおよび当該クラブが融資を申請した理由
- ② 融資金額・返済期日・期日までに返済できなかった場合の措置
- ③ 当該クラブに対する制裁の内容

第11条【融資審査申請クラブの管理】

- (1) Bリーグは、第6条に基づき融資の審査を申請したクラブを、当該申請日から「予算管理団体」に指定し、返済期日までの間、当該クラブを一定の管理下に置く。
- (2) 当該クラブに対する管理の内容は、Bリーグが別途決定する。

第12条【返済できなかった場合の措置】

- (1) 制度融資を受けたクラブは、第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済するものとする。返済期日は、天変地異、戦争、その他これに類するやむを得ない事由がある場合のほか延長しないものとする。

(2) 制度融資を受けたクラブが第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済できなかった場合、当該クラブに対しては、返済期日の属するシーズンの翌シーズンのBリーグクラブライセンスを原則として取消すものとする。この場合の当該クラブの補欠等の処置については、Bリーグ規約17条に基づき理事会で審議決定する。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14条〔施行〕

本規程は、2016年5月11日から施行する。

配分金前倒し規程

第1条【趣 旨】

本規程は、Bリーグからクラブに対して支払われる配分金につき、Bリーグが別途定めている支払期日より前にクラブに支払う（以下、当該支払行為を「配分金前倒し」という）際の手続き等を定めたものである。

第2条【目 的】

配分金前倒しは、クラブがBリーグ規約第24条およびBリーグクラブライセンス交付規則の趣旨に従い、健全で安定的な経営に最大限努めることを前提とし、Bリーグ公式試合の安定開催のため、クラブが資金不足となることを回避する方法の一つとして、Bリーグが設けるものである。

第3条【配分金前倒し手続き】

- (1) 配分金前倒しは、クラブからの申請に基づき、代表理事CEO（チェアマン）が裁量によりその可否を決裁する。当該決裁に基づき配分金前倒しを実施した場合、代表理事CEO（チェアマン）は、その概要をBリーグ理事会に報告する。
- (2) 配分金前倒しを申請するクラブは、原則として希望する配分金前倒しの実施日の10日前までに、下記の書類をBリーグに提出しなければならない。
 - ① 配分金前倒しが必要な理由を詳細に記し、クラブの代表者が押印した「配分金前倒し申請書」
 - ② 希望する配分金前倒しの実施日を含むクラブの事業年度の月次資金繰りの実績表（当該期間が6ヶ月に満たない場合は過去6ヶ月分）および希望する配分金前倒しの実施日を含む事業年度終了までの資金繰り計画表（当該期間が6ヶ月に満たない場合は将来6ヶ月分）
 - ③ 希望する配分金前倒しの実施日を含む月の日次資金繰り表
 - ④ 希望する配分金前倒しの実施日を含むクラブの事業年度の予算の進捗状況および今後の損益見通し
 - ⑤ 上記各号のほか、Bリーグが別途指定する書類

第4条【配分金前倒し対象および前倒しが可能となる期日】

- (1) Bリーグはクラブに対し、毎シーズン、支払われる配分金のうちの均等配分額および支払期日ならびに配分金前倒しが可能な配分金を通知する。
- (2) Bリーグはクラブに対し、配分金前倒しを行うことができる。ただし、配分金前倒しの対象となるのは、原則として、前項により配分金前倒しが可能な配分金として通知した配分金に限られるものとする。

(3) 当該配分金前倒しの実施日は、毎年10月1日からとする。

第5条 [配分金前倒し申請クラブへの調査]

Bリーグは、配分金前倒しを申請するクラブに対し、クラブの経営状況に関する調査を行うことができる。調査の結果、Bリーグ規約第24条[Bクラブの健全経営]に違反するものと認められる場合には、Bリーグ規約に基づき制裁を科すものとする。

第6条 [改 定]

本規程の改定は、理事会によりこれを行うものとする。

第7条 [施 行]

本規程は、2016年5月11日より施行する。

準加盟クラブ規程

第1条【趣 旨】

本規程は、「Bリーグ規約」第15条に基づき、Bリーグが、将来Bリーグへの入会を目指すクラブを、準加盟クラブ（以下「準加盟クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

第2条【準加盟クラブの条件】

- (1) 準加盟クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていかなければならない。
- ① Bリーグ規約第1条【Bリーグの目的】に賛同していること
 - ② 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であり、原則として1年以上の運営実績があること
 - ③ 主な株主がBリーグの理念に賛同していること
 - ④ 将来のBリーグ入会を目指し、Bリーグの指導を受けながら、Bリーグ入会に向けた取り組みを進める意思を持っていること
 - ⑤ Bリーグ入会後のホームタウンを予定または決定していること
 - ⑥ バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること
 - ⑦ B3リーグに入会していること
 - ⑧ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること
 - ⑨ 将来普及活動（バスケットボールスクールまたはクリニック）を行う計画があること
 - ⑩ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとBリーグが評価できる状態であること
 - ⑪ 定款が適法かつ適正に整備されていること
 - ⑫ 取締役に、第4号にいうホームタウンに居住または勤務している者が1名以上含まれていること
 - ⑬ 常勤役員が1名以上、その他常勤社員が3名以上いること。なお、常勤役員は複数で、そのうち1名以上は代表取締役であることが望ましい
 - ⑭ 申請クラブのプライマリーロゴ、マスコットについて、理事会で別途定める「B.LEAGUE商標ガイドライン」に従った商標区分について商標を有効に登録済みであること。出願中または商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態である場合には、「入会までに理事会で別途定める「B.LEAGUE商標

「ガイドライン」に従った商標区分について商標を有効に登録する旨」の確約書を提出すること。

- (2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。
- ① 前項第4号にいう申請クラブの意思を、当該クラブの所属する都道府県バスケットボール協会が承認、支援していることを、当該バスケットボール協会が文書で具体的に示していること
 - ② 前項第5号において予定または決定したホームタウンが、当該クラブのBリーグ入会を応援するとともに、Bリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
- (3) 申請クラブは、アリーナ（ホームアリーナ）について、以下の条件を満たしていないなければならない。
- ① ホームアリーナを決定しており、当該アリーナについて前項第1号にいうバスケットボール協会および前項第2号にいう自治体がホームアリーナであることを承認していること
 - ② 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第1項第4号にいうホームタウン内の特定アリーナで相当数開催できること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により本号を充足しないと認められる場合には、審査において本号を適用しないものとする。

第3条【準加盟クラブの権利】

- (1) 準加盟クラブは、自己の名刺や印刷物へ「準加盟クラブ」と表記し、PRすることができる。ただし、Bリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。
- (2) 準加盟クラブは、予め代表理事に届け出て承認を得た者は、B1およびB2の実行委員会にオブザーバーとして出席することができる。
- (3) クラブライセンス交付規則第8条第1項第3号に基づき、ライセンス申請者となり得る。

第4条【準加盟クラブの義務】

- (1) Bリーグは準加盟クラブをBリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、準加盟クラブは、Bリーグ規約第3条（第26条、第28条、第109条を含む）に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
- (2) 準加盟クラブは、Bリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Bリーグが指定する会議、研修等への出席を通じてBリーグ入会に向けた知識を深め、Bリーグの指示に従いながら着実な準備を行わなければならない。
- (3) 準加盟クラブは、一度予定または決定したホームタウンを変更または追加する場合には、理事会の承認を得なければならない。

- (4) 準加盟クラブは、Bリーグが相当の期日を定めて財務諸表、活動報告等の書類の提出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。
- (5) 準加盟クラブは、Bリーグが当該クラブに対して調査が必要と認められる場合には、調査に協力しなければならない。ただしBリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。
- (6) 準加盟クラブは、以下の通り会費を支払うものとする。なお、一度支払われた会費は、理由の如何を問わず返還しない。
 - ① 準加盟クラブは、会費（年会費：対象年の7月1日～6月30日までの期間分）として、当年の7月末までに60万円を納入しなければならない
 - ② 前号に関わらず、年の途中で準加盟クラブに認定された場合は、資格認定された日から1か月以内に、認定日の属する月から6月30日までの残存月数に5万円を乗じた金額を納入する

第5条【準加盟クラブの申請】

- (1) 申請クラブは、Bリーグが別に指定する書類の提出をもって、隨時申請を行うことができる。
- (2) Bリーグ規約第14条第1項に定める入会審査を受けるクラブは、同項に定める入会申込の日の前年の7月31日までに、Bリーグに準加盟クラブの認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。

第6条【審査】

- (1) 前条第1項に基づく申請に際してクラブが提出した書類は、Bリーグが審査を行い、書類を受理した場合には、Bリーグが次項の審査を行う。
- (2) Bリーグは、申請クラブに対し、次の審査を行う。
 - ① 申請クラブの責任者および第2条第1項第4号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
 - ② 地域との協力関係およびホームアリーナ、練習場等に関する現地調査
 - ③ クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Bリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) 理事会は、前2項の審査の結果を踏まえ、準加盟クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、申請クラブに書面で通知する。

第7条【資格の停止および失格】

- (1) 準加盟クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会は当該クラブに対し、準加盟クラブとしての資格を最大1年間停止させ、または失格させることができる。
 - ① Bリーグの名誉を傷つけ、またはBリーグの目的に反する行為があつたと

き

- ② 第2条に定める条件を満たさなくなったとき
 - ③ 第4条に定める義務に違反したとき
- (2) 前項の規定により準加盟クラブの資格を停止させ、または失格させる場合は、Bリーグはその事実と理由を公表する。
- (3) 前項の規定により準加盟クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。

第8条【準加盟クラブからの脱退】

準加盟クラブは、代表理事CEO（チェアマン）に書面で届け出ることにより、いつでも準加盟クラブから脱退することができる。ただし、脱退する場合は、Bリーグはその事実を公表するとともに、当該クラブは脱退した日から最低2年間は準加盟クラブに申請することができない。

第9条【改正】

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第10条【施行】

本規程は、2015年7月30日から施行する。

〔制定〕

2015年7月30日

〔改定〕

2017年7月10日

2019年7月9日

2019年9月11日

2021年7月14日

2022年7月12日

B1・B2リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第1号および第2号に定める公式試合として、2025-26 B1リーグ（以下「B1」という）およびB2リーグ（以下「B2」という）のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

本実施要項において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Bリーグ規約において定義された意味を有する。

第1章 試合

第1条【試合の概要】

試合の主催等に関する事項は、Bリーグ規約第4章第2節に定める。

第2条【大会方式】

B1およびB2のリーグ戦は、それぞれ以下のとおりとする。

- ① B1：カンファレンス制。B1の26クラブを東地区、西地区の2地区に分け、それぞれ13クラブずつを置く。自地区では2回戦総当たり、および任意に選ばれる自地区内の4クラブとさらに2回戦を行い、他地区とは2回戦総当たり、および任意に選ばれる他地区内の1クラブとさらに2回戦を行い、合計で60試合を行う。
- ② B2：カンファレンス制。B2の14クラブを東地区、西地区の2地区に分け、それぞれ7クラブずつを置く。自地区では6回戦総当たり、他地区とは2回戦総当たり、および任意に選ばれる他地区内の5クラブとさらに2回戦を行い、合計で60試合を行う。

第3条【ハーフタイム】

第2クオーターと第3クオーターの間に原則15分のハーフタイムを設ける。ただし、事前にBリーグへ申請を行い、承諾があった場合は、20分とすることができる。

第4条【オフィシャルタイムアウト】

第2クオーターと第4クオーターの各残り5分以降（5分を含む）で最初にボ

ールがデッドになった場合に、ゲームクロックの停止に関わらず自動的に90秒のタイムアウトを設ける。この時チームがタイムアウトを請求していた場合は、オフィシャルタイムアウトが優先され、チームのタイムアウトはキャンセルとなる。なお、オフィシャルタイムアウトは、どちらのチームのタイムアウトにも加算しない。

第5条 [ビデオ判定]

B1リーグ戦においては、ビデオ判定を行うこととする。なお、本運用は協会の定める競技規則に準ずるものとする。

第6条 [試合エントリー選手およびチームスタッフの人数]

- (1) 各試合にエントリーできる選手の人数は、1チームあたり10名～12名とし、チームスタッフの人数は、9名以内とする。ただし、U22枠選手については別途1名以内、ユース育成特別枠選手については別途2名以内とする。
- (2) 前項にて規定する選手のエントリーは、負傷疾病的症状によりプレーを行うことができない場合および負傷疾病により競技規則で認められない装具を着用しなければならない場合は、これを認めない。

第7条 [外国籍選手等]

- (1) Bクラブがリーグ登録できる外国籍選手数は、1クラブ合計3名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ。）については、外国籍選手と別途1クラブ1名以内とし、アジア特別枠選手と帰化選手を同時に1クラブ合計2名以上登録することはできない。
- (2) 試合にエントリーすることができる外国籍選手は、前項のうち1クラブ合計3名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手は外国籍選手と別途1名以内とする。
- (3) 試合中同時にプレーできる外国籍選手数は、試合を通して2名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手は試合を通して外国籍選手2名と同時にプレーすることができる。
- (4) 延長时限においても前項と同じく取り扱うこととする。
- (5) リーグ登録完了後に適法に帰化が許可された外国籍選手は、所定の手続きにより帰化選手として登録しなければならない。ただし、当該クラブに別途アジア特別枠選手または帰化選手が登録されている場合、当該選手は当該シーズンにおいて外国籍選手と同様に取り扱う。

第8条 [コート内のチームスタッフ]

- (1) ベンチには、交代選手が10名まで着席できる。
- (2) ベンチ入りを認めるチームスタッフは、ヘッドコーチ、アシスタントコーチに加え、マネージャー、ドクター、トレーナー、分析員、通訳など特別な責務を負う者のみとし、9名以内とする。
- (3) Bリーグ規約第93条によりBリーグ登録を行った選手およびチームスタッフ以外、競技規則に定めるチームベンチエリアへの立ち入りを禁ずる。ただし正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (4) Bクラブは、協会またはBリーグの決定により、出場停止処分を受けた者、または試合中に審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者を、ベンチ入りさせてはならず、また、以上のいずれかに該当する者は、いかなる手段を用いても選手等への指示を出してはならない。さらに、Bリーグが特別に認める場合を除き、当該日は会場内での取材対応および来場者が退場するまでのファンサービス等を禁ずる。
- (5) 協会またはBリーグの決定により出場停止処分を受けた者は、スタンド席の2階以上にのみ立ち入ることができるものとする。ただし、会場内ではクラブのスタッフが常時帯同し、当該選手等がアウェークラブの場合、着席位置は事前にホームクラブの承諾を得ることとする。
- (6) 試合にエントリーする選手やチームスタッフを除くいかなる関係者も、審判の会場入りから会場を出るまでの時間帯において、不要に審判と接触することを禁ずる。
- (7) 前各項に違反する行為は、審判により排除されるものとし、試合終了後に審判から報告を受けた協会、Bリーグにより処分を決定される。

第9条 [Bリーグチャンピオンシップ・B2プレーオフ進出クラブの決定方法]

- (1) Bリーグチャンピオンシップの進出クラブは、第3項の規定に基づきB1において各地区の1位および2位になったクラブならびに各地区の上位2クラブを除いた22クラブのうち上位4クラブとする。
- (2) B2プレーオフの進出クラブは、第3項の規定に基づき、B2において各地区の1位、2位および3位になったクラブならびに各地区の上位3クラブを除いた8クラブのうち上位2クラブとする。
- (3) クラブの順位は、勝率（勝ち試合数÷成立した試合数）によって決定し、リーグ戦全日程が終了した時点で、勝率が高いクラブを上位とする。ただし、勝率で同じ順位になった場合には、次の各号の順序により順位を決定する。なお、勝率が同じクラブが3クラブ以上ある場合は、各号の一を適用することにより、一部のクラブ（単数または複数たり得る）と他のクラブ（単数または複数たり得る）

得る) の間において優劣がつく場合は、当該優劣のついたクラブと他のクラブ間の順位の優劣関係は確定するものとし、優劣がつかなかったクラブ間において再度 1 号から順に各号を適用して順位を決定し、全ての優劣がつくまでこれを繰り返すものとする。

- ① 当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム（3 クラブ以上ある場合は、当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム。以下、2 号および 3 号につき同じ。）において勝率が高いクラブを上位とする
 - ② 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて得失点差が多いクラブを上位とする
 - ③ 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて 1 試合あたりの平均得点数が多いクラブを上位とする
 - ④ リーグ戦すべてのゲームにおける得失点差が多いクラブを上位とする
 - ⑤ リーグ戦すべてのゲームにおける 1 試合あたりの平均得点数が多いチームを上位とする
 - ⑥ 抽選
- (4) 前項第 6 号の抽選は、理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。

第9条の2【年間最終順位の決定方法】

B 1 リーグおよびB 2 リーグのそれぞれの年間最終順位は、以下により決定する。

- ① 1 位から 8 位までについては、チャンピオンシップ試合実施要項およびB 2 プレーオフ試合実施要項のそれぞれ定めるところによる。
- ② 9 位以下については、前条第 3 項の規定に基づき定められた順位による。

第9条の3【審判員】

- (1) B リーグは、リーグ戦の審判員について、協会に対し協会登録の審判員で、かつ B リーグ規約第94条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。
- (2) 審判員は、試合開始時刻の90分前までにアリーナに到着しなければならない。
- (3) 審判員のいざれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、審判員の補充等に関しては、B リーグと協会が協議の上対応を決定する。
- (4) 前項の定めにかかわらず、当該試合に派遣される審判員が競技規則に規定された 3 名に満たない場合は、2 名での体制においては公式試合は当初の予定どおり実施することとし、1 名以下となる場合はB リーグ規約第55条に基づき試合を中止する。

第10条【日 程】

リーグ戦は、B リーグにより決定された日程に従い開催される。

第2章 運 営

第11条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、Bリーグ規約第4章第3節に定める。

第12条〔運営責任〕

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの実行委員は、ティップオフ時刻の120分前までにアリーナに到着しなければならない。
- (3) ホームクラブの実行委員は、あらかじめ代表理事に届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。ただし、試合運営を所管する部署を掌握する常勤の役員以上に限る。

第12条の2〔チームおよび審判員等の安全確保〕

- (1) Bクラブは、選手・チームスタッフ、審判員およびテーブル・オフィシャルズの導線確保や、来場者による危険行為・迷惑行為等のトラブルからの安全確保ならびに公式試合における来場者の禁止行為を抑止・排除するために、試合会場へ警備員を配置する。
- (2) 配置する警備員は「雑踏警備」資格を有する者とし、試合開始の120分前から試合終了60分後までの時間帯において當時2名以上を配置する。ただし、試合終了60分後までに選手・チームスタッフ、審判員およびテーブル・オフィシャルズのすべてが会場を出た場合は、その時点までを配置の対象範囲とする。なお、試合終了60分を経過しても選手・チームスタッフ、審判員およびテーブル・オフィシャルズが会場に残る場合の導線確保や安全確保については、Bクラブにて必要な体制を構築することとする。
- (3) Bクラブは、警備業務従事終了後、別途定める方法により業務報告書をBリーグへ提出する。

第12条の3〔ティップオフ時刻の設定〕

- (1) ティップオフ時刻は、入場者数および中継・配信視聴数の最大化等を考慮し、主管クラブが決定する。
- (2) 前項に定めるティップオフ時刻は、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日以外においては、原則18時以降の設定とする。ただし、当該日においてこれによらないティップオフ時刻を設定する場合はリーグの承認を必要とする。

第12条の4【緊急時対応計画の策定とEAPハドルの実施】

- (1) Bクラブは選手、関係者および来場者に傷病者が発生した場合に備え、緊急時対応計画（以下「EAP」という）を策定することとし、事前に運営体制内およびアウェークラブへ周知する。
- (2) Bクラブは策定したEAPをもとに、会場内で選手、関係者および来場者において傷病者が発生した場合のシミュレーション訓練を、リーグにて別途定める方法により年2回以上行うこととし、実施後にリーグへ所定の方法で報告する。
- (3) 原則公式試合の試合開始20分前に、ホームクラブの運営担当者は双方チームのアスレティックトレーナーおよび会場ドクターを集め、EAPの円滑な運用のために各構成員を紹介し、搬送具の配置箇所、搬送導線および指示系統等を確認するためのEAPハドルを実施する。

第13条【ティップオフ時刻の厳守】

- (1) いずれのクラブも、あらかじめ定められたティップオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりティップオフ時刻を遅らせる場合は、審判の事前の承認を得なければならない。ただし、テレビまたはラジオの放送の都合による変更は、5分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがティップオフ時刻にアリーナに現れない場合、相手チームは15分間、待機する義務を負う。

第14条【チームの試合前日入り】

チームは、Bリーグ規約第22条に定める本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。）の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満の場合を除き、試合会場に試合の前日に到着しなければならない。

第15条【入場料金の払戻し】

入場料金の払戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第16条【退場処分等】

審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。

第17条 [出場停止処分]

- (1) 出場停止処分は、理事会が定める「懲罰規程」に基づき規律委員会において審議決定する。ただし、公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に懲罰を決定することが困難である場合は、次の公式試合にかかる出場停止処分については、規律委員会の審議を経ることなく規律委員長が決定することができる。当該試合の出場停止処分以外の懲罰については、規律委員会が、その後可及的速やかに決定する。
- (2) 決定された出場停止処分は、決定後に開催される直近の公式戦を対象とする。ただし、当該選手およびスタッフが予め代表活動や別大会への出場などにより直近の公式戦にエントリーされないことが明白な場合においては、エントリーされるべき直近の公式戦を対象とする。なお、決定された出場停止処分は、消化される前に当該選手およびスタッフが登録を抹消された場合においても、同一シーズンに再度登録された場合、同様に直近の公式試合において有効とする。
- (3) 出場停止処分の未消化分が当該シーズン公式戦終了時に残る場合、未消化分が2試合以上に及ぶ場合には、そのすべてを翌シーズンの公式戦に持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該シーズン公式戦終了をもって失効するものとする。

第18条 [抗議の手続き]

- (1) Bクラブは、次の各号について不利益を受けた場合、抗議を申し立てることができることとする。ただし、第1号については、当該クラブが敗戦し、当該抗議事象の発生により直接的に被った失点または相手クラブ側への誤った得点計上が、最終得点差と同数もしくはそれ以上だった場合に限る。
 - ① インスタントリプレーシステムが導入された試合における、審判によって訂正されなかったスコアおよびゲームクロックの管理、ショットクロックの操作での誤り
 - ② ゲームの没収、中止、延期、再開もしくはプレーをしないことについての決定
 - ③ 適用される出場資格に対する違反
- (2) 抗議が受理されるためには、次の各号の手順に従わなければならない。
 - ① 当該クラブが試合中にその誤りや事象、違反について把握し、当該事象についての指摘を、適時にテーブルオフィシャルズまたは審判に対して行っていたことを要件とする
 - ② ゲーム終了後15分以内に、抗議を行おうとするクラブのキャプテンは、そのクラブが当該試合結果に対して抗議を行うことを当該試合のゲームディレクターに知らせ、スコアシートの抗議欄にサインをしなければならない。
 - ③ ゲーム終了後1時間以内に、そのクラブは抗議の理由と根拠を文書にて提出

しなければならない。その際、電子データでの提出を認める。

- ④ 1件の抗議に対し保証金として15万円(税抜)を添えなければならず、抗議が棄却された場合は返還しないこととする。
- (3) 抗議の意を受けたゲームディレクターは、その旨をBリーグ宛に速やかに通知し、緊急報告書を用いて報告する。
- (4) 抗議の手続きが適切に履行された場合、代表理事CEO(チアマン)は可及的速やかにBリーグ規約第60条の2のとおり適切な決定を下すこととする。
- (5) 前項の決定に対する再審査や抗議は受け付けない。

第3章 試合の収支

第19条【試合の収支に関する事項】

試合の収支に関する事項は、Bリーグ規約第4章第5節に定める。

第20条【収支報告】

Bクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」の写しをBリーグに提出しなければならない。

第21条【改正】

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【改定】

2016年7月13日	2020年7月14日	2022年8月17日	2025年8月19日
2017年7月12日	2020年9月28日	2022年9月13日	
2018年7月10日	2021年1月26日	2023年9月1日	
2019年7月9日	2021年8月10日	2024年8月22日	
2019年9月11日	2022年2月8日	2025年7月8日	

りそなグループ B.LEAGUE 2025-26

チャンピオンシップ試合実施要項

第1条 [趣旨]

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第3号に定める公式試合として、2025-26 Bリーグチャンピオンシップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2025-26 B1・B2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条 [大会の目的]

- (1) 2025-26 B1リーグにおける各地区の1位および2位のクラブと、各地区的上位2クラブを除いた22クラブのうち上位4クラブが本大会に参加する。
- (2) 2025-26 B1リーグにおける各地区1位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区1位/二地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/二地区間2位クラブ」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を1位、2位とする。また、各地区2位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区2位/二地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区2位/二地区間2位クラブ」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を3位、4位とする。上位を決定するにあたっては、「2025-26 B1・B2リーグ戦試合実施要項」第9条第3項の規定を準用する。
- (3) 各地区的上位2クラブを除いた22クラブのうち上位4クラブを上位から順に、「ワイルドカード1位」、「ワイルドカード2位」、「ワイルドカード3位」、「ワイルドカード4位」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を5位、6位、7位、8位とする。上位を決定するにあたっては、「2025-26 B1・B2リーグ戦試合実施要項」第9条第3項の規定を準用する。
- (4) 本大会に優勝したクラブが2025-26 Bリーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなる。

第3条 [大会方式]

- (1) 本大会は、トーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。
- (2) 準々決勝、準決勝および決勝はそれぞれ2試合行い、3位決定戦は行わない。
- (3) 準々決勝、準決勝および決勝において2試合が終了した時点で1勝1敗となつた場合は、3試合目を行い順位を決定する。
- (4) 準々決勝および準決勝の全ての試合を、「チャンピオンシップ出場順位」の上位クラブのホームゲームとする。また、決勝は中立地にて行う。

第4条 [試合の主催等]

- (1) 決勝を除くすべての試合は、協会およびBリーグが主催し、ホームゲームとなるBクラブが主管する。このとき、主管するBクラブは主管権料としてBリーグへ200万円(税抜)/試合を支払うこととする。
- (2) 決勝は協会およびBリーグが主催し、Bリーグが主管する。

第5条 [試合の日程および会場]

- (1) 本大会の準々決勝については木曜日から月曜日の間で開催することとし、準決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとする。
- (2) 前項で開催される試合のうち1試合目と2試合目は連日同一会場で開催することとし、3試合目を行う場合は2試合目の翌日または翌々日開催とし、会場を変更して開催できることとする。
- (3) 前項で規定する試合会場は、いずれもホームクラブの活動区域内の会場とし、これによらない場合は理事会での承認を得ることとする。
- (4) 本大会については、Bリーグ規約第48条第3項の規定の対象外とし、運営補償金の支払いをもってしても、本条第1項規定の曜日以外で試合を開催することはできないこととする。

第6条 [試合開始時間の間隔]

本大会の準々決勝および準決勝における試合開始時間の間隔は、次のとおりとする。

- ① 1試合目と2試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として19時間以上を設けることとする
- ② 2試合目と3試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として21時間以上を設けることとする。

第7条 [順位の決定および表彰]

- (1) 本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2025-26 Bリーグ年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2025-26 Bリーグ年間準優勝クラブとする。
- (2) 本大会準決勝の敗者のうち、「チャンピオンシップ出場順位」の上位クラブを2025-26 Bリーグの年間3位クラブ、下位クラブを2025-26 Bリーグの年間4位クラブとする。
- (3) 本大会準々決勝の敗者を、2025-26 Bリーグの年間5位から8位とする。このとき、上位を決定するにあたっては、「チャンピオンシップ出場順位」の上位クラブから順に5位から8位とする。
- (4) 第1項に規定するBリーグ年間優勝クラブおよび年間準優勝クラブに加え、第2項に規定する2クラブを年間ベスト4とし、第3項に規定する4クラブを

チャンピオンシップ出場クラブとして、それぞれ別途定める「表彰規程」により表彰する。

第8条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕

本大会において同時にプレーできる外国籍選手、アジア特別枠選手および帰化選手については、2025-26 B1・B2リーグ戦試合実施要項第7条3項および4項を準用する。

第9条〔遠征経費〕

本大会におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費の負担は、「旅費規程」の定めにかかわらず、その算出および負担は次の通りとし、その上限額は「旅費規程」を準用する。

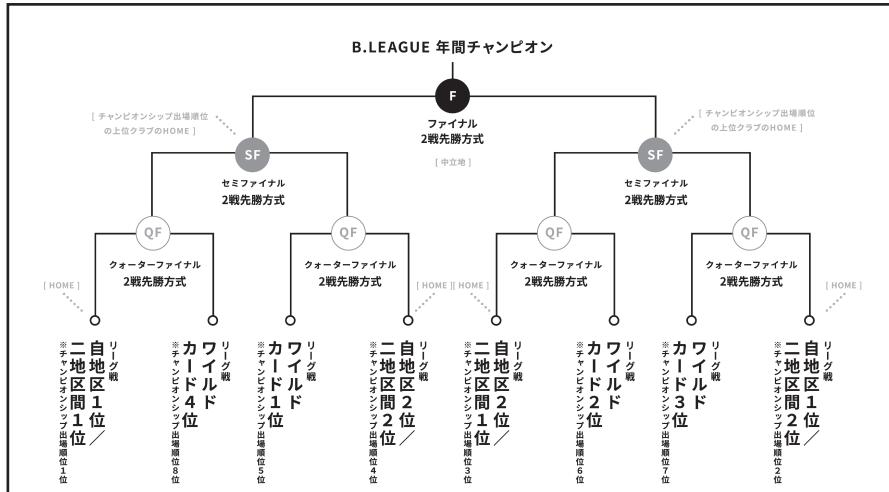
- ① 決勝を除くすべての試合：ホームクラブがアウェークラブの交通費・宿泊費を負担することとするが、準々決勝と準決勝の各アウェークラブの2試合目までの費用を合算し、各ホームクラブにて均等割りすることとする。ただし、3試合目が発生した際のアウェークラブ分の費用については、当該対戦ホームクラブが負担することとし、2試合目までで終了した際にアウェークラブへ発生するキャンセル料については、2試合目までの費用と合わせて合算することとする。

- ② 決勝：Bリーグが出場チームの交通費・宿泊費を負担する。

第10条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【図】



〔改 定〕

- | | |
|------------|------------|
| 2017年7月12日 | 2024年8月22日 |
| 2018年10月9日 | 2025年7月8日 |
| 2019年7月9日 | |
| 2020年7月14日 | |
| 2021年8月10日 | |
| 2022年8月17日 | |
| 2023年9月1日 | |

りそなグループ B.LEAGUE 2025-26

B 2 プレーオフ試合実施要項

第1条 [趣旨]

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第4号に定める公式試合として、2025-26 B 2 プレーオフ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2025-26 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条 [大会の目的]

- (1) 2025-26 B 2 リーグの各地区の1位、2位および3位のクラブと、各地区的上位3クラブを除いた8クラブのうち上位2位クラブ（以下「ワイルドカード」という）が本大会に参加する。ただし、本大会への参加に際し、当該クラブの2026-27シーズンに関するライセンス保有の有無および判定内容は問わないこととする。
- (2) 2025-26 B 2 リーグにおける各地区1位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区1位/二地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/二地区間2位クラブ」といい、「プレーオフ出場順位」を1位、2位とする。また、各地区2位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区2位/二地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区2位/二地区間2位クラブ」といい、「プレーオフ出場順位」を3位、4位とする。また、各地区3位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区3位/二地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区3位/二地区間2位クラブ」といい、「プレーオフ出場順位」を5位、6位とする。上位を決定するにあたっては、「2025-26 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」第9条第3項の規定を準用する。
- (3) 各地区的上位3クラブを除いた8クラブのうち上位2クラブを上位から順に、「ワイルドカード上位」、下位のクラブを「ワイルドカード下位」といい、「プレーオフ出場順位」を7位、8位とする。上位を決定するにあたっては、「2025-26 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」第9条第3項の規定を準用する。
- (4) 本大会に優勝したクラブが2025-26 B 2 リーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなり、3位となったクラブが年間3位クラブとなる。

第3条〔大会方式〕

- (1) 本大会はトーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。
- (2) 準々決勝、準決勝、3位決定戦および決勝はそれぞれ2試合行い、終了した時点で1勝1敗となった場合は、3試合目を行い順位を決定する
- (3) 準々決勝および準決勝、3位決定戦、決勝の全ての試合を、「プレーオフ出場順位」の上位クラブのホームゲームとする。

第4条〔試合の主催等〕

試合は、すべて協会およびBリーグが主催し、ホームゲームとなるBクラブが主管する。このとき、主管するBクラブは主管権料としてBリーグへ100万円(税抜)/試合を支払うこととする。

第5条〔試合の日程および会場〕

- (1) 本大会の準々決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとし、準決勝は木曜日から月曜日の間で開催し、3位決定戦および決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとする。
- (2) 前項で開催される試合のうち1試合目と2試合目は連日同一会場で開催することとし、3試合目を行う場合は2試合目の翌日または翌々日開催とし、会場を変更して開催することとする。
- (3) 前項で規定する試合会場は、いずれもホームクラブの活動区域内の会場とし、これによらない場合は理事会での承認を得ることとする。
- (4) 本大会については、Bリーグ規約第48条第3項の規定の対象外とし、運営補償金の支払いをもってしても、本条第1項規定の曜日以外で試合を開催することはできないこととする。

第6条〔試合開始時間の間隔〕

本大会の準々決勝、準決勝、3位決定戦および決勝における試合開始時間の間隔は、次のとおりとする。

- ① 1試合目と2試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として19時間以上を設けることとする
- ② 2試合目と3試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として21時間以上を設けることとする。

第7条〔順位の決定および表彰〕

- (1) 本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2025-26 B2リーグの年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2025-26 B2リーグの年間準優勝クラブとする。

- (2) 本大会3位決定戦の勝者を本大会の3位および2025-26 B2リーグの年間3位クラブ、敗者を本大会の4位および2025-26 B2リーグの年間4位クラブとする。
- (3) 本大会準々決勝の敗者を、2025-26 B2リーグの年間5位から8位とする。
このとき、上位を決定するにあたっては、「プレーオフ出場順位」の上位クラブから順に5位から8位とする。
- (4) 第1項および第2項に規定するB2リーグの年間優勝クラブ、年間準優勝クラブおよび年間3位クラブについては、別途定める「表彰規程」により表彰する。

第8条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕

本大会において同時にプレーできる外国籍選手、アジア特別枠選手および帰化選手については、2025-26 B1・B2リーグ戦試合実施要項第7条3項および4項を準用する。

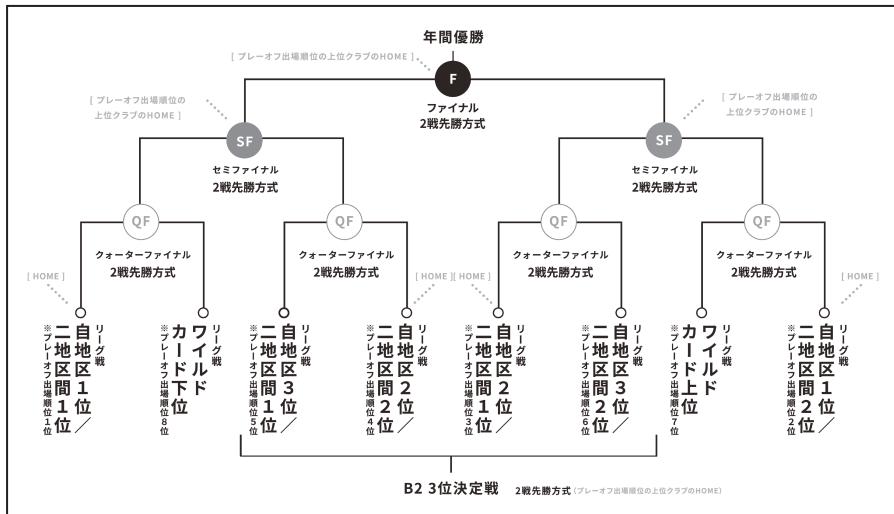
第9条〔遠征経費〕

本大会におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費の負担は、「旅費規程」の定めにかかわらず、準々決勝、準決勝、3位決定戦および決勝戦の各アウェークラブの2試合目までの費用を合算し、各ホームクラブにて均等割りすることとする。ただし、3試合目が発生した際のアウェークラブ分の費用については、当該対戦ホームクラブが負担することとし、2試合目までで終了した際にアウェークラブへ発生するキャンセル料については、2試合目までの費用と合わせて合算することとする。なお、いずれも交通費・宿泊費の上限額は「旅費規程」を準用する。

第10条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【四】



[改 定]

2017年7月12日 2021年8月10日 2025年7月8日
2018年10月9日 2022年8月17日
2019年7月9日 2023年9月1日
2020年7月14日 2024年8月22日

旅 費 規 程

第1条〔目的〕

本規程は、Bリーグ規約第74条に基づき、選手、チームスタッフおよび審判員等の交通費・宿泊費について定める。

第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

- (1) 公式試合におけるB1リーグに所属するチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
- ① 人員数は18名（役員およびチームスタッフ6名、選手12名）を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする
ただし、
 - イ. 在来線による場合は普通車の特急または寝台とする
 - ロ. 本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。以下同じ）の本庁舎から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める
 - ハ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認める
 - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金15,000円（税込）以下とする
ただし、
 - イ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満のときを除く
 - ロ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊分の宿泊を認める
- (2) 公式試合におけるB2リーグに所属するチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
- ① 人員数は18名（役員およびチームスタッフ6名、選手12名）を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする
ただし、
 - イ. 在来線による場合は普通車の特急またはB寝台とする
 - ロ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める
 - ハ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認める
 - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金12,000円（税込）以下とする
ただし、

イ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満のときは除く
ロ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の一泊分の宿泊を認める

(3) 前2項の交通費・宿泊費の負担は、次の各号のとおりとする。

- ① Bリーグ規約第48条第2項にて定められた日にホームクラブの活動区域内で試合が開催される場合は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するBクラブが負担する
 - ② ホームクラブの責に帰すべき事由により、前号以外の場所で試合が開催される場合であり、かつ、そのことにより、ホームクラブのホームアリーナで試合が開催される場合と比べて、交通費の実費額が増加した場合は、その増加分をホームクラブが負担する。
 - ③ 前2号のいずれの事由にもよらない場合は、理事会にてその負担先を決定する。ただし、規約第48条第3項に該当する場合は、同項の定めに従う。
- (4) 前項の規定にかかわらず、第1項から第3項に基づき計算した各チームの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場合、Bリーグは理事会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

第3条 [審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費]

(1) 公式試合（ただし、B2リーグ戦およびB2プレーオフを除く）の審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

- ① 宿泊費は、試合前の1泊分として金15,000円（税込）以下とする
ただし、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が200km未満のときは除く。また、特別の事情があるときは後泊も認める
- ② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復2,000円（税込）を超えない場合、一律金2,000円（税込）とする

ロ. 往復2,000円（税込）を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、直線距離が100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のB寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。また、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認めないが、不可避の場合はこの限りではない。

(2) B2リーグ戦およびB2プレーオフの審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

- ① 宿泊費は、試合前の1泊分として金12,000円（税込）以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が200km未満のときは除く。また、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復2,000円(税込)を超えない場合、一律金2,000円(税込)とする

ロ. 往復2,000円(税込)を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、直線距離が100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のB寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。また、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が500km以上の場合は、航空機の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(3) Bリーグ規約第4章第4節における非公式有料試合の審判員の交通費・宿泊費は、前2項に定める基準により、主管者が支給する。

第4条 [ヘッドコーチ・コーチ等の行事参加]

((1) B1クラブのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ等が、Bリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする。なお、本拠地の本庁舎からの直線距離が500km以上の場合は、航空機の利用を認める。

② 宿泊費は、1泊につき金15,000円(税込)以下とする

(2) B2クラブのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ等が、Bリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする。なお、本拠地の本庁舎からの直線距離が500km以上の場合は、航空機の利用を認めることができる。

② 宿泊費は、1泊につき金12,000円(税込)以下とする

第5条 [選手の行事参加]

選手が、Bリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第2条第1項または第2項に定める基準により、Bリーグが支給する。

第6条 [団体割引等の適用]

第2条から前条までを適用するにあたって、交通費について団体割引及び往復

割引の適用が可能である場合には、それらを適用して交通費を算出するものとする。

第7条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する。

第8条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施　行〕

本規程は、2015年12月2日から施行する。

〔改　定〕

2016年7月13日

2017年7月12日

2019年7月9日

ユニフォーム要項

第1条〔趣 旨〕

本要項は、Bリーグ規約第43条第3項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

本要項においてユニフォームとは、シャツ、パンツ、ウォームアップスーツ、セカンドリーシャツ、アンダーガーメント、ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類、マウスピースおよびソックス等選手が身につけるものをいう。

第3条〔ユニフォームの事前承認〕

Bクラブは、使用するユニフォームに関し、Bリーグの承認を得なければならぬ。

第4条〔使用義務〕

Bクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に準じたユニフォームを使用させなければならない。

第5条〔ユニフォーム色〕

- (1) Bクラブは濃色および淡色のユニフォームをそれぞれ用意することとする。
- (2) 原則としてホームクラブが濃色のユニフォームを着用することとし、アウェークラブはユニフォーム使用計画に定めるユニフォームを着用することとする。

第6条〔クラブロゴ〕

Bクラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンドリーシャツには次の各号のとおりクラブロゴのうちプライマリーロゴまたはBリーグが認めるこれに準ずるものをつけなければならない。

- ① シャツは前面胸上部とし、ウォームアップスーツおよびセカンドリーシャツについては前面左胸部に付けるものとする。
- ② 面積はロゴ1つに対して50cm²以上とする。
- ③ 2つ以上のクラブロゴを付ける場合は、協会のユニフォーム規則に準拠することとし、サイズや数量は規定しない。

第7条〔選手番号〕

選手番号は事前にBリーグに登録しなければならず、シーズン途中の変更は認

めないものとする。

第8条 [指定ロゴ等]

- (1) Bクラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンドリーシャツの右胸部には、Bリーグが大会に応じて指定する「Bリーグロゴ」を1点付けなければならない。
- (2) 前項の定めに関わらず、Bリーグ年間優勝クラブは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するロゴに代えて、Bリーグ指定の「Bリーグチャンピオンロゴ」をつけなければならない。

第9条 [メーカー名の表示]

Bクラブは、ユニフォームのメーカー（以下単に「メーカー」という。）の名称またはロゴを表示することができる。ただし、その表示場所およびサイズは、以下のとおりとする。

- ① シャツ：胸に1か所表示し、サイズは20cm以下とする
- ② パンツ：1か所表示し、サイズは20cm以下とする
- ③ ウォームアップスーツ上着：胸に1か所表示し、サイズは20cm以下とする
- ④ ウォームアップスーツパンツに1か所表示し、サイズは20cm以下とする
- ⑤ セカンドリーシャツ：胸に1か所表示し、サイズは20cm以下とする

第10条 [広告の表示]

- (1) Bクラブは、ユニフォームにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」（別紙）によりBリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項に基づく広告は、以下のとおりとする。
 - ① シャツ前面左胸部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは50cm以下とする
 - ② シャツ前面下部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは300cm以下とする
 - ③ シャツ背面上部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは200cm以下とする
 - ④ シャツ背面下部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは200cm以下とする
 - ⑤ パンツ前面大腿部上部右側：1か所表示でき、サイズは125cm以下の中に、複数社表示可とする。
 - ⑥ パンツ前面大腿部下部：左右に各1か所表示でき、各サイズ250cm以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。
 - ⑦ パンツ背面大腿部：左右に各1か所表示でき、各サイズ250cm以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。
 - ⑧ ウォームアップスーツ上着腹部：2か所表示でき、各1社に限る。サイズ

- は各200cm²以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを400cm²以下、または4か所各1社表示とし、サイズを各100cm²以下とすることができる。
- ⑨ ウオームアップスーツ上着袖部：左右各1か所表示でき、各1社に限る。サイズは各50cm²以下とする。
- ⑩ ウオームアップスーツ上着背面：4か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm²以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを800cm²以下、または2か所各1社表示とし、サイズを各400cm²以下とすることができる。
- ⑪ ウオームアップスーツパンツ前面大腿部：左右各2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各80cm²以下とする。
- ⑫ ウオームアップスーツパンツ背面大腿部：左右各2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各80cm²以下とする。
- ⑬ セカンダリーシャツ腹部：2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm²以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを400cm²以下とすることができる。
- ⑭ セカンダリーシャツ袖部：左右各1か所表示でき、各1社に限る。サイズは各50cm²以下とする。
- ⑮ セカンダリーシャツ背面：4か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm²以下とする。ただし、1か所1社表示とし、サイズを800cm²以下、または2か所各1社表示とし、サイズを各400cm²以下とすることができる。
- (3) ユニフォームに協会またはBリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。
- (4) 本条第2項第8号から第15号の各規定は、B2クラブにおいては適用外とし、表示数や社数ならびにそのサイズについてはクラブの裁量にて表示できるものとする

第11条 [選手名の表示]

- (1) シャツには、選手名を苗字で表示することができる。
- (2) 前項の表示をする場所および文字の種類は、次のとおりとする。
- ① 場所：シャツ背中の選手番号上部または下部とする
- ② 文字の種類：アルファベットで表記する
- (3) 選手名の表示を苗字以外にて行うことを希望する場合は、事前に実行委員会に申請し、承認を得なければならない。

第12条 [その他表示できるもの]

- (1) シャツには、優勝回数に相当する個数の星印を1か所に表示することができる。

- (2) クラブロゴまたはクラブ名等広告に類しないマークを、選手番号の下辺中央部に1か所に入れることができる。ただし、高さは4cm以下とする。

第13条 [記念ユニフォーム等]

Bクラブは、「『ユニフォーム使用計画』とは異なるユニフォームの着用申請」によりBリーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なるユニフォーム（記念ユニフォーム等）を使用することができる。当該記念ユニフォーム等は、協会の競技規則およびユニフォーム規則の定めにかかわらず、別途理事会が定める「3rdユニフォームレギュレーション」が規定する色の使用を許容することとするが、その他選手番号等の一切は本要項に従つたものに限る。

第14条 [アンダーガーメント]

シャツおよびパンツからはみ出してしまう上半身および下半身用のアンダーガーメント（パワー・サポーター、パワー・スリーブおよびパワー・タイツ等）の着用については以下のとおりとする。なお、シャツの下にTシャツ等を着用することは、認められない。

- ① 上半身および腕用のアンダーガーメント：着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に問わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ② 下半身用のアンダーガーメント：着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に問わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ③ ソックス様およびストッキング様のもの：ひざ頭にかかるものも着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に問わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ④ 前各号のアンダーガーメントにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、ウェア1着に対して1社に限り、サイズは20cm以下とする。

第15条 [ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類]

- (1) バンド類を着用する場合の色や素材、形態については、協会の競技規則を準用する。
- (2) バンド類にスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、バンド類1個に対して1社に限り、サイズは20cm以下とする。

第16条 [マウスピース]

- (1) マウスピースを着用する場合の色や素材、形態については、協会の競技規則

を準用する。

- (2) マウスピースにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、1個に対して1社に限り、サイズは5cm²以下とする。

第17条 [ソックス]

- (1) ソックスの色や形態については、協会のユニフォーム規則を準用する。ただし、シューズから見えない状態であっても、これを許容する。
- (2) ソックスにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、半足1個に対してサイズは30cm²以下とする。

第18条 [協会の規則の準用]

本規程に定めのない事項については、協会の競技規則およびユニフォーム規則を準用する。

第19条 [改 正]

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制 定〕

2016年6月1日

〔改 定〕

2016年7月13日

2017年7月12日

2017年10月4日

2018年7月10日

2019年6月18日

2020年7月14日

2021年7月13日

2022年8月17日

2025年8月19日

主管権譲渡規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、「Bリーグ規約」第39条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

第2条〔主管権の譲渡〕

- (1) Bクラブは、理事会の事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県バスケットボール協会に対し譲渡することができる。
- (2) 主管権譲渡の対象となった試合（以下「譲渡試合」という）の運営に関する一切の費用（協会納付金等を含む）は、主管権の譲渡を受けた都道府県バスケットボール協会が負担する。
- (3) Bクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Bリーグ規約」に定めるBクラブの義務を免れるものではない。

第3条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県バスケットボール協会は、理事会の事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

第4条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

- ① 主管権を譲渡しようとするBクラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の3か月前までに、主管権を譲渡する都道府県バスケットボール協会との連名にて、Bリーグに対し所定の申請書（様式1）により申請する
- ② Bリーグは、申請を受理した後14日以内に、承認の可否を、申請元のBクラブに通知する

第5条〔譲渡金および純益の配分〕

本規程に基づくB1の主管権の譲渡の対価は、金200万円/試合（税抜）以上とし、B2の主管権の譲渡の対価は、金100万円/試合（税抜）以上とする。

第6条〔公衆送信権および送信可能化権〕

譲渡試合の公衆送信権および送信可能化権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信または送信可能化を行う権利を含む）は、すべてBリーグに帰属する。

第7条〔試合の運営〕

譲渡試合の運営については、「Bリーグ規約」および各「試合実施要項」の定めるところによる。

第8条〔改正〕

本規定の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施行〕

本規程は、2015年12月2日から施行する。

〔制定〕

2015年12月2日

2021年7月13日

令和 年 月 日

公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チエアマン 島田 慎二 殿

甲 [譲渡するBクラブ] (住所)
(名称)
(代表者)
(印)

乙 [譲受ける都道府県] (住所)
(名称)
バスケットボール協会] (代表者)
(印)

主管権譲渡承認申請書〔様式1〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Bリーグ規約」第39条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

1	譲渡試合	①日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Bリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Bリーグ規約第68条の必要経費を負担する。
		②その他	(1) ゲームディレクターならびに審判員の旅費等はBリーグが負担する。 (2) 試合使用球2個は甲が準備する。 (3) 記録関連機材スタッフは甲が配置する。
4	入場料および入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からBリーグに報告する。
		③招待券	乙は、Bリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてBリーグに提供する。
		④協会納付金	乙は、協会納付金を、甲を経由して協会に納付する。

	⑤事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を経由してBリーグの承認を得る。						
5	公衆送信権および送信可能化権	公衆送信権および送信可能化権はBリーグに帰属する。						
6	ポスター等	ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。						
7	広告掲載等	乙は、アリーナに提出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等について、事前に甲を経由してBリーグの承認を得る。						
8	譲渡の対価	<table border="1"> <tr> <td>①金額</td> <td>主管権譲渡の対価は金_____円（税抜）とする。</td> </tr> <tr> <td>②支払時期</td> <td>乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。</td> </tr> <tr> <td>③支払方法</td> <td>Bリーグの指定する方法による。</td> </tr> </table>	①金額	主管権譲渡の対価は金_____円（税抜）とする。	②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。	③支払方法	Bリーグの指定する方法による。
①金額	主管権譲渡の対価は金_____円（税抜）とする。							
②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。							
③支払方法	Bリーグの指定する方法による。							
9	後援または協力 (団体名)	<table border="1"> <tr> <td>①後援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②協力</td> <td></td> </tr> </table>	①後援		②協力			
①後援								
②協力								
10	収支報告	乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して30日以内に、甲を経由してBリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。						
11	協議	本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Bリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびBリーグが誠意をもって協議の上決定する。						

以上

〔注〕：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

承認書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

令和 年 月 日

公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チエアマン 島田 慎二 (印)

承認番号	令和 年・第 号
------	----------

選手契約および登録に関する規程

第1章 選手契約

第1節 総 則

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）の会員たるクラブ（以下「Bクラブ」という）およびその選手の契約と登録等に関する事項について定める。

第2条〔契約区分〕

選手の契約区分は次の各号のとおりとする

- ①アマチュア選手
- ②プロ選手

第3条〔アマチュア選手〕

アマチュア選手とは、その所属クラブとの書面または電磁的記録による誓約を有しており、報酬または利益を目的とすることなくプレーする者をいい、交通費、宿泊費および保険料等の実費ならびに手当（備品手当、食事手当、その他Bクラブが必要と判断し、かつBリーグが合理的と認める手当をいう）以外を受理してはならない。また、各手当の金額は当該経費として常識的な水準でなければならず、ひと月当たりの全手当の総額は10万円（一切の税金を含む）を超過してはならない。

第4条〔プロ選手〕

プロ選手とは、その所属クラブとの書面または電磁的記録による契約を有しており、当該選手のバスケットボール選手としての活動の対価として、当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。ただし、ここでの「バスケットボール選手としての活動」とは、プレーヤーとして試合に出場し、そのためにトレーニングを行い、付随して広報活動、ファンサービス、社会貢献活動を行うものを指す。

第5条〔新人選手〕

新人選手とは、外国籍選手（公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協

会」という) の基本規程第99条に定めるものをいう。以下同じ) に該当せず、かつ国内リーグ (NBL、bjリーグ、NBDL、B3) および海外リーグ (NBA Summer League 含む) の在籍経験がなく、当該シーズンに初めてBリーグにリーグ登録された選手をいう。

なお、上記に基づき新人選手として扱われるシーズンにおいて、当該シーズン3月31日時点で22歳以下の選手は、B1およびB2リーグ戦の1シーズンの出場試合数が当該選手の所属するチームの行った試合の半分以下の場合、当該シーズンの翌シーズンも新人選手として扱うものとし、以後も同様とする。但し、当該選手が、インジュアリーリストに登録されていた期間を除き、1シーズンのすべてにわたってリーグ選手登録された場合は、当該シーズンまで新人選手として扱うものとし、翌シーズン以後は新人選手として扱わないものとする。

第6条 [アマチュア選手誓約]

アマチュア選手は、所属クラブに対し、Bリーグが定めるアマチュア選手誓約書またはそれに準ずる書面に署名 (電磁的方法によるものを含む) し提出することとする。なお、当該クラブは本書のほか、当該選手との間で諸手当について確認した書式の写しすべてをBリーグに提出しなければならない。

第7条 [プロ選手契約]

プロ選手は、所属クラブとの間に、協会が定める選手統一契約書を締結することとする。なお、当該クラブは選手統一契約書のほか、当該選手と締結したすべての契約書の写しをBリーグに提出しなければならない。

第8条 [プロ選手契約の原則]

プロ選手及び当該選手と契約を締結するBクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

- ① 契約は尊重されなければならない
- ② 契約は正当事由がある場合には、解除することができる
- ③ 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。
- ④ 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対して、懲罰を科すことができるものとする。

第9条 [契約年数]

- (1) 契約の最長期間は4年間とし、最短期間は原則として当該契約の効力発生日から、シーズン終了時までとする。なお、ここでシーズン終了時とは、6月末日をさす。ただし、外国籍選手、帰化選手、他連盟に選手登録している特別指

定選手、ユース育成特別枠選手およびアジア特別枠選手における最短期間はこれによらない。なお、帰化選手とは第31条第1項に定めるものをいい、また、特別指定選手、ユース育成特別枠選手およびアジア特別枠選手とはそれぞれ第2章第2節、第2章第4節および第2章第5節に基づきそれぞれ認定された選手を意味し、以下同様とする。

- (2) 前項にかかわらず、U22枠選手（第2章第3節に基づき認定された選手を意味する。以下同じ）の契約の最長期間および最短期間は次の各号のとおりとする。なお、ここでシーズン終了時とは、6月末日をさす。
- ① 前シーズン4月1日時点で満18歳の選手：最長期間は当該契約の効力発生日が属するシーズンから起算して4シーズン後のシーズン終了時までとする。また、最短期間は当該契約の効力発生日が属するシーズンから起算して3シーズン後のシーズン終了時までとする。
- ② 前シーズン4月1日時点で満19歳の選手：最長期間および最短期間いずれも当該契約の効力発生日が属するシーズンから起算して3シーズン後のシーズン終了時までとする。

第10条〔選手の報酬等〕

- (1) Bクラブは、プロ契約選手に対し、第7条に基づきBリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- (2) Bクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。
- (3) B1、B2クラブの基本選手年俸については、以下のとおりとする
- ① B1：最低年俸は300万円（税抜）、新人選手のみ上限460万円（税抜）とする。
- ② B2：最低年俸は240万円（税抜）、新人選手のみ上限460万円（税抜）とする。
- (4) 前項にかかわらず、U22枠選手の基本選手年俸については、最低年俸は300万円（税抜）とし、460万円（税抜）を上限とする。
- (5) 当該シーズン9月1日以降に契約期間が開始される場合の基本選手年俸については、以下のとおりとする。
- ① B1：最低年俸は月額25万円（税抜）に対して契約期間の月数を乗じた額を採用する。ただし、日割り計算は行わず、1日でも期間に含む月はこれを1カ月分として採用する。
- ② B2：最低年俸は月額20万円（税抜）に対して契約期間の月数を乗じた額を採用する。ただし、日割り計算は行わず、1日でも期間に含む月はこれを1カ月分として採用する。

- ③ 新人選手の最高報酬額：B 1 B 2 ともに新人選手の上限は38.3万円（税抜）に対して契約期間の月数を乗じた額を採用する。ただし、日割り計算は行わず、1日でも期間に含む月はこれを1カ月分として採用する。
- ④ U22枠選手：前各号にかかわらず、B 1 B 2 ともにU22枠選手の最低年俸は月額25万円（税抜）に対して契約期間の月数を乗じた額を採用する。ただし、日割り計算は行わず、1日でも期間に含む月はこれを1カ月分として採用する。
- (6) 新人選手のインセンティブ給については、以下のとおりとする。
- ① クラブが支払うことのできるインセンティブ給は、出場給（公式戦に出場した場合に、1試合ごとに支払われる報酬）と勝利給（公式戦において所属クラブが勝利した場合に、1試合ごとに支払われる報酬）のみとする。
- ② 出場給の上限は5万円（税抜）/試合とし、勝利給の上限は8万円（税抜）/試合とする。
- (7) 新人選手において、複数年の契約を締結した場合の基本年俸については、前4項の上限額が契約期間中適用されるものとする。ただし、2026-27シーズン以降を含む複数年契約を、当該2026-27シーズン以降B. PREMIERに所属するクラブが締結した場合、2026-27シーズン以降の最低年俸は800万円（税抜）とし、特定新人選手選択会議（ドラフト）規程に従い当該選手が該当する1巡目指名の年俸を上限額とする。なお、インセンティブ給については前項のとおりとする。
- (8) Bクラブは、U22枠選手に対し、インセンティブ給を支払ってはならない。

第2節 契約更新

第11条〔契約更新通知期限〕

Bクラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思およびその契約条件を、シーズン終了の7日後までに書面により通知しなければならない。当該期日までに契約更新通知がなかった場合、当該Bクラブに契約更新の意思が無いものとみなし、当該Bクラブは当該選手を直ちに自由交渉選手リストへ登録しなければならない。なお、ここでいうシーズン終了日とは、当該BクラブのBリーグ公式戦（チャンピオンシップおよびプレーオフを含む）終了日をさす。ただし、Basketball Champions League Asiaへ出場するBクラブのシーズン終了日は、当該大会での最後の試合日をさすこととし、シーズン終了の3日後までに書面により通知することとする。

第12条〔自由交渉選手リスト〕

- (1) Bクラブおよび所属選手に下記のいずれかの事由が発生した場合、Bクラブは所属選手を自由交渉選手リストへ公示する。

- ① 所属元クラブによる当該選手への契約更新の意思がない場合
 - ② 所属元クラブと当該選手との契約交渉が決裂し、契約更新がなされないことが確定した場合
 - ③ 所属元クラブと当該選手との現行契約の契約期間が満了した場合
 - ④ 所属元クラブと当該選手との現行契約が合意解約または解除により終了した場合
- (2) 前項各号の規定にかかわらず、所属選手が所属元クラブとの契約終了後に移籍する移籍先との間において、すでに契約の合意および締結がなされている場合は、自由交渉選手リストへの公示は行われない。
- (3) いかなるクラブも、所属元クラブへの通知なくして、自由交渉選手リストに掲載された選手と契約交渉および契約締結できるものとする。

第13条〔契約交渉期限〕

Bクラブは、契約更新通知後すみやかに選手との交渉の場を設定し、契約更新通知期限から2週間後に設定される契約交渉期限までに、新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。契約交渉期限までに更新通知に対する選手からの回答がなかった場合、選手は契約更新を承諾したものとみなされる。

第14条〔選手契約の締結〕

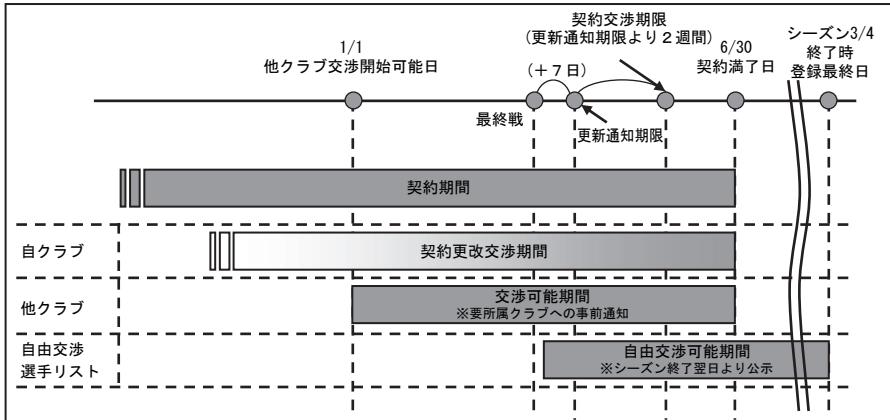
Bクラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、Bクラブは、締結したすべての契約書の写しをBリーグに提出しなければならない。

第15条〔自由交渉選手リストへの登録〕

- (1) 契約交渉期限までにBクラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、Bクラブは、ただちに当該選手を自由交渉選手リストに登録しなければならない。ただし、当該選手と所属元クラブとの契約期間後において、当該選手が移籍先クラブとの契約を当該時点で合意または決定している場合は、この限りではない。
- (2) 契約交渉期限までに契約更新の最終合意に至らなかった場合でも、選手とBクラブの合意があれば、自由交渉選手リストへの申請を延期することができる。ただし、申請を延期できる期日は、現行契約の満了日までとする。
- (3) 自由交渉選手リストへの登録申請は「自由交渉選手リスト公示申請書」により行う。
- (4) 自由交渉選手リストに登録された選手は、所属元クラブへの通知なくして、自由に他クラブと契約交渉および契約締結することができる。
- (5) 自由交渉選手リストに登録された選手がいずれかのBクラブと契約を締結し

た場合、当該Bクラブは当該選手を自由交渉選手リストから抹消するための申請を「自由交渉選手リスト抹消申請書」により行うものとする。

- (6) 自由交渉選手リストに登録された選手が自由交渉選手リストからの抹消を希望した場合、所属元クラブは当該選手を自由交渉選手リストから抹消するための申請を行うものとする。



第3節 移籍

第16条 [移籍の手続き]

- (1) 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元クラブから登録抹消され、移籍先クラブが登録申請をし、協会の承認を得なければならない。
 - (2) 前項により移籍元クラブが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元クラブの承諾に変わらざる決定をなすことができる。

第17条 [アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合]

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に關し対価を請求することができない。

第18条 [アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合]

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

第19条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕

プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図するクラブは、下記のとおりとする。

- ① 契約期間満了後の移籍の場合、移籍先クラブは、当該選手およびその代理人による交渉意向の有無を問わず、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点での在籍するクラブに通知しなければならない。但し、当該プロ選手が自由交渉選手リストに登録されている場合を除く。なお、移籍先クラブは、当該プロ選手がその時点のクラブとの契約が満了したか、または満了前6ヶ月間に限り、該当プロ選手と契約交渉および契約締結をすることができるものとする。
- ② プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍に伴う補償について合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。この場合の補償については、クラブ間での交渉により決定される。

第19条の2〔U22枠選手に係る移籍〕

前条の規定にかかわらず、U22枠選手に係る移籍交渉については以下の各号のとおりとする。

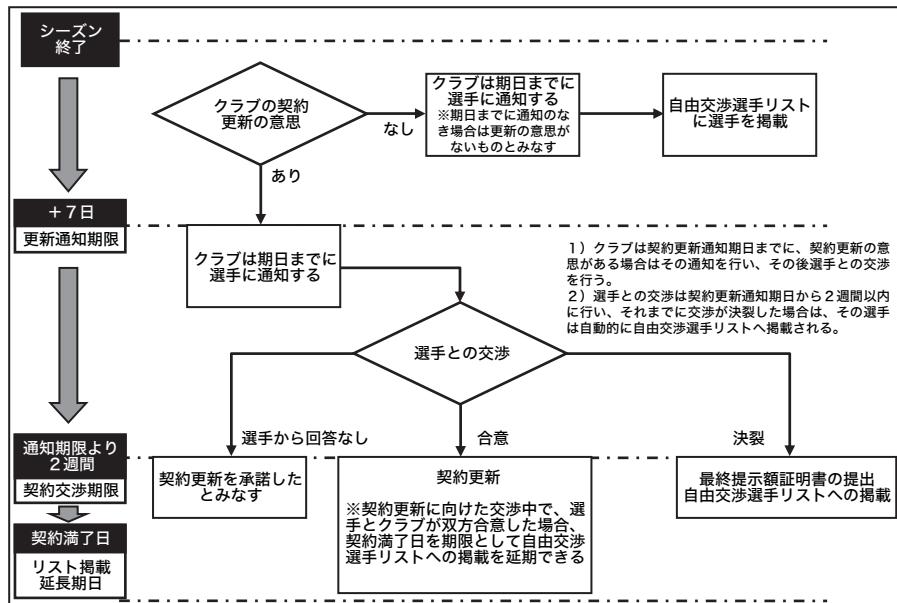
- ① いかなるクラブも、U22枠選手の所属元クラブとの契約最終年満了6ヶ月前から3ヶ月前までは、所属元クラブへの事前通知および所属元クラブの合意なくして、当該選手と移籍交渉はできない。
- ② いかなるクラブも、U22枠選手の所属元クラブとの契約最終年満了3ヶ月前以降は、所属元クラブへの事前通知により、当該選手と移籍交渉ができる。

第20条〔プロ選手の期限付移籍〕

- (1) プロ選手は、選手と関連するクラブとの間の書面または電磁的記録による合意により他のクラブに期限付移籍ができると、その場合移籍先クラブ、移籍元クラブ、該当選手とは、三者間契約を締結するものとする。なお、併せて該当選手と移籍先クラブは所定の期限付移籍契約書を締結する。
- (2) 期限付移籍に際して、移籍元クラブおよび選手自身の書面による同意なしに、移籍先クラブは選手を第三のクラブに移籍させる権利を有しない。
- (3) 期限付移籍の移籍期間は、最短1ヶ月から最長移籍元クラブと当該選手との原契約満了日までとする。
- (4) 移籍元クラブは、移籍先クラブへ補償金を請求することができ、その金額は移籍元クラブと移籍先クラブとの交渉によって決定される。
- (5) いずれの時点においても、期限付移籍によりクラブが受け入れる選手は2名を超えてはならず、期限付移籍により他クラブに移籍させる選手は2名を超

てはならない。

(6) U22枠選手が期限付移籍をする場合、移籍先クラブではU22枠選手、および特別指定選手として登録することはできない。



第4節 支度金

第21条〔目的〕

本節は、Bクラブが新規採用した選手および移籍した選手に対して支払うことができる、支度金の上限額について定める。

第22条〔支度金支給上限額〕

支度金支給上限額は、下図のとおりとする。なお、いずれの金額も消費税を含むものとする。

(単位：万円)

費用/支払対象	独身者	妻帯者(配偶者のみ)	妻帯者(同居扶養家族有)
住居費	80(1DK)	100(2DK)	150(3LDK)
子ども用品等	0	0	50
家具等	電化製品	100	
	その他の家具等	100	
自動車		100	

合計	380	400	500
----	-----	-----	-----

第23条 [支給時期]

支度金を支払う場合は、次の各号のとおりとする。

- ① 初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。
- ② 移籍によりプロ契約選手を新たに獲得するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

第24条 [支払対象区分]

支度金の支払対象は、次の各号のとおりとする。

- ① 独身者
- ② 妻帯者（配偶者のみ）
- ③ 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合

第25条 [支度金該当費目]

支度金の該当費目は、次の各号のとおりとする。

- ① 住居費
- ② 家具等
- ③ 子供用品等
- ④ 自動車

第26条 [その他]

Bクラブは、新規採用した選手および移籍により獲得した選手に対し、支度金のほか、引越し費用および引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

第2章 選手登録

第1節 選手登録

第27条 [選手登録]

- (1) Bクラブは、協会の基本規程第104条[選手登録の手続き]の定めるところにより、契約したすべての選手を協会へ選手登録しなければならない。
- (2) Bクラブは、契約したすべての選手を所定の方法でリーグ登録しなければならない。
- (3) 協会に登録し、リーグ登録が完了した選手に限り公式試合に出場することが

でき、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。

第28条〔再登録の禁止〕

選手は、原則同一シーズン内で2回以上同一クラブへのリーグ登録ができない。ただし、NBA、NBA GリーグまたはNBAサマーリーグへの出場のために登録を抹消し、当該リーグの球団に所属した後に、同一Bクラブにて再度登録を行う場合は除く。

第29条〔登録区分〕

- (1) 協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。
 - ① アマチュア選手
 - ② プロ選手
- (2) 選手は、前項に従いプロ選手またはアマチュア選手のいずれかとして協会に登録しなければならない。なお、登録した選手は、協会およびBリーグの諸規則に従う。

第30条〔登録人数〕

- (1) クラブの選手登録人数は、次の各号の要件を満たすものとする。
 - ① B1クラブのアマチュア選手は2名以内とする。
 - ② B2クラブのプロ選手は5名以上とする。
- (2) クラブの選手登録人数は、B1およびB2クラブいずれも10名から13名とする。
- (3) 前第1項第1号の規定にかかわらず、特別指定選手およびユース育成特別枠選手においてはアマチュア選手の登録上限数を適用しない。

第31条〔外国籍選手と帰化選手〕

- (1) Bクラブがリーグ登録できる外国籍選手数は、1クラブ合計3名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ。）については、外国籍選手と別途1クラブ1名以内とし、アジア特別枠選手と帰化選手を同時に1クラブ合計2名以上登録することはできない。
- (2) リーグ登録完了後に適法に帰化が許可された外国籍選手は、所定の手続きにより帰化選手として登録しなければならない。ただし、当該クラブに別途アジア特別枠選手または帰化選手が登録されている場合、当該選手は当該シーズンにおいて外国籍選手と同様に取り扱う。
- (3) アジア特別枠選手の登録に関する事項は第2節規定のとおりとする。
- (4) Bクラブがリーグ登録した外国籍選手が、FIBAによる代表戦活動期間において自国の代表選手もしくは代表候補選手として召集され、当該活動によりBク

ラブでの活動から離脱する場合、当該活動のための日本出国日または代表活動合流日から離脱する選手の最終代表活動日の翌日から7日後までの間、当該選手数と同数（ただし最大2名とする）の外国籍選手を追加登録することができる。

- (5) 前項の規定に基づく新たな外国籍選手のBリーグ登録については、Bリーグ規約第93条各項の規定に従うこととする。なお、このとき前条第2項の規定は適用しない。

第32条 [インジュアリーリスト]

- (1) シーズン中に外傷・障害の診断を受けた選手は、同時に2名までインジュアリーリストに登録することができ、インジュアリーリスト登録期間中は、登録人数に応じた選手数の新規リーグ登録をすることができる。ただし、選手の登録期間が経過した後は、インジュアリーリストへ選手を登録しても、新規リーグ登録はできない。
- (2) インジュアリーリストに登録する場合は、インジュアリーリスト登録申請書と医師の診断書をリーグへ提出することで、当該選手との契約を保持したまま、一時的にリーグ登録を抹消することができる。
- (3) インジュアリーリストに登録された選手は、当該登録から30日間は再びリーグ登録することができない。
- (4) インジュアリーリストを抹消し、当該選手を再びリーグ登録する場合は、インジュアリーリスト抹消申請書をリーグへ提出することとする。
- (5) インジュアリーリストへ登録された選手は、前項の手続きにより登録期間最終日以降も再びリーグ登録することができる。
- (6) インジュアリーリストへ登録された選手が、所属クラブとの契約を満了するか、契約解除に至った場合、契約期間の終了をもってリーグは当該選手をインジュアリーリストより抹消する。ただし、期限付移籍によって当該選手が移籍した場合は、リーグは所属元クラブを移籍先クラブへ変更するものの、当該選手はインジュアリーリストへ残存し、前第3項のリーグ再登録までの期間も有效地に扱う。
- (7) インジュアリーリストへ同時に2名登録しているクラブは、当該登録期間中、インジュアリーリストへ登録された選手を新たに期限付移籍により獲得することはできない。

第2節 特別指定選手制度

第33条 [特別指定選手の目的]

満22歳以下のバスケットボール選手を対象に、連盟の垣根を越えて、個人の能

力に応じた環境を提供することを目的とする。

第34条 [特別指定選手の対象]

Bリーグは、Bクラブからの申請に基づき、前シーズン4月1日時点で満22歳の誕生日を迎えていない選手であって、かつ、第35条の条件を満たす選手を特別指定選手として認定する。

第35条 [特別指定選手の条件]

特別指定選手は次の各号の条件を満たすものとする。

- ① 日本国籍を有すること
- ② 外国籍選手ではないこと
- ③ 健康であることを証明されていること

第36条 [特別指定選手の登録人数]

Bクラブは、第30条に規定した登録数に加え、シーズン中に特別指定選手を2名までBリーグ登録することができる。このとき、当該選手が他連盟に選手登録している場合、所属チームへ登録したまま、Bリーグの公式試合に出場することができる。

第37条 [特別指定選手の契約区分]

特別指定選手の契約区分は次の各号のとおりとする。

- ① 他連盟に選手登録している選手との契約は、アマチュア契約のみとする。
この場合、クラブは所属元と選手（未成年の場合は保護者同伴）の三者合意を得て、所定の申請書をリーグへ提出する。
- ② いずれの連盟にも登録していない選手との契約は、アマチュア契約またはプロ契約のいずれも可とする。この場合は、クラブは選手（未成年の場合は保護者同伴）の合意を得て、所定の申請書をリーグへ提出する。

第3節 U22枠選手制度

第38条 [U22枠選手の目的]

ユース出身選手の特別枠により、育成組織からの選手輩出を促進するとともに若手の選手強化のさらなる向上を目的とする。

第39条 [U22枠選手の対象]

Bリーグは、Bクラブからの申請に基づき、次の各号のいずれかの選手であって、かつ、第40条の条件を満たす選手をU22枠選手として認定する。

- ① 前シーズン4月1日時点で満18歳の選手
- ② 前シーズン4月1日時点で満19歳の選手

第40条 [U22枠選手の条件]

U22枠選手は次の各号の条件を満たすものとする。

- ① 申請を行うBクラブのユースチームへ有効に登録された期間が申請時点での累積3カ月以上であること
- ② 日本国籍を有すること
- ③ 外国籍選手ではないこと
- ④ 健康であることを証明されていること
- ⑤ 高校在学中でないこと

第41条 [U22枠選手の登録人数]

- (1) Bクラブは、第30条に規定した登録数に加え、シーズン中にU22枠選手を2名までBリーグ登録することができる。
- (2) U22枠選手が期限付移籍をした場合、当該期限付移籍の期間においても、当該期限付移籍選手の数は前項の登録可能人数に含まれるものとする。

第42条 [U22枠選手の契約区分]

U22枠選手の契約区分はプロ契約のみとし、クラブは選手の合意を得て、所定の申請書をリーグへ提出する。

第4節 ユース育成特別枠選手制度

第43条 [ユース育成特別枠選手の目的]

Bユースの価値向上と、Bユースにおける育成強化の促進を目的とする。

第44条 [ユース育成特別枠選手の対象]

Bリーグは、Bクラブからの申請に基づき、前シーズン4月1日時点で満18歳の誕生日を迎えていない選手であって、かつ、第45条の条件を満たす選手をユース育成特別枠選手として認定する。

第45条 [ユース育成特別枠選手の条件]

ユース育成特別枠選手は次の各号の条件を満たすものとする。

- ① 申請を行うBクラブのユースチームへ有効に登録中であり、当該登録期間が申請時点での累積3カ月以上であること
- ② 日本国籍を有すること

- ③ 外国籍選手ではないこと
- ④ 健康であることを証明されていること

第46条 [ユース育成特別枠選手の登録人数]

- (1) Bクラブは、第30条に規定した登録数に加え、シーズン中にユース育成特別枠選手を2名までBリーグ登録することができる。このとき、当該選手がユースチームとして他連盟に選手登録している場合、所属チームへ登録したまま、Bリーグの公式試合に出場することができる。
- (2) ユース育成特別枠選手については、第28条規定の再登録の禁止対象から除外する。

第47条 [ユース育成特別枠選手の契約区分]

ユース育成特別枠選手の契約区分はアマチュア契約のみとし、クラブは選手(未成年の場合は保護者同伴)の合意を得て、所定の申請書をリーグへ提出する。

第5節 アジア特別枠選手制度

第48条 [アジア特別枠選手制度の目的]

アジアの多様な選手との日常的な対戦を行うことによる、強度の高いバスケットボール環境を構築し、アジア市場での事業価値を向上させることを目的とする。

第49条 [アジア特別枠選手制度の対象国]

- (1) アジア特別枠選手制度の対象国および地域は以下の通りとする。
 - ① 中華人民共和国
 - ② 大韓民国
 - ③ フィリピン共和国
 - ④ インドネシア共和国
 - ⑤ 中華民国（台湾）
 - ⑥ タイ王国
 - ⑦ ベトナム社会主義共和国
 - ⑧ モンゴル国
 - ⑨ マレーシア
 - ⑩ 中華人民共和国香港特別行政区
 - ⑪ 中華人民共和国マカオ特別行政区
 - ⑫ インド
 - ⑬ シンガポール共和国
 - ⑭ レバノン共和国

- (2) 前項各号のいずれかのみの国籍を選手が保有する場合は、アジア特別枠選手として登録を認める。ただし、当該選手が帰化により前項各号のいずれかの国籍を保有している場合は、帰化前の国籍が前項各号のいずれかの国籍である場合に限り、アジア特別枠選手として登録を認める。
- (3) 複数の国籍を選手が保有する場合は、全ての国籍が第1項各号に該当する場合に限り、アジア特別枠選手として登録を認める。ただし、第1項各号に該当する国籍と、該当しない国籍を双方保有する場合でも、第1項各号の国の代表選手（カテゴリーを問わない。ただし、3x3競技については除く）としてFIBAにより登録された実績を有する場合においては、アジア特別枠選手として登録を認める。当該FIBAによる登録区分が帰化選手枠である場合はこの限りでない。
- (4) 前2項によりアジア特別枠選手として登録を認められる選手は、外国籍選手として登録することを妨げない。
- (5) アジア特別枠選手または外国籍選手のいずれかにおいて登録した場合、同一シーズンにおいて他に登録を変更することはできない。ただし、第50条第3項に基づき、アジア特別枠選手として登録を取り消された場合はこの限りでない。

第50条【登録に関する宣誓】

- (1) アジア特別枠選手をリーグ登録する際には、所定の宣誓書をリーグへ提出しなければならない。
- (2) 宣誓書の記載事項および当該選手の保有国籍に関して調査が必要な場合においては、当該選手およびクラブはリーグの調査へ協力する義務を負う。
- (3) 前項により、アジア特別枠選手のリーグ登録に際する違反が認められた場合、リーグは当該選手のアジア特別枠選手登録を取り消し、クラブおよび当該選手に対し制裁を科すことができる。ただし、チェアマンは裁判委員会へ諮問の上、本制裁を決定する。
- ① クラブ：制裁金最大500万円および当該クラブにおけるアジア特別枠制度運用を最大12か月認めない
- ② 当該選手：制裁金最大500万円および最大12か月の出場停止
- (4) 前項により違反が認められた選手が、公式試合における試合記録を残していた場合は、当該記録は有効に成立するものとする。ただし、表彰との関係においては、当該記録は考慮しない。

第51条【アジア特別枠選手の契約運用】

アジア特別枠対象選手とクラブとの契約に際しては、プロ契約の場合は協会が定める選手統一契約書を締結することとし、アマチュアの場合はBリーグが定めるアマチュア選手誓約書に署名（電磁的方法によるものを含む）し提出しなければならない。

第6節 選手登録手続き

第52条【選手登録の方法】

- (1) 協会への選手登録は、協会の基本規程に基づき、アマチュア選手およびプロ選手のいずれもBクラブが登録申請をもって行う。
- (2) Bクラブは、所属選手との契約に用いた統一契約書および誓約書、ならびに個別契約書の全ての写しをリーグへ提出するものとする。

第7節 その他

第53条【選手でない者の取扱い】

- (1) Bクラブは、練習生等肩書の如何を問わず、Bクラブに所属するプロ選手またはアマチュア選手のいずれにも該当しない者に関し、以下の取扱いを行ってはならない。ただし、第1号および第4号の規定は、当該Bクラブのユースチームの選手については適用しない。
 - ① 当該者が自クラブに所属する選手である、または所属する選手であると認識されるおそれのある内容での対外的発表
 - ② 選手としての活動に対する報酬の支払い
 - ③ 練習参加のための物品の支給、旅行費、練習参加による負傷時の治療費の実費相当分を超える手当の支払い
 - ④ 当該者の協会への選手登録
- (2) いかなるBクラブも、前項の者と選手契約交渉を行うにあたり、当該者が所属するBクラブへの事前通知および当該クラブの承諾を要しない。
- (3) Bリーグは、Bクラブに対し、本条第1項第2号および第3号の遵守状況を確認するため、第1項の者がBクラブに所属する根拠となる書類、在留資格に関する書面その他Bリーグが必要と判断する資料の提出を求めることができる。Bリーグより提出を求められたBクラブは、速やかに資料を提出しなければならない。

第54条【選手の登録期間最終日】

Bクラブは、登録期間最終日の翌日以降、選手のリーグ登録が出来ないことをする。なお、登録期間最終日は、当該シーズンの3/4終了時を基準とし、2025-26シーズンにおいては3月17日と定める。

第3章 改正

第55条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第4章 附則

第56条〔施 行〕

本規程は、2016年5月11日から施行する。

〔改 正〕

2016年6月1日	2024年1月1日
2017年7月12日	2024年6月18日
2018年7月10日	2024年8月22日
2019年7月9日	2025年2月12日
2020年7月14日	2025年7月8日
2021年8月10日	2025年9月9日
2022年8月17日	
2023年9月1日	

アマチュア選手誓約書

私は、_____所属のアマチュア選手として以下の事項を厳守することを、ここに誓約いたします。

第1条〔誠実義務〕

_____（以下「クラブ」という）、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）および公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）の諸規程・諸規則を遵守することを誓約いたします。

第2条〔履行義務〕

次の各事項を履行します。

- ① クラブの指定する試合への出場
- ② クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- ③ クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- ④ クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- ⑤ クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- ⑥ クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動及び社会貢献活動への参加
- ⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- ⑧ 協会およびBリーグの指定するドーピングテストの受検
- ⑨ 協会およびBリーグの指定する薬物検査の受検
- ⑩ 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- ⑪ 就業に関する事前のクラブへの報告
- ⑫ その他クラブが必要と認めた事項

第3条〔禁止事項〕

次の各事項を行いません。

- ① クラブ、協会およびBリーグの内部事情の部外者への開示
- ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- ③ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反する行為
- ④ バスケットボール選手としての活動の対価にあたる報酬（利益）等の受理



- ⑤ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- ⑥ クラブ、協会およびBリーグにとって不利益となる行為

第4条 [手当]

下記の手当の内、クラブからアマチュア選手に支払われる手当を受取ることができる。

- ① 交通費（トレーニング、試合、研修）
- ② 宿泊費（合宿、試合、研修）
- ③ 備品手当
- ④ 食事手当
- ⑤ 保険料
- ⑥ その他クラブが必要と認めた手当

上記各手当の金額は当該経費として厳正、常識的な水準でなければならないこと、また各手当には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとすることを承諾します。

第5条 [肖像等の使用]

次の各事項を承諾します。

- ① 本誓約書の義務履行に関する私の肖像、映像、氏名等（以下「肖像等」という）を報道・放送において無償使用すること
- ② クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびBリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力すること
- ③ クラブが、私の肖像等を包括的に利用してマーチャンダイジング（商品化）を行う権利を有し、また協会、Bリーグその他の第三者に対して、その権利を承諾することができること
- ④ クラブの指示に拠らずに次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、事前にクラブの書面による承諾を得ること
 - イ. テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - ロ. 私の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
 - ハ. 新聞・雑誌取材への応諾
- 二. 第三者の広告宣伝等への関与
- ⑤ 第1項および第3項の規定は、本誓約書の有効期間の満了又は終了後であっても、本誓約書の有効期間中の選手の肖像等が使用される場合に限り、当該使



用との関係ではなお有効に存続すること。

第6条〔有効期間〕

- (1) 本誓約書の有効期間は、____年____月____日から____年____月____日までとする。
- (2) クラブは、選手に移籍を求められた場合は、移籍を承諾しなければならず、本誓約書はこれをもって終了する。

以上

年　　月　　日

住所

氏名

※選手が未成年者の場合、親権者または後見人の署名

年　　月　　日

住所

氏名



年 月 日

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ

チエアマン 島田 慎二 様

自由交渉選手リスト公示申請書

クラブ名 :

実行委員名 :

(回)

下記の選手は、(年 月 日) をもって、

(契約解除のため ・ 契約満了のため ・ その他のため ())

当クラブとの契約関係が終了することを証明致します。また、公示後速やかに下記の選手の当クラブでの J B A 登録抹消手続きを致します。

■申請の対象となる選手

氏 名								
国 種								
TEAMJBA メンバーID								
交渉窓口	本人 ／ 代理人							
連絡先 ※代理人を交渉窓口とする場合その連絡先を記載	TEL・携帯 : E-mail : *下記、代理人がいる場合のみ 氏名 : F I B A 公認代理人登録番号 :							

■申請対象選手は、上記申請内容に同意することを、自署（選手本人）をもって証明する

自署（選手）	(回)
--------	-----

※上記個人情報は、移籍に関する諸連絡のためにのみ利用するものであり、当該目的以外に利用することはありません。

■リーグ使用欄

申請書受付日	年 月 日	受付印	
--------	-------	-----	--

本申請書は選手の契約関係を終了する場合、もしくは終了した際に速やかにリーグへ提出すること。

送付先 : b.contract@bleague.jp

※平日営業日正午 12 時までの申請分を当日 15 時にて公示。その後の申請分は翌営業日 15 時にて公示。クラブのリースは申請書提出以降とする。



年 月 日

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ

チアマン 島田 慎二 様

自由交渉選手リスト抹消申請書

クラブ名 :

実行委員名 :

(印)

下記の選手は、(年 月 日) をもって、
当クラブと契約締結に至りましたので、自由交渉選手リストからの抹消を申請致します。

■ 申請の対象となる選手

氏 名										
TEAMJBA メンバーID										

■ 申請対象選手は、上記申請内容に同意することを、自署をもって証明する

自署 (選手)	(印)
---------	-----

※上記個人情報は、移籍に関する諸連絡のためにのみ利用するものであり、当該目的以外に利用することはありません。

申請書受付日	年 月 日	受付印	
--------	-------	-----	--

本申請書は選手の契約締結に至った場合に速やかにリーグへ提出すること。

送付先 : b.contract@bleague.jp

※平日営業日正午 12 時までの申請分を当日 15 時にて公示。その後の申請分は翌営業日 15 時にて公示。クラブのリースは申請書提出以降とする。



Date: MM/DD/YYYY

To: Chairman Shinji Shimada
JAPAN PROFESSIONAL BASKETBALL LEAGUE

Application for Player to be Added to the Free Agent List

Club:

Representative director: 

I hereby confirm that, as of (MM/DD/YYYY), the player listed below has ended his contractual relationship with the abovementioned club for the following reason:

(termination of contract / expiration of contract / other ()).

Furthermore, following the official listing of said player, I will promptly complete procedures to remove said player from the JBA register.

■ Applicable Player

Name								
Nationality								
TEAMJBA Member ID
Represented by:	Self / Agent							
Contact information *If represented by an agent, the contact information for said agent	<p>Telephone no.: E-mail: *Fill out the following, only if represented by an agent Name: Official FIBA Agent License No.:</p>							

■ The applicant player has affixed his signature below, affirming that he accepts the abovementioned information.

Player's signature	
--------------------	---

* The personal information listed above will only be used for the purpose of liaisons related to the transfer of the abovementioned player, and will not be used for any other purpose.

■ For use by the League:

Date application received	MM/DD/YYYY	Seal of receipt	
---------------------------	------------	-----------------	--

This application must promptly be submitted to the League if the contractual relationship with a player is set to end or has ended.

Send to: b.contract@bleague.jp

*Applications submitted by noon on a business day will be made public by 3 p.m. on the same day. Applications submitted thereafter will be made public by 3 p.m. on the following business day. The club will issue a release when the application is made public or thereafter.



Date: MM/DD/YYYY

To: Chairman Shinji Shimada
JAPAN PROFESSIONAL BASKETBALL LEAGUE

Application for Player to be Removed from the Free Agent List

Club:

Representative director:

EP

I hereby confirm that, as of (MM/DD/YYYY), the player listed below has concluded a contract with the abovementioned club and therefore request that said player be removed from the free agent list.

■ Applicable Player

- The applicant player has affixed his signature below, affirming that he accepts the abovementioned information.

Player's signature	
--------------------	---

* The personal information listed above will only be used for the purpose of liaisons related to the transfer of the abovementioned player, and will not be used for any other purpose.

Date application received	MM/DD/YYYY	Seal of receipt
---------------------------	------------	-----------------

This application must promptly be submitted to the League if a contract is concluded with a player.

Send to: b-contract@bleague.jp

*Applications submitted by noon on a business day will be made public by 3 p.m. on the same day. Applications submitted thereafter will be made public by 3 p.m. on the following business day. The club will issue a release when the application is made public or thereafter.

選手統一契約書

_____ (以下「クラブ」という) と _____ (以下「選手」という) とは、選手がクラブのためにプロ選手としてバスケットボール活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 [誠実義務]

- (1) 選手は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）、クラブが所属するリーグおよび連盟（以下総称して「リーグ」という）、ならびにクラブの諸規程・規約・規則（以下総称して「諸規程」という）を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- (2) 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- (3) 選手は、プロ選手として公私ともに日本バスケットボール界の模範たるべきことを認識し、日本バスケットボールの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第2条 [履行義務]

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- ① クラブの指定するすべての試合への出場
- ② クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- ③ クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- ④ クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの着用
- ⑤ クラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
- ⑥ クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動その他の行事への参加
- ⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿、試合および行事への参加
- ⑧ 協会およびリーグの指定するドーピングテストの受検
- ⑨ 協会およびリーグの指定する薬物検査の受検
- ⑩ 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
- ⑪ 居住場所に関する事前のクラブの合意の取得
- ⑫ 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- ⑬ その他クラブが必要と認めた事項

第3条〔禁止事項〕

選手は、次の各行為を行ってはならない。

- ① クラブ、協会およびリーグの内部事情の部外者への開示
- ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- ③ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反する行為
- ④ クラブ、協会およびリーグの承認を得ていない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- ⑤ 本契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
- ⑥ クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するバスケットボールまたはその他のスポーツの試合への参加
- ⑦ 試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為または公式試合の公正を害すべき行為への関与
- ⑧ 刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触する行為
- ⑨ 公の場において、協会（審判を含む）、リーグまたは自他のクラブを中傷または誹謗すること
- ⑩ 違法薬物を使用すること、および協会またはリーグの指定する薬物検査の受検を正当な理由なく拒絶すること
- ⑪ その他クラブ、協会およびリーグのいずれかにとって不利益となる行為

第4条〔報酬および支払〕

- (1) クラブは選手に対し、基本報酬として次の金員を支払う。ただし、当該報酬には、消費税および地方消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。
・総額 金_____円（ヶ月分）
(月額 金_____円 ただし、__月は____円)
- (2) 変動報酬その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。
- (3) 前2項の報酬は、クラブと選手とが別途合意する支払期日に従って、適用される消費税および地方消費税相当額を加算して、選手の指定する選手名義の銀行口座に振り込んで支払うものとする。振込手数料はクラブの負担とする。

第5条〔費用の負担〕

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条〔休暇〕

選手は、シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を取得することができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第7条 [疾病および傷害]

- (1) 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- (2) 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療または療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。
- (3) 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、この限りでない。

第8条 [選手の肖像等の使用]

- (1) 本契約の履行に関する選手の肖像、映像、氏名、似顔絵、アニメ、音声、署名、背番号および略歴等（以下「選手の肖像等」という）を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- (2) 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。
- (3) クラブは、選手の肖像等を使用してマーチャンダイジング（商品化）を自ら行う権利を専有し、また、協会、リーグその他の第三者に対して、その権利を許諾することができる。
- (4) 選手は、クラブの指示に拠らずに次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - ① テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて送信される番組等、イベントへの出演
 - ② 選手の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
 - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
 - ④ 第三者の広告宣伝等への関与
- (5) 第3項に基づき選手個人単独の肖像等を使用した商品を有償で頒布する場合、および前項各号の場合、その対価の分配についてはクラブと選手が別途協議して定める。
- (6) 第1項、第3項および前項の規定は、本契約期間の満了または終了後であっても、本契約期間中の選手の肖像等が使用される場合に限り、当該使用との関係ではなお有効に存続するものとする。

第9条 [エージェント]

- (1) クラブおよび選手は、協会に登録されたエージェントのみを利用することが

できる。

- (2) クラブおよび選手は、エージェントが相手方と契約していることを合理的に認識した場合、当該エージェントとの間でエージェント契約を締結し、または金員を支払ってはならない。
- (3) 前項にかかわらず、選手がエージェントと契約している場合、クラブおよび選手の合意により、クラブは、当該選手に対して支払う報酬額からエージェント報酬および振込手数料相当額を差し引く方法により、当該選手に代わってエージェント報酬を当該選手のエージェントに支払うことができる。

第10条 [クラブによる契約解除]

次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。なお、第6号または第7号の薬物検査が本契約締結後選手登録前に行われるものであったときは、クラブは、選手に対して本契約に基づき既払いの報酬の一切の返還を求めることができる。

- ① 本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
- ② 疾病または傷害によりバスケットボール選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
- ③ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反したとき
- ④ 試合の結果に影響を与えるおそれのある不正行為または公式試合の公正を害すべき行為へ関与したことが明らかとなったとき
- ⑤ 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- ⑥ 協会およびリーグの指定する薬物検査の受検を正当な理由なく拒絶したとき
- ⑦ 協会およびリーグの指定する薬物検査において、陽性結果が確定したとき
- ⑧ 自らの責に帰すべき事由により、6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
- ⑨ クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ⑩ 第12条各項のいずれかに違反したとき、またはその合理的な疑いが認められたとき

第11条 [選手による契約解除]

- (1) 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - ① 本契約に基づく報酬の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき

- ② 協会およびリーグが出場を義務付ける試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
 - ③ リーグから除名されたとき
- (2) 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第12条〔反社会的勢力排除〕

- (1) 選手は、現在および過去5年以内において、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員
 - ② 暴力団関係企業またはその役職員
 - ③ 準暴力団（集団的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）またはその構成員
 - ④ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑤ 政治活動標ぼうゴロ
 - ⑥ 特殊知能暴力集団またはその構成員
 - ⑦ その他前各号に準ずる団体およびこれらの構成員
- (2) 選手は、現在および過去5年以内において、前項各号に定められる者（以下「反社会的勢力」という）と次の各号のいずれかに該当する関係がないこと、かつ将来にわたっても関係を持たないことを確約する。
 - ① 反社会的勢力によって、その経営や活動を支配される関係
 - ② 反社会的勢力が、その経営や活動に実質的に関与している関係
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - ⑤ その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- (3) 選手は、現在および将来にわたって、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動または暴力を用いた行為
 - ④ 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の名誉、信用を毀損し、または相手方の業務や活動を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第13条〔制裁〕

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選

手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれら双方の制裁を課すことができる。

- ① 出場した試合において警告または退場処分を受けたとき
- ② クラブの指示命令に従わなかったとき
- ③ クラブの秩序風紀を乱したとき
- ④ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反したとき
- ⑤ 試合の結果に影響を与えるおそれのある不正行為または公式試合の公正を害すべき行為へ関与したことが明らかとなつたとき
- ⑥ 刑罰法規に抵触する行為を行つたとき
- ⑦ 協会およびリーグの指定する薬物検査の受検を正当な理由なく拒絶したとき
- ⑧ 協会およびリーグの指定する薬物検査において、陽性結果が確定したとき
- ⑨ 試合出場停止処分を受けたとき
- ⑩ 前条各項のいずれかに違反したとき、またはその合理的な疑いが認められたとき

第14条〔有効期間および更新手続き〕

- (1) 本契約の有効期間は、_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までとする。
- (2) クラブは、契約更新を行う場合、リーグの諸規程に定められた期限までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行わなければならない。
- (3) 前項の通知を怠つた場合、クラブには契約を更新する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、自由交渉選手リストへの登録を請求することができ、クラブはこれに応じなければならない。

第15条〔個別合意〕

本契約は、クラブおよび選手の署名または記名押印（いずれも電磁的方法によるものを含む）ある文書によってのみ補充され得るものとし、口頭による補充は効力を持たないものとする。ただし、当該補充において定めた内容が本契約と矛盾する場合、本契約の定めが優先して適用される。

第16条〔準拠法および言語〕

- (1) 本契約は、日本法によって解釈されるものとする。
- (2) 本契約は、日本語により作成され、日本語を正文とする。英語版は参考訳であり、日本語版と英語版との間に齟齬がある場合には日本語版が優先する。

第17条〔紛争の解決〕

- (1) 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生

じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。

- (2) 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、リーグまたは協会の諸規程の定めに従って、リーグまたは協会に紛争解決を求めることができる。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書の正本2通を作成しクラブの代表者および選手が署名または記名押印の上で各自1通ずつを保管する、または、本契約書の電磁的記録を作成しクラブの代表者および選手が合意の後電子署名を施した上で各自その電磁的記録を保管する。

契約締結日：_____年_____月_____日

クラブ

(住所)

(法人名)

(代表者)

選手

(住所)

(氏名)

(生年月日) 年 月 日

(適格請求書発行事業者登録番号)

※登録している場合

※上記に加え、選手が未成年者の場合、法定代理人（親権者または後見人）の署名
または記名押印

(住所)

(氏名)

※上記に加え、エージェントが関与する場合、そのエージェントの署名または記名
押印

(住所)

(氏名)

(JBA登録エージェント番号)

(FIBAエージェントライセンスナンバー)

※保有している場合

Uniform Player Agreement

This Agreement is made and entered into by and between _____ (hereinafter referred to as the “Club”) and _____ (hereinafter referred to as the “Player”) with regard to the Player’s basketball activities for the Club as a professional player to witness the following.

Article 1 (Good Faith Performance)

- (1) The Player shall comply with the rules, bylaws and regulations (hereinafter referred to as “Rules”) of Japan Basketball Association (hereinafter referred to as “JBA”) and the league and federations to which the Club belongs (hereinafter collectively referred to as the “League”) as well as those of the Club, and perform the duties and obligations of this Agreement in good faith.
- (2) In order to render the Club all of his/her services as a professional player to the best of his/her ability, the Player shall always endeavor to maintain his/her best physical condition and to keep and improve his/her athletic capabilities.
- (3) The Player shall keep in mind his/her responsibility to serve as a good example in the Japanese basketball society as a professional player, both in his/her public and private lives, and shall endeavor not to damage the prestige of Japanese basketball.

Article 2 (Undertakings)

The Player shall perform the following obligations:

- (I) To participate in all of the games designated by the Club;
- (II) To participate in training sessions, training camps and seminars designated by the Club;
- (III) To participate in meetings as well as events that are necessary in preparation for games designated by the Club;
- (IV) To wear uniforms and training wear supplied by the Club;
- (V) To submit to medical examinations, and other preventative measures and treatments designated by the Club;
- (VI) To participate in promotional, fan-service and social action activities, and other events designated by the Club;
- (VII) To participate in relevant training sessions, training camps, games, and events if selected by JBA as a member player for any category of Japan’s national team or other national delegation teams;
- (VIII) To undergo doping tests designated by JBA or the League;
- (IX) To undergo drug tests designated by JBA or the League;
- (X) To use transportation and accommodation facilities designated by the Club for training camps, games on the road, etc.;
- (XI) To obtain the prior consent of the Club for the choice of residence;
- (XII) To obtain the prior consent of the Club for engaging in any income generating activities other than the services for the Club; and
- (XIII) Any other matters that the Club may consider necessary.

Article 3 (Prohibited Conducts)

The Player shall not conduct or engage in any of the following acts:

- (I) To disclose information regarding internal affairs or confidential matters of the Club, JBA, or the League to outsiders;
- (II) To disclose confidential information regarding games or training (tactics and strategies for games, names of players, content of the training, etc.) to outsiders;
- (III) Any acts that violate the Anti-Doping Code of JBA;
- (IV) To participate or be involved in any advertising or public relations activities without obtaining the authorization of the Club, JBA, and/or the League;
- (V) To enter into an agreement with a third party with content which will conflict with the performance of this Agreement;
- (VI) To participate in a basketball game or any other type of sport game organized by a third party without the prior consent of the Club;
- (VII) To participate in illegal acts that could affect the result of a game or acts that harm the fairness of an official game;
- (VIII) To commit an act that constitutes a penal crime (gambling, assault, theft, tax evasion, traffic accidents, etc.);
- (IX) To slander or libel JBA (including the officiating), the League, the Club or other clubs in the public arena;
- (X) To use the illegal drugs and refuse with no justifiable reason to undergo a drug test designed by JBA and/or the League; or
- (XI) Any other acts that will adversely affect either the Club, JBA, or the League.

Article 4 (Remuneration and Payment)

- (1) The Club shall pay the Player the money below as basic remuneration; provided, however, that the remuneration shall include all taxes, including income tax and inhabitants tax, but excluding consumption tax and local consumption tax.
 - (I) Total amount: _____ yen (corresponding to _____ months)
 - (II) Monthly amount: _____ yen (however, _____ yen in _____ month)
- (2) The Club shall pay to the Player fluctuating remuneration and other remuneration based on the criteria separately agreed upon between the Club and the Player.
- (3) The remuneration in the preceding two (2) paragraphs, with an amount equivalent to the applicable consumption tax and local consumption tax thereon, shall be paid by wire transfer to the bank account in the Player's name designated by the Player, in accordance with the due date agreed upon separately between the Club and the Player. The wire transfer fee shall be borne by the Club.

Article 5 (Expenses)

Any expenses necessary for transportation and accommodation of the Player during any trips for the activities for the Club shall be borne by the Club.

Article 6 (Leave)

The Player shall be entitled to a leave of at least two (2) consecutive weeks after the end of

the season; provided, however, that the Player shall use the leave only for the purpose of resting or refreshing him/herself.

Article 7 (Illness and Injuries)

- (1) In the event of illness or injury, the Player shall promptly notify the Club thereof and follow any instructions as may be given by the Club.
- (2) If the Player suffers an illness or injury due to a cause directly attributable to any activities during the course of performance of this Agreement, the Club shall bear expenses for medical treatment or care corresponding to the part of the social insurance to be individually paid, if a physician designated by the Club recognizes the need for such treatment or care.
- (3) If the Player becomes temporarily incapable of playing due to the Player suffering an illness or injury due to a cause directly attributable to any activities during the course of performance of this Agreement, the Club shall pay the Basic Remuneration for the period of incapability; provided, however, that this shall not apply if this Agreement expires or otherwise terminates during the period of incapability.

Article 8 (Use of the Player's Likeness)

- (1) The Player shall have no rights or claims with regard to any use in news coverage or broadcast of the Player's likeness, image, name, portrait, anime, audio, signature, uniform number and/or career summary, etc. (hereinafter collectively referred to as the "Player's Likeness") related to his/her performance of this Agreement.
- (2) If a request is made by the Club, the Player shall, in principle, cooperate with the Club, JBA or the League, etc. in advertising, public relations, and promotion activities (hereinafter collectively referred to as the "Publicity Activities") for them with no additional remuneration.
- (3) The Club shall exclusively have the right to conduct merchandising activities using the Player's Likeness by itself and/or through the granting of licenses to use the same to JBA, the League, or any other third parties.
- (4) The Player shall obtain the prior written authorization of the Club if he/she seeks to carry out an activity that falls under any of the following items, regardless of the instructions of the Club:
 - (I) Participation in any television or radio programs, programs, etc. transmitted through the Internet, etc., or events;
 - (II) Use of the Player's Likeness and its permission (including the Internet);
 - (III) Interviews for newspapers and magazines; and
 - (IV) Participation in any Publicity Activities for any third party.
- (5) In the event of sale of any products utilizing the Player's Likeness solely and independently pursuant to Paragraph 3, and in the event of the items in the preceding paragraph, the Club and the Player shall separately determine through discussion the rate or amount of distribution of any income or fees arising therefrom.
- (6) As long as the Player's Likeness during the term of this Agreement is used, the provisions in Paragraphs 1 and 3 and the preceding paragraph shall survive the expiration or termination of this Agreement for the purpose of such use of the Player's Likeness.

Article 9 (Agent)

- (1) The Club and the Player shall be entitled to use only agents registered with JBA.
- (2) If the Club or the Player is reasonably aware that an agent has entered into an agreement with their counterparty, they must not enter into an agent agreement with, or pay money to, that agent.
- (3) Notwithstanding the preceding paragraph, if the Player has entered into an agreement with an agent then, with the agreement of the Club and the Player, the Club is entitled to pay agent remuneration to said agent of the Player instead of the Player, using the method of deducting an amount equivalent to the agent remuneration and wire transfer fee from the amount of remuneration paid to the Player.

Article 10 (Termination of this Agreement by the Club)

If any of the following events occurs on the part of the Player, the Club shall have the right to terminate this Agreement immediately, by notifying the Player in writing. If the drug test in either Item 6 or 7 was conducted after this Agreement was entered into but before the Player was registered, the Club shall be entitled to demand that the Player refund all remuneration that has already been paid pursuant to this Agreement.

- (I) If the Player violates the provisions of this Agreement and fails to comply with a notice given by the Club to cure or remedy the same;
- (II) If the Player permanently loses his/her athletic ability as a basketball player due to any illness or injury;
- (III) If the Player violates the Anti-Doping Code of JBA;
- (IV) If it is revealed that the Player has participated in illegal acts that could affect the result of a game or acts that harm the fairness of an official game;
- (V) If the Player commits an act that constitutes a penal crime;
- (VI) If the Player refuses with no justifiable reason to undergo a drug test designated by JBA and/or the League;
- (VII) If the positive result of the drug test designated by JBA and/or the League is confirmed;
- (VIII) If the Player receives an order of suspension from games for a period of six (6) months or more due to any cause attributable to him/herself;
- (IX) If the Player materially disturbs the order of the Club; or
- (X) If the Player violates any of the paragraphs of Article 12 or if there is a reasonable doubt that the Player has done so.

Article 11 (Termination of this Agreement by the Player)

- (1) If any of the following events occurs on the part of the Club, the Player shall have the right to terminate this Agreement immediately, by notifying the Club in writing:
 - (I) If the Club fails to make payment of any remuneration due and payable pursuant to this Agreement for more than fourteen (14) days from the due date;
 - (II) If the Club fails to participate in three (3) or more consecutive games indicated by JBA and the League with no justifiable reason; or
 - (III) If the Club is expelled from the League.

- (2) If the Player terminates this Agreement pursuant to the preceding paragraph, he/she shall be entitled to receive the Basic Remuneration for the entire remaining term of this Agreement.

Article 12 (Elimination of Antisocial Forces)

- (1) The Player affirms that none of the following items apply to him/her currently or applied to him/her within the past five years, and that the items will not apply to him/her in the future either.
- (I) Being an organized crime group, member of an organized crime group, or organized crime group associate;
 - (II) Being an organized crime group-related company or an officer or employee of such a company;
 - (III) Being a quasi-organized crime group (a group equivalent to an organized crime group which commits illegal acts of violence such as assault and injury collectively or habitually) or a member of such a group;
 - (IV) Being a social movement racketeer;
 - (V) Being a political movement racketeer;
 - (VI) Being a special intelligence violence group or a member of such a group; or
 - (VII) Any other organization equivalent to the preceding items or a member of such an organization.
- (2) The Player affirms that they do not have any of the relationships stipulated in the following items with the persons stipulated in the items in the preceding paragraph (hereinafter referred to as “Antisocial Forces”) currently, have not had such relationships within the past five years, and will not have such relationships in the future either.
- (I) A relationship in which the management and/or activities of the Player are controlled by Antisocial Forces;
 - (II) A relationship in which Antisocial Forces are substantially involved in the management and/or activities of the Player;
 - (III) A relationship using Antisocial Forces to seek unlawful gains of the Player him/herself or a third party, or to inflict losses on a third party, etc.;
 - (IV) A relationship of providing funds, etc. or giving assistance, etc. to Antisocial Forces; or
 - (V) Any other socially condemned relationships with Antisocial Forces.
- (3) The Player affirms that he/she does not currently and will not in the future carry out the acts in the following items him/herself or by using a third party.
- (I) Violent demanding acts;
 - (II) Unreasonable demanding acts which exceed legal responsibility;
 - (III) Threatening language and behavior, and/or acts employing violence;
 - (IV) Acts employing the spread of rumors, fraudulent means or force to damage the reputation and/or credibility of the counterparty or obstruct the business and/or activities of the counterparty; or
 - (V) Any other acts equivalent to the preceding items.

Article 13 (Liquidated Damages)

If any of the following events occurs on the part of the Player, the Club may give a disciplinary warning to the Player or claim from him/her liquidated damages in an amount decided by the Club, or do both:

- (I) If the Player, in a game in which he/she plays, receives a warning or is disqualified;
- (II) If the Player fails to comply with any orders or instructions given by the Club;
- (III) If the Player disturbs the order of the Club;
- (IV) If the Player violates the Anti-Doping Code of JBA;
- (V) If it is revealed that the Player has participated in illegal acts that could affect the result of a game or acts that harm the fairness of an official game;
- (VI) If the Player commits an act that constitutes a penal crime;
- (VII) If the Player refuses with no justifiable reason to undergo a drug test designated by JBA and/or the League;
- (VIII) If the positive result of the drug test designated by JBA and/or the League is confirmed;
- (IX) If the Player receives an order of suspension from games; or
- (X) If the Player violates any of the paragraphs of the preceding article or there is a reasonable doubt that the Player has done so.

Article 14 (Term and Renewal)

- (1) The term of this Agreement shall be from _____ to _____.
- (2) In the case of renewing this Agreement, the Club shall send to the Player a written notice of intent to renew this Agreement, by the deadline specified in the Rules of the League.
- (3) If the Club fails to send the notice referred to in the preceding paragraph, the Club shall be deemed to have no intention to renew this Agreement. The Player shall then have the right to demand the Club to register him/her onto the free agent list and the Club shall comply with it.

Article 15 (Individual Agreements)

This Agreement may only be supplemented by written instruments with the name and signature or seal (including those made by electromagnetic means) of both the Club and the Player. Supplements made orally shall have no effect. However, if the content specified in such supplementation contradicts the provisions of this Agreement, the provisions of this Agreement shall take precedence and apply.

Article 16 (Governing Law and Language)

- (1) This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan.
- (2) This Agreement has been prepared in Japanese, and the Japanese version shall be the official text. The English version is provided for reference, and in case of any discrepancies between the Japanese and English versions, the Japanese version shall take precedence.

Article 17 (Settlement of Disputes)

- (1) Should any dispute arise between the parties hereto from or in connection with the interpretation or performance of this Agreement, the Club and the Player shall endeavor to resolve the dispute through mutual discussion in good faith.
- (2) If the dispute is not resolved within thirty (30) days from the request in the preceding paragraph, either of the Club and the Player, in accordance with the Rules of the League or JBA, may ask the League or JBA for a resolution of the dispute.

To verify the conclusion of this Agreement, two original copies will be prepared. A representative of the Club and the Player shall each sign them or affix their name and seal to them and retain one copy. Alternatively, an electromagnetic record of this contract will be created. Following mutual agreement, a representative of the Club and the Player will affix their electronic signatures, and each will retain a copy of the electromagnetic record.

This Agreement has been executed as of this _____ day of
_____.

The Club

(Address)
(Corporation name)
(Name of the representative)

The Player

(Address)
(Name)
(Date of birth)
(Qualified Invoice Issuer registration number)
* If the Player is registered

* In addition to the above, in the event the Player is a minor, the signature or name and seal of his/her legal representative (person with parental authority or guardian)

(Address)
(Name)

* In addition to the above, in the event the agent is involved, the signature or name and seal of that agent

(Address)
(Name)
(JBA registered agent number)
(FIBA Agent license number)
* If a FIBA Agent license is held



期限付移籍契約書

_____（以下「移籍元クラブ」という）と_____（以下「選手」という）と、_____（以下「移籍先クラブ」という）とは、選手の期限付移籍に關し、次のとおり契約を締結する。

第1条【移籍】

移籍元クラブと移籍先クラブとは、選手の同意に基づき、_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までの期間、選手を移籍先クラブに期限付移籍させる。

第2条【移籍先クラブ選手契約の優先】

選手が移籍先クラブに移籍している期間（以下「移籍期間」という）については、移籍先クラブと選手の間に締結される契約（以下「移籍先クラブ選手契約」という）が、移籍元クラブと選手の間に締結される契約（以下「原契約」という）に優先し、移籍先クラブ選手契約のみが適用されるものとする。なお、原契約の有効期間はこれによって影響を受けないものとする。

第3条【移籍期間中の報酬等】

- (1) 移籍期間中の報酬等について移籍先クラブと選手とは、移籍先クラブ選手契約を締結する。
- (2) 移籍先クラブ選手契約に定める基本報酬額は、原契約と同条件とする。ただし、移籍先クラブ選手契約に定める基本報酬額と、原契約に定める基本報酬額との間に差額が発生する場合は、当該差額分を移籍元クラブが支払う。
- (3) 選手は、交通費、宿泊費および引っ越し費用の実費を、移籍するときは移籍先クラブに、再移籍するときは移籍元クラブにそれぞれ請求することができる。

第4条【移籍補償金】

移籍期間満了後、選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができる移籍補償金は、次の各号のとおりとする。

- ① 原契約の期間満了前に完全移籍する場合：移籍元クラブと移籍先クラブとが合意した額
- ② 原契約の期間満了後に完全移籍する場合：移籍補償金は発生しない

第5条【原契約の更新手続き】

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な諸手続きを行う。ただし、移籍元クラブ、移籍先クラブおよび選手の三者において完全なる移籍に関する合意が既に為されている場合は、移籍先クラブが行うものとする。

第6条【メディカルチェック】

- (1) 移籍先クラブは、選手を移籍期間開始前に移籍元クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができ、選手が移籍先クラブ選手契約の義務を充分に果たせないと判断した場合は、本契約を即刻解約することができる。
- (2) 移籍元クラブは、移籍期間満了前に移籍先クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができる。



第7条〔薬物検査〕

- (1) 移籍先クラブは、選手に対し移籍期間開始前にリーグが指定する薬物検査の受検を行わせることができ、当該検査において陽性結果が確定した場合は、本契約を即刻解約することができる。
- (2) 移籍元クラブは、移籍期間満了前に選手に対しリーグが指定する薬物検査の受検を行わせることができる。

第8条〔選手の傷害・疾病等〕

移籍期間中における選手の健康管理、傷害・疾病予防および治療については、移籍先クラブがその責任を負う。

第9条〔再移籍〕

- (1) 移籍期間中選手が移籍先クラブにおいてバスケットボール選手としての運動能力を著しく喪失したことが第6条第2項のメディカルチェックにより判明した場合、移籍元クラブの選択により選手を再移籍させないことができる。
- (2) 移籍元クラブが前項の選択を行った場合、原契約残存期間の移籍元クラブの基本報酬支払い義務は、移籍先クラブが移籍元クラブに代わって履行する。ただし、移籍元クラブが支払うべきインセンティブ報酬については、この限りではない。

第10条〔選手肖像の使用〕

移籍期間中においても移籍元クラブは選手の肖像を使用することができる。ただし、移籍元クラブのユニフォームを着用しているもの、または移籍前に撮影した映像、スチル写真等に限る。

以上、本契約締結の証として本書3通を作成し、各当事者が記名捺印のうえ各1通ずつを保有する。

年 月 日

移籍元クラブ

移籍元クラブ仲介人（当移籍に関与した場合）

印

印

移籍先クラブ

移籍先クラブ仲介人（当移籍に関与した場合）

印

印

選手

選手代理人（当移籍に関与した場合）

印

印



B.LEAGUE

期限付移籍補償金 通知書

[期限付移籍先] チーム名 : _____

代表者名 : _____ 印 _____

住所 : 〒 _____

[期限付移籍元] チーム名 : _____

代表者名 : _____ 印 _____

住所 : 〒 _____

選 手 名										
TeamJBA ID										
生 年 月 日	西暦 年 月 日 [] オ									

上記選手の期限付移籍補償金に関し、下記のとおり合意しましたので、通知します。

記

1. 期限付移籍補償金の額 金 _____ 円

2. 合意日 20 年 月 日

3. 期限付移籍期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4. 支払条件 20 年 月 日 に一括支払い その他 _____

5. 仲介人の氏名

(取引に関与した場合) _____

6. B.LEAGUE への通知日 20 年 月 日

以上

※以下の書類を必ず添付し提出すること

- ① 期限付移籍に関する合意書の写し (当該期限付移籍補償金の金額が明示されたもの)
- ② 期限付契約書の写し
- ③ 選手契約書の写し

2025-26 B.LEAGUEメディカルチェック報告書

クラブ名:

【2025年6月2日改定】

選手名		生年月日(西暦)	年	月	日生	年齢	
実施年月日(西暦)	年 月 日	所属クラブ在籍年数	新人・移籍	/ 在籍	年目		
身長	cm	体重			kg		

◆1-10は必須項目

◆11(心エコー)は新人選手と移籍選手および当該クラブ在籍5、10、15年目の選手は必須項目

◆12(負荷心電図)は全ての選手において任意項目

現在治療中の 1. 内科的疾患、 治療薬の有無	なし・あり 〔 〕
2. 整形外科的疾患 の手術歴の有無	なし・あり 〔 〕
3. 特記すべき 既往歴・家族歴	既往歴; 家族歴;心臓病(なし・あり)、突然死(なし・あり)、他(詳細:))
4. TUE申請の有無	なし・あり〔申請時期: 年 月頃、申請薬品名: 〕
5. 診察	血圧; / 、 脈拍; /分、 心雜音; なし・あり その他の所見; 異常なし・あり〔 〕
6. マルファンSx.の疑い	疑いなし・あり〔家族歴・大動脈疾患・その他の所見: 〕
7. 胸部レントゲン検査	異常なし・あり〔 〕
8. 安静時心電図	異常なし・あり〔洞性徐脈(HR:)・左室高電位・その他の所見: 〕
血液検査 9. ※検査データの コピー添付でも可	WBC (/ μ l) Hb (g/dl) Ht (%) TP (g/dl)
	GOT (IU/L) GPT (IU/L) γ GTP (IU/L) ALP (IU/L)
	CPK (IU/L) BUN (mg/dl) Cr (mg/dl) T-chol (mg/dl)
	TG (mg/dl) HDL-C (mg/dl) U.A (mg/dl) HbA1c (%)
10. 尿検査	蛋白 (3+, 2+, +, -,) 糖 (3+, 2+, +, -,) 潜血 (3+, 2+, +, -,)
11. 心エコー検査	異常なし・あり〔 〕
12. 負荷心電図	異常なし・あり〔 〕
13. その他のコメント	

以上の診察および検査の範囲ではバスケットボール競技に参加することに問題ないと考える。

病院名、所在地、電話、FAX

医師名

印

懲罰規程

第1条〔目的〕

本規程は、公式試合における選手、チームスタッフおよびBクラブに対して、規律委員会および規律委員長が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

第2条〔懲罰の種類〕

(1) 選手およびチームスタッフ（以下「選手等」という）に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

- ① 戒告 口頭をもって戒める
- ② けん責 始末書をとり、将来を戒める
- ③ 罰金 一定の金額をBリーグに納付させる
- ④ 没収 取得した不正な利益を剥奪し、Bリーグに帰属させる
- ⑤ 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
- ⑥ 出場停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限もしくは違反行為1件につき60試合の上限を付して、公式試合への出場資格（エントリーする資格）を停止する
- ⑦ 公的職務の停止・禁止・解任 BリーグまたはBクラブにおける一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する
- ⑧ 除名 Bリーグから除名する

(2) Bクラブに対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

- ① 戒告 口頭をもって戒める
- ② けん責 始末書をとり、将来を戒める
- ③ 罰金 一定の金額をBリーグに納付させる
- ④ 没収 取得した不正な利益を剥奪し、Bリーグに帰属させる
- ⑤ 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
- ⑥ 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- ⑦ 得点または勝ち数の無効・減算
- ⑧ 無観客試合の開催 入場者のいない試合を開催させる
- ⑨ 試合の没収 得点を0対20として試合を没収する
- ⑩ 競技会への出場権の剥奪 特定の競技会への出場権を剥奪する

- ⑪ 公的業務の停止 一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部を停止する
- ⑫ 下位ディビジョンへの降格 所属するリーグより 1つ以上下位のリーグに降格させる
- ⑬ 除名 B リーグから除名する（ただし、総会において正会員現在数の 4 分の 3 以上の多数による議決を要する）

第3条 [懲罰の決定]

前条に基づく懲罰の種類および内容については、規律委員会がこれを審議し決定する。

第4条 [規律委員会開催が困難である場合の対応]

- (1) 公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に前条に従つて懲罰を決定することが困難である場合は、次の公式試合にかかる出場停止处分については、前条の規定にかかわらず、規律委員会の審議を経ることなく規律委員長が決定することができる。当該試合の出場停止以外の懲罰については、規律委員会が、その後可及的速やかに決定する。
- (2) 前項において、規律委員長に事故あるときその他前項の決定を行うことが困難な事情がある場合は、予め規律委員会が定めた順序により、その他の規律委員が懲罰を決定する。

第5条 [懲罰の基準]

- (1) B リーグ規約第60条第1項第1号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。
 - ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止および罰金
 - ② 同一シーズン内で繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金
- (2) B リーグ規約第60条第1項第2号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。
 - ① 繰り返した場合（同一シーズンにおいて既に同一内容のファウルを宣されている場合）：最大1試合の出場停止
 - ② 同一シーズンにおいて、前号の処分に該当する行為を重ねて行った場合：最大2試合の出場停止および罰金
- (3) B リーグ規約第60条第1項第3号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。
 - ① 選手等が選手等に対して暴行・脅迫を行った場合または一般大衆に対して挑発行為を行った場合
 - ア 1回目の場合：最大2試合の出場停止および罰金

- イ 同一シーズン内で繰り返した場合：最大4試合の出場停止および罰金
- ② 選手等が選手等に対してつばを吐きかける行為をした場合
 - ア 1回目の場合：最大6試合の出場停止および罰金
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：最大12か月の出場停止および罰金
- ③ 選手等が審判に対して侮辱または公然の批判行為を行った場合
 - ア 1回目の場合：最大2試合の出場停止および罰金
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：最大4試合の出場停止および罰金
- ④ 選手等が審判に対して暴行・脅迫した場合
 - ア 1回目の場合：最大6ヶ月の出場停止および罰金
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：最大12か月の出場停止および罰金
- ⑤ 選手等が審判に対してつばを吐きかける行為をした場合
 - ア 1回目の場合：最大12ヶ月の出場停止および罰金
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：無期限の出場停止
- ⑥ 選手等が一般大衆に対して暴行・脅迫した場合
 - ア 1回目の場合：最大12か月の出場停止および罰金
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：無期限の出場停止
- ⑦ 選手等がプレーや進行の妨害行為をした場合
 - ア 1回目の場合：最大1試合の出場停止および罰金
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：最大2試合の出場停止および罰金
- ⑧ 選手等がアリーナまたはその周辺関連施設において故意により器物破損を行った場合
 - ア 1回目の場合：最低1試合の出場停止および罰金
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金
- ⑨ 選手等が選手等または一般大衆等に対する著しい威嚇・挑発・侮辱行為をした場合
 - ア 1回目の場合：最大2試合の出場停止および罰金
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：最大4試合の出場停止および罰金
- ⑩ 選手等がアリーナ内のスポンサー広告看板やLEDバナーを含む広告掲出物を蹴るまたは殴打する行為その他スポンサーまたは広告主に対する品徳を欠く行為を行った場合
 - ア 1回目の場合：最大2試合の出場停止および罰金
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：最大4試合の出場停止および罰金
- ⑪ 選手等が試合後または試合中の失格退場後に次の各号にあげられる、Bリーグの関係者としての品徳を欠き、リーグの価値を損なう行為を行った場合
 - ア 審判判定に対する執拗な抗議や異論表現
 - イ ボールを蹴り上げたり投げつけたりする行為
 - ウ 試合後に相手クラブやクラブ関係者に対する侮辱行為

- エ 前各号に類する行為
- (i) 1回目の場合：最大2試合の出場停止および罰金
 - (ii) 同一シーズン内で繰り返した場合：最大4試合の出場停止および罰金
- ⑫ 選手等が審判や審判による判定、相手クラブ、クラブ関係者に対して、SNS等を用いた不満表現、異論表現および批判行為をした場合
- ア 1回目の場合：最大2試合の出場停止および罰金
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：最大4試合の出場停止および罰金
- ⑬ 選手等が乱闘または喧嘩に関与した場合。ただし、乱闘または喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔てまたは分離することのみをしようとした者は懲罰を受けない。
- ア 1回目の場合：最大6試合の出場停止
 - イ 同一シーズン内で繰り返した場合：最大12か月の出場停止
- ⑭ 選手等が、選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造または変造した場合：処分決定日から1か月の出場停止
- ⑮ 出場資格の無い選手等が公式試合にエントリーした場合
- ア エントリーさせた者：処分決定日から1か月間の出場停止
 - イ エントリーした選手：処分決定日から1か月間の出場停止
- ⑯ その他Bリーグ規約第60条第1項第3号に該当すると認められる場合：前各号の基準を踏まえ、諸般の事情を総合的に考慮して懲罰を決定する。

第6条 [選手等に対する罰金]

選手等に対して罰金を科す場合は、出場停止処分1試合あたり金5万円以下を基準とする。ただし、アマチュア選手に対しては罰金を科さないものとする。

第7条 [管理監督関係者の加重]

Bクラブおよびチームスタッフその他の管理監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下範囲内において、懲罰を加重することができる。

第8条 [Bクラブに対する懲罰]

- (1) 次の各号に定める場合は、Bリーグ規約第60条第1項第3号に該当するものとして、Bクラブに対して懲罰を科す。
- ① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、失格・退場処分となつた場合、当該チームのBクラブに対して罰金を科す。
 - ② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、または、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行った場合、当該チームのBクラブに対して罰金を科す。

- ③ 前2号についてのBクラブに対する罰金は以下のとおりとする。
- ア B1の場合：金50万円
- イ B2の場合：金25万円
- (2) 前項に定めるほか、チームがBリーグ規約第60条第1項第3号に該当する不正な行為を行った場合は、当該チームのBクラブに対して懲罰を科す。

第9条【差別的・侮辱的行為】

人種、肌の色、性別、言語、宗教、または出自等に関する差別的または侮辱的な発言または行為により、個人または団体の尊厳を害した場合、Bリーグ規約第60条第1項第3号に該当するものとして、以下のとおり懲罰を科すものとする。ただし、軽度の違反の場合は、譴責または戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。

- ① 違反者が選手（アマチュア選手を含む）の場合は、違反当事者に対して、原則として最低5試合の出場停止処分および10万円以上の罰金を科す。
- ② 同一のBクラブに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該Bクラブに勝ち数の減算処分（初回の違反は1試合、二度目の違反は2試合）を科す。さらなる違反の場合は、下位リーグへの降格処分を科す。
- ③ 違反者がいずれかのBクラブのファンの場合は、その有責性に関わらず、当該Bクラブに対して40万円以上の罰金を科す。重大な違反には、無観客試合の開催、試合の没収、勝ち数の減算、または競技会への出場権剥奪などの追加的な懲罰を科す。

第10条【規律委員会決定までの出場停止】

前各条に基づいて決定される懲罰における、出場停止の試合数については、その懲罰対象者が規律委員会での懲罰決定までに出場を停止された試合が有る場合は、当該試合数分を出場停止の試合数から減ずることとする。

第11条【両罰規定】

Bクラブに所属する選手等が違反行為を行った場合には、違反行為を行った本人に対して懲罰を科すほか、選手等が所属するBクラブに対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該Bクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第12条【罰金の合算】

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第13条〔酌量減輕〕

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第14条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕

他の者をして違反行為を行わせたBクラブまたは選手等には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

第15条〔規律委員会の決定に対する再審査請求〕

- (1) 本規程に基づき規律委員会または規律委員長により懲罰を科された者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、被懲罰者への通知後10日以内に、リーグの裁定委員会に対して申立書および証拠を提出し、手数料10万円（税抜）を納付して再審査を請求し、代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）の決定を求めることができる。
- (2) 再審査の手続きは、（その性質上適用されないことが明らかなものを除き）裁定委員会の調査および審議の手続きに準ずるものとし、裁定委員会は、チェアマンに対して決定案を答申する。チェアマンは、当該答申を十分に尊重して決定を下すものとする。
- (3) 再審査請求に対して下されたチェアマンの決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めるることはできない。

第16条〔再審査請求可能な懲罰〕

前条の再審査請求は、選手等やBクラブへ科された懲罰（以下「原懲罰」という）が次の各号のいずれかに該当する場合に限り可能なものとする。

- ① 選手等に対する懲罰の場合
 - ア 3試合以上の出場停止
 - イ 公的職務の停止・禁止・解任
 - ウ 除名
- ② Bクラブに対する懲罰の場合
 - ア 試合結果の無効
 - イ 得点または勝ち数の無効・減算
 - ウ 無観客試合の開催
 - エ 試合の没収
 - オ 競技会への出場権の剥奪
 - カ 公的業務の停止
 - キ 下位ディビジョンへの降格
 - ク 除名

第17条〔再審査請求時の発行済懲罰の適用〕

- (1) 原懲罰が出場停止処分の場合、再審査請求は当該原懲罰の適用を中断する効果を有しないものとする。
- (2) 前項の場合、チェアマンが原懲罰を取消すか、またはこれを減じる決定をした場合であっても、チェアマンの当該決定はその通知日から将来に向かって発効するものであって、その通知日までに既に適用された原懲罰は回復されないものとする。ただし、出場停止にかかる公式記録は当該決定に応じて抹消又は変更されるものとする。

第18条〔その他処分における再審査請求の効果〕

原懲罰が前条第1項に該当するもの以外の懲罰の場合、原懲罰の適用は第19条第3項に従って懲罰が確定するまでの期間、中断されるものとする。

第19条〔懲罰の確定〕

- (1) 原懲罰が第16条第1号および第2号のいずれにも該当しない場合、規律委員会または規律委員長の決定通知をもって原懲罰は確定するものとする。
- (2) 原懲罰が第16条第1号または第2号のいずれかに該当する場合において、規律委員会または規律委員長の決定通知後10日以内に原懲罰に対する再審査請求がなされないときは、当該期間の経過をもって、原懲罰は確定するものとする。
- (3) 原懲罰が第16条第1号または第2号のいずれかに該当する場合において、規律委員会または規律委員長の決定通知後10日以内に再審査請求が適法になされたときは、再審査請求が取り下げられたときまたは再審査請求に対するチェアマンの決定の通知がなされたときをもって懲罰が確定するものとする。

第20条〔通 知〕

- (1) 第3条、第4条および第15条第2項の決定は被懲罰者に対して書面で通知するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、被懲罰者が選手等である場合は、当該選手等の所属するBクラブに対して通知すれば足りるものとする。かかる場合、Bクラブは受領した決定内容を当該選手等に対して知らしめるものとする。
- (3) 第1項の書面は電子メールを含むものとし、Bクラブに宛てる場合は当該Bクラブの実行委員の電子メールアドレスに対して通知する。

第21条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の「基本規程」を準用する。

第22条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第23条〔施行〕

本規程は、2016年6月1日から施行する。

〔改正〕

2017年7月12日

2018年7月10日

2019年7月9日

2019年9月11日

2021年8月10日

2022年8月17日

反則金に関する規程

第1条【目的】

本規程は、B1およびB2リーグ戦における反則ポイントと、それに伴う反則金について定める。

第2条【アンフェアなプレーに対する反則金】

(1) B1およびB2リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が、それぞれ31ポイントを超えた場合、当該Bクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。

① B1 : 31ポイント以上40ポイント以下	20万円
41ポイント以上50ポイント以下	40万円
51ポイント以上60ポイント以下	60万円
61ポイント以上70ポイント以下	80万円
71ポイント以上80ポイント以下	100万円
81ポイント以上	150万円
② B2 : 31ポイント以上40ポイント以下	20万円
41ポイント以上50ポイント以下	40万円
51ポイント以上60ポイント以下	60万円
61ポイント以上70ポイント以下	80万円
71ポイント以上	100万円

(2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって徴収する。

第3条【反則ポイントの計算方法】

(1) 前条の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合において5回のプレイヤー・ファウルによる退場は除く）、テクニカル・ファウルおよびアンスポートマンライク・ファウル1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして計算する。なお、同一試合においてテクニカル・ファウルおよびアンスポートマンライク・ファウル2回により退場した場合は、退場による3ポイントのみを計算する。

(2) 前項にかかわらず、試合の第1および第3クオーターそれぞれにおいて、チームの責めに帰すべき事由により試合開始時刻に遅れた場合には、前項に定めるポイントのほか試合開始遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする。

(3) 試合開始時刻に遅れた理由（両クラブまたはいずれかのクラブに責めがある

か) および遅れた分数については、ゲームディレクター報告書に基づき算出することとする。遅れた理由および分数について疑義が生じた場合は代表理事CEO(チェアマン)の決定を最終とする。

- (4) B1B2リーグ戦試合実施要項第6条に規定する、選手の試合エントリー人数が9名以下になった場合、10名と当該試合におけるエントリー選手数との差分に5を乗じたポイントを、別途加算するものとする。
- (5) 前各項の反則ポイントは、原則減算しないものとする。ただし、理事会が認めた場合に限り、減算することがある。

第4条【改正】

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第5条【施行】

本規程は、2016年6月1日から施行する。

〔改正〕

2017年7月12日

2019年9月11日

2020年7月14日

表彰規程

第1条 [趣 旨]

本規程は、「Bリーグ規約」第77条に基づき、Bリーグにおけるチーム、選手、ヘッドコーチおよび審判員等の表彰ならびにBリーグの発展に功労のあった者に対する表彰に関し定める。

第2条 [クラブ表彰]

- (1) B1リーグ戦およびBリーグチャンピオンシップの結果により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。対象クラブが重複する場合には、それぞれの賞金の合計額を授与する。
- ① 年間優勝：賞金 5,000万円(税込) チャンピオントロフィー、
チャンピオンリング、日本バスケットボール協会会長杯
- ② 年間準優勝： 賞金 2,000万円(税込)
- ③ 年間ベスト4（優勝・準優勝クラブを除く）： 賞金 750万円(税込)
- ④ チャンピオンシップ出場（ベスト4以上のクラブを除く）： 賞金 500万円(税込)
- ⑤ レギュラーシーズンカンファレンス優勝： 賞金 1,000万円(税込)
- (2) B2リーグ戦およびB2プレーオフの結果により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
- ① 年間優勝： 賞金 1,000万円(税込)、優勝トロフィー
- ② 年間準優勝： 賞金 300万円(税込)
- ③ 年間3位： 賞金 100万円(税込)

第3条 [リーダーズ表彰]

- (1) B1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、賞金を授与する。
- ① 得点王： 賞金 30万円(税込)、記念品
- ② アシスト王： 賞金 30万円(税込)、記念品
- ③ リバウンド王： 賞金 30万円(税込)、記念品
- ④ スティール王： 賞金 30万円(税込)、記念品
- ⑤ ブロック王： 賞金 30万円(税込)、記念品
- ⑥ ベスト3P成功率賞： 賞金 30万円(税込)、記念品
- ⑦ ベストF T成功率賞： 賞金 30万円(税込)、記念品
- (2) B2リーグ戦における前項各賞の受賞者を選考し、記念品を授与する。

第4条〔個人表彰〕

- (1) B1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、賞金および記念品を授与する。対象者が重複する場合には、それぞれの賞金の合計額を授与する。
- ① レギュラーシーズン最優秀選手賞： 賞金 100万円(税込)、記念品
 - ② レギュラーシーズンベストファイブ： 賞金 1人当たり 30万円(税込)、記念品
 - ③ チャンピオンシップ最優秀選手賞： 賞金 100万円(税込)、記念品
 - ④ ベスト6thマン： 賞金 20万円(税込)、記念品
 - ⑤ 新人賞： 賞金 20万円(税込)、記念品
 - ⑥ ベストディフェンダー賞： 賞金 20万円(税込)、記念品
 - ⑦ ベストダンクシュート賞： 賞金 20万円(税込)、記念品
 - ⑧ 最優秀ヘッドコーチ賞： 賞金 30万円(税込)、記念品
 - ⑨ 最優秀審判賞： 記念品
 - ⑩ アジア特別賞： 賞金 20万円(税込)、記念品
- (2) B2リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、記念品を授与する。
- ① レギュラーシーズン最優秀選手賞
 - ② プレーオフ最優秀選手賞
- (3) 前2項の受賞者は、第1項第7号を除き、代表理事CEO(チェアマン)(以下「チェアマン」という)が指名した者により構成される選考委員会が決定する。第1項第7号はファン投票により決定される。
- (4) 選手および審判員に対し、リーグ戦通算出場記録により、記念品を授与して表彰を行うことができる。
- (5) 上記以外に、理事会が特に必要と認めた個人および団体に対して表彰を行うことができる。

第5条〔功労者表彰〕

- (1) Bリーグの発展に功労があった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、①クラブから推薦された者の中からチェアマンが推薦し、または②チェアマン自らの推薦に基づき、理事会が決定する。

第6条〔Bリーグアウオーズ〕

- (1) 個人表彰等を表彰するBリーグアウオーズは、チャンピオンシップ終了後に行う。
- (2) Bリーグアウオーズには、次の者が出席する。
- ① Bリーグ役員、実行委員等
 - ② 受賞対象チームの役員および選手

- ③ 個人表彰の受賞者
 - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Bリーグ「旅費規程」に基づきBリーグが負担する。ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりBリーグが負担する。
- ① 国外から国内および国内から国外の移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
 - ② 国内での移動にかかる交通費（Bリーグ旅費規定に基づく）
 - ③ 国内での宿泊費（Bリーグ旅費規定に基づく）。ただし、3泊分を上限とする
- (4) Bリーグアウオーズには、バスケットボール担当記者、ゲームディレクター、審判関係者、オフィシャルパートナー関係者およびその他関係者を招待する。

第7条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第8条〔施 行〕

本規程は、2016年9月7日から施行する。

〔改正〕

2020年7月14日

2024年8月22日

2025年9月9日

U15チーム規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、Bクラブが保有する15歳以下のユースチーム（以下「B.LEAGUE U15チーム」という。）に関する事項について定める。

第2条〔保有〕

B1リーグおよびB2リーグの参加資格であるクラブライセンス（以下「Bライセンス」という。）を取得しようとするBクラブは、B.LEAGUE U15チームをライセンス申請者または関連する法人内に置かなければならず、当該チームは、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）が運営する「Team JBA」（以下「Team JBA」という。）においてカテゴリー及びチーム区分を「U15」の「BクラブU15チーム」として毎年度（毎年4月1日から3月31日まで。以下同じ。）4月末日までに登録されたチームであることを要する。

第3条〔チーム名〕

B.LEAGUE U15チームのチーム名は、呼称の前後どちらかに「U15」をつけなければならない。

第4条〔保有チーム数〕

Bクラブが保有できるB.LEAGUE U15チームのチーム数は1チームとする。

第5条〔対象年齢〕

B.LEAGUE U15チームに所属する選手の年齢は11歳から15歳までに限るものとする。

第6条〔選手登録〕

- (1) B.LEAGUE U15チームの選手は、Team JBAおよびBリーグに選手登録しなければならない。
- (2) 選手登録の期限は毎年度5月末日とする。
- (3) 選手登録数は、10名以上20名以下とし、前項に定める期限までに10名以上の登録をしなければならない。なお、JBAの基本規程その他の諸規程又はBリーグ規約その他の諸規程に別段の定めがある場合を除き、B.LEAGUE U15チームに登録をされている選手は、カテゴリーおよびチーム区分を問わず、他チームに登録することはできない。
- (4) B.LEAGUE U15チームの選手として選手登録できる12歳以下の選手は2名まで

とする。

- (5) 第2項に定める期限後に、選手登録数が第3項の下限人数を下回った場合、30日以内にその人数を充足しなくてはならない。
- (6) B.LEAGUE U15チームへの選手登録が解除された場合、当該選手は当該年度内に同一のB.LEAGUE U15チームの選手として再登録することはできない。ただし、転居等やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
- (7) Bクラブは、第1項に基づき選手登録された選手については、翌年3月31日までの間、3名を超えて変更することはできない。
- (8) 前項にかかわらず、怪我または転居等で長期間にわたり試合への出場が困難な選手が発生した場合には、Bクラブは、診断書等の出場困難な事情を証明する文書をBリーグに提出することを条件として、前項による変更とは別に2名まで変更することができる。

第7条 [選手募集等]

Bクラブは、B.LEAGUE U15チームの選手を募集する場合、選手が未成年であることに十分に配慮し、B.LEAGUE U15チームに所属する意思を本人およびその保護者に書面により確認するものとする。Bクラブは、当該確認にあたり、当該BクラブがBライセンスを取得できなかった場合、B.LEAGUE U15チームがBリーグ主催の大会に出場できなくなる恐れがあることについて説明しなければならない。

第8条 [ヘッドコーチ]

- (1) B.LEAGUE U15チームには、JBA公認B級コーチライセンス以上を保有するヘッドコーチを1名置かなければならず、毎年度4月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。
- (2) ヘッドコーチは、次の各号に定めるコーチと兼務することはできない。
 - ① 当該Bクラブのトップチーム（当該Bクラブにおける最高水準の競技力を保持するチームをいう。）のコーチ
 - ② 他のBクラブ（本号においてはB3クラブを含む）の保有するチームのコーチ
 - ③ 他チーム（カテゴリー、チーム区分を問わない）のヘッドコーチ
- (3) 第1項に定める期限後に、登録されたヘッドコーチが不在となった場合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。
- (4) ヘッドコーチは、JBA、都道府県協会およびBリーグ主催の大会において、病気等正当な理由がある場合を除き、必ずスコアシートに署名し、試合の指揮をとらなければならない。

(5) ヘッドコーチは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第9条 [アシスタントコーチ]

- (1) B. LEAGUE U15チームには、JBA公認C級コーチライセンス以上を保有するアシスタントコーチを1名以上置かなければならず、毎年度4月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。
- (2) 第1項に定める期限後に、登録されたアシスタントコーチが不在となった場合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。
- (3) アシスタントコーチは、ヘッドコーチ不在時を除き、JBA、都道府県協会およびBリーグ主催の大会において、スコアシートに署名をしてはならない。
- (4) アシスタントコーチは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第10条 [トレーナー]

- (1) B. LEAGUE U15チームには以下の各号に定めるいずれかの資格を保有し、Bリーグが認めたトレーナーを1名以上置かなければならず、毎年度4月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。
 - ① 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー
 - ② 理学療法士
 - ③ 柔道整復師
 - ④ あん摩マッサージ指圧師
 - ⑤ はり師
 - ⑥ きゅう師
 - ⑦ 米国アスレティックトレーナー資格認定委員会公認アスレティックトレーナー
- (2) トレーナーは、他のBクラブ（本項においてはB3クラブを含む）の保有するチームのトレーナーと兼務することはできない。
- (3) 第1項に定める期限後に、登録されたトレーナーが不在となった場合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。
- (4) トレーナーは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第11条 [育成方針]

Bクラブは、B. LEAGUE U15チームの育成方針を作成し、これに従い運営しなければならない。

第12条 [活動]

- (1) B.LEAGUE U15チームは、年間を通じて週3日以上かつ月36時間以上活動することを要する。本規程において「活動」とは、練習、試合、トレーニング、合宿、研修、その他選手育成の目的に資する一切の活動を意味する。
- (2) Bクラブは、B.LEAGUE U15チームの活動にあたっては、選手の心身の健康や安全に十分に配慮しなければならない。
- (3) Bクラブは、B.LEAGUE U15チームの活動との関係において、選手がBリーグ規約第3条所定の事項を遵守するよう十分に指導、監督をしなければならない。

第13条 [報告書等の提出]

- (1) Bクラブは、毎月、B.LEAGUE U15チームの活動予定表および活動報告書を、Bリーグが指定する期日までに提出しなければならない。
- (2) Bクラブは、前項の書類において虚偽の記載をしてはならない。

第14条 [大会への参加]

- (1) B.LEAGUE U15チームは、原則としてBリーグが主催する大会に参加しなければならない。
- (2) B.LEAGUE U15チームが各大会参加要項所定の大会資格を満たさない場合、その参加は認められない。

第15条 [Bライセンスが取得できなかった場合の取り扱い]

- (1) Bクラブは、Bライセンスを取得できなかった場合、その保有するB.LEAGUE U15チームを第2条に定めるカテゴリー・チーム区分に登録することはできず、当該B.LEAGUE U15チームは、Bリーグが主催する大会に参加することはできない。ただし、当該B.LEAGUE U15チームが本規程に定める事項を充足できると理事会が判断したときは、当該Bクラブは、Bライセンスを取得できないことが確定したときから最大3年間、その保有するB.LEAGUE U15チームを「U15」の「BクラブU15チーム」のカテゴリーおよびチーム区分として登録することができるものとし、かかる登録がなされた場合、当該Bクラブの保有するB.LEAGUE U15チームはBリーグの主催する大会に出場することができる。
- (2) 前項に基づき、B.LEAGUE U15チームが、Bリーグが主催する大会に出場できなくなったときは、Bクラブは、選手およびその保護者に速やかに通知しなければならない。

第16条 [罰則]

- (1) Bクラブ又はB.LEAGUE U15チームが本規程第2条ないし第5条、第6条第1項ないし第4項、第8条第1項および第2項、第9条第1項、ならびに第10条

第1項および第2項に違反した場合、クラブライセンス交付規則が定めるところにより、制裁が科され、又は科される可能性がある。

- (2) Bクラブ又はB.LEAGUE U15チームが本規程（前項によりクラブライセンス交付規則違反となる条項を除く）に違反した場合、Bリーグ規約第10章〔制裁〕を適用する。

第17条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制定〕

2020年8月25日

〔改正〕

2022年8月17日 2025年4月1日

2023年9月1日 2025年4月15日

2024年8月22日

U18チーム規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、Bクラブが保有する18歳以下のユースチーム（以下「B.LEAGUE U18チーム」という。）に関する事項について定める。

第2条〔保有〕

B1リーグの参加資格であるクラブライセンス（以下「Bライセンス」という。）を取得しようとするBクラブは、B.LEAGUE U18チームをライセンス申請者または関連する法人内に置かなければならず、当該チームは、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）が運営する「Team JBA」（以下「Team JBA」という。）においてカテゴリー及びチーム区分を「U18」の「BクラブU18チーム」として毎年度（毎年4月1日から3月31日まで。以下同じ。）4月末日までに登録されたチームであることを要する。

第3条〔チーム名〕

B.LEAGUE U18チームのチーム名は、呼称の前後どちらかに「U18」をつけなければならない。

第4条〔保有チーム数〕

Bクラブが保有できるB.LEAGUE U18チームのチーム数は1チームとする。

第5条〔対象年齢〕

B.LEAGUE U18チームに所属する選手の年齢は13歳から18歳までに限るものとする。

第6条〔選手登録〕

- (1) B.LEAGUE U18チームの選手は、Team JBAおよびBリーグに選手登録しなければならない。
- (2) 選手登録の期限は毎年度5月末日とする。
- (3) 選手登録数は、8名以上20名以下とし、前項に定める期限までに8名以上の登録をしなければならない。なお、JBAの基本規程その他の諸規程又はBリーグ規約その他の諸規程に別段の定めがある場合を除き、B.LEAGUE U18チームに登録をされている選手は、カテゴリーおよびチーム区分を問わず、他チームに登録することはできない。
- (4) B.LEAGUE U18チームの選手として選手登録できる15歳以下の選手は2名まで

とする。

- (5) 第2項に定める期限後に、選手登録数が第3項の下限人数を下回った場合、30日以内にその人数を充足しなくてはならない。
- (6) B.LEAGUE U18チームへの選手登録が解除された場合、当該選手は当該年度内に同一のB.LEAGUE U18チームの選手として再登録することはできない。ただし、転居等やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

第7条 [選手募集等]

Bクラブは、B.LEAGUE U18チームの選手を募集する場合、選手に十分配慮し、B.LEAGUE U18チームに所属する意思を本人およびその保護者に書面により確認するものとする。Bクラブは、当該確認にあたり、当該BクラブがBライセンスを取得できなかった場合、B.LEAGUE U18チームがBリーグ主催の大会に出場できなくなる恐れがあることについて説明しなければならない。

第8条 [ヘッドコーチ]

- (1) B.LEAGUE U18チームには、JBA公認B級コーチライセンス以上を保有するヘッドコーチを1名置かなければならず、毎年度4月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。
 - ① 当該Bクラブのトップチーム（当該Bクラブにおける最高水準の競技力を保持するチームをいう。）のコーチ
 - ② 他のBクラブ（本号においてはB3クラブを含む）の保有するチームのコーチ
 - ③ 他チーム（カテゴリー、チーム区分を問わない）のヘッドコーチ
- (2) ヘッドコーチは、次の各号に定めるコーチと兼務することはできない。
 - ① 当該Bクラブのトップチーム（当該Bクラブにおける最高水準の競技力を保持するチームをいう。）のコーチ
 - ② 他のBクラブ（本号においてはB3クラブを含む）の保有するチームのコーチ
 - ③ 他チーム（カテゴリー、チーム区分を問わない）のヘッドコーチ
- (3) 第1項に定める期限後に、登録されたヘッドコーチが不在となった場合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。
- (4) ヘッドコーチは、JBA、都道府県協会およびBリーグ主催の大会において、病気等正当な理由がある場合を除き、必ずスコアシートに署名し、試合の指揮をとらなければならない。
- (5) ヘッドコーチは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第9条 [アシスタントコーチ]

- (1) B.LEAGUE U18チームには、JBA公認C級コーチライセンス以上を保有するアシスタントコーチを1名置かなければならず、毎年度4月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。
- (2) 第1項に定める期限後に、登録されたアシスタントコーチが不在となった場

合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。

- (3) アシスタントコーチは、ヘッドコーチ不在時を除き、JBA、都道府県協会およびBリーグ主催の大会において、スコアシートに署名をしてはならない。
- (4) アシスタントコーチは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第10条〔トレーナー〕

- (1) B.LEAGUE U18チームには以下の各号に定めるいずれかの資格を保有し、Bリーグが認めたトレーナーを1名以上置かなければならず、毎年度4月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。
 - ① 公益財団法人日本スポーツ協会公認のアスレティックトレーナー
 - ② 理学療法士
 - ③ 柔道整復師
 - ④ あん摩マッサージ指圧師
 - ⑤ はり師
 - ⑥ きゅう師
 - ⑦ 米国アスレティックトレーナー資格認定委員会公認アスレティックトレーナー
- (2) トレーナーは、他のBクラブ（本項においてはB3クラブを含む）の保有するチームのトレーナーと兼務することはできない。
- (3) 第1項に定める期限後に、登録されたトレーナーが不在となった場合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。
- (4) トレーナーは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第11条〔育成方針〕

Bクラブは、B.LEAGUE U18チームの育成方針を作成し、これに従い運営しなければならない。

第12条〔活動〕

- (1) B.LEAGUE U18チームは、年間を通じて週3日以上かつ月36時間以上活動することを要する。本規程において「活動」とは、練習、試合、トレーニング、合宿、研修、その他選手育成の目的に資する一切の活動を意味する。
- (2) Bクラブは、B.LEAGUE U18チームの活動にあたっては、選手の心身の健康や安全に十分に配慮しなければならない。
- (3) Bクラブは、B.LEAGUE U18チームの活動との関係において、選手がBリーグ規約第3条所定の事項を遵守するよう十分に指導、監督をしなければならない。

第13条〔報告書等の提出〕

- (1) Bクラブは、毎月、B.LEAGUE U18チームの活動予定表および活動報告書を、Bリーグが指定する期日までに提出しなければならない。
- (2) Bクラブは、前項の書類において虚偽の記載をしてはならない。

第14条〔大会への参加〕

- (1) B.LEAGUE U18チームは、原則としてBリーグが主催する大会に参加しなければならない。
- (2) B.LEAGUE U18チームが各大会参加要項所定の大会資格を満たさない場合、その参加は認められない。

第15条〔Bライセンスが取得できなかった場合の取り扱い〕

- (1) Bクラブは、Bライセンスを取得できなかった場合、その保有するB.LEAGUE U18チームを第2条に定めるカテゴリー・チーム区分に登録することはできず、当該B.LEAGUE U18チームは、Bリーグが主催する大会に参加することはできない。ただし、当該B.LEAGUE U18チームが本規程に定める事項を充足できると理事会が判断したときは、当該Bクラブは、Bライセンスを取得できないことが確定したときから最大3年間、その保有するB.LEAGUE U18チームを「U18」の「BクラブU18チーム」のカテゴリーおよびチーム区分として登録することができるものとし、かかる登録がなされた場合、当該Bクラブの保有するB.LEAGUE U18チームはBリーグの主催する大会に出場することができる。
- (2) 前項に基づき、B.LEAGUE U18チームが、Bリーグが主催する大会に出場できなくなったときは、Bクラブは、選手およびその保護者に速やかに通知しなければならない。

第16条〔罰則〕

- (1) Bクラブ又はB.LEAGUE U18チームが本規程第2条ないし第5条、第6条第1項ないし第4項、第8条第1項および第2項、第9条第1項、ならびに第10条第1項および第2項に違反した場合、クラブライセンス交付規則が定めるところにより、制裁が科され、又は科される可能性がある。
- (2) Bクラブ又はB.LEAGUE U18チームが本規程（前項によりクラブライセンス交付規則違反となる条項を除く）に違反した場合、Bリーグ規約第10章〔制裁〕を適用する。

第17条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制 定〕

2022年8月17日

〔改 正〕

2023年9月1日

2024年8月22日

2025年4月1日

2028-29シーズン

B. PREMIERクラブライセンス交付規則

第1章 総 則

第1条 [趣 旨]

本交付規則は、Bリーグ規約第11条に基づき、2028-29シーズンのB.LEAGUE PREMIERへの参加資格であるクラブライセンス（以下「B.PREMIERライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

第2条 [定 義]

- (1) 本交付規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、本交付規則の別紙「定義集」に定める意味を有するものとする。
- (2) 本交付規則において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Bリーグ規約において定義された意味を有する。

第3条 [遵守義務]

- (1) B.PREMIERライセンスの交付を希望し申請を行った者（以下「B.PREMIER申請者」という）およびB.PREMIERライセンスを交付されたクラブ（以下「B.PREMIERライセンシー」という）ならびにそれらの役職員およびチームスタッフは、本交付規則およびこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) B.PREMIER申請者およびB.PREMIERライセンシーは、ライセンスの申請および取消しまたは制裁内容の決定に関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の情報を提供し、または虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) B.PREMIER申請者およびB.PREMIERライセンシーは、ライセンスの申請および取消しまたは制裁内容の決定に関連する手続において、ライセンスマネージャー、ライセンス事務局、ライセンス審査会および理事会による調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 ライセンス

第4条 [ライセンスの効果]

- (1) B. PREMIERライセンスはあくまでB. LEAGUE PREMIERに参加するために必要な資格に過ぎず、B. LEAGUE PREMIERに所属することを保証するものではない。B. LEAGUE PREMIERに所属するためには、B. PREMIERライセンスの付与を受け、かつ、Bリーグ規約に定める入会審査に合格しなければならない。
- (2) 本交付規則によって交付されるB. PREMIERライセンスは、2028-29シーズンのB. LEAGUE PREMIERへの参加資格である。

第5条 [B. PREMIERライセンスの付与／譲渡]

- (1) B. PREMIER申請者が、第6章に定めるライセンス審査基準を全て充足する場合は、B. PREMIERライセンスが交付される。
- (2) B. PREMIER申請者およびB. PREMIERライセンシーは、ライセンス申請者たる地位またはB. PREMIERライセンシーである地位を第三者に譲渡することができないものとする。ただし、クラブの同一性が認められ、特別の事情があり、理事会が事前に承認した場合にはこの限りではない。

第6条 [B. PREMIERライセンスの有効期間/取消し等]

- (1) B. PREMIERライセンスの有効期間は、本交付規則によって交付されるB. PREMIERライセンスの対象となるシーズンとする。
- (2) 前項の有効期間は、別途定める「継続資格認定規則」に基づく審査(以下「継続審査」という)に合格することによって、1シーズンずつ延長されるものとする。なお、「継続資格認定規則」は、本交付規則と異なる審査基準が規定され、また、継続審査は実施されない場合がある。
- (3) B. PREMIERライセンシーは、本交付規則および「継続資格認定規則」に基づき、対象シーズンの開始前であっても、交付されたB. PREMIERライセンスが取消されまたは制裁を科され得る。

第3章 ライセンス申請

第7条 [B. PREMIER申請者]

2026年4月1日（以下「申請期日」という）において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、2028-29シーズンのライセンスのB. PREMIER申請者となり得る。

- ① B 1 クラブ
- ② B 2 クラブ
- ③ 準加盟クラブ

第8条〔申請〕

- (1) B. PREMIERライセンスの交付を希望する者は、申請期日までに、Bリーグに対して「2028-29シーズンB. PREMIERライセンス審査申請書」(Bリーグ様式)を提出し、B. PREMIERライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。
- (2) B. PREMIERライセンスの交付を希望する者は、申請期日までに、申請料として30万円(税抜)を納付しなければならない。納付された申請料は、いかなる理由があっても返還することはない。
- (3) B. PREMIER申請者は、申請取下げの書面を提出することによって、いつでも申請を取り下げることができるものとする。

第9条〔申請書類〕

B. PREMIER申請者は、第6章に定める審査のために必要な資料(以下「ライセンス審査資料」)を、同章に定める提出期限までにBリーグに提出しなければならない。

第4章 審査機関

第10条〔審査機関〕

B. PREMIER申請者に対するB. PREMIERライセンスの交付の可否ならびにB. PREMIERライセンサーに対するB. PREMIERライセンスの取消しまたは制裁の要否および内容についての審査(以下「ライセンス審査」という)及び決定は、理事会が行う。Bリーグは、当該業務を補助するために、Bリーグ内に以下の機関または人員を設置しまたは配置する。

- ① ライセンスマネージャー
- ② ライセンス事務局
- ③ ライセンス審査会およびライセンス審査部会

第11条〔ライセンスマネージャー〕

- (1) ライセンスマネージャーは、チェアマンが任命する。
- (2) ライセンスマネージャーは、以下の業務を行うものとする。
 - ① ライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展

- ② B. PREMIER申請者およびB. PREMIERライセンシーに対する援助および助言
 - ③ ライセンス審査申請書の受付
 - ④ ライセンス審査資料の取りまとめ
 - ⑤ ライセンス審査のための調査
 - ⑥ ライセンス審査会の運営
 - ⑦ ライセンス交付後におけるB. PREMIERライセンシーの本交付規則の遵守状況の監視
- (3) ライセンスマネージャーは、完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、B. PREMIER申請者またはB. PREMIERライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B. PREMIER申請者またはB. PREMIERライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (4) ライセンスマネージャーは、ライセンス審査に関する業務において、B. PREMIER申請者およびB. PREMIERライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
- (5) ライセンスマネージャーは、B. PREMIER申請者およびB. PREMIERライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンスマネージャー自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、B. PREMIER申請者、Bリーグに所属するクラブ、準加盟クラブ（以下「B. PREMIER申請者等」という）またはB. PREMIERライセンシーと以下の関係にあってはならない。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該B. PREMIER申請者等またはB. PREMIERライセンシーの役職員であること
 - ② 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
 - ④ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第12条【ライセンス事務局】

- (1) ライセンス事務局の構成員は、チェアマンが、Bリーグ職員または専門知識をもった外部の者から任命する。
- (2) ライセンス事務局は、B. PREMIER申請者からの申請を受け付け、ライセンスマネージャーのライセンス審査に関する業務を補助するものとする。
- (3) ライセンス事務局は、ライセンスマネージャーの指示に基づき、B. PREMIER申請者またはB. PREMIERライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料

の提出を求め、B. PREMIER申請者またはB. PREMIERライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。

- (4) ライセンス事務局は、ライセンス審査に関する業務において、B. PREMIER申請者またはB. PREMIERライセンシーを平等に取り扱わなければならない。

第13条 [ライセンス審査会・ライセンス審査部会]

- (1) ライセンス審査会は、チェアマンと専門知識をもった4名以上の者から構成されるものとし、議長はチェアマンが行うものとする。
- (2) ライセンス審査会の構成員は、少なくとも1名が日本弁護士連合会に登録された弁護士および少なくとも1名が日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとし、チェアマンを除く構成員はBリーグ理事会が選任する。
- (3) ライセンス審査部会の構成員は、チェアマンを部会長とし、ライセンス審査会の構成員のうちチェアマンが指名した者とする。
- (4) チェアマンを除くライセンス審査会の構成員の任期は2年とし、4期まで再選されることができる。
- (5) ライセンス審査会は、第6章に定める審査基準の充足状況およびB. PREMIERライセンスの取消しまたは制裁について審査を行い、その結果について原案を作成し理事会に提出する。
- (6) ライセンス審査部会は、ライセンス審査会が審査結果を理事会に提出するまでの期間において、第7条第1項第1号から第3号に定める者から、第6章に定める審査基準の充足状況に関する事項(連結の範囲、バスケ関連事業の範囲、アリーナ検査要項の要件など)について照会が行われた場合、これを審議し、その結果について回答を行うことができるものとする。
- (7) ライセンス審査会は、審査において必要が生じた場合、B. PREMIER申請者またはB. PREMIERライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B. PREMIER申請者の関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (8) ライセンス審査会の構成員は、ライセンス審査に関する業務において、B. PREMIER申請者またはB. PREMIERライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
- (9) ライセンス審査会の構成員は、B. PREMIER申請者およびB. PREMIERライセンシーと独立した関係になければならない、またライセンス審査会の構成員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、B. PREMIER申請者等またはB. PREMIERライセンシーと以下の関係にあってはならない。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該B. PREMIER申請者等またはB. PREMIERライセンシーの役職員であること
- ② 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーの株主またはその役職員であること

- ③ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
- ④ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
- ⑤ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第5章 ライセンス審査

第14条 [B. PREMIERライセンス審査]

- (1) 第8条に基づく申請がなされたときは、ライセンスマネージャーおよびライセンス事務局がライセンス審査のための調査を実施し、必要に応じてB. PREMIER申請者に対して、ライセンス審査資料の修正、追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施する。
- (2) ライセンスマネージャーは、ライセンス申請書類および調査の結果を取りまとめ、ライセンス審査会に提出する。
- (3) ライセンス審査会は、前項の資料および前条第7項に定める調査結果に基づき、ライセンス審査基準の充足状況を審査し、その結果についての原案を作成して、原則として2026年10月末までに開催される理事会に提出する。なお、ライセンス審査会の審査は、第13条第6項に定めるライセンス審査部会が行った回答に拘束されることはないが、十分にこれを考慮して行うものとする。
- (4) 理事会は、B. PREMIERライセンス交付の可否について最終決定をする。理事会は、ライセンス審査会の原案に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。
なお、当該理事会決議には、B. PREMIER申請者等の役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。

第15条 [ライセンス交付数]

交付するB. PREMIERライセンスの数は、上限を設けないものとする。

第16条 [決定内容の通知]

第14条に定められた審査により、ライセンスの交付の可否が決定した場合には、原則として7日以内に、ライセンスマネージャーはB. PREMIER申請者に対して、当該決定内容の通知を行うものとする。

第6章 ライセンス審査基準

第17条 [ライセンス審査資料]

- (1) 第18条から第31条までに規定するライセンス審査資料は、2026年6月末日(以下「審査資料提出期限」という)または別途期限が定められている場合にはその期限までに提出されなければならず、かつ正確でなければならない。
- (2) B.PREMIER申請者は、ライセンス審査資料の提出期限の延長を希望する場合は、その理由を添えて、原則として提出期限の3日前までにライセンスマネージャーに期限の延長の申請をしなければならない。ライセンスマネージャーは、当該理由が合理的であると判断した場合には、審査のスケジュールに影響をおよぼさない範囲で延長を決定できるものとする。

第18条 [ホームアリーナ基準]

- (1) B.PREMIER申請者は、2026年6月末日時点において、公式試合の試合開催に利用することができ、別途定める「ホームアリーナ検査要項2028-29シーズンB.PREMIER用(以下「検査要項」という)」の条件を充足したアリーナ(以下「ホームアリーナ」という)を次条で定めるところにより確保していかなければならない。ただし、以下の各号いずれかに該当する場合には、本基準を充足しているものとするが、ホームアリーナが使用可能となるまでの間に使用するアリーナ(以下「代替アリーナ」という)は、活動区域内にある理事会の承認を得たアリーナで、入場可能数3,000席以上など「代替アリーナ検査要項2028-29シーズンB.PREMIER用(以下「代替アリーナ検査要項」という)」を充足していかなければならない。なお、代替アリーナについて理事会が承認を行う場合には、理事会は条件を付すことが出来るものとする。
 - ① 既存のアリーナが、2026年6月末日時点において、検査要項「2026年審査時★★★」で定める条件を充足しており、かつ2026-27シーズン当該アリーナで最初に開催されるリーグ戦までに検査要項「実地審査時★★★」で定める条件について、充足することを確約する文書を提出した場合
 - ② アリーナの改修計画がある場合に、改修後のアリーナが、2026年6月末日時点において、検査要項「2026年審査時★★★」で定める条件を充足し、かつ2028-29シーズン開幕当初から使用可能であると合理的に判断できる状況にあり、さらに検査要項「実地審査時★★★」で定める条件について、改修後のアリーナで最初開催されるリーグ戦までに充足することを確約する文書を提出した場合
 - ③ アリーナの新設計画がある場合に、新設するアリーナが、2026年6月末日時点において、検査要項「2026年審査時★★★」で定める条件を充足し、かつ

2028-29シーズン開幕当初から使用可能であると合理的に判断できる状況にあり、さらに検査要項「実地審査時★★★」で定める条件について、新設されたアリーナで最初に開催されるリーグ戦までに充足することを確約する文書を提出した場合

- (2) B. PREMIER申請者は、以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① 既設のホームアリーナで判定を希望する場合
- a ホームアリーナ検査表（B リーグ様式）
 - b 検査要項で定める提出書類
 - c 確約書（前項第1号に該当する場合）
- ② アリーナ改修計画があり、改修後のアリーナで判定を希望する場合
- a 2028-29シーズン開幕当初から使用できることを証明する資料（例：マスタースケジュール等）
 - b 改修後のアリーナが検査要項を充足していることを証明する資料
 - ・設計図面（5000席、トイレの数、スイート、ラウンジなど）
 - ・PFI、PPP等のRFP概要
 - ・興行時の図面
 - ・アリーナ検査表（B リーグ様式）
 - ・確約書
 - ・契約書
 - ・今後のスケジュールにおけるリスクとその対応策
 - ・別途ライセンス審査会が指定する書類等
 - c 代替アリーナを使用する場合に、代替アリーナ検査要項を充足していることを証明する資料
- ③ アリーナの新設計画があり、当該新設のアリーナで判定を希望する場合
- a 2028-29シーズン開幕当初から使用できることを証明する資料（例：マスタースケジュール等）
 - b 新設のアリーナが検査要項を充足していることを証明する資料
 - ・設計図面（5000席、トイレの数、スイート、ラウンジなど）
 - ・PFI、PPP等のRFP概要
 - ・興行時の図面
 - ・アリーナ検査表（B リーグ様式）
 - ・確約書
 - ・契約書
 - ・今後のスケジュールにおけるリスクとその対応策
 - ・別途ライセンス審査会が指定する書類等
 - c 代替アリーナを使用する場合に、代替アリーナ検査要項を充足しているこ

とを証明する資料

第19条 [ホームアリーナ使用基準]

- (1) B. PREMIER申請者は、2028-29シーズンBリーグ公式試合をホームアリーナで80%以上開催することを目的とし、2028年9月から2029年5月末までの期間（予定）において、ホームアリーナを89日以上確保していかなければならない。ただし、前条の規定により代替アリーナの使用が認められた期間については、本基準の判定は代替アリーナで行うものとし、代替アリーナが複数認められた場合には、これらのアリーナの確保日を合算して判定を行うものとする。
- (2) B. PREMIER申請者は、以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① 施設所有者または施設管理者が押印して作成された「ホームアリーナ使用確認書」（原則としてBリーグ様式）
 - ② 代替アリーナを使用予定の場合は、原則として施設所有者または施設管理者が押印して作成された「代替アリーナ使用確認書」（原則としてBリーグ様式）
 - ③ 2028年9月から2029年5月末までの期間（予定）において、確保したアリーナの日程

第20条 [入場者数基準]

- (1) B. PREMIER申請者は、Bリーグ規約第34条第1項1号および第2号に規定するホームゲームの公式試合において、2シーズン連続で平均入場者数4,000名以上でなければならない。ただし、B. PREMIER申請者が第2項に定める対象シーズンにおいてB3リーグに所属していた場合には、当該シーズンはB3リーグが定めるB3リーグ規約第28条第1項第1号に規定する公式試合の平均入場者数で判定を行うものとする。
- (2) 前項の判定対象となるシーズンは、2024-25シーズンおよび2025-26シーズンの2シーズンとする。
- (3) 入場者数のカウント方法は、Bリーグ規約に第41条の2定められた方法によるものとする。なお、入場者数について誤謬または虚偽の報告が認められた年度がある場合には、当該年度については、基準未充足または合理的に修正された入場者数で判定を行うものとする。また、B3リーグ戦において入場数のカウントに誤謬または虚偽の報告が認められた場合には、当該B. PREMIER申請者に対してBリーグ規約第122条の制裁が科される可能性がある。
- (4) B. PREMIER申請者は、以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① 判定対象シーズンにBリーグに所属していたB. PREMIER申請者

Bリーグ規約第41条の2条に定められた提出書類により判定を行うため、提出不要とする。

- ② 判定対象シーズンにB3リーグに所属していたB.PREMIER申請者
 - a ホームゲームの各試合の入場者数
 - b 入場者数のカウントに誤謬または虚偽の報告が認められた場合、Bリーグ規約に基づき制裁が科され得ることについての同意書

第21条 [売上高基準]

- (1) B.PREMIER申請者は、B.PREMIER申請者の計算書類において、2事業年度連続で12億円以上かつバスケ関連事業9.6億円以上の売上高(税抜)を計上していかなければならない。ただし、B.PREMIER申請者が次条に定める連結等売上高で判定を希望する場合には、この限りではない。なお、計算書類が税込みで作成されている場合には、税抜き金額に換算した金額で判定を行うものとする。
- (2) 第1項の対象事業年度は、2024年度および2025年度の決算（例：2025年6月期および2026年6月期）の2事業年度とする。ただし、事業年度が7月2日以降12月末日までの間に開始する場合には、対象事業年度は、2023年度および2024年度の決算とする。また、決算期変更などにより、事業年度が1年末満または1年を超える場合には、判定方法はライセンス審査会が決定するものとする。
- (3) 第1項のバスケ関連事業とは、プロバスケットボール興行およびこれに付随する事業（プロチームの運営・興行事業、MD事業、スクール事業、会場内飲食事業等）ならびにこれらに関連して保有または管理する資産もしくは権利を有効活用する事業とする（例：アリーナ事業、メディア事業、クラブライツを伴う事業等）。なお、バスケ関連事業に該当するか否かの判定は、ライセンス審査会が行うものとする。
- (4) B.PREMIER申請者は、判定対象年度の以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
 - ① 決算見込み
 - ② 計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）（第24条第2項に定める対象事業年度の3事業年度分、過去に提出した年度は不要）
 - ③ 法人税確定申告書一式（別表・勘定科目内訳書などを含む税務署に提出した書類全て）
 - ④ 勘定科目明細（第3号で勘定科目内訳書が含まれている場合は不要）
 - ⑤ 損益実績表（Bリーグ指定様式）
 - ⑥ 第3項を判定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）
 - ⑦ スポンサリスト（①の根拠となる資料）

第22条 [連結等売上高基準]

- (1) B. PREMIER申請者が、ライセンス審査会に認定された子会社/関連会社等(以下「子会社等」という)を保有し、前条第1項から第3項に定める売上高基準の判定を、当該子会社等を考慮して行うことを希望する場合には、第3項に定める方法により、B. PREMIER申請者および子会社等(以下「グループ会社」という)の売上高(税抜)で行うことができるものとする。
- (2) 子会社等の認定は、ライセンス審査会が下記の方法により行うものとする。
 - ① B. PREMIER申請者が議決権(一般社団法人、公益社団法人等においては社員たる地位)の総数の50%超を保有する会社・法人および監査を担当する監査法人等から子会社として扱われている会社・法人は、子会社として認定する。
 - ② B. PREMIER申請者のユース・スクールを運営している一般社団法人、公益社団法人およびNPO法人は、子会社として認定する。
 - ③ B. PREMIER申請者が議決権の総数の20%以上50%未満を保有する会社(一般社団法人、公益社団法人およびNPO法人は対象外)および監査を担当する監査法人等から関連会社として扱われている会社・法人は関連会社として認定する。
 - ④ 前各号の認定対象とする子会社等は、B. PREMIER申請者が議決権(一般社団法人、公益社団法人等においては社員たる地位)の取得を、B. PREMIER申請者の判定対象となる事業年度末日から6ヵ月以上前までに行っていなければならず(例:2026年6月末日決算の場合、2025年12月末日まで可)、かつB. PREMIER申請者の判定の対象となる事業年度末日において、前各号のいずれかに該当していなければならない。なお、事業年度の途中で株式等を取得し子会社等に認定された場合には、次項に定める当該子会社等の合算する売上高は、1事業年度分とする。
- (3) 第1項のグループ会社の売上高とは、グループ会社の売上高を合算し、当該グループ会社間で行われた取引高(売上高)を控除した売上高とする。ただし、関連会社において合算できる売上高は、当該関連会社の売上高にB. PREMIER申請者が保有する当該関連会社の議決権割合を乗じた金額とする。なお、グループ会社間で行われた取引高を明らかにするため、B. PREMIER申請者の計算書類の個別注記表等において、子会社等との取引高を注記しなければならない。また、B. PREMIER申請者の決算日と子会社等の決算日が異なる場合であっても、子会社等において仮決算を行わず、計算書類に計上された売上高で判定を行うことができるものとする。グループ会社の連結計算書類が作成されている場合には、当該連結計算書類に計上された売上高で判定を行うことができるものとする。
(第24条に規定する監査を受けていること)
- (4) 決算期変更などにより事業年度が1年未満の場合、B. PREMIER申請者と子会社等の決算期が異なる場合および第1項から第3項に定めのない事項が発生した

場合には、連結財務諸表に関する会計基準、連結計算書類規則など一般に公正妥当と認められる会計処理の原則を参考とし、その取扱いはライセンス審査会が決定するものとする。

- (5) B. PREMIER申請者は、判定対象年度の以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① B. PREMIER申請者の前条第4項に定める資料
 - ② 子会社等の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
 - ③ 子会社等の監査役、監事、または監査法人等の監査報告書
 - ④ 判定に使用する売上高の計算過程の分かる資料
 - ⑤ 連結計算書類（作成している場合：連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結個別注記表）
 - ⑥ 子会社等株式の取得（社員への就任）時期が証明できる資料
 - ⑦ 第2項を判定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第23条 [純資産基準]

B. PREMIER申請者は、B. PREMIER申請者の2025年度末（例：2026年6月末）の計算書類において、債務超過であってはならない。ただし、2025年度の事業年度が2025年7月2日以降12月末日までの間に開始する場合には、2024年度末の計算書類で判定を行うものとする。なお、ユースチームやスクールを運営する法人などB. PREMIER申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定を行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、計算書類を合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。

第24条 [利益基準]

- (1) B. PREMIER申請者は、B. PREMIER申請者の計算書類において、3事業年度以上連續で、当期純損失を計上してはならない。ただし、判定の対象となる最終の事業年度の純資産残高が当期純損失の額の絶対値を上回っている場合は、本基準は充足しているものとみなす。
- (2) 第1項の対象事業年度は、2023年度、2024年度および2025年度（例：2026年6月期）の決算とする。ただし、各事業年度が7月2日以降12月末日までの間に開始する場合には、対象事業年度は、2022年度、2023年度および2024年度の決算とする。

第25条 [監査の基準]

- (1) 提出されるB. PREMIER申請者の計算書類（3事業年度分）は、監査法人または公認会計士による監査を受けていなければならない。ただし、B. PREMIER申請者

が連結子会社であり、親会社が監査法人または公認会計士による監査を受けている場合には、本基準は充足しているものとする。

- (2) B. PREMIER申請者が第22条第3項に定めるライセンス審査に使用するグループ会社の連結計算書類を作成している場合には、当該連結計算書類は、監査法人または公認会計士による監査を受けていなければならない。
- (3) B. PREMIER申請者は、判定対象年度の以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
 - ① B. PREMIER申請者の計算書類に関する監査法人または公認会計士の監査報告書（前条第2項に定める対象事業年度の3事業年度分、過去に提出した年度は不要）
 - ② 第1項但し書きに該当する場合は、親会社の連結計算書類に関する監査法人または公認会計士の監査報告書（前条第2項に定める対象事業年度の3事業年度分、過去に提出した年度は不要、①を提出した場合は不要）
 - ③ 連結子会社に含まれていることがわかる資料（第1項但し書きに該当する場合）
 - ④ グループ会社の連結計算書類に関する監査法人または公認会計士の監査報告書（前項に該当する場合）（前条第2項に定める対象事業年度の3事業年度分、過去に提出した年度は不要）

第26条 [資金繰り基準]

- (1) B. PREMIER申請者は、審査資料提出期限から少なくとも1年間、資金繰りが安定していることを合理的に説明できなければならない。なお、ユースチームやスクールを運営する法人などB. PREMIER申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定を行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、当該法人の資金繰りを合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。
- (2) B. PREMIER申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 審査資料提出期限の前1年間の資金繰り実績表（実績が確定していない月は見込み値）
 - ② 審査資料提出期限の後1年間の資金繰り予測表
 - ③ 資金提供の確約書等の前号の根拠資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第27条 [ユースチーム基準]

- (1) B. PREMIER申請者は、「U15チーム規程」および「U18チーム規程」に基づき、B. LEAGUE U15チームおよびB. LEAGUE U18チームをライセンス申請者または関連

する法人内に置かなければならず、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という。)が運営する「Team JBA」(以下「Team JBA」という。)において、審査が行われる年の4月末日までに、以下の事項を登録していかなければならない。

- ① カテゴリーを「U15」、チーム区分を「BクラブU15チーム」としたチーム登録
- ② カテゴリーを「U18」、チーム区分を「BクラブU18チーム」としたチーム登録

以下③～⑥については①、②のそれぞれのチームでの登録を必要とする。

- ③ 10名以上20名以下の選手登録
- ④ JBA公認B級コーチライセンス以上を保有するヘッドコーチ
- ⑤ JBA公認C級コーチライセンス以上を保有するアシスタントコーチ
- ⑥ U15チーム規程およびU18チーム規程に定める資格を保有するトレーナー
なお、「U15チーム規程」または「U18チーム規程」に違反した場合には、Bリーグ規約に基づき制裁が科され得る。

第28条 [練習設備基準]

- (1) B.PREMIER申請者は、「練習場およびウェイトトレーニング施設規程」に基づき、練習場を確保することを確約しなければならない。なお、「練習場およびウェイトトレーニング施設規程」に違反した場合には、当該規程およびBリーグ規約に基づき制裁が科され得る。
- (2) B.PREMIER申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 確約書

第29条 [組織基準]

- (1) B.PREMIER申請者は、株式会社として法人格を有していかなければならず、取締役会設置会社でなければならない。
- (2) B.PREMIER申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 履歴事項全部証明書（審査資料提出期限より3カ月前以内に発行されたもの）

第30条 [人事基準]

- (1) B.PREMIER申請者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席し、Bリーグに適格性を認められた、以下各号の担当者を置いていかなければならない。
また、フロントスタッフ数（常勤役員・常勤スタッフ（契約形態は問わないが

アルバイトは除く)) は13名（代表取締役含む）以上とし、以下各号の担当者は代表取締役が担当することはできず（第7号は除く）、特段の記載がある場合を除き兼務することはできない。

- ① ライセンス担当者（②⑦との兼務可）
 - ② 財務担当者（①⑦との兼務可、常勤）
 - ③ 運営・セキュリティ担当者（⑦との兼務可、2名以上）
 - ④ 広報担当者（⑦との兼務可、2名以上）
 - ⑤ マーケティング担当者（⑦との兼務可、2名以上）
 - ⑥ 法人営業担当者（⑦との兼務可、2名以上）
 - ⑦ コンプライアンス担当者（前各号との兼務可、2名以上かつ1名は常勤の取締役または執行役員）
- (2) B.PREMIER申請者は、シーズンを通して選手のケガ、病気、ドーピング等の対応・相談のできる日本国医師免許を保有している医師を1名以上置かなければならぬ。
- (3) B.PREMIER申請者は、ホームゲームの運営に際し安全と治安を確保するために十分な数の警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託しなければならぬ。
- (4) B.PREMIER申請者は、以下のライセンス審査資料（審査資料提出期限より3カ月前以内の基準日を設けて記載したもの）を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならぬ。
- ① 会社概要表（Bリーグ様式）
 - ② 担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式）
 - ③ 役員一覧表（書式自由）
 - ④ 従業員一覧表（書式自由）
 - ⑤ 組織図（書式自由）
 - ⑥ 第2項および前項を充足していることを証明する資料（例：契約書）

第31条 [クロスオーナー等禁止基準]

- (1) B.PREMIER申請者は、八百長およびその疑いが生じることを防止する目的で、他のBリーグ会員およびB.PREMIER申請者（以下「他のクラブ」という）と以下各号のような同一の者による支配関係等があつてはならない。また、これに限らず、本条の目的に重大な支障をきたす恐れがあると判断できる状況にある場合には、本基準は充足していないものとみなす。なお、本基準にいう支配会社とは、直接と間接と問わず、自己（その被支配会社を含む。以下同じ）の計算において他の会社・法人の議決権の総数の50%超の議決権（一般社団法人にあっては社員たる地位）を保有している会社・法人ならびに取締役（一般社団法人にあっては理事）の過半数または代表取締役（一般社団法人にあっては代表理

事) を派遣している会社・法人をいい、被支配会社とは、かかる場合における当該他の会社・法人をいうものとする。

- ① B. PREMIER申請者ならびにB. PREMIER申請者の支配会社およびその被支配会社（但し、B. PREMIER申請者を除く）（以下総称して「支配会社等」という）の役員および職員が、他のクラブの役員または職員を兼務していないこと
 - ② B. PREMIER申請者およびB. PREMIER申請者の支配会社等の役員および職員が、他のクラブの支配会社の代表取締役（一般社団法人にあっては理事長）を兼務していないこと
 - ③ B. PREMIER申請者およびB. PREMIER申請者の支配会社等の役員または職員が、他のクラブの支配会社の取締役（一般社団法人にあっては理事）の過半数を占めていないこと
 - ④ B. PREMIER申請者は、Bリーグ規約第26条第4項から第7項までに違反していないこと
 - ⑤ B. PREMIER申請者の役員および職員は、Bリーグ規約第27条第2項に違反していないこと
 - ⑥ B. PREMIER申請者の議決権の総数の50%超を自己、配偶者もしくは一親等内の親族の計算において保有している個人株主またはB. PREMIER申請者の支配会社等およびこれらの役員が、直接または間接に合計して、他のクラブの支配会社の議決権の総数の50%超を保有していないこと
- (2) B. PREMIER申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
- ① 宣言書（Bリーグ様式）
 - ② 支配関係図（書式自由）
 - ③ 株主一覧表（書式自由）

第7章 取消し・制裁

第32条 [ライセンスの取消し・制裁]

- (1) B. PREMIERライセンス交付後、2027年に実施予定の継続資格審査日までの間に、B. PREMIERライセンシーが以下に該当すると判断された場合には、交付されたB. PREMIERライセンスの取消しまたは制裁が科され得る。
- ① 第3条第2項の遵守義務に違反していることが判明した場合
 - ② 資金繰りに重要な懸念があり、短期的な回復が合理的に見込めない状況となった場合
 - ③ 第18条[ホームアリーナ基準]に規定するアリーナの使用開始時期について、2028-29シーズン開幕当初から使用可能であると合理的に見込めなくなった

場合

- ④ 第18条[ホームアリーナ基準]、第27条[ユースチーム基準]および第28条[練習設備基準]の規定により提出された確約書に記載された事項が、履行されないまたは履行することが著しく困難であると判断される状況となった場合
 - ⑤ 第31条[クロスオーナー等禁止基準]に違反していることが明らかになり、短期的に解消の見込めない場合
 - ⑥ B. PREMIERライセンシーまたは第三者がB. PREMIERライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立を行ったとき
 - ⑦ B. PREMIERライセンシーが解散したとき
 - ⑧ Bリーグ定款に基づきB. PREMIERライセンシーが除名処分となったとき
- (2) 前項に該当するか否かの審査および該当する場合のライセンスの取消しまたは制裁の内容の審査は、ライセンス審査会が行い、その審査結果は理事会に提出され理事会が最終決定を行うものとする。理事会は、ライセンス審査会の審査結果に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。
- (3) 前項の理事会の決議には、Bリーグに所属するクラブの役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。
- (4) ライセンス審査会は、審査を行うにあたり、原則として当該B. PREMIERライセンシーに対し事情聴取を行いその意見および弁明を聴取するものとする。また、回線の使用または書面による方法で行うことができるものとする。事情聴取等については、当該B. PREMIERライセンシーの同意がある場合もしくは当該B. PREMIERライセンシーが事情聴取等を拒否、無断欠席した場合または書面の提出がなかった場合には、この限りではない。
- (5) 前項の規定にかかわらず、当該B. PREMIERライセンシーに科せられる制裁の内容が、次項第1号から第3号の場合には、事情聴取に代えて、当該B. PREMIERライセンシーに対して書面提出による弁明の機会を付与すれば足りるものとする。
- (6) B. PREMIERライセンシーに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
- ① けん責
 - ② 戒告
 - ③ 改善報告書の提出
 - ④ 第30条に定める担当者からの除外
 - ⑤ 罰金（5千万円を上限とする）

第8章 雜 則

第33条〔本規則に定めのない事項〕

本交付規則に規定されていない事項については、理事会が決定する

第34条〔改 正〕

本交付規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第35条〔施 行〕

本交付規則は、2025年7月8日から施行する。

〔改 正〕

2025年9月9日

「JBA」	公益財団法人日本バスケットボール協会を意味する。
「Bリーグ」	公益社団法人ジャパン・プロフェショナル・バスケットボールリーグを意味する。
「B3リーグ」	一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグを意味する。
「B.PREMIERライセンシー」	Bライセンスを交付されたクラブを意味する。
「クラブ」	プロバスケットボールクラブを意味する。
「チアマン」	Bリーグの代表理事CEOを意味する。
「理事会」	Bリーグの理事会を意味する。
「チームスタッフ」	Bリーグ規約第3条第1項第4号に定める者を意味する。
「シーズン」	各リーグ戦の開幕日から翌年の公式試合の最終日までの期間を意味する。
「対象シーズン」	当該B.PREMIERライセンスの対象となるシーズンを意味する。
「リーグ戦」	Bリーグ規約に定める公式試合、Bリーグリーグ戦を意味する
「Bリーグ様式」	提出書類すべき書類のうち、Bリーグが作成した書式を意味する。

2028-29シーズン

B. PREMIERクラブライセンス継続資格認定規則

第1章 総 則

第1条 [趣 旨]

本規則は、Bリーグ規約第11条に基づき、既に交付されたB.LEAGUE PREMIERへの参加資格であるクラブライセンス（以下「B. PREMIERライセンス」という）を2028-29シーズン継続して保有するための要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

第2条 [定 義]

- (1) 本規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、本規則の別紙「定義集」に定める意味を有するものとする。
- (2) 本規則において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Bリーグ規約において定義された意味を有する。

第3条 [遵守義務]

- (1) B. PREMIERライセンスを継続して保有することを希望し申請を行った者（以下「B. PREMIER継続申請者」という）およびB. PREMIERライセンスを交付されたクラブ（以下「B. PREMIERライセンシー」という）ならびにそれらの役職員およびチームスタッフは、本規則およびこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) B. PREMIER継続申請者およびB. PREMIERライセンシーは、ライセンスの継続審査申請および取消しまたは制裁内容の決定に関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の情報を提供し、または虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) B. PREMIER継続申請者およびB. PREMIERライセンシーは、ライセンスの継続審査申請および取消しまたは制裁内容の決定に関連する手続において、ライセンスマネージャー、ライセンス事務局、ライセンス審査会および理事会による調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 ライセンス

第4条 [ライセンスの効果]

- (1) B. PREMIERライセンスはあくまでB. LEAGUE PREMIERに参加するために必要な資格に過ぎず、B. LEAGUE PREMIERに所属することを保証するものではない。B. LEAGUE PREMIERに所属するためには、B. PREMIERライセンスの付与を受け、かつ、Bリーグ規約に定める入会審査に合格しなければならない。
- (2) 本規則によって継続して保有することが認められるB. PREMIERライセンスは、2028-29シーズンのB. LEAGUE PREMIERへの参加資格である。

第5条 [B. PREMIERライセンスの付与／譲渡]

- (1) B. PREMIER継続申請者が、第6章に定めるライセンス継続審査基準を全て充足する場合（別段の定めにより充足すると扱われる場合を含む）には、対象シーズンのB. PREMIERライセンスを継続して保有することが認められる。
- (2) B. PREMIER継続申請者およびB. PREMIERライセンシーはB. PREMIER継続申請者たる地位またはB. PREMIERライセンシーである地位を第三者に譲渡することができないものとする。ただし、クラブの同一性が認められ、特別の事情があり、理事会が事前に承認した場合にはこの限りではない。

第6条 [B. PREMIERライセンスの有効期間/取消し等]

- (1) B. PREMIERライセンスの有効期間は、本規則によって継続して保有することが認められたB. PREMIERライセンスの対象となるシーズン終了までとする。
- (2) 前項の有効期間は、クラブライセンス継続資格認定規則に基づく審査（以下「継続審査」という）に合格することによって、さらに1シーズンずつ延長されるものとする。
- (3) B. PREMIERライセンシーは、B. PREMIERクラブライセンス交付規則または本規則に基づき、対象シーズンの開始前であっても、交付されたB. PREMIERライセンスが取消されまたは制裁を科され得る。

第3章 ライセンス申請

第7条 [B. PREMIER継続申請者]

対象となるシーズンが開始する2年前（2028-29シーズンライセンスの場合、2026年）の4月1日（以下「申請期日」という）において、B. PREMIERライセンスを保有しているクラブのみが、B. PREMIER継続申請者となり得る。

- ① B 1 クラブ
- ② B 2 クラブ
- ③ 準加盟クラブ

第8条〔申請〕

- (1) B. PREMIER継続申請者は、申請期日までに、Bリーグに対して「B. PREMIERライセンス継続審査申請書」(Bリーグ様式)を提出し、既に保有しているB. PREMIERライセンスの対象シーズンの延長のための審査の申請をしなければならない。
- (2) B. PREMIER継続申請者は、申請期日までに、申請料として30万円(税抜)を納付しなければならない。納付された申請料は、いかなる理由があっても返還することはない。
- (3) B. PREMIER継続申請者は、申請取下げの書面を提出することによって、いつでも申請を取り下げができるものとする。

第9条〔申請書類〕

B. PREMIER継続申請者は、第6章に定める審査のために必要な資料(以下「ライセンス審査資料」)を、同章に定める提出期限までにBリーグに提出しなければならない。

第4章 審査機関

第10条〔審査機関〕

B. PREMIER継続申請者に対するB. PREMIERライセンスを継続して保有することの可否、制裁の要否および内容ならびにB. PREMIERライセンサーに対するB. PREMIERライセンスの取消または制裁の要否および内容についての審査(以下「ライセンス審査」という)及び決定は、理事会が行う。Bリーグは、当該業務を補助するため、Bリーグ内に以下の機関または人員を設置または配置する。

- ① ライセンスマネージャー
- ② ライセンス事務局
- ③ ライセンス審査会およびライセンス審査部会

第11条〔ライセンスマネージャー〕

- (1) ライセンスマネージャーは、チェアマンが任命する。
- (2) ライセンスマネージャーは、以下の業務を行うものとする。
 - ① ライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展

- ② B. PREMIER継続申請者およびB. PREMIERライセンシーに対する援助および助言
 - ③ ライセンス継続審査申請書の受付
 - ④ ライセンス継続審査資料の取りまとめ
 - ⑤ ライセンス継続審査のための調査
 - ⑥ ライセンス審査会の運営
 - ⑦ ライセンス交付後におけるB. PREMIERライセンシーの本規則の遵守状況の監視
- (3) ライセンスマネージャーは、完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、B. PREMIER継続申請者またはB. PREMIERライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B. PREMIER継続申請者またはB. PREMIERライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (4) ライセンスマネージャーは、ライセンス審査に関する業務において、B. PREMIER継続申請者およびB. PREMIERライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
- (5) ライセンスマネージャーは、B. PREMIER継続申請者およびB. PREMIERライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンスマネージャー自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、B. PREMIER継続申請者、Bリーグに所属するクラブ、準加盟クラブ（以下「B. PREMIER申請者等」という）またはB. PREMIERライセンシーと以下の関係にあってはならない。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該B. PREMIER申請者等またはB. PREMIERライセンシーの役職員であること
 - ② 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
 - ④ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第12条 [ライセンス事務局]

- (1) ライセンス事務局の構成員は、チェアマンが、Bリーグ職員または専門知識をもった外部の者から任命する。
- (2) ライセンス事務局は、B. PREMIER継続申請者からの申請を受け付け、ライセンスマネージャーのライセンス審査に関する業務を補助するものとする。
- (3) ライセンス事務局は、ライセンスマネージャーの指示に基づき、B. PREMIER

継続申請者またはB. PREMIERライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B. PREMIER継続申請者またはB. PREMIERライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。

- (4) ライセンス事務局は、ライセンス審査に関する業務において、B. PREMIER継続申請者またはB. PREMIERライセンシーを平等に取り扱わなければならない。

第13条【ライセンス審査会・ライセンス審査部会】

- (1) ライセンス審査会は、チェアマンと専門知識をもった4名以上の者から構成されるものとし、議長はチェアマンが行うものとする。
- (2) ライセンス審査会の構成員は、少なくとも1名が日本弁護士連合会に登録された弁護士および少なくとも1名が日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとし、チェアマンを除く構成員はBリーグ理事会が選任する。
- (3) ライセンス審査部会の構成員は、チェアマンを部会長とし、ライセンス審査会の構成員のうちチェアマンが指名した者とする。
- (4) チェアマンを除くライセンス審査会の構成員の任期は2年とし、4期まで再選されることができる。
- (5) ライセンス審査会は、第6章に定める審査基準の充足状況およびB. PREMIERライセンスの取消しまたは制裁について審査を行い、その結果について原案を作成し理事会に提出する。
- (6) ライセンス審査部会は、ライセンス審査会が審査結果を理事会に提出するまでの期間において、B. PREMIERライセンシーから、第6章に定める審査基準の充足状況に関する事項（連結の範囲、バスケ関連事業の範囲、アリーナ検査要項の要件など）について照会が行われた場合、これを審議し、その結果について回答を行うことができるものとする。
- (7) ライセンス審査会は、審査において必要が生じた場合、B. PREMIER継続申請者またはB. PREMIERライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B. PREMIER継続申請者の関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (8) ライセンス審査会の構成員は、ライセンス審査に関する業務において、B. PREMIER継続申請者またはB. PREMIERライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
- (9) ライセンス審査会の構成員は、B. PREMIER継続申請者およびB. PREMIERライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンス審査会の構成員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、B. PREMIER申請者等またはB. PREMIERライセンシーと以下の関係にあってはならない。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該B. PREMIER申請者等またはB. PREMIERライセンシーの役職員であること

- ② 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーの株主またはその役職員であること
- ③ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
- ④ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
- ⑤ 当該B. PREMIER申請者等もしくはB. PREMIERライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第5章 ライセンス審査

第14条 [B. PREMIER継続審査]

- (1) 第8条に基づく申請がなされたときは、ライセンスマネージャーおよびライセンス事務局がライセンス審査のための調査を実施し、必要に応じてB. PREMIER継続申請者に対して、ライセンス継続審査資料の修正、追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施する。
- (2) ライセンスマネージャーは、ライセンス継続申請書類および調査の結果を取りまとめ、ライセンス審査会に提出する。
- (3) ライセンス審査会は、前項の資料および前条第7項に定める調査結果に基づき、ライセンス継続審査基準の充足状況、制裁の要否および内容を審査し、その結果についての原案を作成して、原則として2026年10月末までに開催される理事会に提出する。
- (4) 理事会は、B. PREMIERライセンスを継続して保有することの可否、制裁の要否および内容について最終決定をする。理事会は、ライセンス審査会の原案に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。なお、当該理事会決議には、B. PREMIER申請者等の役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。

第15条 [ライセンス交付数]

継続して保有することが認められるB. PREMIERライセンスの数は、上限を設けないものとする。

第16条 [決定内容の通知]

第14条に定められた審査により、ライセンスを継続して保有することの可否が決定した場合には、原則として7日以内に、ライセンスマネージャーはB. PREMIER継続申請者に対して、当該決定内容の通知を行うものとする。

第6章 ライセンス継続審査基準

第17条 [ライセンス審査資料]

- (1) 第18条から第31条までに規定するライセンス継続審査資料は、2026年6月末日（以下「継続審査資料提出期限」という）または別途期限が定められている場合にはその期限までに提出されなければならず、かつ正確でなければならぬ。
- (2) B. PREMIER継続申請者は、継続審査資料提出期限の延長を希望する場合には、その理由を添えて、原則として提出期限の3日前までにライセンスマネージャーに期限の延長の申請をしなければならない。ライセンスマネージャーは、当該理由が合理的であると判断した場合には、審査のスケジュールに影響をおぼさない範囲で延長を決定できるものとする。

第18条 [ホームアリーナ基準]

- (1) B. PREMIER継続申請者は、2026年6月末日時点において、公式試合の試合開催に利用することができ、別途定める「ホームアリーナ検査要項2028-29シーズンB. PREMIER用(以下「検査要項」という)」の条件を充足したアリーナ（以下「ホームアリーナ」という）を次条で定めるところにより確保していかなければならない。ただし、以下の各号いずれかに該当する場合には、本基準を充足しているものとするが、ホームアリーナが使用可能となるまでの間に使用するアリーナ（以下「代替アリーナ」という）は、活動区域内にある理事会の承認を得たアリーナで、入場可能数3,000席以上など「代替アリーナ検査要項2028-29シーズンB. PREMIER用(以下「代替アリーナ検査要項」という)」を充足していかなければならない。なお、代替アリーナについて理事会が承認を行う場合には、理事会は条件を付すことが出来るものとする。

- ① 既存のアリーナが、2026年6月末日時点において、検査要項「2026年審査時★★★」で定める条件を充足しており、かつ2028-29シーズン当該アリーナで最初に開催されるリーグ戦までに検査要項「実地審査時★★★」で定める条件について、充足することを確約する文書を提出した場合
- ② アリーナの改修計画がある場合に、改修後のアリーナが、2026年6月末日時点において、検査要項「2026年審査時★★★」で定める条件を充足し、かつ2028-29シーズン開幕当初から使用可能であると合理的に判断できる状況にあり、さらに検査要項「実地審査時★★★」で定める条件について、改修後のアリーナで最初開催されるリーグ戦までに充足することを確約する文書を提出した場合
- ③ アリーナの新設計画がある場合に、新設するアリーナが、2026年6月末日

時点において、検査要項「2026年審査時★★★」で定める条件を充足し、かつ2028-29シーズン開幕当初から使用可能であると合理的に判断できる状況にあり、さらに検査要項「実地審査時★★★」で定める条件について、新設されたアリーナで最初に開催されるリーグ戦までに充足することを確約する文書を提出した場合

なお、第2号または第3号の審査において、アリーナの使用開始時期が遅延することが判明し、理事会が合理的な理由があると判断した場合には、理事会がその裁量により適当と判断する条件（制裁を含む）を付し、ライセンスを継続して保有することを認めることが出来るものとする。

- (2) B. PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① 既設のホームアリーナで判定を希望する場合。ただし、a、bについては、過去に提出されたものから変更がない場合は提出不要とする。
- a ホームアリーナ検査表（Bリーグ様式）
 - b 検査要項で定める提出書類
 - c 確約書
- ② アリーナ改修計画があり、改修後のアリーナで判定を希望する場合
- a B. PREMIERライセンスの交付を受ける為、過去に提出した申請書類（改修計画等）から変更がない場合、変更がない旨の表明書
 - b B. PREMIERライセンスの交付を受ける為、過去に提出した申請書類（改修内容、スケジュール等）から変更があった場合、当該変更内容が分かる資料
 - c 確約書
- ③ アリーナの新設計画があり、当該新設のアリーナで判定を希望する場合
- a B. PREMIERライセンスの交付を受ける為、過去に提出した申請書類（新設計画、スケジュール等）から変更がない場合、変更がない旨の表明書
 - b B. PREMIERライセンスの交付を受ける為、過去に提出した申請書類（新設計画、スケジュール等）から変更があった場合、当該変更内容が分かる資料
 - c 確約書

第19条 [ホームアリーナ使用基準]

- (1) B. PREMIER継続申請者は、2028-29シーズンBリーグ公式試合をホームアリーナで80%以上開催することを目的とし、2028年9月から2029年5月末までの期間（予定）において、ホームアリーナを89日以上確保していかなければならない。ただし、前条の規定により代替アリーナの使用が認められた期間については、本基準の判定は代替アリーナで行うものとし、代替アリーナが複数認められた

場合には、これらのアリーナの確保日を合算して判定を行うものとする。

- (2) B. PREMIER継続申請者は、以下のライセンス審査継続資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① 施設所有者または施設管理者が押印して作成された「ホームアリーナ使用確認書」(原則としてBリーグ様式)
 - ② 代替アリーナを使用予定の場合は、原則として施設所有者または施設管理者が押印して作成された「代替アリーナ使用確認書」(原則としてBリーグ様式)
 - ③ 2028年9月から2029年5月末までの期間(予定)において、確保したアリーナの日程

第20条 [入場者数基準]

- (1) B. PREMIER継続申請者は、Bリーグ規約第34条第1項1号および第2号に規定するホームゲームの公式試合において、下記の平均入場者数以上でなければならない。なお、本基準がいずれかの対象シーズンにおいて未充足であった場合には、原則として第32条第6項第5項に定める制裁を科して、ライセンスを継続して保有することを認めるものとする。
- ① 4,000名(売上高基準または連結等売上高基準が9億円以上の場合)
 - ② 3,000名(売上高基準または連結等売上高基準が12億円以上の場合)
- ※本基準は、2027年10月に実施予定の継続審査から、3期連続未充足(対象シーズンは2024-25シーズン、2025-26シーズン、2026-27シーズン)であった場合には、ライセンスを継続して保有することを認めない予定である。
- (2) 前項の判定対象となるシーズンは、2024-25シーズンおよび2025-26シーズンの2シーズンとする。
- ※判定の対象となるシーズンが2026-27シーズン以降においては、審査基準は、入場者数4,000名以上になる予定である。
- (3) 入場者数のカウント方法は、Bリーグ規約に第41条の2定められた方法によるものとする。なお、入場者数について誤謬または虚偽の報告が認められた年度がある場合には、当該年度については、基準未充足または合理的に修正された入場者数で判定を行うものとする。
- (4) ライセンス継続審査資料は、Bリーグ規約第41条の2条に定められた提出書類により判定を行うため、提出不要とする。

第21条 [売上高基準]

- (1) B. PREMIER継続申請者は、B. PREMIER継続申請者の計算書類において、下記の金額以上の売上高(税抜)を計上していなければならない。ただし、B. PREMIER継続申請者が次条に定める連結等売上高で判定を希望する場合には、この限り

ではない。また、計算書類が税込みで作成されている場合には、税抜き金額に換算した金額で判定を行うものとする。なお、本基準がいずれかの対象事業年度において未充足であった場合には、原則として第32条第6項第5号に定める制裁を科して、ライセンスを継続して保有することを認めるものとする。

- ① 9億円以上かつバスケ関連事業7.2億円以上（入場者数基準において平均4,000名以上の場合）
- ② 12億円以上かつバスケ関連事業9.6億円以上（入場者数基準において3,000名以上、4,000名未満の場合）

※本基準は、2026年10月に実施予定の継続審査から、3期連続未充足（例：2024年6月期、2025年6月期、2026年6月期）であった場合には、ライセンスを継続して保有することを認めない予定である。

- (2) 第1項の対象事業年度は、2024年度および2025年度の決算（例：2025年6月期および2026年6月期）の2事業年度とする。ただし、事業年度が7月2日以降12月末日までの間に開始する場合には、対象事業年度は、2023年度および2024年度の決算とする。

※判定の対象となる事業年度が2026年度以降においては、審査基準は売上高12億円以上かつバスケ関連事業9.6億円以上（税抜）になる予定である。

- (3) 第1項のバスケ関連事業とは、プロバスケットボール興行およびこれに付随する事業（プロチームの運営・興行事業、MD事業、スクール事業、会場内飲食事業等）ならびにこれらに関連して保有または管理する資産もしくは権利を有効活用する事業とする（例：アリーナ事業、メディア事業、クラブライツを伴う事業等）。なお、バスケ関連事業に該当するか否かの判定は、ライセンス審査会が行うものとする。
- (4) B.PREMIER継続申請者は、判定対象年度の以下のライセンス継続審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
 - ① 決算見込み
 - ② 計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）（第24条第2項に定める対象事業年度の3事業年度分、過去に提出した年度は不要）
 - ③ 法人税確定申告書一式（別表・勘定科目内訳書などを含む税務署に提出した書類全て）
 - ④ 勘定科目明細（第3号で勘定科目内訳書が含まれている場合は不要）
 - ⑤ 損益実績表（Bリーグ指定様式）
 - ⑥ 第3項を判定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）
 - ⑦ スポンサーリスト（①の根拠となる資料）

第22条 [連結等売上高基準]

- (1) B. PREMIER継続申請者が、ライセンス審査会に認定された子会社/関連会社等(以下「子会社等」という)を保有し、前条第1項から第3項に定める売上高基準の判定を、当該子会社等を考慮して行うことを希望する場合には、第3項に定める方法により、B. PREMIER継続申請者および子会社等(以下「グループ会社」という)の売上高(税抜)で行うことができるものとする。
- (2) 子会社等の認定は、ライセンス審査会が下記の方法により行うものとする。
- ① B. PREMIER継続申請者が議決権(一般社団法人、公益社団等においては社員たる地位)の総数の50%超を保有する会社・法人および監査を担当する監査法人等から子会社として扱われている会社・法人は、子会社として認定する。
 - ② B. PREMIER継続申請者のユース・スクールを運営している一般社団法人、公益社団法人およびNPO法人は、子会社として認定する。
 - ③ B. PREMIER継続申請者が議決権の総数の20%以上50%未満を保有する会社(一般社団法人、公益社団法人およびNPO法人は対象外)および監査を担当する監査法人等から関連会社として扱われている会社・法人は関連会社として認定する。
 - ④ 前各号の認定対象とする子会社等は、B. PREMIER継続申請者が議決権(一般社団法人、公益社団等においては社員たる地位)の取得を、B. PREMIER継続申請者の判定対象となる事業年度末日から6ヵ月以上前までに行っていなければならず(例:2026年6月末日決算の場合、2025年12月末日まで可)、かつB. PREMIER継続申請者の判定の対象となる事業年度末日において、前各号のいずれかに該当していなければならない。なお、事業年度の途中で株式等を取得し子会社等に認定された場合には、次項に定める当該子会社等の合算する売上高は、1事業年度分とする。
- (3) 第1項のグループ会社の売上高とは、グループ会社の売上高を合算し、当該グループ会社間で行われた取引高(売上高)を控除した売上高とする。ただし、関連会社において合算できる売上高は、当該関連会社の売上高にB. PREMIER継続申請者が保有する当該関連会社の議決権割合を乗じた金額とする。なお、グループ会社間で行われた取引高を明らかにするため、B. PREMIER継続申請者の計算書類の個別注記表等において、子会社等との取引高を注記しなければならない。また、B. PREMIER申請者の決算日と子会社等の決算日が異なる場合であっても、子会社等において仮決算を行わず、計算書類に計上された売上高で判定を行うことができるものとする。グループ会社の連結計算書類が作成されている場合には、当該連結計算書類に計上された売上高で判定を行うことができるものとする。(第25条に規定する監査を受けていること)
- (4) 決算期変更などにより事業年度が1年未満の場合、B. PREMIER継続申請者と子会社等の決算期が異なる場合および第1項から第3項に定めのない事項が発生

した場合には、連結財務諸表に関する会計基準、連結計算書類規則など一般に公正妥当と認められる会計処理の原則を参考とし、その取扱いはライセンス審査会が決定するものとする。

- (5) B. PREMIER継続申請者は、判定対象年度の以下のライセンス継続審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① B. PREMIER継続申請者の前条第4項に定める資料
 - ② 子会社等の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
 - ③ 子会社等の監査役、監事、または監査法人等の監査報告書
 - ④ 判定に使用する売上高の計算過程の分かる資料
 - ⑤ 連結計算書類（作成している場合：連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結個別注記表）
 - ⑥ 子会社等株式の取得（社員への就任）時期が証明できる資料
 - ⑦ 第2項を判定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第23条 [純資産基準]

B. PREMIER継続申請者は、B. PREMIER継続申請者の2025年度末（例：2026年6月末）の計算書類において、債務超過であってはならない。ただし、決算日後、判定を行う理事会の前日までに、当該債務超過額以上の増資が実施された場合（払込みが完了していること）には、本基準は充足しているものとみなす。なお、2025年度の事業年度が7月2日以降12月末日までの間に開始する場合には、2024年度末の計算書類で判定を行うものとする。なお、ユースチームやスクールを運営する法人などB. PREMIER継続申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定を行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、計算書類を合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。

第24条 [利益基準]

- (1) B. PREMIER継続申請者は、B. PREMIER継続申請者の計算書類において、3事業年度以上連續で、当期純損失を計上してはならない。ただし、判定の対象となる最終の事業年度の純資産残高が当期純損失の額の絶対値以上の場合は、本基準は充足しているものとみなす。
- (2) 第1項の対象事業年度は、2023年度、2024年度および2025年度（例：2026年6月期）の決算とする。ただし、各事業年度が7月2日以降12月末日までの間に開始する場合には、対象事業年度は、2022年度、2023年度および2024年度の決算とする。

第25条 [監査の基準]

- (1) 提出されるB. PREMIER継続申請者の計算書類（3事業年度分）は、監査法人または公認会計士による監査を受けていなければならない。ただし、B. PREMIER継続申請者が連結子会社であり、親会社が監査法人または公認会計士による監査を受けている場合には、本基準は充足しているものとする。
- (2) B. PREMIER継続申請者が第22条第3項に定めるライセンス審査に使用するグループ会社の連結計算書類を作成している場合には、当該連結計算書類は、監査法人または公認会計士による監査を受けていなければならない。
- (3) B. PREMIER継続申請者は、判定対象年度の以下のライセンス継続審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
 - ① B. PREMIER継続申請者の計算書類に関する監査法人または公認会計士の監査報告書（前条第2項に定める対象事業年度の3事業年度分、過去に提出した年度は不要）
 - ② 第1項但し書きに該当する場合は、親会社の連結計算書類に関する監査法人または公認会計士の監査報告書（前条第2項に定める対象事業年度の3事業年度分、過去に提出した年度は不要、①を提出した場合は不要）
 - ③ 連結子会社に含まれていることがわかる資料（第1項但し書きに該当する場合）
 - ④ グループ会社の連結計算書類に関する監査法人または公認会計士の監査報告書（前項に該当する場合）（前条第2項に定める対象事業年度の3事業年度分、過去に提出した年度は不要）

第26条 [資金繰り基準]

- (1) B. PREMIER継続申請者は、審査資料提出期限から少なくとも1年間、資金繰りが安定していることを合理的に説明できなければならない。なお、ユースチームやスクールを運営する法人などB. PREMIER継続申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定を行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、当該法人の資金繰りを合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。
- (2) B. PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 審査資料提出期限の前1年間の資金繰り実績表（実績が確定していない月は見込み値）
 - ② 審査資料提出期限の後1年間の資金繰り予測表
 - ③ 資金提供の確約書等の前号の根拠資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第27条 [ユースチーム基準]

B. PREMIER継続申請者は、「U15チーム規程」および「U18チーム規程」に基づき、
B. LEAGUE U15チームおよびB. LEAGUE U18チームをライセンス申請者または関連する法人内に置かなければならず、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）が運営する「Team JBA」（以下「Team JBA」という。）において、審査が行われる年の4月末日までに、以下の事項を登録していかなければならない。

- ① カテゴリーを「U15」、チーム区分を「BクラブU15チーム」としたチーム登録
- ② カテゴリーを「U18」、チーム区分を「BクラブU18チーム」としたチーム登録

以下③～⑥については①、②のそれぞれのチームでの登録を必要とする。

- ③ 10名以上20名以下の選手登録
- ④ JBA公認B級コーチライセンス以上を保有するヘッドコーチ
- ⑤ JBA公認C級コーチライセンス以上を保有するアシスタントコーチ
- ⑥ U15チーム規程およびU18チーム規程に定める資格を保有するトレーナー
なお、「U15チーム規程」または「U18チーム規程」に違反した場合には、Bリーグ規約に基づき制裁が科され得る

第28条 [練習設備基準]

- (1) B. PREMIER継続申請者は、「練習場およびウェイトトレーニング施設規程」に基づき、練習場を確保することを確約しなければならない。なお、「練習場およびウェイトトレーニング施設規程」に違反した場合には、当該規程およびBリーグ規約に基づき制裁が科され得る。
- (2) B. PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 確約書

第29条 [組織基準]

- (1) B. PREMIER継続申請者は、株式会社として法人格を有していかなければならず、取締役会設置会社でなければならない。
- (2) B. PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 履歴事項全部証明書（審査資料提出期限より3カ月前以内に発行されたもの）

第30条 [人事基準]

- (1) B. PREMIER継続申請者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席し、

Bリーグに適格性を認められた、以下各号の担当者を置いていなければならぬ。また、フロントスタッフ数（常勤役員・常勤スタッフ（契約形態は問わないがアルバイトは除く））は13名（代表取締役含む）以上とし、以下各号の担当者は代表取締役が担当することはできず（第7号は除く）、特段の記載がある場合を除き兼務することはできない。

- ① ライセンス担当者（②⑦との兼務可）
 - ② 財務担当者（①⑦との兼務可、常勤）
 - ③ 運営・セキュリティ担当者（⑦との兼務可、2名以上）
 - ④ 広報担当者（⑦との兼務可、2名以上）
 - ⑤ マーケティング担当者（⑦との兼務可、2名以上）
 - ⑥ 法人営業担当者（⑦との兼務可、2名以上）
 - ⑦ コンプライアンス担当者（前各号との兼務可、2名以上かつ1名は常勤の取締役または執行役員）
- (2) B.PREMIER継続申請者は、シーズンを通して選手のケガ、病気、ドーピング等の対応・相談のできる日本国医師免許を保有している医師を1名以上置かなければならない。
 - (3) B.PREMIER継続申請者は、ホームゲームの運営に際し安全と治安を確保するために十分な数の警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託しなければならない。
 - (4) B.PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料（審査資料提出期限より3カ月前以内の基準日を設けて記載したもの）を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 会社概要表（Bリーグ様式）
 - ② 担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式）
 - ③ 役員一覧表（書式自由）
 - ④ 従業員一覧表（書式自由）
 - ⑤ 組織図（書式自由）
 - ⑥ 第2項および前項を充足していることを証明する資料（例：契約書）

第31条 [クロスオーナー等禁止基準]

- (1) B.PREMIER継続申請者は、八百長およびその疑いが生じることを防止する目的で、他のBリーグ会員およびB.PREMIER継続申請者（以下「他のクラブ」という）と以下各号のような同一の者による支配関係等があつてはならない。また、これに限らず、本条の目的に重大な支障をきたす恐れがあると判断できる状況にある場合には、本基準は充足していないものとみなす。なお、本基準にいう支配会社とは、直接と間接と問わず、自己（その被支配会社を含む。以下同じ）の計算において他の会社・法人の議決権の総数の50%超の議決権（一般社団法

人にあっては社員たる地位) を保有している会社・法人ならびに取締役(一般社団法人にあっては理事)の過半数または代表取締役(一般社団法人にあっては代表理事)を派遣している会社・法人をいい、被支配会社とは、かかる場合における当該他の会社・法人をいうものとする。

- ① B. PREMIER継続申請者ならびにB. PREMIER継続申請者の支配会社およびその被支配会社(但し、B. PREMIER継続申請者を除く)(以下総称して「支配会社等」という)の役員および職員が、他のクラブの役員または職員を兼務していないこと
 - ② B. PREMIER継続申請者およびB. PREMIER継続申請者の支配会社等の役員および職員が、他のクラブの支配会社の代表取締役(一般社団法人にあっては理事長)を兼務していないこと
 - ③ B. PREMIER継続申請者およびB. PREMIER継続申請者の支配会社等の役員または職員が、他のクラブの支配会社の取締役(一般社団法人にあっては理事)の過半数を占めていないこと
 - ④ B. PREMIER継続申請者は、Bリーグ規約第26条第4項から第7項までに違反していないこと
 - ⑤ B. PREMIER継続申請者の役員および職員は、Bリーグ規約第27条の2第2項に違反していないこと
 - ⑥ B. PREMIER継続申請者の議決権の総数の50%超を自己、配偶者もしくは一親等内の親族の計算において保有している個人株主またはB. PREMIER継続申請者の支配会社等およびこれらの役員が、直接または間接に合計して、他のクラブの支配会社の議決権の総数の50%超を保有していないこと
- (2) B. PREMIER継続申請者は、以下のライセンス継続審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
- ① 宣言書(Bリーグ様式)
 - ② 支配関係図(書式自由)
 - ③ 株主一覧表(書式自由)

第7章 取消し・制裁

第32条【ライセンスの取消し・制裁】

- (1) 本規則に基づきB. PREMIERライセンスを継続して保有することが認められた以降、2027年に実施予定の継続資格審査日までの間に、B. PREMIERライセンシーが以下に該当すると判断された場合には、当該クラブが保有するB. PREMIERライセンスの取消しまたは制裁が科され得る。
- ① 第3条第2項の遵守義務に違反していることが判明した場合

- ② 資金繰りに重要な懸念があり、短期的な回復が合理的に見込めない状況となつた場合
 - ③ 第18条[ホームアリーナ基準]に規定するアリーナの使用開始時期について、2028-29シーズン開幕当初から使用可能であると合理的に見込めなくなった場合。
 - ④ 第18条[ホームアリーナ基準]、第27条[ユースチーム基準]および第28条[練習設備基準]の規定により提出された確約書に記載された事項が、履行されないまたは履行することが著しく困難であると判断される状況となつた場合
 - ⑤ 第31条[クロスオーナー等禁止基準]に違反していることが明らかになり、短期的に解消の見込めない場合
 - ⑥ B.PREMIERライセンシーまたは第三者がB.PREMIERライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立を行つたとき
 - ⑦ B.PREMIERライセンシーが解散したとき
 - ⑧ Bリーグ定款に基づきB.PREMIERライセンシーが除名処分となったとき
- (2) 前項に該当するか否かの審査および該当する場合のライセンスの取消しまたは制裁の内容の審査は、ライセンス審査会が行い、その審査結果は理事会に提出され理事会が最終決定を行うものとする。理事会は、ライセンス審査会の審査結果に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。
- (3) 前項の理事会の決議には、Bリーグに所属するクラブの役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。
- (4) ライセンス審査会は、審査を行うにあたり、原則として当該B.PREMIERライセンシーに対し事情聴取を行いその意見および弁明を聴取するものとする。また、回線の使用または書面による方法で行うことができるものとする。事情聴取等については、当該B.PREMIERライセンシーの同意がある場合もしくは当該B.PREMIERライセンシーが事情聴取等を拒否、無断欠席した場合または書面の提出がなかつた場合には、この限りではない。
- (5) 前項の規定にかかわらず、当該B.PREMIERライセンシーに科せられる制裁の内容が、次項第1号から第3号の場合には、事情聴取に代えて、当該B.PREMIERライセンシーに対して書面提出による弁明の機会を付与すれば足りるものとする。
- (6) B.PREMIERライセンシーに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
- ① けん責
 - ② 戒告
 - ③ 改善報告書の提出
 - ④ 第30条に定める担当者からの除外
 - ⑤ 罰金（5千万円を上限とする）

第8章 雜 則

第33条〔本規則に定めのない事項〕

本規則に規定されていない事項については、理事会が決定する。

第34条〔改 正〕

本規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第35条〔施 行〕

本規則は、2025年7月8日から施行する。

〔改 正〕

2025年9月9日

「JBA」	公益財団法人日本バスケットボール協会を意味する。
「Bリーグ」	公益社団法人ジャパン・プロフェショナル・バスケットボールリーグを意味する。
「B3リーグ」	一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグを意味する。
「B.PREMIERライセンシー」	Bライセンスを交付されたクラブを意味する。
「クラブ」	プロバスケットボールクラブを意味する。
「チェアマン」	Bリーグの代表理事CEOを意味する。
「理事会」	Bリーグの理事会を意味する。
「チームスタッフ」	Bリーグ規約第3条第1項第4号に定める者を意味する。
「シーズン」	各リーグ戦の開幕日から翌年の公式試合の最終日までの期間を意味する。
「対象シーズン」	当該B.PREMIERライセンスの対象となるシーズンを意味する。
「リーグ戦」	Bリーグ規約に定める公式試合、Bリーグリーグ戦を意味する
「Bリーグ様式」	提出書類すべき書類のうち、Bリーグが作成した書式を意味する。

2027-28シーズン

B. ONEクラブライセンス交付規則

第1章 総則

第1条 [趣旨]

本交付規則は、Bリーグ規約第11条に基づき、2027-28シーズンのB. LEAGUE ONEへの参加資格であるクラブライセンス（以下「B. ONEライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

第2条 [定義]

本交付規則において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Bリーグ規約において定義された意味を有する。

第3条 [遵守義務]

- (1) B. ONEライセンスの交付を希望し申請を行った者（以下「B. ONE申請者」という）およびB. ONEライセンスを交付されたクラブ（以下「B. ONEライセンシー」という）ならびにそれらの役職員およびチームスタッフは、本交付規則およびこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) B. ONE申請者およびB. ONEライセンシーは、ライセンスの申請および取消しましたは制裁内容の決定に関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の情報を提供し、または虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) B. ONE申請者およびB. ONEライセンシーは、ライセンスの申請および取消しましたは制裁内容の決定に関連する手続において、ライセンスマネージャー、ライセンス事務局、ライセンス審査会および理事会による調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 ライセンス

第4条 [ライセンスの効果]

- (1) B. ONEライセンスはあくまでB. LEAGUE ONEに参加するために必要な資格に過ぎず、B. LEAGUE ONEに所属することを保証するものではない。B. LEAGUE ONEに

所属するためには、B. ONEライセンスの付与を受け、かつ、Bリーグ規約に定める入会審査に合格しなければならない。

- (2) 本交付規則によって交付されるB. ONEライセンスは、2027-28シーズンのB. LEAGUE ONEへの参加資格である。

第5条 [B. ONEライセンスの付与／譲渡]

- (1) B. ONE申請者が、第6章に定めるライセンス審査基準を全て充足する場合は、B. ONEライセンスが交付される。
- (2) B. ONE申請者およびB. ONEライセンシーは、ライセンス申請者たる地位またはB. ONEライセンシーである地位を第三者に譲渡することができないものとする。ただし、クラブの同一性が認められ、特別の事情があり、理事会が事前に承認した場合にはこの限りではない。

第6条 [B. ONEライセンスの有効期間/取消し等]

- (1) B. ONEライセンスの有効期間は、本交付規則によって交付されるB. ONEライセンスの対象となるシーズンとする。
- (2) B. ONEライセンシーは、第7章に定める手続きにより、交付されたライセンスが取消されまたは制裁を科され得る。

第3章 ライセンス申請

第7条 [B. ONE申請者]

2026年4月1日（以下「申請期日」という）において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、2027-28シーズンのライセンスのB. ONE申請者となり得る。

- ① B 1 クラブ
- ② B 2 クラブ
- ③ 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグに所属するクラブ（以下「B 3 クラブ」という）

第8条 [申請]

- (1) B. ONEライセンスの交付を希望する者は、申請期日までに、Bリーグに対して「2027-28シーズンB. ONEライセンス審査申請書」(Bリーグが作成した様式（以下「Bリーグ様式」という）)を提出し、B. ONEライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。
- (2) B. ONEライセンスの交付を希望する者は、申請期日までに、申請料として20万円（税抜）を納付しなければならない。納付された申請料は、いかなる理由

があつても返還することはない。

- (3) B. ONE申請者は、申請取下げの書面を提出することによって、いつでも申請を取り下げるができるものとする。
- (4) B. ONE申請者は、B. NEXTライセンスを同時に申請したものとみなす。

第9条 [申請書類]

B. ONE申請者は、第6章に定める審査のために必要な資料（以下「ライセンス審査資料」）を、同章に定める提出期限までにBリーグに提出しなければならない。

第4章 審査機関

第10条 [審査機関]

B. ONE申請者に対するB. ONEライセンスの交付の可否ならびにB. ONEライセンシーに対するB. ONEライセンスの取消しまたは制裁の要否および内容についての審査（以下「ライセンス審査」という）及び決定は、理事会が行う。Bリーグは、当該業務を補助するために、Bリーグ内に以下の機関または人員を設置しまたは配置する。

- ① ライセンスマネージャー
- ② ライセンス事務局
- ③ ライセンス審査会

第11条 [ライセンスマネージャー]

- (1) ライセンスマネージャーは、チェアマンが任命する。
- (2) ライセンスマネージャーは、以下の業務を行うものとする。
 - ① ライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
 - ② B. ONE申請者およびB. ONEライセンシーに対する援助および助言
 - ③ ライセンス審査申請書の受付
 - ④ ライセンス審査資料の取りまとめ
 - ⑤ ライセンス審査のための調査
 - ⑥ ライセンス審査会の運営
 - ⑦ ライセンス交付後におけるB. ONEライセンシーの本交付規則の遵守状況の監視
- (3) ライセンスマネージャーは、完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、B. ONE申請者またはB. ONEライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B. ONE申請者またはB. ONEライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。

- (4) ライセンスマネージャーは、ライセンス審査に関する業務において、B. ONE申請者およびB. ONEライセンサーを平等に取り扱わなければならない。
- (5) ライセンスマネージャーは、B. ONE申請者およびB. ONEライセンサーと独立した関係になければならず、またライセンスマネージャー自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、B. ONE申請者、Bリーグに所属するクラブ、準加盟クラブ（以下「B. ONE申請者等」という）またはB. ONEライセンサーと以下の関係にあってはならない。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該B. ONE申請者等またはB. ONEライセンサーの役職員であること
- ② 当該B. ONE申請者等もしくはB. ONEライセンサーの株主またはその役職員であること
- ③ 当該B. ONE申請者等もしくはB. ONEライセンサーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
- ④ 当該B. ONE申請者等もしくはB. ONEライセンサーのスポンサーまたはその役職員であること
- ⑤ 当該B. ONE申請者等もしくはB. ONEライセンサーのコンサルタントまたはその役職員であること

第12条〔ライセンス事務局〕

- (1) ライセンス事務局の構成員は、チェアマンが、Bリーグ職員または専門知識をもった外部の者から任命する。
- (2) ライセンス事務局は、B. ONE申請者からの申請を受け付け、ライセンスマネージャーのライセンス審査に関する業務を補助するものとする。
- (3) ライセンス事務局は、ライセンスマネージャーの指示に基づき、B. ONE申請者またはB. ONEライセンサーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B. ONE申請者またはB. ONEライセンサーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (4) ライセンス事務局は、ライセンス審査に関する業務において、B. ONE申請者またはB. ONEライセンサーを平等に取り扱わなければならない。

第13条〔ライセンス審査会〕

- (1) ライセンス審査会は、チェアマンと専門知識をもった4名以上の者から構成されるものとし、議長はチェアマンが行うものとする。
- (2) ライセンス審査会の構成員は、少なくとも1名が日本弁護士連合会に登録された弁護士および少なくとも1名が日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとし、チェアマンを除く構成員はBリーグ理事会が選任する。
- (3) チェアマンを除くライセンス審査会の構成員の任期は2年とし、4期まで再

選されることがある。

- (4) ライセンス審査会は、第6章に定める審査基準の充足状況およびB.ONEライセンスの取消しまたは制裁について審査を行い、その結果について原案を作成し理事会に提出する。
- (5) ライセンス審査会は、審査において必要が生じた場合、B.ONE申請者またはB.ONEライセンサーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B.ONE申請者の関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (6) ライセンス審査会の構成員は、ライセンス審査に関する業務において、B.ONE申請者またはB.ONEライセンサーを平等に取り扱わなければならない。
- (7) ライセンス審査会の構成員は、B.ONE申請者およびB.ONEライセンサーと独立した関係になければならない、またライセンス審査会の構成員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、B.ONE申請者等またはB.ONEライセンサーと以下の関係にあってはならない。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該B.ONE申請者等またはB.ONEライセンサーの役職員であること
 - ② 当該B.ONE申請者等もしくはB.ONEライセンサーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該B.ONE申請者等もしくはB.ONEライセンサーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
 - ④ 当該B.ONE申請者等もしくはB.ONEライセンサーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該B.ONE申請者等もしくはB.ONEライセンサーのコンサルタントまたはその役職員であること

第5章 ライセンス審査

第14条 [B.ONEライセンス審査]

- (1) 第8条に基づく申請がなされたときは、ライセンスマネージャーおよびライセンス事務局がライセンス審査のための調査を実施し、必要に応じてB.ONE申請者に対して、ライセンス審査資料の修正、追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施する。
- (2) ライセンスマネージャーは、ライセンス申請書類および調査の結果を取りまとめ、ライセンス審査会に提出する。
- (3) ライセンス審査会は、前項の資料および前条第5項に定める調査結果に基づき、ライセンス審査基準の充足状況を審査し、その結果についての原案を作成して、原則として2026年10月末までに開催される理事会に提出する。

(4) 理事会は、B.ONEライセンス交付の可否について最終決定をする。理事会は、ライセンス審査会の原案に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。なお、当該理事会決議には、B.ONE申請者等の役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。

第15条 [ライセンス交付数]

交付するB.ONEライセンスの数は、上限を設けないものとする。

第16条 [決定内容の通知]

第14条に定められた審査により、ライセンスの交付の可否が決定した場合には、原則として7日以内に、ライセンスマネージャーはB.ONE申請者に対して、当該決定内容の通知を行うものとする。

第6章 ライセンス審査基準

第17条 [ライセンス審査資料]

- (1) 第18条から第27条までに規定するライセンス審査資料は、2026年4月1日（以下「審査資料提出期限」という）または別途期限が定められている場合にはその期限までに提出されなければならず、かつ正確でなければならぬ。
- (2) B.ONE申請者は、ライセンス審査資料の提出期限の延長を希望する場合には、その理由を添えて、原則として提出期限の3日前までにライセンスマネージャーに期限の延長の申請をしなければならない。ライセンスマネージャーは、当該理由が合理的であると判断した場合には、審査のスケジュールに影響をおぼさない範囲で延長を決定できるものとする。

第18条 [ホームアリーナ基準]

- (1) B.ONE申請者は、10月に開催されるB.ONEライセンス判定理事会前日時点において、公式試合の試合開催に利用することができ、別途定める「ホームアリーナ検査要項2027-28シーズンB.ONE用（以下「検査要項」という）」の条件を充足したアリーナ（以下「ホームアリーナ」という）を次条で定めるところにより確保していかなければならない。なお、震災や事故等、アリーナの新設計画や改修計画がある場合または国際大会等が開催される場合など理事会がやむを得ない事情がある場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。
- (2) B.ONE申請者は、以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。

- ① ホームアリーナ検査表（B リーグ様式）
- ② 検査要項で定める提出書類
- ③ 特別な取扱いを決定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第19条 [ホームアリーナ使用基準]

- (1) B. ONE申請者は、B リーグ公式試合を、ホームアリーナで60%以上開催できるよう、ホームアリーナの使用を確保しなければならない。
なお、震災や事故等、アリーナの新設計画や改修計画がある場合または国際大会等が開催される場合など理事会がやむを得ない事情がある場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。
- (2) B. ONE申請者は、以下のライセンス審査資料を別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
 - ① 施設所有者または施設管理者が押印して作成された「ホームアリーナ使用確認書」（原則としてB リーグ様式）

第20条 [入場者数基準・売上高基準]

- (1) B. ONE申請者が、新たにB. ONEライセンスの交付を希望する者の場合は、以下の基準を充足していなければならない。
 - ① 2 シーズン連続してB リーグ規約第34条第1項1号および第2号に規定するホームゲームの公式試合において、平均入場者数2,000名以上。
なお、判定の対象となるシーズンは、2024-25シーズンおよび2025-26シーズンとする。
 - ② 2 事業年度連続して、申請者の計算書類において、4 億円以上の売上高(税抜)の計上。当該売上高の50%超が、バスケ関連事業であること。
なお、判定の対象となる事業年度は、2024年度（例：2025年6月期）および2025年度（例：2026年6月期）とする。
- (2) B. ONE申請者が、既にB. ONEライセンスを保有している者の場合は、2026年6月末までに終了する過去3期のうち、いずれかのシーズン/事業年度（2023-24シーズン/2023 年度、2024-25シーズン/2024年度または2025-26シーズン/2025年度）において、以下の基準を充足していなければならない。
 - ① B リーグ規約第34条第1項1号および第2号に規定するホームゲームの公式試合において、平均入場者数2,000名以上。
 - ② 申請者の計算書類において、4 億円以上の売上高(税抜)の計上。当該売上高の50%超が、バスケ関連事業であること。
- (3) B. ONE申請者が前2項に定める対象シーズンにおいて一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（以下「B 3 リーグ」という）に所属していた場

合には、当該シーズンはB3リーグが定めるB3リーグ規約第28条第1項第1号に規定するホームゲームの公式試合の平均入場者数で判定を行うものとする。また、入場者数のカウント方法は、Bリーグ規約第41条の2に定められた方法によるものとする。なお、入場者数について誤謬または虚偽の報告が認められた場合には、基準未充足または合理的に修正された入場者数で判定を行うものとする。また、B3リーグ戦において入場数のカウントに誤謬または虚偽の報告が認められた場合には、当該B.ONE申請者に対してBリーグ規約第122条の制裁が科される可能性がある。

- (4) 第1項または第2項の判定において、事業年度が7月2日以降から12月31日までの間に開始する場合または決算期変更などにより事業年度が1年未満の場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。
- (5) 第1項または第2項に規定するバスケ関連事業とは、プロバスケットボール興行およびこれに付随する事業（プロチームの運営・興行事業、MD事業、スクール事業、会場内飲食事業等）ならびにこれらに関連して保有または管理する資産もしくは権利を有効活用する事業とする（例：アリーナ事業、メディア事業、クラブライツを伴う事業等）。なお、バスケ関連事業に該当するか否かの判定は、ライセンス審査会が行うものとする。
- (6) B.ONE申請者は、以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① 入場者数の判定については、判定対象シーズンにBリーグに所属していたB.ONE申請者はBリーグ規約第41条の2条に定められた提出書類により判定を行うため、提出不要とする。ただし、判定対象シーズンにB3リーグに所属していたB.ONE申請者については、以下の資料
- a ホームゲームの各試合の入場者数
- b 入場者数のカウントに誤謬または虚偽の報告が認められた場合、Bリーグ規約に基づき制裁が科され得ることについての同意書
- ② 決算見込み
- ③ 計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
- ④ 法人税確定申告書一式（別表・勘定科目内訳書などを含む税務署に提出した書類全て）
- ⑤ 勘定科目明細（第3号で勘定科目内訳書が含まれている場合は不要）
- ⑥ 損益実績表（Bリーグ指定様式）
- ⑦ 第5項を判定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）
- ⑧ スポンサーリスト（②の根拠となる資料）

第21条 [利益基準]

- (1) B. ONE申請者は、次項に定める対象期間の計算書類において、3期連続で当期純損失を計上した場合は、本基準は充足しないものとする。
- (2) 前項の対象期間は、2025年度、2024年度、2023年度（例：2026年6月期、2025年6月期、2024年6月期）の3事業年度とする。ただし、事業年度が7月2日以降から12月31日までの間に開始する場合または決算期変更などにより事業年度が1年未満の場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。

第22条 [純資産基準]

- (1) B. ONE申請者は、B. ONE申請者の計算書類において、債務超過であってはならない。ただし、ユースチームやスクールを運営する法人などB. ONE申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、計算書類を合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。
- (2) 前項の対象事業年度は、2025年度（例：2026年6月末）とする。ただし、事業年度が7月2日以降から12月31日までの間に開始する場合または決算期変更などにより事業年度が1年未満の場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。

第23条 [資金繰り基準]

- (1) B. ONE申請者は、2026年8月末日から少なくとも1年間、資金繰りが安定していることを合理的に説明できなければならない。なお、ユースチームやスクールを運営する法人などB. ONE申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、当該法人の資金繰りを合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。
- (2) B. ONE申請者は、以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する日までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 2026年8月末日の前1年間の資金繰り実績表（実績が確定していない月は見込み値）
 - ② 2026年8月末日の後1年間の資金繰り予測表
 - ③ 資金提供の確約書等の前号の根拠資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第24条 [ユースチーム基準]

B. ONE申請者は、「U15チーム規程」および「U18チーム規程」に基づき、B. LEAGUE

U15チームおよびB.LEAGUE U18チームをライセンス申請者または関連する法人内に置かなければならず、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）が運営する「Team JBA」（以下「Team JBA」という。）において、審査が行われる年の4月末日までに、以下の事項を登録していなければならない。

- ① カテゴリーを「U15」、チーム区分を「BクラブU15チーム」としたチーム登録
- ② カテゴリーを「U18」、チーム区分を「BクラブU18チーム」としたチーム登録

以下③～⑥については①、②のそれぞれのチームでの登録を必要とする。

- ③ 10名以上20名以下の選手登録
- ④ JBA公認B級コーチライセンス以上を保有するヘッドコーチ
- ⑤ JBA公認C級コーチライセンス以上を保有するアシスタントコーチ
- ⑥ U15チーム規程およびU18チーム規程に定める資格を保有するトレーナー
なお、「U15チーム規程」または「U18チーム規程」に違反した場合には、Bリーグ規約に基づき制裁が科され得る。

第25条 [組織基準]

- (1) B.ONE申請者は、株式会社として法人格を有していなければならず、取締役会設置会社でなければならない。
- (2) B.ONE申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 履歴事項全部証明書（審査資料提出期限より3カ月前以内に発行されたもの）

第26条 [人事基準]

- (1) B.ONE申請者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席し、Bリーグに適格性を認められた、以下各号の担当者を置いていなければならない。また、フロントスタッフ数（常勤役員・常勤スタッフ（契約形態は問わないがアルバイトは除く））は13名（代表取締役含む）以上とし、以下各号の担当者は代表取締役が担当することはできず（第7号は除く）、特段の記載がある場合を除き兼務することはできない。ただし、第8号および第9号については、2027-28シーズン開幕当初までに当該者（コーチ講習会の受講が終了し、ライセンスの取得が出来る見込みの者を含む）を置くことの確約書を提出することで足りるものとする。
 - ① ライセンス担当者（②⑦との兼務可）
 - ② 財務担当者（①⑦との兼務可、常勤）
 - ③ 運営・セキュリティ担当者（⑦との兼務可、2名以上）

- ④ 広報担当者 (⑦との兼務可、2名以上)
 - ⑤ マーケティング担当者 (⑦との兼務可、2名以上)
 - ⑥ 法人営業担当者 (⑦との兼務可、2名以上)
 - ⑦ コンプライアンス担当者 (前各号との兼務可、2名以上かつ1名は常勤の取締役または執行役員)
 - ⑧ ヘッドコーチ (A級以上のライセンス保有者)
 - ⑨ アシスタントコーチ (B級以上のライセンス保有者)
- (2) B.ONE申請者は、シーズンを通して選手のケガ、病気、ドーピング等の対応・相談のできる日本国医師免許を保有している医師を、ライセンス対象シーズンが開始する前までに、1名以上置かなければならない。
- (3) B.ONE申請者は、ライセンス対象シーズンが開始する前までに、ホームゲームの運営に際し安全と治安を確保するために十分な数の警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託しなければならない。
- (4) B.ONE申請者は、以下のライセンス審査資料（審査資料提出期限より3カ月前以内の基準日を設けて記載したもの）を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
- ① 会社概要表（Bリーグ様式）
 - ② 担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式）
 - ③ 役員一覧表（書式自由）
 - ④ 従業員一覧表（書式自由）
 - ⑤ 組織図（書式自由）
 - ⑥ 第2項および第3項を充足していることを証明する資料（例：契約書）
 - ⑦ 確約書（第1項第8号、第9号、第2項および第3項に関するもの）

第27条 [クロスオーナー等禁止基準]

- (1) B.ONE申請者は、八百長およびその疑いが生じることを防止する目的で、他のBリーグ会員(2026-27シーズンB.PREMIERライセンス保有クラブを含む)、B.ONE申請者およびB.NEXTライセンス申請者(以下「他のクラブ」という)と以下各号のような同一の者による支配関係等があつてはならない。また、これに限らず、本条の目的に重大な支障をきたす恐れがあると判断できる状況にある場合には、本基準は充足していないものとみなす。なお、本基準にいう支配会社とは、直接と間接と問わず、自己（その被支配会社を含む。以下同じ）の計算において他の会社・法人の議決権の総数の50%超の議決権（一般社団法人にあつては社員たる地位）を保有している会社・法人ならびに取締役（一般社団法人にあつては理事）の過半数または代表取締役（一般社団法人にあつては代表理事）を派遣している会社・法人をいい、被支配会社とは、かかる場合における当該他の会社・法人をいうものとする。

- ① B. ONE申請者ならびにB. ONE申請者の支配会社およびその被支配会社(但し、B. ONE申請者を除く)（以下総称して「支配会社等」という）の役員および職員が、他のクラブの役員または職員を兼務していないこと
 - ② B. ONE申請者およびB. ONE申請者の支配会社等の役員および職員が、他のクラブの支配会社の代表取締役（一般社団法人にあっては理事長）を兼務していないこと
 - ③ B. ONE申請者およびB. ONE申請者の支配会社等の役員または職員が、他のクラブの支配会社の取締役（一般社団法人にあっては理事）の過半数を占めていること
 - ④ B. ONE申請者は、Bリーグ規約第26条第4項から第7項までに違反していないこと
 - ⑤ B. ONE申請者の役員および職員は、Bリーグ規約第27条第2項に違反していないこと
 - ⑥ B. ONE申請者の議決権の総数の50%超を自己、配偶者もしくは一親等内の親族の計算において保有している個人株主またはB. ONE申請者の支配会社等およびこれらの役員が、直接または間接に合計して、他のクラブの支配会社の議決権の総数の50%超を保有していないこと
- (2) B. ONE申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
- ① 宣言書（Bリーグ様式）
 - ② 支配関係図（書式自由）
 - ③ 株主一覧表（書式自由）

第7章 取消し・制裁

第28条 [ライセンスの取消し・制裁]

- (1) B. ONEライセンス交付後、B. ONEライセンサーが以下に該当すると判断された場合には、交付されたB. ONEライセンスの取消しまたは制裁が科され得る。
- ① 第3条第2項の遵守義務に違反していることが判明した場合
 - ② 資金繰りに重要な懸念があり、短期的な回復が合理的に見込めない状況となった場合
 - ③ 第19条〔ホームアリーナ使用基準〕の規定により提出されたホームアリーナ使用確約書に記載された事項が、履行されないまたは履行することが著しく困難であると判断される状況となった場合
 - ④ 第24条〔ユースチーム基準〕および第26条〔人事基準〕の規定により提出された確約書に記載された事項が、履行されないまたは履行することが著しく困

難であると判断される状況となった場合

- ⑤ 第27条[クロスオーナー等禁止基準]に違反していることが明らかになり、短期的に解消の見込めない場合
 - ⑥ B.ONEライセンシーまたは第三者がB.ONEライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立を行ったとき
 - ⑦ B.ONEライセンシーが解散したとき
 - ⑧ Bリーグ定款に基づきB.ONEライセンシーが除名処分となったとき
- (2) 前項に該当するか否かの審査および該当する場合のライセンスの取消しまたは制裁の内容の審査は、ライセンス審査会が行い、その審査結果は理事会に提出され理事会が最終決定を行うものとする。理事会は、ライセンス審査会の審査結果に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。
- (3) 前項の理事会の決議には、Bリーグに所属するクラブの役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。
- (4) ライセンス審査会は、審査を行うにあたり、原則として当該B.ONEライセンシーに対し事情聴取を行いその意見および弁明を聴取するものとする。また、回線の使用または書面による方法で行うことができるものとする。事情聴取等については、当該B.ONEライセンシーの同意がある場合もしくは当該B.ONEライセンシーが事情聴取等を拒否、無断欠席した場合または書面の提出がなかった場合には、この限りではない。
- (5) 前項の規定にかかわらず、当該B.ONEライセンシーに科せられる制裁の内容が、次項第1号から第3号の場合には、事情聴取に代えて、当該B.ONEライセンシーに対して書面提出による弁明の機会を付与すれば足りるものとする。
- (6) B.ONEライセンシーに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
- ① けん責
 - ② 戒告
 - ③ 改善報告書の提出
 - ④ 第26条に定める担当者からの除外
 - ⑤ 罰金（5千万円を上限とする）

第8章 雜則

第29条 [本規則に定めのない事項]

本交付規則に規定されていない事項については、理事会が決定する。

第30条〔改正〕

本交付規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第31条〔施行〕

本交付規則は、2025年8月19日から施行する。

〔改正〕

2025年9月9日

2027-28シーズン

B. NEXTクラブライセンス交付規則

第1章 総則

第1条 [趣旨]

本交付規則は、Bリーグ規約第11条に基づき、2027-28シーズンのB.LEAGUE NEXTへの参加資格であるクラブライセンス（以下「B.NEXTライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

第2条 [定義]

本交付規則において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Bリーグ規約において定義された意味を有する。

第3条 [遵守義務]

- (1) B.NEXTのライセンスの交付を希望し申請を行った者（以下「B.NEXT申請者」という）およびB.NEXTライセンスを交付されたクラブ（以下「B.NEXTライセンシー」という）ならびにそれらの役職員およびチームスタッフは、本交付規則およびこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) B.NEXT申請者およびB.NEXTライセンシーは、ライセンスの申請および取消しまたは制裁内容の決定に関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の情報を提供し、または虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) B.NEXT申請者およびB.NEXTライセンシーは、ライセンスの申請および取消しまたは制裁内容の決定に関連する手続において、ライセンスマネージャー、ライセンス事務局、ライセンス審査会および理事会による調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 ライセンス

第4条 [ライセンスの効果]

- (1) B.NEXTライセンスはあくまでB.LEAGUE NEXTに参加するために必要な資格に過ぎず、B.LEAGUE NEXTに所属することを保証するものではない。B.LEAGUE NEXT

に所属するためには、B. NEXTライセンスの付与を受け、かつ、Bリーグ規約に定める入会審査に合格しなければならない。

- (2) 本交付規則によって交付されるB. NEXTライセンスは、2027-28シーズンのB. LEAGUE NEXTへの参加資格である。

第5条 [B. NEXTライセンスの付与／譲渡]

- (1) B. NEXT申請者が、第6章に定めるライセンス審査基準を全て充足する場合は、B. NEXTライセンスが交付される。
- ただし、第19条の2に定める特例措置を希望するクラブは第18条および第19条はその限りではない。
- (2) B. NEXT申請者およびB. NEXTライセンシーは、ライセンス申請者たる地位またはB. NEXTライセンシーである地位を第三者に譲渡することができないものとする。ただし、クラブの同一性が認められ、特別の事情があり、理事会が事前に承認した場合にはこの限りではない。

第6条 [B. NEXTライセンスの有効期間/取消し等]

- (1) B. NEXTライセンスの有効期間は、本交付規則によって交付されるB. NEXTライセンスの対象となるシーズンとする。
- (2) B. NEXTライセンシーは、第7章に定める手続きにより、交付されたライセンスが取消されまたは制裁を科され得る。

第3章 ライセンス申請

第7条 [B. NEXT申請者]

2026年4月1日（以下「申請期日」という）において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、2026-27シーズンのライセンスのB. NEXT申請者となり得る。

- ① B 1 クラブ
- ② B 2 クラブ
- ③ 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグに所属するクラブ（以下「B 3 クラブ」という）
- ④ 準加盟クラブ

第8条 [申請]

- (1) B. NEXTライセンスの交付を希望する者は、申請期日までに、Bリーグに対して「2027-28シーズンB. NEXTライセンス審査申請書」（Bリーグが作成した様式（以下「Bリーグ様式」という））を提出し、B. NEXTライセンスの交付を受ける

ための審査の申請をしなければならない。

- (2) B. NEXTライセンスの交付を希望する者は、申請期日までに、申請料として10万円（税抜）を納付しなければならない。納付された申請料は、いかなる理由があっても返還することはない。
- (3) B. NEXT申請者は、申請取下げの書面を提出することによって、いつでも申請を取り下げることができるものとする。
- (4) B. NEXT申請者は、B. ONEクラブライセンスを同時に申請することができるものとする。

第9条〔申請書類〕

B. NEXT申請者は、第6章に定める審査のために必要な資料（以下「ライセンス審査資料」）を、同章に定める提出期限までにBリーグに提出しなければならない。

第4章 審査機関

第10条〔審査機関〕

B. NEXT申請者に対するB. NEXTライセンスの交付の可否ならびにB. NEXTライセンサーに対するB. NEXTライセンスの取消しまたは制裁の要否および内容についての審査（以下「ライセンス審査」という）及び決定は、理事会が行う。Bリーグは、当該業務を補助するために、Bリーグ内に以下の機関または人員を設置したまは配置する。

- ① ライセンスマネージャー
- ② ライセンス事務局
- ③ ライセンス審査会

第11条〔ライセンスマネージャー〕

- (1) ライセンスマネージャーは、チェアマンが任命する。
- (2) ライセンスマネージャーは、以下の業務を行うものとする。
 - ① ライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
 - ② B. NEXT申請者およびB. NEXTライセンサーに対する援助および助言
 - ③ ライセンス審査申請書の受付
 - ④ ライセンス審査資料の取りまとめ
 - ⑤ ライセンス審査のための調査
 - ⑥ ライセンス審査会の運営
 - ⑦ ライセンス交付後におけるB. NEXTライセンサーの本交付規則の遵守状況の監視

- (3) ライセンスマネージャーは、完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、B. NEXT申請者またはB. NEXTライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B. NEXT申請者またはB. NEXTライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (4) ライセンスマネージャーは、ライセンス審査に関する業務において、B. NEXT申請者およびB. NEXTライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
- (5) ライセンスマネージャーは、B. NEXT申請者およびB. NEXTライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンスマネージャー自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、B. NEXT申請者、B. NEXTライセンシーと以下の関係にあってはならない。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該B. NEXT申請者等またはB. NEXTライセンシーの役職員であること
 - ② 当該B. NEXT申請者等もしくはB. NEXTライセンシーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該B. NEXT申請者等もしくはB. NEXTライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
 - ④ 当該B. NEXT申請者等もしくはB. NEXTライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該B. NEXT申請者等もしくはB. NEXTライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第12条【ライセンス事務局】

- (1) ライセンス事務局の構成員は、チェアマンが、B. NEXT申請者または専門知識をもった外部の者から任命する。
- (2) ライセンス事務局は、B. NEXT申請者からの申請を受け付け、ライセンスマネージャーのライセンス審査に関する業務を補助するものとする。
- (3) ライセンス事務局は、ライセンスマネージャーの指示に基づき、B. NEXT申請者またはB. NEXTライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B. NEXT申請者またはB. NEXTライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (4) ライセンス事務局は、ライセンス審査に関する業務において、B. NEXT申請者またはB. NEXTライセンシーを平等に取り扱わなければならない。

第13条【ライセンス審査会】

- (1) ライセンス審査会は、チェアマンと専門知識をもった4名以上の者から構成されるものとし、議長はチェアマンが行うものとする。

- (2) ライセンス審査会の構成員は、少なくとも1名が日本弁護士連合会に登録された弁護士および少なくとも1名が日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとし、チェアマンを除く構成員はBリーグ理事会が選任する。
- (3) チェアマンを除くライセンス審査会の構成員の任期は2年とし、4期まで再選されることができる。
- (4) ライセンス審査会は、第6章に定める審査基準の充足状況およびB.NEXTライセンスの取消しまたは制裁について審査を行い、その結果について原案を作成し理事会に提出する。
- (5) ライセンス審査会は、審査において必要が生じた場合、B.NEXT申請者またはB.NEXTライセンサーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B.NEXT申請者の関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (6) ライセンス審査会の構成員は、ライセンス審査に関する業務において、B.NEXT申請者またはB.NEXTライセンサーを平等に取り扱わなければならない。
- (7) ライセンス審査会の構成員は、B.NEXT申請者およびB.NEXTライセンサーと独立した関係になければならず、またライセンス審査会の構成員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、B.NEXT申請者等またはB.NEXTライセンサーと以下の関係にあってはならない。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該B.NEXT申請者等またはB.NEXTライセンサーの役職員であること
 - ② 当該B.NEXT申請者等もしくはB.NEXTライセンサーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該B.NEXT申請者等もしくはB.NEXTライセンサーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
 - ④ 当該B.NEXT申請者等もしくはB.NEXTライセンサーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該B.NEXT申請者等もしくはB.NEXTライセンサーのコンサルタントまたはその役職員であること

第5章 ライセンス審査

第14条 [B.NEXTライセンス審査]

- (1) 第8条に基づく申請がなされたときは、ライセンスマネージャーおよびライセンス事務局がライセンス審査のための調査を実施し、必要に応じてB.NEXT申請者に対して、ライセンス審査資料の修正、追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施する。
- (2) ライセンスマネージャーは、ライセンス申請書類および調査の結果を取りま

とめ、ライセンス審査会に提出する。

- (3) ライセンス審査会は、前項の資料および前条第5項に定める調査結果に基づき、ライセンス審査基準の充足状況を審査し、その結果についての原案を作成して、原則として2026年10月末までに開催される理事会に提出する。
- (4) 理事会は、B.NEXTライセンス交付の可否について最終決定をする。理事会は、ライセンス審査会の原案に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。なお、当該理事会決議には、B.NEXT申請者等の役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。

第15条 [ライセンス交付数]

交付するB.NEXTライセンスの数は、上限を設けないものとする。

第16条 [決定内容の通知]

第14条に定められた審査により、ライセンスの交付の可否が決定した場合には、原則として7日以内に、ライセンスマネージャーはB.NEXT申請者に対して、当該決定内容の通知を行うものとする。

第6章 ライセンス審査基準

第17条 [ライセンス審査資料]

- (1) 第18条から第27条までに規定するライセンス審査資料は、2026年4月1日(以下「審査資料提出期限」という)または別途期限が定められている場合にはその期限までに提出されなければならず、かつ正確でなければならない。
- (2) B.NEXT申請者は、ライセンス審査資料の提出期限の延長を希望する場合には、その理由を添えて、原則として提出期限の3日前までにライセンスマネージャーに期限の延長の申請をしなければならない。ライセンスマネージャーは、当該理由が合理的であると判断した場合には、審査のスケジュールに影響をおよぼさない範囲で延長を決定できるものとする。

第18条 [ホームアリーナ基準]

- (1) B.NEXT申請者は、10月に開催されるB.NEXTライセンス判定理事会前日時点において、公式試合の試合開催に利用することができ、別途定める「ホームアリーナ検査要項2027-28シーズンB.NEXT用(以下「検査要項」という)」の条件を充足したアリーナ(以下「ホームアリーナ」という)を次条で定めるところにより確保していなければならない。なお、震災や事故等、アリーナの新設計画や改修計画がある場合または国際大会等が開催される場合など理事会がやむを

得ない事情がある場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。

- (2) B. NEXT申請者は、以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① ホームアリーナ検査表（Bリーグ様式）
 - ② 検査要項で定める提出書類
 - ③ 特別な取扱いを決定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第19条【ホームアリーナ使用基準】

- (1) B. NEXT申請者は、Bリーグ公式試合を、ホームアリーナで60%以上開催できるよう、ホームアリーナの使用を確保しなければならない。
- なお、震災や事故等、アリーナの新設計画や改修計画がある場合または国際大会等が開催される場合など理事会がやむを得ない事情がある場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。
- (2) B. NEXT申請者は、以下のライセンス審査資料を別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① 施設所有者または施設管理者が押印して作成された「ホームアリーナ使用確認書」（原則としてBリーグ様式）

第19条の2【基準の特例措置】

- (1) B. NEXT申請者のうち特例措置の適用を希望する者（以下「特例措置適用希望B. NEXT申請者」という）は、第2項および第3項に定める基準の特例措置を受けることができる。

なお、本特例措置は2029-30シーズンB. NEXTライセンス審査時より廃止する予定である。

- (2) 特例措置適用希望B. NEXT申請者は、特例措置として18条を下記に読み替えるものとする。

特例措置適用希望B. NEXT申請者は、10月に開催されるB. NEXTライセンス判定理事会前日時点において、別途定める「ホームアリーナ検査要項2026-27シーズンB. NEXT用（以下「検査要項」という）」の条件を充足した1か所のアリーナ（以下「ホームアリーナ」という）の施設所有者または施設管理者からBリーグが指定する文書を提出しなければならない。なお、震災や事故等、アリーナの新設計画や改修計画がある場合または国際大会等が開催される場合など理事会がやむを得ない事情がある場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。

- (3) 特例措置適用希望B. NEXT申請者は、特例措置として第19条を2026-27シーズ

ン、2027-28シーズン、2028-29シーズンの3シーズンにおいては適用しないものとする。なお、当該3シーズンにおけるBリーグ公式試合を、ホームアリーナを有する都道府県で60%以上開催しなければならない。

また、当該3シーズンにおけるBリーグ公式試合のホームアリーナの開催割合は60%以上開催できることが望ましい

(4) 特例措置適用希望B.NEXT申請者は、以下のライセンス審査資料を別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。

- ① ホームアリーナ検査表（Bリーグ様式）
- ② 検査要項で定める提出書類
- ③ 施設所有者または施設管理者が押印して作成された「B.NEXTライセンス基準の特例措置適用に関する同意書」（原則としてBリーグ様式）
- ④ B.NEXTライセンス基準の特例措置適用の要望書（Bリーグ様式）

第20条 [売上高基準]

- (1) B.NEXT申請者は、B.NEXT申請者の対象事業年度にかかる計算書類において、1億円以上の売上高（税抜）を計上していなければならない。なお、当該売上高の50%超は、バスケ関連事業でなければならない。
- (2) 前項の対象事業年度は、2024年度の決算（例：2025年6月期）および2025年度（例：2026年6月期）の決算とする。ただし、事業年度が7月2日以降から12月31日までの間に開始する場合、決算期変更などにより事業年度が1年末満または1年を超える場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。
- (3) 第1項のバスケ関連事業とは、プロバスケットボール興行およびこれに付随する事業（プロチームの運営・興行業務、MD事業、スクール事業、会場内飲食事業等）ならびにこれらに関連して保有または管理する資産もしくは権利を有効活用する事業とする（例：アリーナ事業、メディア事業、クラブライツを伴う事業等）。なお、バスケ関連事業に該当するか否かの判定は、ライセンス審査会が行うものとする。
- (4) B.NEXT申請者は、対象事業年度の以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
 - ① 決算見込み
 - ② 計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
 - ③ 法人税確定申告書一式（別表・勘定科目内訳書などを含む税務署に提出した書類全て）
 - ④ 勘定科目明細（第3号で勘定科目内訳書が含まれている場合は不要）
 - ⑤ 損益実績表（Bリーグ指定様式）

- ⑥ 第3項を判定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）
- ⑦ スポンサーリスト（①の根拠となる資料）

第21条 [利益基準]

- (1) B.NEXT申請者は、次項に定める対象期間の計算書類において、5期連続で当期純損失を計上した場合は、本基準は充足しないものとする。
- (2) 前項の対象期間は、2025年度、2024年度、2023年度、2022年度、2021年度、（例：2026年6月期、2025年6月期、2024年6月期、2023年6月期、2022年6月期）の5事業年度とする。ただし、事業年度が7月2日以降から12月31日までの間に開始する場合または決算期変更などにより事業年度が1年未満の場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。

第22条 [純資産基準]

- (1) B.NEXT申請者は、B.NEXT申請者の計算書類において、債務超過であってはならない。
- (2) 前項の対象事業年度は、2025年度（例：2026年6月末）とする。ただし、事業年度が7月2日以降から12月31日までの間に開始する場合または決算期変更などにより事業年度が1年未満の場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。

第23条 [資金繰り基準]

- (1) B.NEXT申請者は、2026年8月末日から少なくとも1年間、資金繰りが安定していることを合理的に説明できなければならない。なお、ユースチームやスクールを運営する法人などB.NEXT申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定を行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、当該法人の資金繰りを合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。
- (2) B.NEXT申請者は、以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する日までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 2026年8月末日の前1年間の資金繰り実績表（実績が確定していない月は見込み値）
 - ② 2026年8月末日の後1年間の資金繰り予測表
 - ③ 資金提供の確約書等の前号の根拠資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第24条 [ユースチーム基準]

B.NEXT申請者は、「U15チーム規程」および「U18チーム規程」に基づき、ライセ

ンス対象シーズンが開始する前までにB.LEAGUE U15チームおよびB.LEAGUE U18チームを保有することが望ましい。ただし、当該チームを保有する場合は「U15チーム規程」または「U18チーム規程」に基づき適切に運用しなければならず、これに違反した場合には、当該規程またはBリーグ規約に基づき制裁が科され得る。

第25条 [組織基準]

- (1) B.NEXT申請者は、株式会社として法人格を有していなければならない。
- (2) B.NEXT申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 履歴事項全部証明書（審査資料提出期限より3カ月前以内に発行されたもの）

第26条 [人事基準]

- (1) B.NEXT申請者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席し、Bリーグに適格性を認められた、以下各号の担当者を置いていなければならない。以下各号の担当者は代表取締役が担当することはできず（第6号および第7号は除く）、特段の記載がある場合を除き兼務することはできない。ただし、第8号については、2027-28シーズン開幕当初までに当該者（コーチ講習会の受講が終了し、ライセンスの取得が出来る見込みの者を含む）を置くことの確約書を提出することで足りるものとする。
 - ① ライセンス担当者（②⑦との兼務可）
 - ② 財務担当者（①⑦との兼務可、常勤）
 - ③ 運営・セキュリティ担当者（④⑦との兼務可、2名以上）
 - ④ 広報担当者（③⑦との兼務可、2名以上）
 - ⑤ マーケティング担当者（⑦との兼務可、2名以上）
 - ⑥ 法人営業担当者（⑦との兼務可、2名以上）
 - ⑦ コンプライアンス担当者（前各号との兼務可、2名以上かつ1名は常勤の取締役または執行役員）
 - ⑧ ヘッドコーチ（B級以上のライセンス保有者）
- (2) B.NEXT申請者は、ライセンス対象シーズンが開始する前までに、日本国医師免許を保有している医師と、選手のケガ、病気、ドーピング等に関し、必要な時に速やかに対応・相談のできる体制を整備していなければならない。
- (3) B.NEXT申請者は、ライセンス対象シーズンが開始する前までに、ホームゲームの運営に際し安全と治安を確保するために十分な数の警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託しなければならない。
- (4) B.NEXT申請者は、以下のライセンス審査資料（審査資料提出期限より3カ月前以内の基準日を設けて記載したもの）を、審査資料提出期限までにライセン

ス事務局に提出しなければならない。

- ① 会社概要表（Bリーグ様式）
- ② 担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式）
- ③ 役員一覧表（書式自由）
- ④ 従業員一覧表（書式自由）
- ⑤ 組織図（書式自由）
- ⑥ 第2項および前3項を充足していることを証明する資料（例：契約書）
- ⑦ 確約書（第1項第8号、第2項および第3項に関するもの）

第27条 [クロスオーナー等禁止基準]

(1) B.NEXT申請者は、八百長およびその疑いが生じることを防止する目的で、他のBリーグ会員（2026-27シーズンB.PREMIERライセンス保有クラブを含む）、B.ONEライセンスの申請者およびB.NEXT申請者（以下「他のクラブ」という）と以下各号のような同一の者による支配関係等があつてはならない。また、これに限らず、本条の目的に重大な支障をきたす恐れがあると判断できる状況にある場合には、本基準は充足していないものとみなす。なお、本基準にいう支配会社とは、直接と間接と問わず、自己（その被支配会社を含む。以下同じ）の計算において他の会社・法人の議決権の総数の50%超の議決権（一般社団法人にあっては社員たる地位）を保有している会社・法人ならびに取締役（一般社団法人にあっては理事）の過半数または代表取締役（一般社団法人にあっては代表理事）を派遣している会社・法人をいい、被支配会社とは、かかる場合における当該他の会社・法人をいうものとする。

- ① B.NEXT申請者ならびにB.NEXT申請者の支配会社およびその被支配会社（但し、B.NEXT申請者を除く）（以下総称して「支配会社等」という）の役員および職員が、他のクラブの役員または職員を兼務していないこと
- ② B.NEXT申請者およびB.NEXT申請者の支配会社等の役員および職員が、他のクラブの支配会社の代表取締役（一般社団法人にあっては理事長）を兼務していないこと
- ③ B.NEXT申請者およびB.NEXT申請者の支配会社等の役員または職員が、他のクラブの支配会社の取締役（一般社団法人にあっては理事）の過半数を占めていないこと
- ④ B.NEXT申請者は、Bリーグ規約第26条第4項から第7項までに違反していないこと
- ⑤ B.NEXT申請者の役員および職員は、Bリーグ規約第27条第2項に違反していないこと
- ⑥ B.NEXT申請者の議決権の総数の50%超を自己、配偶者もしくは一親等内の親族の計算において保有している個人株主またはB.NEXT申請者の支配会社等

およびこれらの役員が、直接または間接に合計して、他のクラブの支配会社の議決権の総数の50%超を保有していないこと

(2) B.NEXT申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。

- ① 宣言書（Bリーグ様式）
- ② 支配関係図（書式自由）
- ③ 株主一覧表（書式自由）

第7章 取消し・制裁

第28条 [ライセンスの取消し・制裁]

(1) B.NEXTライセンス交付後、B.NEXTライセンシーが以下に該当すると判断された場合には、交付されたB.NEXTライセンスの取消しまたは制裁が科され得る。

- ① 第3条第2項の遵守義務に違反していることが判明した場合
- ② 資金繰りに重要な懸念があり、短期的な回復が合理的に見込めない状況となった場合
- ③ 第19条〔ホームアリーナ使用基準〕の規定により提出されたホームアリーナ使用確約書に記載された事項が、履行されないまたは履行することが著しく困難であると判断される状況となった場合

ただし、第19条の2に定める特例措置を希望するクラブはその限りではない。

- ④ 第26条〔人事基準〕の規定により提出された確約書に記載された事項が、履行されないまたは履行することが著しく困難であると判断される状況となった場合

- ⑤ 第27条〔クロスオーナー等禁止基準〕に違反していることが明らかになった場合

- ⑥ B.NEXTライセンシーまたは第三者がB.NEXTライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立を行ったとき

- ⑦ B.NEXTライセンシーが解散したとき

- ⑧ Bリーグ定款に基づきB.NEXTライセンシーが除名処分となったとき

(2) 前項に該当するか否かの審査および該当する場合のライセンスの取消しまたは制裁の内容の審査は、ライセンス審査会が行い、その審査結果は理事会に提出され理事会が最終決定を行うものとする。理事会は、ライセンス審査会の審査結果に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。

(3) 前項の理事会の決議には、Bリーグに所属するクラブの役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。

- (4) ライセンス審査会は、審査を行うにあたり、原則として当該B.NEXTライセンサーに対し事情聴取を行いその意見および弁明を聴取するものとする。また、回線の使用または書面による方法で行うことができるものとする。事情聴取等については、当該B.NEXTライセンサーの同意がある場合もしくは当該B.NEXTライセンサーが事情聴取等を拒否、無断欠席した場合または書面の提出がなかつた場合には、この限りではない。
- (5) 前項の規定にかかわらず、当該B.NEXTライセンサーに科せられる制裁の内容が、次項第1号から第3号の場合には、事情聴取に代えて、当該B.NEXTライセンサーに対して書面提出による弁明の機会を付与すれば足りるものとする。
- (6) B.NEXTライセンサーに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
- ① けん責
 - ② 戒告
 - ③ 改善報告書の提出
 - ④ 第26条に定める担当者からの除外
 - ⑤ 罰金（5千万円を上限とする）

第8章 雜則

第29条〔本規則に定めのない事項〕

本交付規則に規定されていない事項については、社員総会の決議にて決定する。

第30条〔改正〕

本交付規則の改正は、社員総会の決議に基づきこれを行うものとする。

第31条〔施行〕

本交付規則は、2025年8月19日から施行する。

〔改正〕

2025年9月26日

第92条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手(以下本章において「選手」という)の義務および所属条件に関する事項について定める。

第93条〔選手の義務〕

- ① 選手は、本協会の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
- ② 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
- ③ 選手は、国際オリンピック委員会(IOC)およびFIBAの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。
- ④ U18または一般(Ⅰ種)に登録する選手で一般(Ⅱ種)のチームとの複数登録を行う場合は、事前に複数チームへの登録に係る承諾を得なければならない。
- ⑤ 一般(Ⅱ種)に登録する選手で他の一般(Ⅱ種)チームとの複数登録を行う場合は、事前に複数チームへの登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。
- ⑥ 3x3チーム等と契約している選手は、5人制チームに登録する場合、その選手の契約する3x3チーム等から登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。なお、選手に承諾を求められた3x3チーム等は、選手の意向を尊重し可能な限りこれを承諾するよう努めるものとする。

第94条〔禁止事項〕

- 選手は、次の各号の行為を行ってはならない。
- (1) IOCおよびFIBAが定める禁止物質の使用
 - (2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - (3) 前条に反する行為

第95条〔日本代表チームへの招請〕

- ① 選手は、本協会により日本代表チームまたは選抜チーム等の一員として招請された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招請に応ずることができない場合は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。
- ② 日本代表チームに招請された選手は、当該チームの公式活動に、原則として無償で参加しなければならない。
- ③ 日本代表チームに招請された選手は、当該チームの公式活動中、本協会が指定するユニフォームおよび用具等を使用しなければならない。

第96条(削除)

第97条〔選手契約〕

- ① 本章でいう「契約」とは、有償・無償を問わず、選手とその所属チームによって締結される、バスケットボール選手としての所属および公式試合への参加に関する書面による取り決めをいう。
- ② 契約の対象となる選手は、満15歳以上(ただし、中学校在学の選手を除く)で、かつ、次の各号のいずれかの連盟に加盟するチームに所属しようとする選手のみとする。なお、当該選手が契約締結時に18歳未満である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
 - (1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)
 - (2) 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ(B3リーグ)
 - (3) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ(WJBL)
 - (4) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟(JSBF)
- ③ 契約の最長期間は4年間とする。
- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日から第108条〔シーズン〕に規定するシーズンの終了時までとする。
- ⑤ プロ選手(第97条の2〔選手区分〕に定義する。)に関する契約は、本協会が定める統一契約書式またはそれに準じる、所属チームが所属する団体が定め、本協会が承認する契約書式により締結されなければならない。
- ⑥ 契約においては、次の各号の原則が適用される。
 - (1) 契約当事者は、契約を尊重しなければならない。
 - (2) 契約当事者は、正当事由のない限り、契約を解除することができない。
- ⑦ 契約においては、契約の当事者選手の医学上の検査が良好であること、または査証等当事者選手の就業に関する行政による認可の可否を契約の効力発生条件としてはならない。
- ⑧ 所属チームとの契約を締結した選手は、次の各号の規定を遵守しなければならない。
 - (1) 国内外を問わず、本協会、所属チームの加盟する連盟または所属チームの主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。
 - (2) 同一期間に2つ以上のバスケットボールチームと契約を締結してはならない。
- ⑨ 本協会または契約の当事者チームが加盟する連盟は、前7項の違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すこと

ができるものとする。

第97条の2〔選手区分〕

本協会における選手区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) プロ選手:その所属チームとの書面または電磁的記録による契約を有しており、当該選手のバスケットボール選手としての活動の対価として、当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。バスケットボール競技の活動のほかに所属チーム等への労働提供がある場合や、所属チーム等の雇用者であつても、契約書上に「バスケットボール競技の活動」をすることでの対価を支払うまたは現物を支給(サービスの提供および権利付与を含む。)する旨の記載がある場合は、いざれもプロ選手とみなす。
- (2) アマチュア選手:契約の有無にかかわらず、報酬または利益を目的とすることなくプレーする者。

第97条の3〔選手区分の適用〕

- ① 次の各号の各連盟は、第97条の2に定める選手区分を規程に定める義務をおくものとする。
 - (1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)
 - (2) 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ(B3リーグ)
 - (3) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ(WJBL)
 - (4) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟(JSBF)
- ② 前項に定める連盟以外の連盟に所属する加盟種別が一般(Ⅰ種)である所属チーム、ならびに一般(Ⅱ種)、U18、U15およびU12カテゴリーのチームに所属する選手は、アマチュア選手のみとし、これらのチームが選手と契約を締結する場合には、チームは、加盟する所属団体に対し、本協会の承認を経たアマチュア選手誓約書を提出し当協会の承諾を得なければならない。
- ③ アマチュア選手は、所属チームから、バスケットボール競技の活動に関して、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料、その他所属チームが必要と認めた手当以外を受領してはならない。

第98条〔エージェント等〕

エージェントの活動およびその役務の利用については、別に定める「エージェント規則」に従うものとする。

第99条〔外国籍選手〕

- ① 外国籍選手とは、日本国籍を持たない選手をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日本人選手と見做す。
 - (1) 日本の小学校および中学校を卒業して義務教育課程を修了した者(日本国籍を持たない選手のうち、平成15年4月1日現在、本協会において日本人選手と見做されている者を含む)
 - (2) 第63条〔加盟種別〕に規定するU12の加盟種別に該当する加盟チームに所属する選手で、日本の小学校に在学する者
 - (3) 第63条〔加盟種別〕に規定するU15の加盟種別に該当する加盟チームに所属する選手で、日本の小学校を卒業し、かつ日本の中学校に在学する者
- (4) 前3号のほか、別に定める「見做し日本人の認定等に関する運用細則」により認定された者
- ② 前項より、日本人選手として見做された者が、帰化により日本国籍を取得した場合でも、見做し日本人としての効力を失わず、帰化選手扱いとはしないものとする。

第99条の2〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕

- ① 本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属するものとする。
- ② 選手は、バスケットボール競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等(以下「広告宣伝活動等」という)に関する場合、所属チームを経由し、本協会に予め届けて、その承認を得なければならない。
- ③ 前項の規定にかかわらず、予め本協会の承認を得た広告宣伝活動等に関する規定を有する連盟等は、選手からの広告宣伝活動等の届け出について、当該規定に基づき、許諾の可否を判断することができる。
- ④ 前2項の場合、本協会は、所定の承認料を選手から徴収することができる。
- ⑤ 広告宣伝活動等を行える選手は、原則として次の各号のいずれかの連盟に所属する選手のみとする。
 - (1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)
 - (2) 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ(B3リーグ)
 - (3) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ(WJBL)
 - (4) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟(JSBF)
- ⑥ 選手は、本協会または所属チームの加盟する連盟が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。

第1節 総則

第100条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手の本協会への登録および他チームへの移籍に関する事項について定める。

第2節 登録

第101条〔選手登録の義務〕

- ① 加盟チームは、第104条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。
- ② 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならず、また選手は、公式試合の出場に際し、登録選手に対して本協会が発行する選手登録証を携帯しなければならない。

第102条〔重複登録の禁止〕

- ① 選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。
- ② 前項の規定にかかわらず、一般(Ⅱ種)のチームの選手については、複数チームに重複して登録することができるものとする。

第103条(削除)

第104条〔選手登録の手続き〕

- ① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録料の納付を含めた本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。
- ② 選手登録は、会員登録管理システム上の当該選手の登録手続きが完了した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第105条〔登録料〕

- ① 加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を、毎年度本協会および所在地の都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。なお、U18、一般(Ⅰ種)、一般(Ⅱ種)の加盟チームにおいては、選手個人に納付させることができる。
都道府県バスケットボール協会の選手登録料は、各都道府県バスケットボール協会が、本規定額を上限として、独自の金額を設定することができるものとする。

種別	基本選手登録料 (年間、選手1名あたり)	都道府県バスケットボール協会選手登録料 (年間、選手1名あたり)
一般(Ⅰ種)	2,000円	2,000円
一般(Ⅱ種)	0円	2,000円
U18	1,000円	1,000円
U15	1,000円	1,000円
U12	800円。ただし9歳未満は免除	800円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、本協会が承認した金額	

- ② 前項に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。
- ③ 一般(Ⅱ種)を含む複数チームに登録する場合、最も高額な登録料が適用される。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会選手登録料の全額を納付する。

第106条〔登録の変更・取消〕

- ① 登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。
- ② 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。
- ③ 登録選手が登録の変更を行う場合、その差額の登録料を納付する。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会選手登録料の全額を納付する。

第107条〔登録有効期間〕

- ① 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間(以下「登録年度」という)とする。ただし、年度をまた

ぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。

- ② 登録年度の途中で行った登録(追加、変更等一切の場合を含む)の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日(3月31日)までとする。
- ③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅した場合は、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第108条〔シーズン〕

- ① シーズンは、各チームが属する連盟の年度の最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。ただし、年度をまたぐ競技会は、当該競技会の開幕日が属する年度のシーズンに属するものとする。
- ② 選手は、1つのシーズン期間中に、同一の国内選手権(リーグ戦は除く)またはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならない。ただし、競技会において主催者が大会要項に定める場合はこの限りではない。

第109条〔登録情報の管理〕

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報(当該選手が、過去に登録された全てのチーム名と所属期間などの情報)を管理するものとする。これらの情報は、必要に応じて、当該選手が新たに登録される加盟チームに対し発行される。

第110条〔外国籍選手の登録〕

- ① 外国籍選手は、本協会への登録に際し、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならぬ。
 - (1) 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書(過去にいざれの国においても競技経験のない選手の場合は、本協会が規定する宣誓書)
 - (2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し
- ② 外国籍選手は、日本以外の国の代表チーム以外の単独チームに選手登録されている場合、本協会に登録することができない。
- ③ 日本と在籍国間の相互免除により査証を有しない外国籍選手および観光査証により来日している外国籍選手は、本協会に登録することができない。
- ④ FIBA内規(Book3、第2章 競技者の国際移籍)に基づき、若年層(当該年度開始日(4月1日)において18歳未満)の外国籍選手が所属する加盟チームは、本協会が別に定める「若年層(18歳未満)外国籍選手の国際移籍手続きに関する運用細則」により、当該選手をFIBAおよび本協会に登録しなければならない。

第3節 移籍

第111条〔目的〕

本節の規定は、本協会の加盟チーム相互間または加盟チームと外国のチームとの間の登録選手(以下、本節においては過去本協会に登録していた者、現在登録している者および将来登録を希望する者の全てを含むものとする)の移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、登録選手の全てを拘束する。

第112条〔移籍の定義〕

- ① 移籍とは選手が現在所属しているチーム(以下「移籍元チーム」という)を脱退し、別のチーム(以下「移籍先チーム」という)に所属変更することをいう。
- ② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業または転校によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とは見做さない。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、一般(II種)のチームへの所属変更については、移籍とは見做さない。

第113条〔移籍の手続き〕

- ① 選手は、移籍元チームおよび移籍先チームの承諾を得たうえで、本協会の定める方法で移籍申請を行い、これを申請先の団体が承諾した時に移籍が成立する。
- ② 本節の規定により、移籍元チームが所属選手の移籍を承諾すべきであるにもかかわらず、これを行わない場合は、移籍元チームの所属する都道府県バスケットボール協会または本協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき、移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。
- ③ 前項の規定にかかわらず、移籍しようとする選手およびその移籍先チームならびに本協会は、移籍元チームが加盟する連盟等の在籍国の本国法に反しない限りにおいては、当該連盟等の規定を尊重するものとする。
- ④ 各連盟において、本節の規定(ほかに移籍手続きに関する規制等を追加する場合には、各連盟において具体的な規程を定め、本協会の承諾を得るものとする)。

第114条〔公式試合への出場資格〕

- ① 前条に規定する手続きに基づき移籍した選手は、本協会に登録を完了した日から公式試合に出場することができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、移籍した選手の公式試合への出場資格については、当該選手の移籍先チームが加盟す

る連盟等の規定または競技会の大会要項により制限できる。

第115条〔規程違反〕

選手または加盟チームが本節の規定に違反した場合は、第10章およびこれに付随する諸規程の定めに従い、懲罰を科されるものとする。

第116条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

第117条～第120条(削除)

第121条〔外国のチームへの移籍〕

① 選手が外国のチームへ移籍する場合、本協会は当該国のバスケットボール協会からの請求に基づき、当該協会に對して「競技許可書(レターオブクリアランス)」を発行するものとする。

② 前項の競技許可書の発行は、関連のFIBA規程に基づき行われるものとする。

第122条〔外国のチームからの移籍〕

外国のチームに選手として登録されていた日本国籍の選手が本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、当該選手はその登録区分にかかわらず、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。

- (1) 移籍元チームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書
- (2) 住民票の写し

第123条〔外国籍選手の移籍〕

外国のチームに選手として登録されていた外国籍選手が本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、または本協会加盟チームに所属する外国籍選手が、他の本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、当該選手はその登録区分にかかわらず、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。

- (1) 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書
- (2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し

第124条〔趣旨〕

本章の規定は、日本国内において開催されるバスケットボール競技会(以下「競技会」という)の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第125条〔定義〕

本章における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) **主 催**
自己の名義において試合、イベント等(以下「試合等」という)を開催すること
- (2) **共同主催(共催)**
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) **主 管**
試合等の運営を委託を受けて実施すること
- (4) **後 援**
他者の主催する試合等を支援すること(ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない)
- (5) **協 力**
他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) **特別協賛(冠賛)**
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること
- (7) **協 賛**
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (8) **公 認**
他者の主催する試合等または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること
- (9) **推 薦**
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、バスケットボール界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

第126条〔主催権〕

- ① 日本国内において開催される競技会の主催権は、全て本協会に帰属する。
- ② 本協会は、前項の主催権を、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会または各種の連盟等に委譲することができる。
- ③ 前項の場合、主催権を委譲された都道府県バスケットボール協会は、当該主催権を、傘下の地区・市区郡町村バスケットボール協会、都道府県バスケットボール連盟または第三者に委譲することができる。
- ④ 日本国内において競技会を開催しようとする者は、複数都道府県に亘る(複数の都道府県に跨って開催される、または参加チームの所属する都道府県バスケットボール協会が複数に亘ることを意味する。以下同じ)競技会は本協会に、単独都道府県内で完結する規模の競技会は当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に申請の上、それぞれ承認を得なければならない。
- ⑤ 前3項の場合、主催権を委譲された者または主催を承認された者は、当該競技会に関する本協会または当該都道府県バスケットボール協会の決定・指示に従わなければならぬ。

第127条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」もしくは「全国」等、全国規模または日本一を決する競技会を想起する単語を使用することはできない。

第128条〔主管の委託〕

- ① 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、各種の連盟、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会、または第三者に委託することができる。
- ② 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する収支責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技会の収入超過の処分または支出超過の処理について取り決めておくものとする。
- ③ 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならぬ。
- ④ 本協会より委託された主管競技会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

第129条〔競技会の賞品〕

競技会に参加するチームおよび選手への賞品(賞金を含む)は、競技会の価値および選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならぬ。

第2節 国内競技会

第131条[国内競技会の主催]

- ① 本協会は、次の各号の国内競技会を主催する。
 - (1) 天皇杯全日本バスケットボール選手権大会
 - (2) 皇后杯全日本バスケットボール選手権大会
 - (3) B1リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (4) B2リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (5) B3リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (6) バスケットボール女子日本リーグ(レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスター GAME)
 - (7) 日本社会人バスケットボールリーグ(SBL) SB1
 - (8) 日本社会人バスケットボールリーグ(SBL) SB2
 - (9) 全日本社会人バスケットボールプレミアムチャンピオンシップ
 - (10) 全日本社会人バスケットボール選手権大会
 - (11) 全日本社会人 O-40/O-50バスケットボール選手権大会
 - (12) 全日本大学バスケットボール選手権大会
 - (13) 全国専門学校バスケットボール選手権大会
 - (14) 全国専門学校バスケットボール選抜大会
 - (15) 全国高等専門学校総合体育大会バスケットボール競技
 - (16) 全国高等学校総合体育大会全国高等学校バスケットボール競技大会(インターハイ)
 - (17) 全国高等学校バスケットボール選手権大会(ウインターハッピング)
 - (18) U18リーグバスケットボール競技大会(全国トップリーグ/ブロックリーグ)
 - (19) 全国高等学校定期制通信制バスケットボール大会
 - (20) 全国中学校バスケットボール大会
 - (21) 全国U15バスケットボール選手権大会(ジュニアウインターハッピング)
 - (22) 全国ミニバスケットボール大会
 - (23) 3x3 日本選手権大会
 - (24) 3x3 U18日本選手権大会
 - (25) 3x3 JAPAN TOUR
- ② 本協会は、前項の競技会以外に、理事会において別に定める細則に基づき承認された競技会を主催する。
- ③ 前2項の本協会主催競技会の開催日程は、開催前年度の8月末日までに、本協会および各主管者をもって構成する「国内競技会日程調整委員会」により調整の上決定するものとする。なお、各主管者は、当該委員会の開催前に、予め各競技会の開催概要の素案を策定しておかなければならぬ。

第131条の2[開催手続きに関する細則]

本協会が主催および主管する競技会以外の国内競技会の開催手続きに関する事項は、本節に定めるものほか、理事会において別に定める。

第132条[複数都道府県に亘る競技会の開催申請]

- ① 都道府県バスケットボール協会または各種の連盟が、複数都道府県に亘る競技会を開催する場合、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、承認を得なければならない。なお、都道府県バスケットボール協会または各種の連盟以外の者(第三者を含む)が複数都道府県に亘る競技会を開催する場合も同様の手続きを行うものとするが、その場合は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会を通じて申請するものとする。

- (1) 競技会開催の趣旨
- (2) 次の諸項目を含む競技会要項
 - イ 名称
 - ロ 主催者とその住所地
 - ハ 主管者とその住所地
 - ニ 後援の具体的方法
 - ホ 会期および会場
 - ヘ 参加範囲
 - ト 参加資格
 - チ 競技の方法(勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など)
 - リ 表彰方法(賞品およびその寄贈者なども含む)
 - ヌ 参加料
 - ル 経費区分

ヲ 入場料金(単価と発行枚数)

ワ その他

(3) 競技会運営の組織とその責任者

(4) 予算書

② 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。

③ 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に關し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第132条の2[単独都道府県内における競技会の開催申請]

① 都道府県バスケットボール協会の傘下団体または第三者が、単独都道府県内で完結する規模の競技会を開催する場合は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、承認を得なければならない。

(1) 競技会開催の趣旨

(2) 次の諸項目を含む競技会要項

イ 名称

ロ 主催者とその住所地

ハ 主管者とその住所地

ニ 後援の具体的方法

ホ 会期および会場

ヘ 参加範囲

ト 参加資格

チ 競技の方法(勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など)

リ 表彰方法(賞品およびその寄贈者なども含む)

ヌ 参加料

ル 経費区分

ヲ 入場料金(単価と発行枚数)

ワ その他

(3) 競技会運営の組織とその責任者

(4) 予算書

② 都道府県バスケットボール協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。

③ 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に關し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、都道府県バスケットボール協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第133条[開催承認の条件]

前2条に規定する競技会開催の承認に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。ただし、本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会が特に承認した場合は、この限りではない。

(1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること

(2) 競技は本協会の競技規則により行うこと

(3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること

(4) 参加選手の傷害について考慮してあること

(5) 本協会が定める競技会開催および運営に関する諸規程に従うこと

(6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと

(7) 競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会が決定すること

(8) その他本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会が必要と認めた指示に従うこと

第134条[予算および決算]

競技会開催に伴う予算および決算は、別に定める勘定科目ならびに積算基礎による。

第135条[決算の修正]

本協会は決算報告書に不審な点がある場合は、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第136条[報告義務]

主催者および主管者は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の各号の事項を本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に対して報告しなければならない。

(1) 競技会の概況

(2) 公式記録となる競技記録

(3) 収支決算書

第137条[JBA納付金]

- ① 本協会主催以外の複数都道府県に亘る有料競技会(入場料金が無料であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う競技会を含む。以下同じ)を開催する場合、その主催者は、本協会理事会において別に定める基準に基づく納付金を、本協会に納付しなければならない。
- ② 本協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、本協会以外の主催者または主管者は、原則として前項の所定額を本協会に納付しなければならない。
- ③ 都道府県バスケットボール協会の傘下団体または第三者が複数都道府県に亘る有料競技会を開催する場合、本協会は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に、前2項に規定するJBA納付金の50パーセントを配分する。
- ④ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)の有料競技会を開催する場合、JPBLは、日本代表選手の強化費およびバスケットボール競技の普及振興費として、入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

第137条の2[都道府県協会納付金]

- ① 都道府県バスケットボール協会主催以外の当該都道府県内で完結する規模の有料競技会を開催する場合、その主催者は、本協会理事会において別に定める基準に基づく納付金を、当該都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。
- ② 都道府県バスケットボール協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、都道府県バスケットボール協会以外の主催者または主管者は、原則として前項の所定額を当該都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。

第138条[主催・共同主催・後援]

- ① 自ら主催する競技会について、本協会に対し主催、共同主催または後援を依頼しようとする者は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第132条[複数都道府県に亘る競技会の開催申請]第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。
- ② 前項により既に承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出で、その承認を得なければならない。

第3節 国際競技会

第139条[本協会の専属権限]

本協会はFIBAが認める我が国唯一の代表機関であり、FIBA加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、都道府県バスケットボール協会がこれを行ふことができる。

第140条[国際競技会の開催の制限]

国際競技会は、原則として全て本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

第141条[本協会以外の団体による国際競技会]

- ① 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。
- ② 前項の場合、本協会または都道府県バスケットボール協会のいずれかが当該競技会を主催しなければならない。
- ③ 本協会がFIBAおよびFIBA ASIA等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、当該競技会の運営は、本協会または本協会が定めた大会組織委員会が行う。

第142条[海外における競技会への参加]

- ① FIBAまたはFIBA ASIA等により、その主催する競技会への加盟チームの出場要請があった場合は、本協会が別に定める判断基準に基づいて出場チームを決定し、派遣するものとする。
- ② 前項の場合を除き、加盟チームまたは登録選手を選抜して組織したチームが国外で開催される競技会に参加しようとする場合は、事前に本協会の承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。

第4節 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会

第143条[目的]

天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会(以下「本大会」という)は、加盟種別が「一般(Ⅰ種)」および「U18」である全加盟チームが、日本バスケットボール界最高の覇者となる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、バスケットボールの普及および発展に寄与することを目的として実施する。

第144条[主催]

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には第三者との共同主催とすることができる。

第145条〔実施要項〕

本大会の運営に関する事項は、理事会において別に定める大会実施要項による。

第162条〔趣旨〕

- ① 本章の規定は、次項以下に定める者に対して、本協会が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。
 - ② 以下に掲げる個人（以下本章において「選手等」という）
 - （1）定款第10条に規定する評議員
 - （2）定款第23条第1項に規定する理事および監事
 - （3）定款第31条に規定する名誉役員
 - （4）定款第40条第3項に規定する職員
 - （5）定款第39条に規定する専門委員会を構成する委員長および委員
 - （6）本規程第42条の2に規定する規律委員会を構成する委員長および委員
 - （7）本規程第92条に規定する選手
 - （8）本協会に登録する指導者、審判およびその他の登録関係者
 - （9）定款第41条に規定する加盟団体（都道府県バスケットボール協会。以下、本条において「都道府県協会」という。）および定款第42条に規定する各種の連盟（以下、本条において「各種の連盟」という。）の役員
 - ③ 以下に掲げる団体（以下本章において「加盟・登録団体」という）
 - （1）都道府県協会
 - （2）各種の連盟
 - （3）本規程第62条に規定する加盟チーム、ブロックバスケットボール協会

第163条〔違反行為に対する懲罰〕

- ① 本協会は、加盟・登録団体および選手等が定款、本規程またはこれに付随する諸規程（以下、本章において「本規程等」という）に違反した場合（以下、「違反行為」という）は、本章および別途定める「倫理規程」、「裁定規程」、「規律規程」、その他これに付随する諸規程の定めるところにより、懲罰を科すことができる。
- ② 前項に定める加盟・登録団体および選手等には、懲罰を行う時に本協会への登録がない場合においても、違反行為時に本協会への登録があった者も含むものとする。
- ③ 第1項に定める選手等には、違反行為時に本協会への登録がない場合においても、次の各号に該当する者を含むものとする。
 - （1）日本代表チームの一員として招聘されている選手および指導者等のチームスタッフ
 - （2）第97条〔選手契約〕に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手
 - （3）JPBLおよびB3リーグの自由交渉リストに掲載されている選手

第163条の2〔国外における違反行為に対する懲罰〕

本協会は、加盟・登録団体または選手等が、国外において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができるものとする。

第2節 懲罰の種類

第164条〔懲罰の種類等〕

本協会による、加盟・登録団体および選手等の違反行為（競技および競技会に関連するものならびにドーピング禁止に関するものを除く）に対する懲罰の種類、内容および決定方法は、「倫理規程」およびこれに付随する規程の定めるところによる。

第165条～第174条（削除）

第3節 懲罰の決定

第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕

- ① 次2項を除く違反行為に対する懲罰については、「裁定規程」およびこれに付随する規程の定めに従い、裁定委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。
- ② 競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、「規律規程」およびこれに付随する規程の定めに従い、規律委員会の調査および審議を経て、事務総長が決定する。本項による決定が行われた場合には、事務総長は、これを理事会に報告する。
- ③ ドーピング禁止に関する違反行為（第11章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。

第176条〔裁定委員会および規律委員会の答申の尊重〕

- ① 理事会は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

② 事務総長は、規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第176条の2〔復権〕

第175条第1項により科された懲罰については、理事会は、懲罰を科した後の事情を考慮し、「復権手続規程」の定めるところにより、将来に向かってその懲罰を解除することができる。

第177条～第178条(削除)

第4節 (削除)

第179条～第187条(削除)

公益財団法人日本バスケットボール協会
ユニフォーム規則

第1節 総則

第1条〔目的〕

本規則は、国内で開催される公式競技会および準公式競技会(以下「試合」という。)における、当該試合に出場するチーム(以下単に「チーム」という。)に所属するプレーヤーおよび交代要員(以下「チームメンバー」という。)が着用するユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔適用除外〕

- 1 本規則の定めにかかわらず、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグもしくは一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグに所属するクラブの保有する(ユースチームを含む)チームまたは一般社団法人バスケットボール女子日本リーグに所属するチームの、試合における着用ユニフォームについては、各リーグにおいて個別にユニフォームに関する規定を定めている場合、当該規定に従うものとする。
- 2 本規則の定めにかかわらず、3x3競技の試合における着用ユニフォームについては、各試合の大会要項に従うものとする。

第3条〔ユニフォームの定義〕

本規則における「ユニフォーム」とは、試合中にチームメンバーが着用する「シャツ」、「パンツ」および「ソックス」のことをいう。ユニフォーム以外のウォームアップウェア、トラックスーツ、その他これに類する着用品については、当該試合時点における最新のバスケットボール競技規則(以下「競技規則」という。)および大会要項によるものとする。

第4条〔ユニフォームの着用〕

- 1 チームメンバーは、国内で開催される試合において、本規則に則り作成されたユニフォームを着用しなければならない。
- 2 前項のユニフォームは、対戦するチームを明確に識別できるものでなければならず、また、同一チームに所属する全てのチームメンバーが同じデザイン(形状、色および模様)のものを着用しなければならない。

第5条〔ユニフォームの製作〕

- 1 チームは、第7条に定める淡色のユニフォームおよび濃色のユニフォームを各2セット以上用意しておかなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、国内で開催される試合においては、主催者の判断により、チームの用意すべきユニフォーム数を決定することができる。

第2節 ユニフォームのデザイン

第6条〔ユニフォームの形状〕

- 1 シャツに袖がある場合は、肘より上の長さのものでなければならず、長袖は認められない。
- 2 パンツの丈は膝より上の長さでなければならず、膝頭に懸かる丈のパンツは認められない。
- 3 ソックスは、特に長さの指定はしないが、シューズから見える状態でなければならない。

第7条〔ユニフォームの色の区分〕

- 1 ユニフォームの色は、「淡色」または「濃色」に区分され、「淡色」とはシャツおよびパンツの色が白色または白色を基調とした淡い色合いのものをいい、「濃色」とはシャツおよびパンツの色が白色以外の濃い色合いのものをいう。
- 2 同一の大会において、同じユニフォームを「淡色」および「濃色」として両用することは認められない。

第8条[シャツおよびパンツの色]

- 1 シャツおよびパンツの色は、前面および背面の主となる色が同じ色でなければならない。
- 2 対のシャツおよびパンツの色は、主となる色が同じ色でなければならない。
- 3 シャツおよびパンツの色に「ゴールド(金色)」または「レモンイエロー(黄色)」などの淡色・濃色の判別がつき難い色を用いる場合は、次の各号の条件を満たさなければならない。
 - (1) 濃色として用いる場合は、相手チームが着用する淡色のユニフォームと明確に識別できる濃い色合いのものでなければならない。
 - (2) 淡色として用いる場合は、相手チームが着用する濃色のユニフォームと明確に識別できる淡い色合いのものでなければならない。
- 4 シャツおよびパンツの色に「グレー(灰色)」または「シルバー(銀色)」を用いることは認められない。ただし、第9条に定める選手番号および別表3に定める切替部の範囲においては、これらの色を用いても差し支えない。

第9条[ソックスの色]

ソックスの色は、シャツおよびパンツと異なる色であっても良いが、全てのチームメンバーのソックスの主となる色が同じ色でなければならない。

第10条[選手番号]

- 1 シャツの前面および背面には、シャツの色と異なり、明確に識別できる色で各チームメンバーに割り当てられた番号(以下「選手番号」という)を付けなければならない。なお、パンツに選手番号を付けることはできない。
- 2 選手番号は、「0」から「99」までの整数および「00」のいずれかの数字を使用するものとし、「01」または「02」など、「00」以外の先頭に「0」を付けた数字を使用することはできない。また、同一チーム内において、異なるチームメンバーが同じ選手番号を使用してはならない。
- 3 選手番号を付ける位置等の詳細は、別表1のとおりとする。
- 4 選手番号の位置、サイズおよびデザインは、全てのチームメンバーで統一しなければならない。

第11条[ユニフォームに付けることができるもの]

- 1 選手番号以外でユニフォームに付けることができるものは次の各号のとおりとし、その位置、サイズおよびデザインは、全てのチームメンバーで統一しなければならない。また、いかなる場合であっても、ユニフォームの色または選手番号を判別し難くなるサイズやデザインのものは認められない。
 - (1) チーム名
 - (2) チームロゴ
 - (3) 製造メーカー名
 - (4) 都道府県・都市・地域名
 - (5) チームメンバー名
- 2 前項のものを付けることができる位置等の詳細は、別表2のとおりとする。
- 3 チームは第1項の規定にかかわらず、次節の規定に従い、ユニフォームに広告(チーム名以外の団体名もしくは個人名、またはその商品の告知・販促を目的とした表記)を表示することができる(以下、「ユニフォーム広告」という。)

第12条[ユニフォームの模様]

ユニフォームの模様を施すことができる位置等の詳細は、別表3のとおりとする。

第3節 ユニフォーム広告

第13条[ユニフォーム広告の表示]

1 チームは、主催者の承認を得て、ユニフォーム広告を表示することができる。なお主催者は、大会要項にユニフォーム広告の表示について明記しておかなければならぬ。

2 本協会が主催する次の各号の試合においてユニフォーム広告を表示しようとするチームは、別紙「ユニフォーム広告等申請書」に必要事項を記入の上、本協会に当該申請書を提出し、本協会の承認を得なければならぬ。

(1) 天皇杯バスケットボール選手権

(2) 皇后杯バスケットボール選手権

(3) 全国高等学校バスケットボール選手権大会(インターラップ)

(4) 全国U15バスケットボール選手権大会(ジュニアインターラップ)

(5) 全国ミニバスケットボール大会

3 ユニフォーム広告を表示できる位置等の詳細は、別表4のとおりとする。

4 ユニフォーム広告の位置、サイズおよびデザインは、全てのチームメンバーで統一しなければならぬ。また、いかなる場合であっても、ユニフォームの色または選手番号を判別し難くなるデザインのものは認められない。

第14条[ユニフォーム広告の内容制限]

1 次の各号のいずれかに該当する内容のユニフォーム広告は、一切表示してはならない。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 反社会的な内容のもの

(3) 意見広告や売名を目的としたもの(スローガンまたはメッセージ等)

(4) 人権侵害もしくは名誉毀損にあたるもの、または差別的なもの

(5) 責任の所在が不明確なもの

(6) 青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすと判断されるもの

(7) 風俗営業およびこれに類するもの

(8) 政治団体または宗教団体の活動に関するもの

(9) その他、本協会が相応しくないと判断したもの

2 本協会は、ユニフォーム広告の広告主の業種について、別途制限を設けることができる。

第15条[ユニフォーム広告の表示制限]

1 本協会または主催者は、ユニフォーム広告が不適当であると判断した場合、当該チームに対して広告が表示されたユニフォームの着用を停止または広告を隠す処置を施すことを命じることができる。

2 試合会場の施設管理者より、ユニフォーム広告に対して広告掲出料の支払いを課せられた場合は、当該チームは主催者の支払いに関する指示に従わなければならない。

第4節 附則

第16条[その他]

本規則に定めのない事項については、競技規則または大会要項によるものとする。なお、競技規則または大会要項に定めのない事項については、本協会または主催者の判断に従うものとする。

第17条[附則]

本規則の定めにかかわらず、国内において開催される国際バスケットボール連盟(以下「FIBA」という。)主催の公式競技会における着用ユニフォームについては、FIBAの規定に従うものとする。

第18条〔規則の改廃〕

本規則の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行う。

第19条〔施行〕

本規則の内、第3節の規定については、2020年3月1日から施行し、その余については2020年4月1日から施行する。ただし、本規則制定時に効力を有するユニフォーム広告に関する契約に基づくユニフォーム広告については、契約の有効期間に限り、第13条第3項および第14条第2項を適用せず、従前の例による。

第20条〔施行期間〕

前条の規定にかかわらず、本規則の施行後3年間(2020年4月1日から2023年3月31日まで)は、第10条第1項のなお書きおよび第11条第2項の規定については、なお従前の例による。

2019年11月14日制定

2020年11月1日 一部改定

別表1 選手番号の詳細

詳細	
位置／数	<ul style="list-style-type: none"> ・シャツ前面に1箇所(必須) ・シャツ背面に1箇所(必須) ・シャツ前面の選手番号は見え難い位置に付けてはならない。 ・選手番号は全てのロゴ、模様および広告から「5cm」以上離れてはいけなければならない。
サイズ	<ul style="list-style-type: none"> ・シャツ前面の選手番号の高さは「10cm」以上、シャツ背面の選手番号の高さは「20cm」以上でなければならない。 ※番号の縁取りや縫い取りの部分は高さに含めない(縁取りや縫い取りの部分を除いた高さがそれぞれの規定以上でなければならない)。
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・選手番号は、縁取りや縫い取りも含め、全てのチームメンバーが同じデザイン(形状および色)でなければならない。 ・選手番号は、それぞれの数字の幅が最も狭い部分で「2cm」以上なければならない。 ※縁取りや縫い取りの部分はこれに含めない。 ・選手番号の色は、シャツの色と異なり、明確に識別できる色でなければならず、縁取りや縫い取りがない番号単独の状態でも、明瞭に見えるものでなければならぬ。縁取りや縫い取りの色についても規定しない。 ・縁取りおよび縫い取りは次のとおりとする。 ①1重の縁取り(図2)、2重の縁取り(図3)、中抜きの縁取り(図4)は認められる。 ②立体に見える縁取り(図5)、影付きの縁取り(図6)は番号が判別し難くなるため認められない。 ・番号の周囲を、円形、矩形(長方形)または橢円形などの囲いで囲むことは認められない。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> (図1) (図2) (図3) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 縁取りなし(可) 1重の縁取り(可) 2重の縁取り(可) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> (図4) (図5) (図6) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 中抜きの縁取り(可) 立体に見える縁取り(不可) 影付きの縁取り(不可) </div>

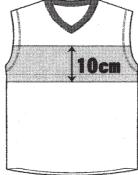
別表2 ユニフォームに付けることができるものの詳細

位置/数	サイズ	その他	例
チーム名 ・シャツ前面に1箇所 かつ2行以内 ・シャツ背面に1箇所 かつ2行以内	・1行の場合、高さは 「8 cm」以内 ・2行の場合、高さは 各行「6 cm」以内		
チームロゴ ・シャツ前面に1箇所 ・パンツに1箇所	・1箇所あたり「20cm ² 」 以内		
製造メーカーロゴ ・シャツ前面に1箇所 ・パンツに1箇所 ・1組のソックス	・1箇所あたり「20cm ² 」 以内 ・半足に対して「50 cm ² 」以内(ソックス)	・バスケットシューズ を履いた状態で見え るソックスの模様や柄 の面積も「50cm ² 」に含 めること。(ソックス)	
都道府県・都市・地 域名 ・シャツ前面(選手番 号の上部)に1箇所 かつ2行以内 ・シャツ背面(選手番 号の上部)に1箇所 かつ2行以内	・1行の場合、高さは 「8 cm」以内 ・2行の場合、高さは 各行「6 cm」以内		TOKYO、Tokyo、 東京、Nerima、 NERIMA、練馬など
チームメンバー名 ・シャツ背面に1箇所 かつ1行のみ	・高さは「6 cm」以上 「8 cm」以内	姓/名またはコートネ ームなど、表記の種 類をチーム内で統一 すること	Hasegawa、 HASEGAWA、 長谷川、Takashi、 TAKASHIなど

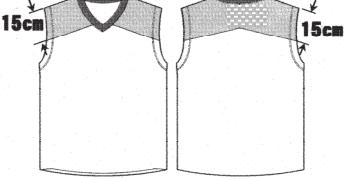
別表3 ユニフォームの模様の詳細

	シャツ	パンツ
色の切替え	<ul style="list-style-type: none"> ・シャツを横切る切替えの幅は「10cm」以内とする。切替えが斜めに入る場合も同様とする。(図1) ・肩周りの切替えの幅は、頂点(肩線)から「15cm」以内とする。(図2) ・脇の切替えの幅は「20cm」以内とする。(図3) ・図1、図2および図3の切替えは、組み合わせて用いることができる。 ※いずれの切替えの幅も、ラインおよびペイピング等を含めた寸法とする。 ・切替えの境界から選手番号までは「5cm」以上離れてはいけなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンツの脇の切替えの幅は「20cm」以内とする。切替えが斜めに入る場合も同様とする。(図4・5) ・パンツの腰の切替えの幅は「15cm」以内とし、ウエストおよびゴム部分も切替えの一部とみなす。(図6) ・パンツの裾の切替えの幅は「15cm」以内とする。(図7) ・図4、図6および図7、または図5、図6および図7の切替えは、組み合わせて用いることができる。 ※いずれの切替えの幅も、ラインおよびペイピング等を含めた寸法とする。
その他の模様	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の切替部内であれば、星、ダイヤなどのモチーフプリントを施したり、グラデーションを施すことなども認められる。 ・細いライン(ストライプ)は、ラインの幅が「2mm」以内で、ラインとラインの間隔が「3cm」以上でなければならない。 	

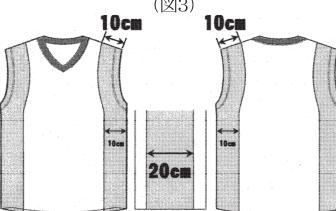
(図1)



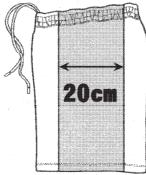
(図2)



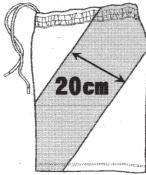
(図3)



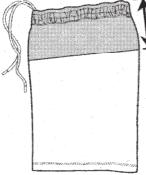
(図4)



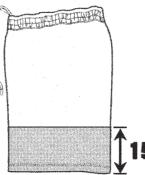
(図5)



(図6)



(図7)



別表4 ユニフォーム広告の詳細

詳細	
位置/数	<ul style="list-style-type: none"> シャツの前面に1箇所かつ1種のみ(図1) シャツの背面に1箇所かつ2種以内(図2) パンツ前面かつ右脚部に1箇所かつ1種のみ(図3)
サイズ(広告の最大幅に最大高を乗じて算出した面積)	<ul style="list-style-type: none"> シャツ:1箇所あたり「320cm²」以内(2種の場合は320cm²内に分割して表示)(図1・2) パンツ:1箇所あたり「100cm²」以内(図3)

(図1)
(図2)
(図3)

JBAユニフォーム広告申請書

記入日： 年 月 日

所属都道府県	チーム名	男子・女子	
所属カテゴリー	チームID		
申請者（氏名）	電話番号		
	E-Mail		

注意事項	① 背番号・マーク・ロゴ・広告のすべてが入ったユニフォームのデータを貼付すること。（写真でも可能です）
	② ユニフォームのデータは可能な限り高画質な状態のデータを貼付すること。
	③ ユニフォームのデータは可能な限り真正面からのアングルを使用すること。
	④ 濃色と淡色のユニフォームの前面と背面のデータを貼付すること。
	⑤ チームの所属カテゴリーによって、ユニフォームに付けられる広告の業種が異なります。必ずJBAのユニフォーム規則をご確認ください。

以下のユニフォームの広告掲示について申請します。

掲示する場所	広告主名 例：○○機械株式会社	広告主の業種 例：アパレル・製造業	サイズ (最大幅×最大高)	広告契約期間
シャツ	前面①			年 月 日 から 年 月 日
	背面①			年 月 日 から 年 月 日
	背面②			年 月 日 から 年 月 日
パンツ	前面①右脚			年 月 日 から 年 月 日

※掲示する広告の詳細（デザイン画または写真）を、本用紙と合わせて添付し提出すること。

備考

上記の申請について、JBAユニフォーム規則に基づき、これを承認する。

（公財）日本バスケットボール協会 企画総括グループ 競技運営担当

承認日： 年 月 日

JBA承認印

JBAユニフォーム広告申請書

記入日：2019年11月20日

所属都道府県	東京都	チーム名	●●レッドスパークス	男子・女子
所属カテゴリー	一般	チームID	T ×××××××× (9桁)	
申請者（氏名）	バスケ 三太郎	電話番号	090-×××-●●●●	E-Mail

注意事項	① 背番号・マーク・ロゴ・広告のすべてが入ったユニフォームのデータを貼付すること。（写真でも可能です）
	② ユニフォームのデータは可能な限り高画質な状態のデータを貼付すること。
	③ ユニフォームのデータは可能な限り真正面からのアングルを使用すること。
	④ 濃色と淡色のユニフォームの前面と背面のデータを貼付すること。
	⑤ チームの所属カテゴリーによって、ユニフォームに付けられる広告の業種が異なります。必ずJBAのユニフォーム規則をご確認ください。

以下のユニフォームの広告掲示について申請します。

掲示する場所	広告主名 例：○○機械株式会社	広告主の業種 例：アパレル・製造業	サイズ (最大幅×最大高)	広告契約期間	
シャツ	前面①	バスケット株式会社	アパレル業	240cm	2019年4月1日 から 2019年3月31日
	背面①	株式会社アカツキファイブ	飲食業	120cm	2019年4月1日 から 2019年3月31日
	背面②	JBAボール株式会社	製造業	200cm	2019年4月1日 から 2019年3月31日
パンツ	前面①右脚	×	×	×	年 月 日 から 年 月 日

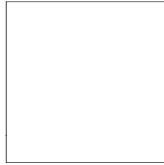
※掲示する広告の詳細（デザイン画または写真）を、本用紙と合わせて添付し提出をすること。

備考

上記の申請について、JBAユニフォーム規則に基づき、これを承認する。

(公財)日本バスケットボール協会 企画総括グループ 競技運営担当

承認日： 年 月 日



JBA承認印

**公益財団法人日本バスケットボール協会
アンチ・ドーピング規程**

第1条 世界アンチ・ドーピング規程

- 1.1 公益財団法人日本バスケットボール協会は、(公財)日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」という。)がドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、世界アンチ・ドーピング規程(以下、「世界規程」という。)及び国際基準(以下、「国際基準」という。)並びに日本アンチ・ドーピング規程(以下、「日本規程」という。)に基づくすべての義務を履行する責任を担っている。
- 1.2 世界規程に基づき、公益財団法人日本バスケットボール協会は、以下の役割及び責任等を担うものとする。
- ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会のアンチ・ドーピング規範及び規則が世界規程を遵守することを確保し、世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程(第23条の規程を含む。)を遵守すること。
 - ・ JADAの自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
 - ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADA及び国際競技連盟に報告すること、及び、ドーピング検査を行う権限を有するすべてのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング検査に協力することを、要求すること。
 - ・ JADAに協力すること。
 - ・ 加盟団体に対し、加盟団体又はその下部組織により承認され又は組織される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対して、世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。
 - ・ アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - ・ 世界規程及び日本規程に違反した加盟団体又はその下部組織に対し、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - ・ サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング検査を含む自己の管轄内における全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること。
 - ・ アンチ・ドーピング教育を推進すること(加盟団体に対し JADAと協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めることを含む。)。
 - ・ 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
 - ・ 正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に

対して支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。

第2条 アンチ・ドーピング規程の適用

2.1 本規程は以下に対して適用される。

- ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会
- ・ 競技者
- ・ サポートスタッフ
- ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会の権限下にあるその他の人
- ・ 加盟団体(その下部組織を含む。)

2.2 アンチ・ドーピング規則違反又は本規程のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

第3条 義務

3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- ・ 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、世界規程、国際基準、日本規程(第24.1項を含む。)、本規程並びにアンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の政策及び規則を理解し、遵守すること。
- ・ 検体採取にいつでも応じること。
- ・ アンチ・ドーピングと関連して、自己が撰取し、使用するものに責任をもつこと。
- ・ 医療従事者に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- ・ JADA及び競技者が所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされた競技者に対する決定を開示すること。
- ・ アンチ・ドーピング規則違反をドーピング検査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

3.2 国内競技連盟に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、世界規程に従い実施された検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出すること。

3.3 国内競技連盟に加入していない競技者で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている競技者は、国内競技連盟に加入しなければならず、競技者が所属する国内競技連盟の国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヶ月前に、検査を受けるものとする。

3.4 サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。

- ・ 自らに又は支援する競技者に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち世界規程、国際基準、日本規程(第24.2項を含む。)、本規程並びに国内アンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の規範及び規則を理解し、遵守すること。
- ・ 競技者の検査プログラムに協力すること。
- ・ 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること。
- ・ JADA及びサポートスタッフが所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフに対する決定を開示すること。
- ・ アンチ・ドーピング規程違反をドーピング検査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
- ・ 正当な理由なくして、いかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと。

3.5 国内競技連盟は、以下の義務を負うものとする。

- ・ 世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程(第23条の規程を含む。)を遵守すること。
- ・ JADAが世界規程及び日本規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。
- ・ アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADAに報告すること、及び、ドーピング検査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うドーピング検査に協力すること。
- ・ 世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規範を採択し、実施すること。
- ・ その国際競技連盟が日常的なアンチ・ドーピングプログラムを実施することに協力し、かつ、これを援助すること。
- ・ 全ての競技者、及び国内競技連盟又はその加盟機関の1つによって承認され又は運営される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対し、世界規程に適合するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- ・ 国内競技連盟の権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防止すること。
- ・ 加盟条件として、国内競技連盟のメンバー又は国内競技連盟により承認されたクラブの政策、規則及びプログラムが世界規程に準拠することを義務付けること。
- ・ 世界規程及び日本規程の違反を防止するために適切な措置を講じること。
- ・ 聴聞を要求することなく、国際競技連盟、JADA又はその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定が世界規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。
- ・ 通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された場合には、検

- ・ 体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出するよう義務付けること。
- ・ 正式加入していない人で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている人に対し、国内競技連盟に加入すること、及び、国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前には検査を受けることを、要求すること。
- ・ JADA以外のアンチ・ドーピング機関により、公益財団法人日本バスケットボール協会の競技者、サポートスタッフに対するアンチ・ドーピング規則違反の認定およびこれに対する制裁措置が行われた場合、JADAに速やかに通知すること。
- ・ JADAと協力してアンチ・ドーピング教育を推進すること。

第4条 相互承認

- 4.1 公益財団法人日本バスケットボール協会は、世界規程に整合しあつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。
- 4.2 公益財団法人日本バスケットボール協会は、世界規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が世界規程に適合している場合には、これを承認する。

第5条 本規程違反

- 5.1 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規程に違反する。
- 5.2 競技者、サポートスタッフ、その他の人又は加盟団体が本規程に基づく公益財団法人日本バスケットボール協会に対する義務に違反することは、本規程に違反する。

第6条 公益財団法人日本バスケットボール協会が課す制裁措置

- 6.1 アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判定された人は、日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に従いなされる公益財団法人日本バスケットボール協会理事会の決定により、世界規程及び日本規程違反の重さに従って、日本代表選手団又はその選考の資格、公益財団法人日本バスケットボール協会からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、公益財団法人日本バスケットボール協会で役職に就く資格を失う。
- 6.2 制裁措置の期間は、世界規程及び日本規程の第10条及び第11条に従って決定される。
- 6.3 公益財団法人日本バスケットボール協会は、違反が1回目か2回目か3回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

第7条 規律手続

7.1 アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、世界規程及び日本規程に従って判断され、世界規程及び日本規程の条項に従って認定され、世界規程及び日本規程の条項に従って不服申立がなされるものとする。

7.2 世界規程第8条及び日本規程第8条に従って規律手続は遂行されるものとする。

第8条 通知

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、公益財団法人日本バスケットボール協会は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- ・ 関係する国際競技連盟
- ・ 世界規程第14.1項及び日本規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- ・ 関係する加盟団体
- ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会が通知を必要と考えるその他の人又は組

第9条 不服申立て

不服申立てについては、日本規程第13条の規程に従うものとする。

第10条 アンチ・ドーピング規則違反の審査

アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構又はアンチ・ドーピング機関により明らかになつた場合、公益財団法人日本バスケットボール協会はアンチ・ドーピング規則違反及びそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第8条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

第11条 解釈

本規程において使用された語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従い解釈されるものとする。世界規程及び日本規程並びに国際基準は、本規程の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が自動的に適用され、本規程に優先するものとする。

本規程は、2015年11月11日に施行されるものとする。

公益財団法人日本バスケットボール協会
エージェント規則

(適用範囲)

- 第1条 本規則は、日本国内における選手（18歳以上の留学生を含む）又はコーチ（以下、選手及びコーチを「選手等」という）と公益財団法人日本バスケットボール協会基本規程（以下「基本規程」という）第62条に定める加盟チーム（以下「加盟チーム」という）との間の契約（以下「選手契約」という）締結を目的として、選手等又は加盟チームから依頼を受けて、選手契約締結のための交渉及びその他行為（以下、総称して「交渉等」という）を行なう者（以下「エージェント」という）の活動について適用される。
- 2 本規則は、国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）の内部規則（FIBA Internal Regulations）（以下「FIBA内規」という）におけるエージェントに関する規定を補完するものであり、すべての日本国内のエージェント（FIBA発行の有効なライセンス（以下「FIBAライセンス」という）の所持有無問わず）に適用される。本規則とFIBA内規とが矛盾する場合、FIBA内規を優先するものとする。
- 3 本規則は、選手契約の有効性には影響を与えないものとする。

(基本原則)

- 第2条 すべてのエージェントは、第3条に従って、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という）に登録されなければ、日本国内にて交渉等を行うことはできない。
- 2 選手等及び加盟チームは、選手契約をする際、本協会に登録されたエージェントのみを利用することができます。さらに国際移籍の枠組みにおいて、選手は本協会に登録するFIBAライセンスを所持するエージェントのみ利用することができます。
- 3 選手等、加盟チーム及びエージェントは、FIBA内規及び本規則を遵守する義務を負う。
- 4 エージェントによる交渉等が事件性を有する場合又は事件性を有することが予見される場合、弁護士以外のエージェントは関与してはならず、弁護士以外のエージェントは直ちに交渉等への関与を中止しなければならない。ただし、FIBAライセンスを有する者はその限りではない。

(エージェント登録)

- 第3条 エージェントは、本協会所定の方法により登録申請し、エージェントとして登録されなければならない（以下「エージェント登録」という）。
- 2 エージェントは、選手等又は加盟チームとのエージェント契約の締結に先立ち、エージェント登録されなければならない。ただし、本規則施行前に締結したエージェント契約についてはこの限りではない。
- 3 エージェントの登録料は、以下のとおりとする。
- （1）初回の申請料（抹消後の再申請料を含む）： 33,000円
- （2）年度登録料：一年度あたり30,000円
- 当該年度において、FIBAライセンスを所持しているエージェントは、FIBAエージェントライセンス登録料（annual membership fee）を支払っているため、本協会における登録料は免除する。

- 4 エージェント登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。ただし、登録年度の途中で行った登録の有効期間は、当該登録日から当該登録を行った日の属する登録年度の末日（3月31日）とする。なお、2022年11月から2023年3月までに登録されたものは、2024年3月末までの登録とみなす。
- 5 エージェントは、登録年度毎に、エージェント登録を更新しなければならない。本協会所定の期間内にエージェント登録を更新しない場合、登録は抹消されるものとする。
- 6 以下の各号に該当する者は、エージェント登録をすることができない。
 - (1) FIBA、本協会、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）、Bリーグに所属するクラブチーム、一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（以下「B3リーグ」という）、B3リーグに所属するクラブチームの役員、職員、各種委員会の委員、審判、ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位にある者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた者
 - (3) 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
 - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団準備構成員、暴力団関係企業、準暴力団、総会屋等の政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体体並びにこれらの構構成員などの反社会的勢力又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等
 - (5) エージェント登録を抹消された日から3年を経過しない者
 - (6) FIBA内規が禁止する利益相反を構成するすべての者
- 7 エージェントが、エージェント登録後に前項各号に該当した場合、本協会は、何らの催告を要さずに、同人の登録を抹消するものとする。
- 8 本協会は、本条に定めるエージェント登録申請をした者に対して、登録の完了又は拒絶を通知する。
- 9 本協会は、エージェント登録されたエージェントの氏名その他必要な事項を、本協会の公式ウェブサイトで公表する。

（エージェント契約）

- 第4条 エージェントは、選手等又は加盟チームとの間で書面によるエージェント契約（契約の種類又は契約書の名目を問わず、所属選手等又は加盟チームがエージェントに対して選手契約のための交渉等を依頼することを内容とする一切の契約を意味する。以下、同様）を締結している場合に限り、当該選手等又は加盟チームのために交渉等を行うことができる。
- 2 エージェント契約の契約期間は2年を超えないものとし、契約期間が自動的に更新又は延長される条項を定めることはできない。ただし、当事者間の新たな書面による合意により、エージェント契約を更新することができる。
 - 3 選手等及び加盟チームは、エージェントとエージェント契約を締結した場合であっても、当該エージェントの援助なしに自ら選手等又は加盟チームと選手契約の交渉、締結を行うことができるものとする。エージェント契約の当事者は、選手等及び加盟チームの当該権利を制限するような条項を定めてはならない。
 - 4 エージェント契約の当事者は、各当事者が相手方当事者に対する30日前の通知によ

るエージェント契約を解約することができる条項を定めなければならない。

- 5 選手等又は加盟チームが、交渉等その他関連するエージェントサービスを行ったエージェントに支払うべき報酬の総額は、選手契約1件あたり、当該選手契約の契約期間における基本報酬総額の10%を超えてはならない。
- 6 エージェントは、選手等又は加盟チームとエージェント契約を締結した場合、締結後14日以内に、本協会に対し、当該エージェント契約書その他本協会が指定する文書等を提出しなければならない。エージェント契約が期間満了又は解約その他事由により終了した場合も同様とする。

(利益相反の禁止)

第5条 エージェントは、選手等又は加盟チームの事前の承諾がある場合であっても、直接間接を問わず、以下の各号に該当する利益相反行為をしてはならない。

- (1) 同一の交渉等について、交渉等の相手方のエージェントとなること
 - (2) エージェントと同一の法人に属する他の者がエージェントとして関わる交渉等について、交渉等の相手方のエージェントとなること
 - (3) 同一の交渉等について、交渉等の相手方に対して助言すること
 - (4) 交渉等の依頼を受けた選手等又は加盟チーム（以下「依頼人」という）以外の者から報酬を受けること
 - (5) 交渉等に関して、依頼人以外の選手等若しくは加盟チーム又は加盟チーム役職員若しくはそのコーチに対して、何らかの権益、経済的利益、サービス又は優遇的取扱い（以下、総称して「利益」という）を与え、又はそのような申し出を行うこと
- 2 選手等及び加盟チームは、エージェントが前項に違反する行為をしていることを合理的に認識した場合、当該エージェントとの間でエージェント契約、交渉等及び支払いを行ってはならない。
 - 3 選手等及び加盟チームは、第1項第5号の申し出を受諾してはならず、かつ利益を享受してはならない。

(開示)

第6条 選手等及び加盟チームは、エージェント契約書その他エージェントと締結したすべての文書並びにエージェントに支払った又は支払う予定のすべての合意済みの報酬について、その性質を問わず、本協会の要請に応じ、開示しなければならない。

- 2 エージェントは、前項に定める開示義務を、依頼人である選手等又は加盟チームと連帯して負うものとする。

(エージェントの遵守義務)

第7条 エージェントは、本規則で定める他の義務に加え、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 誠実に交渉等を行い、交渉等において、虚偽又は誤解若しくは誤導させる事実を告げてはならない。
- (2) 選手等又は加盟チームのために、相手方の選手等又は加盟チームと交渉等を行うに先立ち、当該相手方に対し、自らが本人のためにする権限を有することを証明し、かつ本人のためにすることを明示しなければならない。
- (3) 選手等に対し、選手契約を期間満了前に解除させる又は選手契約に規定さ

れた義務に違反させるよう働きかけ、又は当該目的をもって接触してはならない。

- (4) 18歳未満の選手が本協会所定の宣言を行う前に、当該選手との間でエージェント契約を締結し、又は当該目的をもって接触してはならない。また、当該選手がエージェント契約締結時に18歳未満である場合には、エージェント契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。その他、本協会のチーム登録において、U18カテゴリー区分および一般カテゴリー区分（大学区分）に登録されている選手等とのエージェント契約の締結を行った場合には、エージェントは所属するチーム責任者へ報告を行う。
- (5) 自ら又は第三者をして、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。
- (6) エージェント契約の履行により知り得た依頼人の交渉等に関する情報を、依頼人の事前の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、エージェント契約の遂行のためにのみ使用しなければならない。
- (7) 法律、本協会の定款、基本規程および諸規程を遵守しなければならない。
- (8) トレーニング又は大会期間中、選手等（特に18歳未満の選手）に接触してはならない。
- (9) 依頼人に対し、依頼人のために行われたエージェントとしてのすべての活動を報告しなければならない。
- (10) 交渉等に先立ち依頼人と相談を行い、選手契約において依頼人が負う義務を通知しなければならない。
- (11) 選手契約の契約書には依頼人をして直接署名（又は記名押印）をさせなければならない。
- (12) 依頼人には打診を受けた選手契約の一部又はすべてを拒否する権利があることを認め、依頼人に選手契約の締結を強制してはならない。
- (13) 事務所、電話、電子メールその他の適切な通信手段並びにエージェントとして効果的かつ効率的に業務を遂行するために通常必要と思われる設備を備えなければならない。
- (14) エージェント報酬の不払いを理由として、選手契約を終了させ、又は選手契約の終了に関わってはならない。
- (15) 選手に対し、代表チームの活動に参加しないよう助言又は忠告をしてはならない。

（国際移籍を伴う選手契約）

- 第8条 エージェントは、本協会以外のFIBA加盟国連盟に登録する選手契約に関する交渉等（以下、総称して「国際移籍」という）を行う場合、FIBAライセンスを所持してはなければならない。
- 2 第2条第2項に基づき、国際移籍を伴う選手契約の場合、選手等及び加盟チームは、FIBAライセンスを所持するエージェント以外のエージェントを利用してはならない。
 - 3 国際移籍を伴う選手契約の場合、選手等及び加盟チームは、FIBAライセンスを所持していないエージェントを利用する相手方と選手契約締結のための交渉等をしてはならない。

(懲罰)

第9条 本協会は、本規則に違反したエージェント、選手等及び加盟チームに対し、基本規程に従い、懲罰を科すことができる。

(改廃)

第10条 本規則の改廃は理事会の議決を経て、これを行う。

(施行)

第11条 本規則は2023年1月1日から施行する。

2 本規則の施行に伴い、本協会の選手エージェント規則（2013年4月10日施行）は廃止される。

公益財団法人日本バスケットボール協会 国内競技会の開催手続きに関する運用細則

本細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会(JBA)の基本規程第131条〔国内競技会の主催〕第2項および第131条の2〔開催手続きに関する細則〕に基づき、国内競技会の開催手続きに関する事項について定める。

1. 競技会の区分

国内競技会開催にあたっての競技会の区分は以下のとおりとする。

(1) 公式競技会A

JBAが企画した競技会もしくは全国規模の競技会の予選会としてJBAが規定する競技会、または都道府県バスケットボール協会(以下「都道府県協会」という)もしくは各種連盟が企画した複数都道府県に亘る(複数の都道府県に跨って開催される、または参加チームの所属する都道府県協会が複数に亘ることを意味する。以下同じ)規模(出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む)であり、かつJBAに申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 公式競技規則に則り行われること
- ② 出場チーム(選抜チームを除く)および出場選手が日本国内で活動している場合は、JBAに加盟または登録していること
- ③ 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件(その時点における最強のチームの組成を主眼とした選考)により選抜された選手で構成されたチームであること

(2) 公式競技会B

都道府県協会が企画した競技会もしくは都道府県規模の競技会の予選会として都道府県協会が規定する競技会、または都道府県バスケットボール連盟(以下「都道府県連盟」という)が企画した単独都道府県内で完結する規模であり、かつ都道府県協会に申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 公式競技規則に則り行われること
- ② 出場チーム(選抜チームを除く)および出場選手がJBAに加盟または登録していること
- ③ 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件(その時点における最強のチームの組成を主眼とした選考)により選抜された選手で構成されたチームであること

(3) 準公式競技会A

JBAが企画した競技会または都道府県協会もしくは各種連盟が企画した複数都道府県に亘る規模(出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む)であり、かつJBAに申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 出場チーム(選抜チームを除く)および出場選手がJBAに加盟または登録していること
- ② 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること

(4) 準公式競技会B

都道府県協会が企画した競技会または都道府県連盟が企画した単独都道府県内で完結する規模であり、かつ都道府県協会に申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 出場チーム(選抜チームを除く)および出場選手がJBAに加盟または登録していること
- ② 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること

(5) 承認競技会A

各種連盟または第三者が企画した複数都道府県に亘る規模であり、かつJBAに申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 出場選手が日本国内で活動している場合は、原則としてJBAに登録していること
- ② 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること。ただし、登録上の所属チームに依らない混成チームも可能とする。

(6) 承認競技会B

地区・市区町村バスケットボール協会(以下「地区・市区町村協会」という)または第三者が企画した単独都道府県内で完結する規模であり、かつ都道府県協会に申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

- ① 出場選手は原則としてJBAに登録していること
- ② 出場チームの単位は、単独のチームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること。ただし、登録上の所属チームに依らない混成チームも可能とする。

2. 競技会の開催手続き手順

国内競技会開催にあたっての手続き手順は以下のとおりとする。

(1) 公式競技会Aの開催手続き手順

- ① JBAが主催者(都道府県協会および各種連盟(全国連盟))に対して次年度の競技会開催申請を依頼(前年度7月ごろ依頼。提出締切は前年度8月末日)
- ② 主催者は、JBAに対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出
- ③ JBA(競技会委員会)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
- ④ (有料競技会の場合)主催者は、JBAに対して規定の納付金(JBA納付金)を納付
- ⑤ 競技会の開催
- ⑥ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(A)」)を提出

※ 年間競技日程決定後の申請については、都度(開催日所属月の前々月の末日までに)上記②以降の手順により行う。

(2) 公式競技会Bの開催手続き手順

- ① 都道府県協会が主催者(都道府県連盟)に対して次年度の競技会開催申請を依頼
- ② 主催者は、都道府県協会に対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(B)」および「国内競技会収支計画書(B)」)を提出

- ③ 都道府県協会(競技会委員会)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
 - ④ (有料競技会の場合)主催者は、都道府県協会に対して規定の納付金(都道府県協会納付金)を納付
 - ⑤ 競技会の開催
 - ⑥ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内に都道府県協会に対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(B)」)を提出
- ※ 年間競技日程決定後の申請については、都度(都道府県協会が定める期日までに)上記②以降の手順により行う。

(3) 準公式競技会Aの開催手続き手順

- ① 主催者(都道府県協会または各種連盟)は、JBAに対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出
- ※提出締切:競技会開催日所属月の前々月の末日
- ② JBA(競技会委員会)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
- ③ (有料競技会の場合)主催者は、JBAに対して規定の納付金(JBA納付金)を納付
- ④ 競技会の開催
- ⑤ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(A)」)を提出

(4) 準公式競技会Bの開催手続き手順

- ① 主催者(都道府県連盟)は、都道府県協会に対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(B)」および「国内競技会収支計画書(B)」)を提出
- ※提出締切:都道府県協会が定める期日
- ② 都道府県協会(担当機関)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
- ③ (有料競技会の場合)主催者は、都道府県協会に対して規定の納付金(都道府県協会納付金)を納付
- ④ 競技会の開催
- ⑤ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内に都道府県協会に対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(B)」)を提出

(5) 承認競技会A(BリーグまたはB3リーグのプレシーズンマッチを除く)の開催手続き手順

- ① 主催者(プロックバスケットボール連盟、都道府県連盟または第三者)は、主となる競技会開催地の都道府県協会に対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出
- ② 都道府県協会(担当機関)は、承認可否を判断し、(承認の場合)承認印を押印の上、JBAに対して開催申請書を提出
- ※JBAへの提出締切:競技会開催日所属月の前々月の末日
- ③ JBA(競技会委員会)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
- ④ (有料競技会の場合)主催者は、JBAに対して規定の納付金(JBA納付金)を納付
- ⑤ (有料競技会の場合)JBAは、都道府県協会に対して納付金の半額を還付

⑥ 競技会の開催

⑦ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(A)」)を提出

(6) 承認競技会A(BリーグまたはB3リーグのプレシーズンマッチ)の開催手続き手順

① 主催者(Bクラブ、B3クラブまたは第三者^{※1})は、主となる競技会開催地の都道府県協会に対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出

※1:必ず対戦予定クラブの承諾を得ていること

② 都道府県協会(担当機関)は、承認可否を判断し、(承認の場合)承認印を押印の上、JBAに対して開催申請書を提出。その際、当該申請書の写しを主催者に返信

※JBAへの提出締切:競技会開催日所属月の前々月の末日

③ JBA(事務総長)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知

④ (有料競技会の場合)主催者は、JBAに対し規定の納付金(JBA納付金)を納付

⑤ (有料競技会の場合)JBAは、都道府県協会に対して納付金の半額を還付

⑥ 競技会の開催

⑦ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(A)」)を提出

(7) 承認競技会Bの開催手続き手順

① 主催者(地区・市区郡町村協会、都道府県連盟または第三者)は、都道府県協会に対して開催申請書(「国内競技会開催申請書(B)」および「国内競技会収支計画書(B)」)を提出

※提出締切:都道府県協会が定める期日

② 都道府県協会(担当機関)は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知

③ (有料競技会の場合)主催者は、都道府県協会に対して規定の納付金(都道府県協会納付金)を納付

④ 競技会の開催

⑤ (有料競技会の場合)主催者は、競技会終了後1ヶ月以内に都道府県協会に対して報告書(「国内有料競技会開催報告書(B)」)を提出

(8) 競技会区分が不明瞭な競技会の開催手続き手順

1) 都道府県協会または各種連盟(全国連盟)が主催者の場合

① 主催者は、JBAに対して(競技会区分欄未記入のまま)開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出

※提出締切:競技会開催日所属月の前々月の末日

② JBAは、競技会区分を判断し、主催者に対してその後の手続き手順を指示

2) 都道府県協会または各種連盟(全国連盟)以外の者が主催者かつ複数都道府県に亘る規模の場合

① 主催者は、当該競技会開催地の都道府県協会に対して(競技会区分欄未記入のまま)開催申請書(「国内競技会開催申請書(A)」および「国内競技会収支計画書(A)」)を提出

② 都道府県協会は、JBAに対して開催申請書を(競技会区分の判断はせず、承認可否を判断の上)

提出

③ JBAは、競技会区分を判断し、主催者に対してその後の手続き手順を指示

3) 都道府県協会または各種連盟(全国連盟)以外の者が主催者かつ単独都道府県内で完結する規模の
場合

① 主催者は、当該競技会開催地の都道府県協会に対して(競技会区分欄未記入のまま)開催申請書
(「開催申請書(B)」および「国内競技会収支計画書(B)」)を提出

② 都道府県協会は、競技会区分を判断し、主催者に対してその後の手続き手順を指示

3. 国内有料競技会開催におけるJBA納付金

国内有料競技会(入場料金が無料であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う競技会を含む。
以下同じ)開催にあたってのJBA納付金基準は以下のとおりとする。

(1) 納付金額

1) 国内有料競技会開催時に主催者がJBAに支払うJBA納付金は、次に掲げる額のうちいずれか高い
金額とする。

① 最も高額な入場料金(チケット単価)に10を乗じた額

② 30,000円

2) 入場料金を徴収しない競技会のJBA納付金は無料とする。

(2) 納付方法

1) JBA納付金の振込先は、下記口座とする。

三菱UFJ銀行 虎ノ門支店 普通預金 口座番号:0706048

口座名義:公益財団法人日本バスケットボール協会 事業口

2) JBA納付金の納付期間は、JBAの競技会開催承認を得てから当該競技会の開催日前日までとする。

3) 振り込みにかかる手数料は、申請者負担とする。

(3) 納付金の配分

都道府県協会または各種連盟(全国連盟)以外の者が複数都道府県に亘る国内有料競技会を開催
する場合、JBAは、当該競技会開催地の都道府県協会にJBA納付金の半額(50%)を配分する。

4. 国内有料競技会開催における都道府県協会納付金

国内有料競技会開催にあたっての都道府県協会納付金基準は以下のとおりとする。

(1) 納付金額

1) 国内有料競技会開催時に主催者が都道府県協会に支払う都道府県協会納付金は、次に掲げる額
のうちいずれか高い金額とする。

① 最も高額な入場料金(チケット単価)に5を乗じた額

② 15,000円

2) 入場料金を徴収しない競技会の都道府県協会納付金は無料とする。

(2) 納付方法

- 1) 都道府県協会納付金の振込先は、各都道府県協会が指定する口座とする。
- 2) 都道府県協会納付金の納付期間は、都道府県協会の競技会開催承認を得てから当該競技会の開催日前日までとする。
- 3) 振り込みにかかる手数料は、申請者負担とする。

2018年3月7日制定

2018年4月1日施行

B.LEAGUE OFFICIAL RULE BOOK

2025-26

Bリーグ 規約・規程集

発行

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ